

自治体の収入増加に関する調査研究

平成 22 年 3 月

財団法人 地方自治研究機構

目 次

序 調査概要

I 調査研究の背景と目的	1
II 調査研究の視点	2
III 調査研究の体系	3
IV 調査研究体制	4
V 研究会開催経過	4

第一編 税金等を確保する取組み

第一章 徴収手法の多様化と徴収組織の再編 5

I はじめに	5
1 徴収手法の多様化	5
2 徴収組織の一元化の定義	5
3 徴収組織の広域化の定義	5
II 徴収手法の多様化と徴収組織の再編に関する自治体アンケート調査	7
1 自治体アンケート調査の実施概要	7
2 徴収手法の多様化と徴収組織の再編の現状と課題	8
(1) 徴収手法—担当課ごとの実施実績	8
(2) 人口規模ごとの差押実績	10
(3) 徴収の実施に際しての課題、障害	11
(4) 滞納整理システムの統一と相互閲覧の状況	12
(5) 徴収組織再編の課題、障害	14
(6) 市区町村の徴収事務の支援施策	15
3 徴収組織一元化の事例	16
4 徴収組織広域化の事例	22
III 徴収組織一元化の取組事例（静岡県浜松市）	23
1 浜松市の概要	23
(1) 都市の概要	24
(2) 滞納状況	24
(3) 税務組織	24
2 債権回収対策課の概要	25
(1) グループ編成	25
(2) 業務内容	25
3 民間活力を活かした徴収組織	28
(1) 民間委託が可能な業務の範囲	28
(2) 催告業務の民間委託の導入経過	28
(3) 催告業務の民間委託による組織の効率化	29
(4) 催告業務の民間委託化の効果	30
4 債権管理条例	30
(1) 条例制定の背景	30
(2) 条例制定とその役割	30
(3) 条例をフォローする債権管理の手引き	31
IV 徴収組織広域化の取組事例（愛媛地方税滞納整理機構）	32
1 機構の設立	33
(1) 背景	33
(2) 経過	33

2	組織の概要	34
(1)	組織体制及び事務局体制	34
(2)	市町派遣職員	34
3	業務の概要	35
(1)	県及び県内市町に対する位置付け	35
(2)	徴収実績	35
4	徴収業務	37
(1)	効率的な事務スケジュール	37
(2)	事務マニュアルの整備	37
(3)	業務の基本となる考え方	38
(4)	市町派遣職員アンケート結果	39
5	市町へのコンサルティング業務	40
(1)	概要	40
(2)	ヒアリングチェック表	40
(3)	効果	41
V	考察	42
1	徴収組織の一元化	42
(1)	担当課間の格差の実態とその原因	42
(2)	徴収組織一元化の有効性	42
(3)	滞納整理システムと個人情報に関する課題	43
(4)	一元化された組織の業務形態と取扱う債権	43
(5)	徴収組織を効率的に運用するその他の手法	44
2	徴収組織の広域化	44
(1)	自治体間格差の実態とその原因	44
(2)	徴収組織広域化の有効性	44
(3)	徴収組織広域化の手法とトレンド	45
第二章 ふるさと納税（自治体への寄附）		47
I	はじめに	47
1	ふるさと納税（自治体への寄附）の概況	47
2	定義	47
3	平成20年4月の地方税法改正の概要	47
4	実績	49
II	ふるさと納税（自治体への寄附）に関するアンケート調査結果	50
1	実施概要	50
2	調査結果	51
(1)	寄附を募集する施策の実施状況（寄附の募集方法）	51
(2)	寄附を募集する施策の実施状況（制度概要等の案内方法）	53
(3)	寄附を募集する施策の実施状況（寄附の特典）	55
(4)	寄附を募集する施策の実施状況（納付方法）	57
(5)	寄附に関する課題	58
(6)	実施している寄附制度	60
	【参考】「ふるさと納税」に関するWebアンケート調査結果	63
(1)	「ふるさと納税」の利用経験の有無、認知状況	64
(2)	「ふるさと納税」を利用する条件	65
(3)	「ふるさと納税」を利用した理由	67
III	取組事例（かごしま応援寄附金募集推進協議会）	68
1	かごしま応援寄附金募集推進協議会の概要	68
2	協議会設立の経緯	69
(1)	ふるさと納税の課題	69

(2) 協議会設立に向けて	69
(3) 協議会の体制	69
(4) 市町村の役割	70
3 協議会の活動	70
(1) 寄附募集の対象	70
(2) 県外事務所での活動	70
(3) その他の活動	71
(4) 寄附者の傾向・属性等	72
(5) 協議会の活動の成果および効果	73
4 取組みにあたっての調整	73
(1) 市町村との調整	73
(2) お礼の品について	73
5 担当者が考える課題	73
(1) わかりにくい税控除の手続	73
(2) 全国的な盛り上がりの欠如	73
6 市町村の立場から見た協議会のあり方（鹿児島市）	74
(1) 協議会設立までの動き	74
(2) 鹿児島市の寄附制度の内容と成果	74
(3) 市町村から見た協議会の活動	74
7 調査から得られた示唆	75
(1) 本事例の成功要因	75
(2) 課題	75
IV 取組事例（熊本県熊本市）	76
1 熊本市の概要	76
2 熊本城復元整備基金の経緯	77
(1) 経緯	77
(2) 新「一口城主制度」	77
3 寄附の動向	77
(1) 寄附状況	77
(2) 寄附者の傾向・属性等	77
4 熊本城の情報を周知するための取組み	78
(1) 寄附の特典	78
(2) 熊本城の取組み	78
(3) 寄附を周知するための工夫	79
5 課題と今度の方向性について	79
(1) 課題	79
(2) ふるさと納税との関わり	80
(3) 方向性	80
6 調査から得られた示唆	80
(1) 本物志向があらゆる面で貫かれている	80
(2) 目的物自体と寄付行為の両方の魅力向上	80
(3) マスコミに取り上げられやすい情報発信・話題づくり	80
V 考察 ～ 寄附の更なる推進に向けて ～	81
1 複数の自治体による推進体制の構築	81
2 認知の向上に向けて	81
3 住民の寄附意識の醸成	81
4 今後の方向性	82
第三章 自治体による独自課税	89
I はじめに	89

1	概況	89
2	地方税に関する用語	89
3	地方税の種類	91
4	超過課税の制度改正	91
5	法定外税の制度改正	93
II	自治体による独自課税の実施状況	96
1	超過課税	96
(1)	超過課税実施団体数（平成21年4月1日現在）	96
(2)	超過課税の規模（平成19年度決算）	97
(3)	超過課税に関する考察	97
2	法定外税（平成21年1月現在）	98
(1)	道府県法定外普通税	98
(2)	市町村法定外普通税	100
(3)	道府県法定外目的税	101
(4)	市町村法定外目的税	104
(5)	法定外税に関する考察	104
III	自治体による独自課税の最新事例	105
1	独自課税を実施する上でのポイント	105
(1)	住民に新たな負担を求める必要性（前提条件）	105
(2)	税という手法の必要性（手法の選択）	105
(3)	住民周知、住民理解（意思決定の過程）	106
(4)	施策の適切な実施（事業管理と効果検証）	106
2	住民税均等割の超過課税について	107
(1)	公平な税負担が容易	107
(2)	住民にとって負担額がわかりやすい	107
(3)	徴税コストが安い	107
3	横浜みどり税（神奈川県横浜市）	108
(1)	横浜市の概要	108
(2)	横浜みどり税のデータ	108
(3)	横浜みどり税の導入経緯	109
(4)	独自課税を実施する上でのポイント	109
4	地域コミュニティ税（宮崎県宮崎市）	111
(1)	宮崎市の概要	111
(2)	地域コミュニティ税のデータ	111
(3)	地域コミュニティ税の導入経緯と仕組み	112
(4)	独自課税を実施する上でのポイント	113

第二編 自治体の財産の活用による増収の取組み

第四章 自動販売機設置における価格競争の導入 115

I	はじめに	115
1	概況	115
2	自動販売機設置に関する制度	115
3	価格競争導入に伴う課題	115
(1)	既存の自動販売機の問題	115
(2)	使用料の規定の問題	116
(3)	指定管理者制度導入施設の問題	116
II	自動販売機設置における価格競争の導入に関する現状と課題	117
1	自治体アンケート調査の実施概要	117
2	自治体における自動販売機設置における価格競争の現状と課題	118

(1) 自動販売機の設置状況	118
(2) 自動販売機を設置する際の価格競争の導入状況	119
(3) 指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置	127
(4) 指定管理者や自治体から目的外使用許可を受けた社会福祉協議会、 職員生協等が自動販売機を設置する場合の業者選定や価格決定に 関するルールやガイドラインの有無	131
III 取組事例（茨城県龍ケ崎市）	132
1 龍ケ崎市の概要	132
2 龍ケ崎市における自動販売機設置者公募の取組	133
(1) 取組の背景	133
(2) 自動販売機設置者を公募するための例規整備	133
(3) 自動販売機設置者の選考方法と成果	135
(4) 自動販売機設置に関するルール	136
(5) これから公募を行おうとする自治体へのメッセージ	137
IV 考察	138
1 行政財産の価値の再発見	138
(1) 自動販売機設置状況把握の重要性	138
(2) 価格競争の重要性	138
2 自動販売機設置における価格競争の手法	138
(1) 行政財産の目的外使用による場合	138
(2) 行政財産の一部貸付による場合	139
(3) 施設管理者の業務として行う場合	139
3 自動販売機設置に関するルール策定の重要性	140
(1) 自治体が自ら自動販売機設置者を選定する際のルール	140
(2) 目的外使用許可等を受けた者が自動販売機設置者を選定する際のルール	140
(3) 指定管理者制度導入施設における自動販売機設置に係るルール	140

第五章 広告事業 141

I はじめに	141
1 広告事業の概況	141
2 広告事業の定義	141
II 広告事業の実態と課題	142
1 自治体アンケート調査の実施概要	142
2 自治体における広告事業の実施状況	143
(1) 広告事業の実施状況	143
(2) 広告事業による収入及び経費縮減額	145
(3) 広告事業の庁内体制	147
(4) 広告事業を実施する際の共通認識・理解の醸成及び事務の効率化の取組み	151
(5) 収入を上げた広告媒体を所管する部署へのインセンティブ	152
(6) 広告媒体ごとの実施の有無	154
(7) 広告事業を実施する上での工夫、トラブル発生事例、苦慮している事項	156
III 取組事例（神奈川県横浜市）	159
1 横浜市の概要	159
2 横浜市における広告事業	160
(1) 広告事業の実施状況	160
(2) 広告事業専任組織の設置	162
(3) ケーススタディ	165
3 横浜市の考える広告事業	166
(1) より良い広告事業を実施するためのポイント	166
(2) 今後の展開	167

IV	考察	169
1	公共物に企業広告を掲載することの可否	169
2	ニッチメディアであることの限界と可能性	169
3	広告事業の展開に向けて	170
(1)	広告主の立場に立った事業展開を	170
(2)	広告主選定の透明性確保の重要性	170
(3)	媒体所管課の意欲を引き出すために	170
(4)	民間ノウハウ活用の効用	171
第六章 知的財産の活用		173
I	はじめに	173
1	知的財産の活用に関する現状	173
2	本調査における知的財産権の定義及び種類	173
II	「知的財産の活用」の取組みに関する自治体アンケート	174
1	実施概要	174
2	調査結果	175
(1)	知的財産の管理及び登録状況	175
(2)	知的財産を活用した収益事業の取組みの有無	176
(3)	知的財産を活用した収益事業を実施していない理由	177
III	知的財産の活用により収益を上げた先進事例（東京都杉並区）	178
1	杉並区の概要	178
2	杉並区アニメキャラクター「なみすけ」	179
(1)	なみすけに関する活用事業の背景及び経緯	180
(2)	知的財産を有効に活用するための取組み	182
(3)	課題と今後の方向性について	185
(4)	調査から得られた示唆	185
3	外来語・役所ことば言い換え帳	187
(1)	収益事業の背景及び経緯	187
(2)	収益を上げる知的財産を生み出し、活用するための取組み	189
(3)	課題と今後の方向性について	189
(4)	調査から得られた示唆	189
IV	考察 ～知的財産を有効に活用するために～	191
1	自治体における知的財産の活用による収益事業の取組みに関する現状	191
2	知的財産を活用することによる収益向上の取組みに向けて	191
(1)	知的財産を知る	191
(2)	二次的活用により収益を上げる可能性のある知的財産を探す	191
(3)	知的財産を活用するための知識、経験などを取得する	192
(4)	例規、マニュアルなどを整備する	192
(5)	知的財産の保護に向けた法的な手続きをする	192
(6)	公益性と収益性のバランスを考慮する	192
V	事例集	193
資料編		229
I	「徴収手法の多様化と徴収組織の再編」アンケート調査票と集計結果	229
II	「自治体への寄附」アンケート調査票と集計結果	231
III	「自動販売機設置における価格競争の導入」アンケート調査票と集計結果	232
IV	「広告事業」アンケート調査票と集計結果	234
V	「知的財産の活用」アンケート調査票と集計結果	236
研究会名簿		237

序 調査概要

序 調査概要

I 調査研究の背景と目的

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、行財政運営における地方公共団体（以下「自治体」という。）の裁量権は大きく拡大されてきた。いわゆる三位一体の改革において、財政面における自治体の自由度が高まる一方で、自治体の財政状況は全国の市区町村の経常収支比率が平成13年の84.6%から平成19年には92.0%にまで上昇するなど、財政の硬直化が進んでおり、多くの自治体で行財政運営が厳しさを増している。

このような状況の中で、平成19年6月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」いわゆる財政健全化法が公布された。この法律は、自治体の財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善を図ることを目的に、普通会計だけでなく、公営企業や公社・第三セクターなども対象とし、単年度フローだけでなくストックも考慮した財政状況の客観的な指標を導入し、自治体にその財政指標を公表することを義務付けている。

自治体の行財政運営を取巻く環境が激変してゆくなかで、自治体においても将来にわたる行財政運営に対する危機感が高まりから、多くの自治体において行財政改革に係る各種指針や計画等で、財源確保が経営基盤強化の柱として掲げられるなど、収入増加が喫緊の課題となっている。

本調査は、全国の自治体の収入増加に関する最新の取組みを把握し、その現状と課題、解決方法や先進事例を紹介することで、新たな収入増加方策を検討する自治体の参考に資することを目的として実施した。

II 調査研究の視点

本研究会では、以下の基本的な視点に立ち、調査分析作業を実施した。

1 導入効果が高く、多くの自治体で実施可能な6つのテーマを設定

本調査では、自治体の数ある収入増加方策を「税金等を確保するための取組み」と「自治体の財産の活用による増収の取組み¹」に分類し、中でも先行的に取組んでいる自治体では創意と工夫により大幅な収入増やコスト削減、効率化などの具体的な成果が顕在化しており、かつ、今後多くの自治体で導入が見込まれる6つのテーマ、①徴収手法の多様化と徴収組織の再編、②自治体への寄附（ふるさと納税）、③自治体による独自課税、④自動販売機設置における価格競争の導入、⑤広告事業、⑥知的財産の活用、について調査・分析を行った。

2 6つの収入確保策の全国動向と最新事例、今後の方向性を提示

全自治体（47都道府県1,797市区町村。平成21年9月1日現在）を対象としたアンケート調査の実施により、テーマごとの全国的な実施・導入状況や主要課題などの定量的な動向把握に加え、既往調査やマスコミ報道などで顕在化していない最新事例を抽出した。

また先行自治体への訪問調査によって、取組みの背景、導入・運用など各段階の課題とその克服方法、実施経験からより成果を上げるための工夫や今後の展望などの定性調査を行い、今後の展開を整理・分析した。

3 収入確保策の入門書として役立つ情報を掲載

本報告書は、「自治体の創意と工夫により、どこでもできる収入増加方策」をコンセプトに、6つのテーマごとに章を設けて完結するオムニバス形式とした。

まず、文献調査によりテーマに係る法改正の動向や新制度の概要を整理し、テーマ設定の意義と背景、必要性を明らかにしつつ、自治体アンケート調査や訪問調査などの独自調査により現状と課題、課題解決に向けてのさまざまな工夫やユニークなアイデア事例を収集・整理し、本テーマの収入確保策を導入・拡充しようとする自治体の入門書、実務書として参考に資する構成とした。

¹ 「自治体の財産の活用による取組み」では、自治体の公有財産で余剰している土地・建物等の利活用が想定されるが、当機構が平成20年度に本研究会で実施した「公共施設の余裕（空き）施設の利活用に向けた現状と課題」報告書にて、行政財産の余剰施設（庁舎、学校、公民館等）の実態と有効活用による収入増加事例を数多く紹介しているので参照されたい。

Ⅲ 調査研究の体系



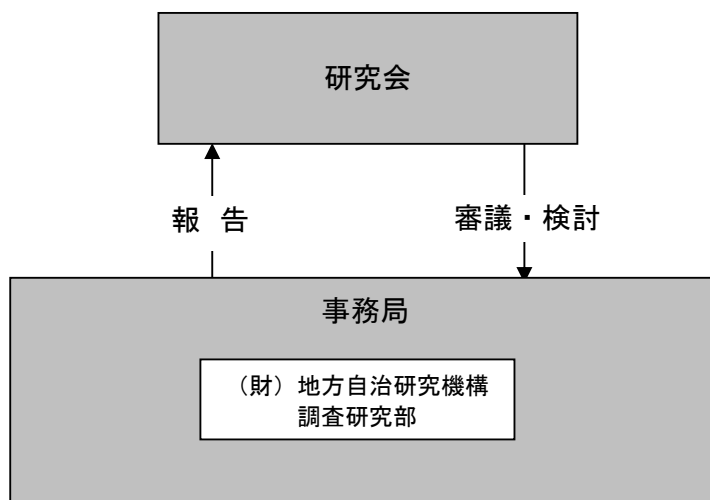
IV 調査研究体制

1 実施主体

本調査研究は、(財)地方自治研究機構の自主研究事業として実施した。

2 実施体制

- ① 本調査研究を進めるにあたり、学識経験者及び自治体担当者など有識者による研究会を設置し、審議・検討を行った。
- ② 研究会のもとに事務局を設け、本調査研究の具体的な推進に必要な事務、調査、調整を行った。



V 研究会開催経過

本調査研究は、平成 21 年度事業として実施した。

なお、期間内に 3 回の研究会を開催した。研究会の開催日程及び検討内容は以下のとおりであった。

第一回研究会（平成 21 年 8 月 6 日（木）開催）

- 調査企画の検討
- 自治体委員による取組み報告
 - ・神奈川県横浜市「横浜市の広告事業について」（石井健一郎委員代理）
 - ・茨城県龍ケ崎市「龍ケ崎市における自動販売機設置者の公募について」（足立典生委員）

第二回研究会（平成 21 年 12 月 24 日（木）開催）

- 調査中間報告

第三回研究会（平成 22 年 2 月 23 日（火）開催）

- 報告書案の検討

第一編 税収等を確保する取組み

第一章 徴収手法の多様化と徴収組織の再編

第一章 徴収手法の多様化と徴収組織の再編

I はじめに

1 徴収手法の多様化

徴収手法は時代の変化とともに様々な進歩を遂げてきた。夜間・休日の窓口収納やコンビニ収納などは、民間店舗の年中無休、24時間営業があたりまえとなりつつある現代にあって、公共にも同様のサービスが要求されるようになったことへの対応である。また、かつては主流であった電話加入権の差押などは、電話加入権自体が価値を失いつつある中で、過去の手法となってほぼ消えてしまった。

一方で、インターネット公売の手法が確立したことにより、従前は公売が手間であったために敬遠されていた動産の差押が積極的に行われるようになってきている。消費者金融等に対する過払金返還請求権の差押などは、滞納者の多くが多重債務を抱えて納税困難に陥っているという現状をよく把握し、法的手段をもって滞納整理を行った結果、滞納は解消し、多重債務すら軽減されることもある手法である。さらに、自治体の業務の民間委託化が進む中では、電話催告業務などを民間委託することで効率良く滞納整理を行うという自治体もあらわれている。

徴収現場の職員は、常に時代の流れを感じつつ、効率的に滞納を解消して財源を確保するために努力しており、その結果として徴収事務は日々進歩し、多様化している。

2 徴収組織の一元化の定義

職員数の多い自治体にあつては、国税徴収法の規定に基づき滞納整理業務を行う組織だけでも、市区町村税担当、国民健康保険担当、保育料担当、下水道使用料担当、介護保険担当など、細かく担当課が分かれていることが一般的である。

徴収手法が多様化した結果、市区町村税担当、国民健康保険担当、保育料担当、下水道使用料担当、介護保険担当などの自治体内の担当課ごとに、実施している徴収手法の格差が拡大した。また、住民の立場からすると、納付相談などの窓口は一本化して欲しいという意見も聞かれるところである。

これらの状況を解消するために、徴収組織の一元化を検討・実施する自治体が増えている。

本調査においては、複数の担当課に分かれて行っていた徴収業務を集約し、効率的に徴収業務にあたるために組織再編を行うことを徴収組織の一元化と定義し、その実態を調査する。

3 徴収組織の広域化の定義

職員数の少ない自治体にあつては、従前より市区町村税と国民健康保険税・料を同一の課で徴収することが一般的である。その他の料金等についても、同様の取扱となることも多かった。その意味では、職員数の少ない自治体においては担当課間の格差は深刻な問題とはならなかった。しかしながら、一人の職員が担当する業務が多岐にわたるため、日常業務に忙殺されることが多く、新しい徴収手法の検討・導入に力が注げず、結果として人口規模が大きく、徴収担当を多く配置できる自治体との間の徴収手法の格差が拡大した。

自治体間の徴収業務に格差があることは、税の公平性の視点から容認できない問題であったため、都道府県などが中心となって広域的に徴収業務を行う組織を編成する動きが活発化している。

本調査においては、複数の自治体が参加する横断的で広域的な徴収組織を設立し、恒常的に参加自治体の徴収業務を実施することを徴収組織の広域化と定義し、その実態を調査する。

II 徴収手法の多様化と徴収組織の再編に関する自治体アンケート調査

1 自治体アンケート調査の実施概要

(1) 目的

実施している徴収手法及び推進体制、情報システムの導入、徴収の実施に際して課題や障害、徴収組織の一元化及び広域化等の全国的な取組み状況を把握し、効率的効果的な徴収による自主財源の確保につながる工夫と課題、今後の展望等の示唆を得るために実施した。

(2) 対象

1,844 団体（都道府県 47 団体、市区町村 1,797 団体。平成 21 年 9 月 1 日時点）

(3) 方法

配布：郵送及び当機構ホームページからのダウンロード

回収：郵送及び電子メール

(4) 実施期間

平成 21 年 10 月 9 日から 11 月 27 日まで（調査時点：平成 21 年 10 月 1 日）

(5) 回収結果

1,190 団体から回収を得た（回収率 64.5%）。

団体	団体数		回収率
	対象	回収	
都道府県	47	42	89.4%
30 万人以上_市区町村	83	66	79.5%
5 万人以上 30 万人未満_市区町村	462	332	71.9%
1 万以上 5 万人未満_市区町村	768	472	61.5%
1 万人未満_市区町村	484	278	57.4%
計	1,844	1,190	64.5%

(6) 調査項目

【市区町村】

- ①実施している徴収手法（納税者の利便性の向上、差押、公売等）
- ②徴収の実施に際しての課題、障害
- ③滞納整理システム（電算システム）の統一状況、相互の閲覧可能か
- ④徴収組織の一元化の取組み
（開始時期、取扱い税目、事務の形態等）
- ⑤徴収組織の広域化の取組み
（名称、組織形態、参加年月、取扱い税目、事務の形態）
- ⑥徴収組織を再編するうえで、課題や障害になる点

【都道府県】

- ⑦市区町村の徴収事務の支援施策 等

2 徴収手法の多様化と徴収組織の再編の現状と課題

【市区町村】

(1) 徴収手法－担当課ごとの実施実績

- ほぼ全ての徴収手法において、市区町村税＞国保＞保育、下水、介護という実施率である。
 ⇒ 滞納整理業務における税目間格差の存在が明確であり、徴収組織の一元化の必要性がある。ただし、保育、下水、介護に関しては滞納整理に注力できずにいる理由がある。＜「V 考察」42頁＞参照
- 市区町村税、国保税担当課では差押を、保育、下水、介護担当課では納税者の利便向上を優先的に実施している。

図表 1-1 徴収手法－担当課ごとの実施実績(MA)

n=1148
(件/%)

徴収手法		市区町村税担当	国民健康保険税・料担当	保育料担当	下水道使用料担当	介護保険料担当
納税者の利便向上	夜間窓口収納	453 39.5%	423 36.8%	156 13.6%	145 12.6%	202 17.6%
	休日窓口収納	389 33.9%	358 31.2%	106 9.2%	122 10.6%	168 14.6%
	コンビニ収納	267 23.3%	222 19.3%	43 3.7%	247 21.5%	80 7.0%
	クレジットカード収納	12 1.0%	8 0.7%	2 0.2%	13 1.1%	1 0.1%
	電子収納	18 1.6%	14 1.2%	3 0.3%	1 0.1%	5 0.4%
	その他	135 11.8%	129 11.2%	92 8.0%	82 7.1%	108 9.4%
差押	電話加入権	255 22.2%	186 16.2%	5 0.4%	3 0.3%	13 1.1%
	不動産	928 80.8%	713 62.1%	34 3.0%	32 2.8%	85 7.4%
	預貯金	1037 90.3%	850 74.0%	94 8.2%	37 3.2%	135 11.8%
	生命保険	724 63.1%	547 47.6%	43 3.7%	10 0.9%	69 6.0%
	給与・報酬	851 74.1%	639 55.7%	56 4.9%	15 1.3%	70 6.1%
	国税還付金	885 77.1%	681 59.3%	24 2.1%	8 0.7%	88 7.7%
	消費者金融等への過払金	85 7.4%	69 6.0%	2 0.2%	2 0.2%	6 0.5%
	売掛金、未収金	389 33.9%	220 19.2%	8 0.7%	6 0.5%	25 2.2%
	有価証券	166 14.5%	84 7.3%	2 0.2%	1 0.1%	10 0.9%
	自動車、オートバイ	318 27.7%	204 17.8%	4 0.3%	3 0.3%	19 1.7%
	その他の動産	421 36.7%	270 23.5%	8 0.7%	6 0.5%	23 2.0%
	その他	157 13.7%	105 9.1%	6 0.5%	12 1.0%	17 1.5%
公売・その他	インターネット公売	416 36.2%	278 24.2%	9 0.8%	7 0.6%	30 2.6%
	電話催告の民間委託	56 4.9%	44 3.8%	6 0.5%	29 2.5%	10 0.9%
	訪問収納の委託・囑託	282 24.6%	316 27.5%	44 3.8%	109 9.5%	107 9.3%
	その他	77 6.7%	54 4.7%	15 1.3%	20 1.7%	17 1.5%

【参考】「その他」回答の主な内容

【納税者の利便向上】

- 保育園窓口収納（5万～30万人）
- 集金、出張収納（1万～5万人）
- 早朝窓口納付（1万未満人）
- ゆうちょATMサービス（5万～30万人）
- 地域ごとに介護保険料徴収員を配置（30万人以上）
- 代行納付（課で保有する口座に納税者から入金された金額を本人に代わり納付する）（5万～30万人）
- 体の不自由な方への訪問徴収（5万～30万人）
- 保育園で取りまとめ、一括し、金融機関で納付（30万人以上）

【差押】

- 自治体発注の工事代金（1万～5万人）
- 出資金（1万未満人）
- 県税還付金（1万～5万人）
- 年金（30万人以上）
- 供託金（5万～30万人）
- ゴルフ・リゾート会員権（30万人以上）
- 宅建保証金（5万～30万人）
- 家賃（30万人以上）
- 現金（搜索による）（5万～30万人）

【公売・その他】

- 電話催告の嘱託（30万人以上）
- コールセンターによる保険料電話相談（国民健康保険料）（30万人以上）
- 滞納整理機構への移管（5万～30万人）

(2) 人口規模ごとの差押実績

- 人口規模が大きい自治体ほど差押²を実施している。
⇒ 滞納整理業務における地域格差の存在が明確であり、徴収組織の広域化の必要がある。
- 国民健康保険税・料に限り、30万人以上の自治体において差押³の実施率が低い。
⇒ 30万人未満の自治体では、市区町村税と国民健康保険税・料を一つの課で徴収することが一般的であるため、差押の実施率が高くなることから、徴収組織一元化の有効性が認められる。

図表 1-2 人口区分別 預貯金差押実施状況(SA)

		件 / %										
		n	市区町村税		国保税・料		保育料		下水道使用料		介護保険料	
人口区分	1万人未満	278	191	68.7%	150	54.0%	4	1.4%	3	1.1%	18	6.5%
	1万～5万人	472	450	95.3%	361	76.5%	23	4.9%	15	3.2%	59	12.5%
	5万～30万人	332	330	99.4%	280	84.3%	37	11.1%	11	3.3%	46	13.9%
	30万人以上	66	66	100.0%	59	89.4%	30	45.5%	8	12.1%	12	18.2%

図表 1-3 人口区分別 国民健康保険税・料 差押実施状況(SA)

		件 / %										
		n	不動産		預貯金		給与・報酬		国税還付金		自動車・オートバイ	
人口区分	1万人未満	278	95	34.2%	150	54.0%	95	34.2%	130	46.8%	19	6.8%
	1万～5万人	472	310	65.7%	361	76.5%	288	61.0%	305	64.6%	102	21.6%
	5万～30万人	332	264	79.5%	280	84.3%	220	66.3%	214	64.5%	79	23.8%
	30万人以上	66	44	66.7%	59	89.4%	36	54.5%	32	48.5%	4	6.1%

² 図表 1-2 では預貯金の差押をサンプルとしたが、ほぼ全ての差押対象において同様の傾向が見られる。

³ 図表 1-3 では代表的な差押をサンプルとしたが、ほぼ全ての差押対象において同様の傾向が見られる。

(3) 徴収の実施に際しての課題、障害

- 人口規模が小さい自治体ほど課題、障害を多く抱えている。
⇒ 滞納整理業務に注ぎ込むことができる人員、経費の差が大きな要因であり、徴収組織の広域化の必要性がある。
- システム開発等の費用に限り、人口規模が大きい自治体ほど課題と感じている。
⇒ 処理すべき情報が多い上、各種システムが担当課ごとに細分化している。
- 費用対効果の面から、徴収手法を多様化させれば良いというものではないという考えもある。
- クレジットカード収納、コンビニ収納等については、徴収コストを抑えるべきという考え方から実施しない例がある。

図表 1-4 人口区分別 徴収の実施に際しての課題、障害(MA)

		件 / %									
		n	業務量が多く新しい取組みを実施する余裕がない	職員に滞納処分を実行するスキルがない	システムの開発等に費用がかかる	地縁、血縁の近い者が多く、滞納処分が困難である	差押物件の保管、換価が困難である	滞納処分よりも納税督促を重視している	現在実施している取組みで十分な成果をあげている	その他	
全体		1083	664 61.3%	401 37.0%	781 72.1%	321 29.6%	629 58.1%	458 42.3%	246 22.7%	43 4.0%	
人口区分	1万人未満	270	180 66.7%	159 58.9%	170 63.0%	161 59.6%	167 61.9%	179 66.3%	71 26.3%	4 1.5%	
	1万～5万人	446	279 62.6%	173 38.8%	318 71.3%	131 29.4%	271 60.8%	187 41.9%	99 22.2%	21 4.7%	
	5万～30万人	305	172 56.4%	61 20.0%	240 78.7%	29 9.5%	160 52.5%	75 24.6%	62 20.3%	11 3.6%	
	30万人以上	62	33 53.2%	8 12.9%	53 85.5%	0 0.0%	31 50.0%	17 27.4%	14 22.6%	7 11.3%	

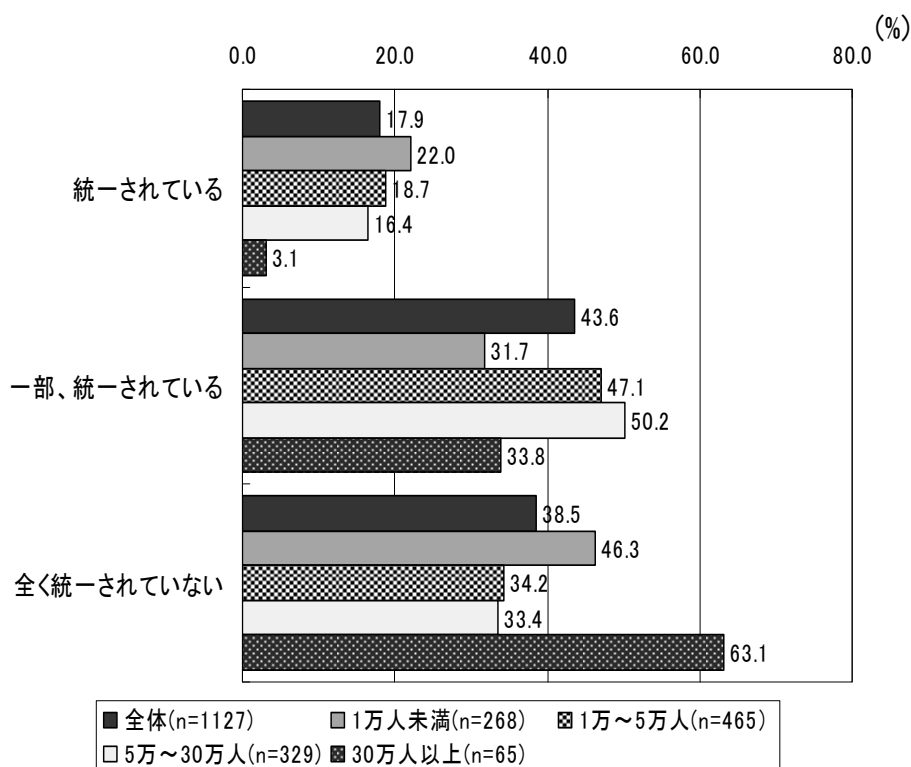
【参考】「その他」回答の主な内容

- 費用対効果の視点から実施していない (1万～5万人)
- 小規模な自治体では「様々な取組み」には、経済効果も含め、様々な理由から無理がある (1万～5万人)
- クレジットカード収納、コンビニ収納は手数料が高い (30万人以上)

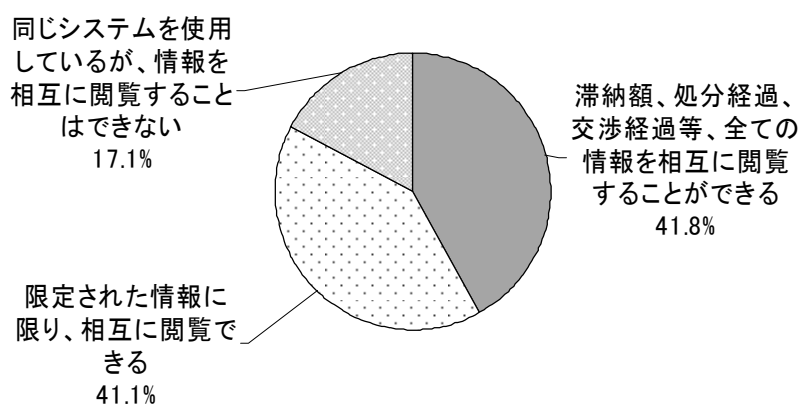
(4) 滞納整理システムの統一と相互閲覧の状況

- 人口規模の大きい自治体ほど滞納整理システムは統一されていない。
⇒ そもそも担当課が別々である場合が多いということ。
- 情報を相互閲覧することは個人情報保護の面から疑義もあり、閲覧情報の制限等の工夫がなされている。

図表 1-5 人口区分別 システムの統一状況(SA)



図表 1-6 システムの相互閲覧状況(SA)



n=684
(%)

【参考】滞納者情報を相互閲覧することについての考え方

〔滞納額、処分経過、交渉経過等、全ての情報を相互閲覧できる〕

- 複数の債権を同一の課で担当しているので、当然閲覧可能（1万人未満）
- 市税、国保税両セクションの職員が徴税吏員に任命されているため可能（1万～5万人）

〔限定された情報に限り、相互閲覧できる〕

- 相互徴収を行っていない事、個人情報の保護、公租公課などの観点から、情報を相互に閲覧できる部署と出来ない部署があり、個人のパスワードで管理されている（1万～5万人）
- 個人情報のため、必要最低限の情報共有としている（5万～30万人）
- 滞納額のみ共有している（5万～30万人）

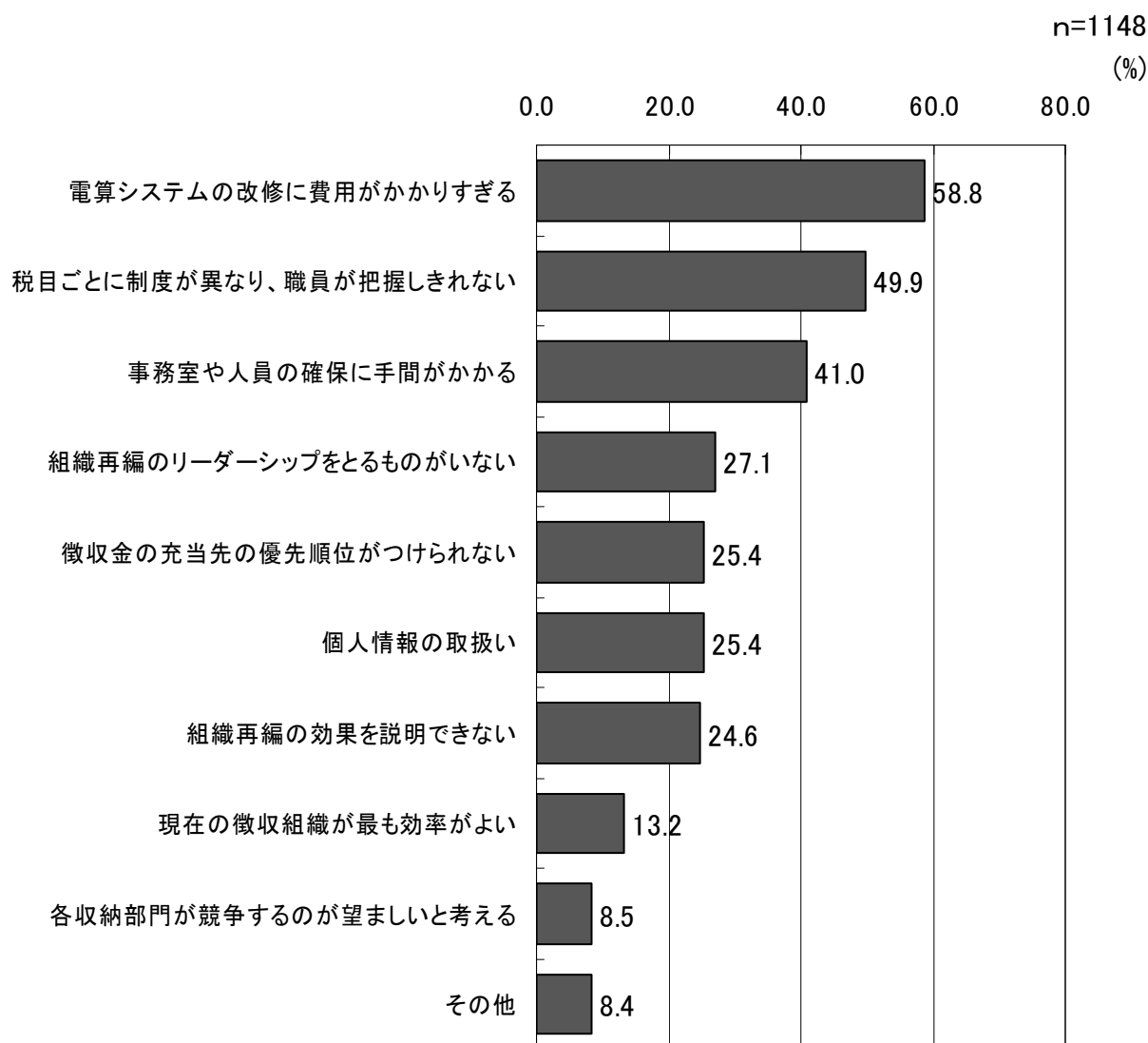
〔同じシステムを使用しているが、相互閲覧はできない〕

- 税情報を税外歳入所管課に提供することは地方税法に抵触する虞があるため、情報の共有は行っていない（5万～30万人）
- 個人情報保護の規定により、目的外利用の制限が設けられている（30万人以上）

(5) 徴収組織再編の課題、障害

- 課題、障害の上位3つは、「電算システムの改修費用」、「税目ごとの制度の違いを把握できない」、「事務室や人員の確保」である。
- 現在の組織が最も効率が良いと回答したのは13.2%の自治体のみである。
⇒多くの自治体において、より効率のよい組織が求められている。
- 各収納部門が競争するのが望ましいとの考えから、あえて別々に徴収を行っている自治体は8.5%である。

図表 1-7 徴収組織再編の課題、障害(MA)

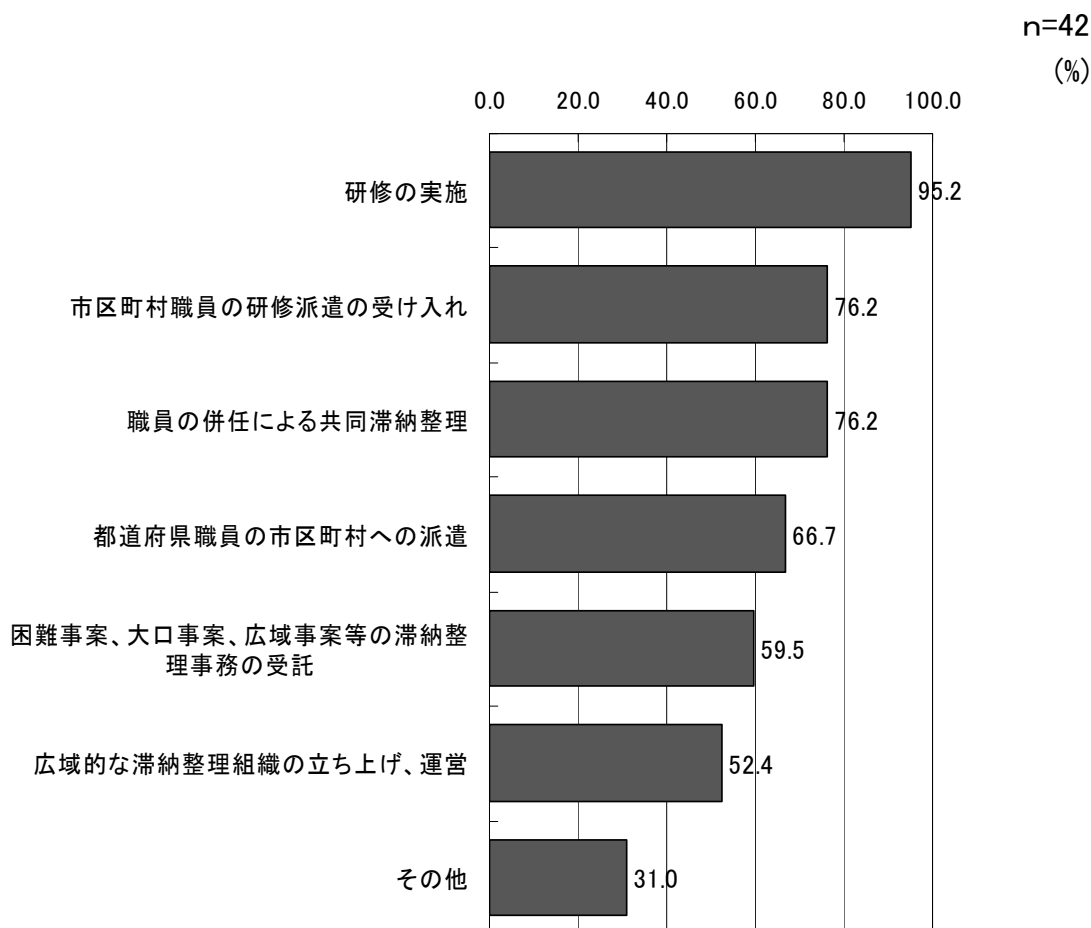


【都道府県】

(6) 市区町村の徴収事務の支援施策

- 95.2%の都道府県で市区町村職員向けの研修が実施されている。
- 研修の他に、「市区町村職員の受け入れ」、「職員の併任」、「都道府県職員の派遣」など、都道府県の支援策は人材育成を目指すものが上位を占める。

図表 1-8 市区町村の徴収事務の支援施策(MA)



【参考】「その他」回答の主な内容

- 地方税法第 48 条に基づく直接徴収の実施
- 共同徴収、共同催告、共同公売
- 先進的取組の発表や情報交換
- 日々の業務の中で寄せられる市町村からの質問等への対応、助言
- 県ホームページでの事業主向け啓蒙情報掲載や、啓発チラシを作成し市町村に配布するなどの啓蒙活動による特別徴収の促進
- 県の物品購入や庁舎管理関係の入札参加希望者に対する特別徴収実施の義務付け
- 事業所訪問による特別徴収の促進

3 徴収組織一元化の事例

次の表は、アンケート調査において「徴収組織の一元化を実施している」と回答した自治体のうち、課・室等の専任組織を設置して一元化を実施したと思われる事例をまとめたものである。「〇〇委員会」、「△△会議」等による相互調整や情報交換を行っている事例及び「年〇△回」というような、時期や回数を限定して行う合同滞納整理の事例は除いた。

図表 1-9 徴収組織一元化を実施している自治体

自治体名	人口規模	開始時期	取扱い債権	業務内容コメント	事務形態	事務の形態コメント
北海道						
旭川市	30万人以上	平成 20 5 1	1,2,3	市税及び国民健康保険料を納税課において一元的に徴収している。また、保育料については、債権主管課からの依頼に基づき滞納処分を執行している。	その他	国保料については徴収全般を取扱い、保育料については、債権主管課からの依頼に基づき滞納処分を執行する。
北見市	5万～30万	昭和 39	1,2,3,5,6,7		徴収全般	
稚内市	1万～5万人	平成 15 6 1	1,2,3,5,6,7	上下水道を除く税外債権について市税及び国保料の徴収と一元化した。	徴収全般	
名寄市	1万～5万人		1,2,3,5	庁内では、ある程度は一元化している。	徴収全般	
北斗市	1万～5万人	平成 18 4 1	1,2,3,5,6	徴収に関するノウハウを活用し収納率の向上を図る。	徴収全般	
七飯町	1万～5万人	平成 16 4 1	1,2,3,4		徴収全般	
ニセコ町	1万人未満	平成 15 10 1	1,2,3,4,5		その他	情報共有、戸別徴収
神恵内村	1万人未満	平成 19 4 1	1,2		困難・高額	
余市町	1万～5万人	平成 18 4 1	1,2,5	正確には徴収体制を一元化しているわけではなく、国民健康保険税のみ町税と同じ扱いで税務課が徴収業務を行っている。介護保険料についても原則担当課だが、税務課と連携が取れる部分については税務課が担当する場合もある。	徴収全般	
栗山町	1万～5万人	平成 19 7 1	1,2,3,4,5,6,7	税(国保・介護・後期含む)の滞納繰越分や特殊事業を専門的に取り扱っている。その他の徴収金については、担当課における徴収事務や訴訟事務の支援を行なっている。	その他	困難・高額案件のほか、担当課の支援を行なっている。
東神楽町	1万人未満	平成 15 4 1	1,2,3,4,5,6,7	収納対策室として徴収組織を一元化	徴収全般	
愛別町	1万人未満	平成 21 4 1	1,2		困難・高額	
東川町	1万人未満	平成 15 5 1	1,2,3,4,5,6,7		その他	税、国保・介護・住宅料・下水道料金は現年度から、保育料、幼稚園利用料、下水道分担金、給食費は滞納繰越分から税担当で徴収
占冠村	1万人未満	平成 17 4 1	1,2,3,4,5		徴収全般	
下川町	1万人未満	平成 16 6 1	1,2,3,4,5	グループ制が導入されたことに伴い、未収金について徴収することになった。	その他	主に過年度分を取扱う
苫前町	1万人未満	平成 20 10 20	1,2,3,4,5,6		困難・高額	
羽幌町	1万人未満		1,2,3,5,6,7		徴収全般	
浜頓別町	1万人未満	平成 6 4 1	1,2,3,4,5,6,7		困難・高額	
斜里町	1万～5万人	平成 15 4 1	1,2,3,4,5,6,7	各税・料毎に折衝・催告を行なうよりも、一元的な対応による方が、効率的かつ効果的な対応が可能。	徴収全般	
佐呂間町	1万人未満	平成 18 4 1	1,2,3,4,5	通常は、現年分は担当部局で徴収(徴収組織の一元化までには至っていない)	徴収全般	
遠軽町	1万～5万人	平成 21 4 1	1,2,4,5,6	総務部に滞納者対策担当	困難・高額	
湧別町	1万～5万人	平成 20 10 5	1,2,3,4,5,6		困難・高額	
浦河町	1万～5万人	平成 20 4 1	1,2,3,5,6,7	完全一元化ではなく条件付一元化	その他	町税・国保税は完全一元化(その他の科目は税滞納と重複する場合のみ一元化)
清水町	1万～5万人	平成 12 4 1	1,2,3,4,5,6,7		その他	税と料の重複滞納者
幕別町	1万～5万人	平成 14 1 25	1,2,3,4,5,6		困難・高額	
青森県						
弘前市	5万～30万		1,2,5	効率的であるため	徴収全般	
むつ市	5万～30万	平成 12 4 1	1,2,4,5	①徴収担当課ですべて説明するとすれば、職員が各制度を理解しなければならず、徴収業務をそれ以外の業務が圧迫することになる。②税とそれ以外の公金の滞納者は重複することが多いが、徴収組織の一元化を進めることにより折衝の機軸が減ることを理由に分離する方向で検討している。	その他	市税・国保税・介護保険料については税務課で徴収。下水道使用料については、水道課で水道料とともに徴収
つがる市	1万～5万人	平成 20 4 1	1,2,4,5,6,7		徴収全般	
蓬田村	1万人未満	平成 20 4 1	1,2,5,6		徴収全般	
鱒ヶ沢町	1万～5万人	平成 20 4 1	1,2,5	介護・後期保険料の徴収のみ。	徴収全般	

第一章 徴収手法の多様化と徴収組織の再編

注：取扱い債権 1.市区町村税 2.国保税・料 3.保育料 4.下水道使用料 5.介護保険料 6.その他の公債権 7.私債権

自治体名	人口規模	開始時期	取扱い債権	業務内容コメント	事務形態	事務の形態コメント	
岩手県	三戸町	1万～5万人	平成 20 4 1	1.2		徴収全般	
	宮古市	5万～30万	平成 17 6 6	1,2,3,5,6,7	平成17年6月6日の市町村合併時から組織再編した。	徴収全般	
	大船渡市	1万～5万人	昭和 25 4 1	1,2,5	税務課で国保税、介護保険料、後期高齢者保険料の徴収を受け持っている。税外収入の分まで一元化することは検討していない。	徴収全般	
	一関市	5万～30万	平成 21 4 1	1,2		徴収全般	
宮城県	八幡平市	1万～5万人	平成 21 1 1	1,2,3	収納課に収納第三係を設けて税外も対応している。	困難・高額	
	塩竈市	5万～30万	平成 17 4 1	1,2	市税と国保税	徴収全般	
	名取市	5万～30万		1,2	国保税も含めて納税関係は税務担当課となっている	徴収全般	
	多賀城市	5万～30万	平成 14 4 1	1,2,3,5		徴収全般	
	岩沼市	1万～5万人	平成 19 4 1	1,2,5		徴収全般	
	色麻町	1万人未満	平成 15 7 1	1,2,3,4,5,6,7	税等の負担を公平かつ安定的に確保するために、総合徴収対策室設置	その他	税や各種使用料の滞納額
	南三陸町	1万～5万人	平成 21 4 1	1,2,3,5,6,7	町組織に収納対策室を設置。	困難・高額	
秋田県	能代市	5万～30万	昭和 20 8 1	1,2,3,4,5,6		徴収全般	
	男鹿市	1万～5万人		1,2,5	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	徴収全般	
	美郷町	1万～5万人	平成 19 11 1	1,2,3,4,6		徴収全般	
山形県	山形市	5万～30万	平成 17 4 1	1,2		徴収全般	
	鶴岡市	5万～30万	平成 16 12 1	1,2,3	国民健康保険税・保育料は納税課で収納している。	徴収全般	
	寒河江市	1万～5万人	平成 18 5 24	1,2,3,4,5		徴収全般	
	長井市	1万～5万人		1,2,3,5,6	一部、一元化。	徴収全般	
福島県	いわき市	30万人以上	昭和 43 10	1,2	税部門(市税と国保税は以前から一元徴収)とそれ以外の料等との一元化は検討していない。	徴収全般	
	白河市	5万～30万	平成 12 4 1	1,2,5	一部の税目等についてのみ実施(国保、後期高齢、介護)	徴収全般	
	本宮市	1万～5万人		1,2,3,4,5		徴収全般	
	金山町	1万人未満	平成 19 5 16	1,2,3,4,5,6		徴収全般	
	矢祭町	1万人未満	平成 16 4 1	1,2,3,4,5		徴収全般	
	茨城県	水戸市	5万～30万	平成 17 4 1	1,2		徴収全般
龍ヶ崎市		5万～30万	平成 11 4 1	1,2		徴収全般	
下妻市		1万～5万人	平成 16 4 1	1,2,5		徴収全般	
常総市		5万～30万	平成 18 1 1	1,2	市税、保険税の徴収が一元化されている。	徴収全般	
北茨城市		1万～5万人	平成 16 4 1	1,2,5	公平な取り扱い・業務の効率化・人員不足	徴収全般	
牛久市		5万～30万	平成 21 4 1	1,2,4	段階的に実施	徴収全般	
守谷市		5万～30万	平成 20 4 1	1,2		徴収全般	
稲敷市		1万～5万人	平成 18 4 1	1,2	収納対策室を設置し、専門的に対応している。また他の自治体と合同で不動産公売を実施予定。	徴収全般	
かすみぐら市		1万～5万人	平成 19 4 1	1,2		徴収全般	
つくばみらい市		1万～5万人	平成 18 3 28	1,2	収納対策室を設立。	その他	4税の過年分を取り扱う
茨城町		1万～5万人	平成 20 4 1	1,2		徴収全般	
栃木県		大田原市	5万～30万	平成 20 4 1	1,2,5		徴収全般
		さくら市	1万～5万人	平成 17 3 27	1,2		徴収全般
		益子町	1万～5万人	平成 15 4 1	1,2,4	国民健康保険税については、他の町税と併せて税務課において徴収事務を実施している。下水道使用料については、一部事務組合で水道料と併せて徴収事務を実施している。	徴収全般
	岩舟町	1万～5万人		1,2,5,6		徴収全般	
	高根沢町	1万～5万人	平成 20 4 1	1,2,3,5,6		その他	基本的には、税・介護・後期の徴収で、その他については困難案件のみ。
	群馬県	高崎市	30万人以上	平成 12 10 1	1,2,3,5		徴収全般
藤岡市		5万～30万		1,2,5,6	市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料の徴収を同一課で実施している。	徴収全般	
南牧村		1万人未満		1,2,5	税及び保険料は同一の係で担当している。	徴収全般	
中之条町		1万～5万人	平成 21 4 1	1,2,4,5,6	町税関係の他、上下水道料、町営住宅使用料、温泉使用料等	徴収全般	
川場村		1万人未満	平成 17 4 1	1,2		困難・高額	
埼玉県		さいたま市	30万人以上	平成 19 10 1	1,2,3,7	市税と他の債権の高額困難事案のみ、一元組織が行う。特に他の自治体との連携はしていない。	困難・高額
	川越市	30万人以上	平成 20 10 1	1,2,6,7	市税・国民健康保険税の他、私債権の一部徴収と各債権の総合調整を実施。	困難・高額	

第一編 税収等を確保する取組み

注:取扱い債権 1.市区町村税 2.国保税・料 3.保育料 4.下水道使用料 5.介護保険料 6.その他の公債権 7.私債権

自治体名	人口規模	開始時期	取扱い債権	業務内容コメント	事務形態	事務の形態コメント		
千葉県	羽生市	5万～30万	平成 20 4 1	1.2		その他	市税、国保税は、現年、滞繰を取扱うが、介護保険、後期高齢者保険料は、滞繰のみ取扱	
	蕨市	5万～30万	平成 18 4 1	1.2,5	市民対応の一本化、徴収に係る人員の効率化、後収スキル向上等のため。	徴収全般		
	戸田市	5万～30万	平成 17 4 1	1.2		徴収全般		
	富士見市	5万～30万	平成 17 4 1	1.2	市税と国保税	徴収全般		
	三郷市	5万～30万	平成 18 4 1	1.2		徴収全般		
	坂戸市	5万～30万	平成 18 4 1	1.2,3,5,6	市税全般と国保税は納税課が徴収しているが、複数の自治体が広域的に連携して徴収事務を行うことは現状では考えていない。なお、休日窓口及び出張所(平日)では、保育料・介護保険料等の徴収も行っている。	徴収全般		
	鶴ヶ島市	5万～30万	平成 3 4 1	1.2	国保税のみ一元化	徴収全般		
	三芳町	1万～5万人	平成 18 4 1	1.2	同一法令に基づき、徴収及び滞納処分が可能のため。	徴収全般		
	越生町	1万～5万人		1.2		徴収全般		
	美里町	1万～5万人	平成 12 4 1	1.2,5,6		徴収全般		
	神川町	1万～5万人	平成 8 4 1	1.2,5		徴収全般		
	上里町	1万～5万人	昭和 30 5 28	1.2	町税・国保税を一元化している。	徴収全般		
杉戸町	1万～5万人	平成 10 4 1	1.2		徴収全般			
千葉県	市川市	30万人以上	平成 20 4 1	1.2,3		困難・高額		
	船橋市	30万人以上	平成 20 4 1	1.2,3,4,5,6	平成20年4月より納税課内に「債権回収対策班」を設置し、国民健康保険料、保育料、介護保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金について一元徴収を実施	困難・高額		
	館山市	5万～30万		1.2,5		その他	市税4税、介護保険料、後期高齢者医療保険料	
	茂原市	5万～30万	平成 18 4 1	1.2	以前、国民健康保険料の徴収を国保年金課へ移管したが、徴収の効率を考慮し、収税課へ戻した。	徴収全般		
	旭市	5万～30万	平成 17 7 1	1.2		徴収全般		
	習志野市	5万～30万		1.2,5,6	事務の効率化。	徴収全般		
	市原市	5万～30万	平成 21 4 1	1.2	国保・市税の重複困難事業を一元化	困難・高額		
	八街市	5万～30万	平成 17 7 1	1.2	市税及び国保税のみ	その他	国保税は、課税及び収納管理を国保年金課で行っている。	
	富里市	1万～5万人	平成 21 4 1	1.2	平成21年度より納税課を新設し、徴収組織の一元化を図った。	徴収全般		
	山武市	5万～30万	平成 18 3 27	1.2	市組織で徴収事務を一部一元化している。(利用料・使用料を除く)	徴収全般		
	栄町	1万～5万人	平成 18 4 1	1.2,3,5,7	町税の現年過年分、国保、高齢高齢、介護の過年、保育料給食費の過年分は収納課にて一元化となっている(H18から)	徴収全般		
	東京都	台東区	5万～30万	平成 16 4 1	1.2,5,6		その他	税徴収を主とし、これに重なる各種保険料の滞納及び困難・高額案件を処理。
大田区		30万人以上	平成 21 4 1	1.2,3,5,6	ただし、高額案件・困難案件のみに限定している	困難・高額		
練馬区		30万人以上	平成 19 10 25	1.3,6		困難・高額		
足立区		30万人以上	平成 15 4 1	3.7	福祉関連債権の一部を実施している。(福祉管理課債権係) 税、国民健康保険料、介護保険料、高齢医療保険料(四公金)について徴収嘱託員によるあわせ徴収(訪問徴収)、自動電話オペレータによる電話催告を実施している。	徴収全般		
葛飾区		30万人以上	平成 13 4 1	1.2,3,5,6,7	平成13年度より、滞納整理部門を「収納対策課」として再編した	困難・高額		
江戸川区		30万人以上	平成 17 4 1	1.2,3,5,6,7	納税課で国保税、保育料の一部を受託し滞納処分を実施している。	困難・高額		
武蔵村山市		5万～30万		1.2,3,6		徴収全般		
稲城市		5万～30万	平成 8 8 1	1.2		徴収全般		
あきる野市		5万～30万	平成 21 4 1	1.2		徴収全般		
瑞穂町		1万～5万人		1.2,5	町税と国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納業務は、納税係で行っている	徴収全般		
神津島村		1万人未満	昭和	1.2,4,5,6,7		徴収全般		
神奈川県		横須賀市	30万人以上	昭和 20 4 1	1.2,3,5,6	納税課に滞納対策担当を設置し、各債権所管課を指導するとともに、自力執行権を有する債権で税と重複する案件について試行的に実施している。(件数は20件程度)	その他	自力執行権を有する債権で税と重複する案件について試行的に実施している。(件数は20件程度)
		三浦市	1万～5万人	平成 14 4 1	1.2		徴収全般	

第一章 徴収手法の多様化と徴収組織の再編

注: 取扱い債権 1.市区町村税 2.国保税・料 3.保育料 4.下水道使用料 5.介護保険料 6.その他の公債権 7.私債権

自治体名	人口規模	開始時期	取扱い債権	業務内容コメント	事務形態	事務の形態コメント	
茨城県	秦野市	5万~30万	平成 19 4 1	1,2,3,4,6,7 平成19年度より未収金対策担当を設置し、各課が抱える徴収困難事案に対処している。	困難・高額		
	厚木市	5万~30万	平成 21 4 1	1,2,3,5,6	困難・高額		
	伊勢原市	5万~30万	昭和 61 4 1	1,2	徴収全般		
	綾瀬市	5万~30万		1,2	一般市税と国民健康保険税を納税課で徴収している。	徴収全般	
新潟県	三条市	5万~30万	平成 17 5 1	1,2,3,5,6,7 滞納者の税・料をの一元管理ができるため徴収コストが抑えられることや滞納処分の一括処理等ができる体制となり、また滞納者にとっても窓口が一本化し納付相談などが行い易くなるのが理由である。	徴収全般		
	新発田市	5万~30万	平成 20 4 1	1,2,3,5,6,7	徴収全般		
	小千谷市	1万~5万人	昭和 58 4 1	1,2,5	徴収全般		
	見附市	1万~5万人	昭和	1,2,3,4,5,6	徴収全般		
	村上市	5万~30万	平成 20 4 1	1,2,5	但し、介護保険料を税務課で徴収しているもののみ。	徴収全般	
	燕市	5万~30万	平成 19 4 1	1,2,5	税務課で国民健康保険税・介護保険料を徴収	徴収全般	
	佐渡市	5万~30万	平成 21 4 1	1,2,3,4,5,6,7	平成21年度から大口滞納者の対応にあたる課を新たに設置し、滞納処分にあたる。	困難・高額	
	阿賀町	1万~5万人	平成 19 4 1	1,2,3,4,5,6,7		その他	町税と重複している公・私債権について、主管課から徴収引継ぎを行っている。
	湯沢町	1万人未満	平成	1,2,4,5		徴収全般	
富山県	高岡市	5万~30万		1,2,6	徴収全般		
石川県	野々市町	1万~5万人	平成 20 4 1	1,2	税務課と納税課の統合	徴収全般	
	津幡町	1万~5万人	平成 20 4 1	1,2		その他	国保税の滞納分を取扱う
福井県	鯖江市	5万~30万	平成 18 4 1	1,2,4,5,6,7	徴収全般		
	おおい町	1万人未満	平成 20 4 1	1,2	困難・高額		
山梨県	南アルプス市	5万~30万	平成 17 4 1	1,2,3,4,5,6	一部分実施ということになるが、過年度分の税、料の一部については、収納の担当課で税、料を問わず徴収している。	その他	公債権に該当するものの過年度分の徴収を担当している。
	北杜市	1万~5万人	平成 21 4 1	1,2		徴収全般	
	市川三郷町	1万~5万人	平成 17 10 1	1,2	町税と国保税のみ実施している。	徴収全般	
長野県	東御市	1万~5万人	平成 20 4 1	1,2,3,5	収納対策推進委員会、収納対策センターを設置し、市税及び市税外収入金の統一的、効率的かつ効果的な収納対策を行い、滞納対策の強化を図っている。	困難・高額	
	軽井沢町	1万~5万人		1,2,3,4,5		徴収全般	
	富士見町	1万~5万人		1,2,3,4,6,7		徴収全般	
	飯島町	1万~5万人	平成 18 4 1	1,2		徴収全般	
	南箕輪村	1万~5万人	平成 20 4 1	1,2,3,4,5		困難・高額	
	波田町	1万~5万人	平成 17 4 1	1,2,3,4,5,6,7	庁内での一元化は実施している。	徴収全般	
	小谷村	1万人未満	昭和 33 4 1	1,2		徴収全般	
	山ノ内町	1万~5万人	平成 1 4 1	1,2,3,4,5,6	収納分野は、全て1係に集約している。	徴収全般	
	野沢温泉村	1万人未満	昭和	1,2,4,7		徴収全般	
岐阜県	大垣市	5万~30万	平成 21 10 1	1,2,5	困難・高額		
	美濃市	1万~5万人	平成 15 4 1	1,2	徴収全般		
	山県市	1万~5万人	平成 17 4 1	1,2	徴収全般		
	大野町	1万~5万人	昭和 12 4 1	1,2	徴収全般		
	北方町	1万~5万人	平成 21 4 1	1,2	その他	現年分以外の徴収	
	岐阜市	30万人以上	平成 19 4 1	1,2,3,4,6,7	平成19年4月1日から債権回収対策課を設置した。	困難・高額	
静岡県	沼津市	5万~30万	平成 21 4 1	1,2	困難・高額		
	熱海市	1万~5万人	平成 19 10 1	1,2,3,5,6	滞納処分の執行については、専門的な知識が必要となるため、事務処理の効率化及び職人の確保を図ることを目的に、滞納処分のみ収納課で引き受けている。	その他	滞納処分のみ
	富士宮市	5万~30万	平成 20 4 1	1,2,3,5,7	収納課内に債権回収対策室を設置し、各種公課の徴収困難案件について対応している。	困難・高額	
	富士市	5万~30万	平成 21 4 1	1,2,3,7		困難・高額	
	下田市	1万~5万人	平成 10 4 1	1,2		徴収全般	
	牧之原市	1万~5万人	平成 20 4 1	1,2,3,5,7	収納推進室において市税、国保税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料の滞納分の徴収を行っている。	その他	滞納分のみ取り扱う
	河津町	1万人未満		1,2	一部、実施している。	徴収全般	
	南伊豆町	1万人未満	平成 14 4 1	1,2		その他	市税、国保に関する事務及び課税
	清水町	1万~5万人	平成 21 4 1	1,2,3,4,5		困難・高額	
愛知県	豊橋市	30万人以上	昭和	1,2	国保税は当初より納税課で徴収	徴収全般	

第一編 税収等を確保する取組み

注: 取扱い債権 1.市区町村税 2.国保税・料 3.保育料 4.下水道使用料 5.介護保険料 6.その他の公債権 7.私債権

自治体名	人口規模	開始時期	取扱い債権	業務内容コメント	事務形態	事務の形態コメント
愛知県	小牧市	5万～30万	平成 21 4 1	1,2,3,4,5,6,7		困難・高額
	東海市	5万～30万	平成 21 10 1	1,2,3		困難・高額
	尾張旭市	5万～30万	平成 15 4 1	1,2		徴収全般
	岩倉市	1万～5万人	平成 21 4 1	1,2	税務課で、国民健康保険税の徴収を行っている	徴収全般
	清須市	5万～30万	平成 17 7 7	1,2,5		徴収全般
	弥富市	1万～5万人	平成 21 4 1	1,2,5	平成21年度より税務課収納グループから収納課に格上げをして、徴収の強化を図った。	徴収全般
	長久手町	1万～5万人	平成 20 4 1	1,2	町税と国民健康保険税	徴収全般
	三好町	5万～30万	平成 17 4 1	1,2		徴収全般
	東栄町	1万人未満	平成 15 10 1	1,2,3,4,5	徴収支援課設立	徴収全般
	三重県	尾鷲市	1万～5万人	平成 13 4 1	1,2,5	
志摩市		5万～30万	平成 19 4 1	1,2	税に限り一元化した。	徴収全般
東員町		1万～5万人	平成 21 4 1	1,2,5,6	保険料滞納事業のうち、徴収困難案件の税務課への徴収引継ぎ	困難・高額
明和町		1万～5万人	平成 20 4 1	1,2,5,6	人事の効率、業務の効率を図るため。	徴収全般
滋賀県	近江八幡市	5万～30万	平成 19 7 1	1,2		困難・高額
	野洲市	5万～30万	平成 20 10 1	1,2	市と県職員が共同して徴収に取組みスキル向上をめざす	徴収全般
京都府	米原市	1万～5万人	平成 19 4 1	1,2,4,6,7		徴収全般
	八幡市	5万～30万	平成 20 7 20	2,5	国保税と介護保険料を組織改正により同一課内	徴収全般
大阪府	大阪市	30万人以上	平成 20 4 1	2,3,4,5,6,7		困難・高額
	堺市	30万人以上	平成 19 4 1	2,3,6,7		困難・高額
	寝屋川市	5万～30万	平成 21 4 1	1,2,3,4,5,6,7	滞納債権を一元的に管理することにより、効率的・効果的に滞納整理業務を行うため。	困難・高額
	豊能町	1万～5万人	平成 21 10 1	1,2,5,6	全庁的に債権の適正管理と徴収事務の強化を行う必要があると判断したため	困難・高額
兵庫県	宝塚市	5万～30万	平成 21 4 1	1,2		徴収全般
	川西市	5万～30万	平成 21 4 1	1,2,3		困難・高額
	養父市	1万～5万人	平成 20 4 1	1,2,3,4,5,6,7		困難・高額
	佐用町	1万～5万人	平成 17 10 1	1,2	一部実施している。	徴収全般
奈良県	御杖村	1万人未満	昭和 18 4 1	1,2,6		徴収全般
	黒滝村	1万人未満	平成 19 4 1	1,2,4,5,6,7		徴収全般
和歌山県	和歌山市	30万人以上	平成 21 4 1	2,4,6,7	税以外の市債権を一元的に徴収する「債権回収対策課」を立上げ	困難・高額
	海南市	5万～30万	平成 18 4 1	1,2	市税と国保税の滞納繰越分に携わる部署として、平成18年度より収納対策室が設置された。	その他
	新宮市	1万～5万人	平成 18 4 1	1,2		困難・高額
	九度山町	1万人未満	平成 18 7 1	1,2,4,6		徴収全般
	上富田町	1万～5万人	昭和 54	1,2		徴収全般
鳥取県	湯梨浜町	1万～5万人	平成 19 4 1	1,2,5	国保税、介護保険料は町税と一緒に町民課が徴収している	徴収全般
	日野町	1万人未満	平成 21 4 1	1,2,3,4,5,6,7		その他
島根県	浜田市	5万～30万	平成	1,2		徴収全般
	出雲市	5万～30万	平成 17 3 22	1,2,5		徴収全般
	大田市	1万～5万人	平成 17 10 1	1,2,5,6	現在当市において市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料(平成20年度より)介護保険料の徴収については総務部徴収課で行っている。	徴収全般
	奥出雲町	1万～5万人	平成 17 3 31	1,2	国保税のみ	徴収全般
	斐川町	1万～5万人	平成 21 4 1	1,2,4,5,6		困難・高額
	隠岐の島町	1万～5万人	平成 18 4 1	1,2,3,4,6		徴収全般
岡山県	瀬戸内市	1万～5万人	平成 21 4 1	1,2,3,5	税、国保税、介護保険料及び保育料の滞納分について、徴収一元化を実施した。	その他
広島県	呉市	5万～30万	平成 17 4 1	1,2,3,5	債権回収対策室を設置し、移管報告した高額案件・困難案件に対して一元化している。	困難・高額
	尾道市	5万～30万	平成 18 1 10	1,2,5,6		徴収全般
	府中市	1万～5万人	平成 20 4 1	1,2,6	税務課徴収係で市税(市・県民税、軽自動車税、固定資産税)、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納繰越分をあつかい、口座振替データの金融機関持込を、学校給食料、保育料、住宅使用料も同時に収税係で扱う。	徴収全般
	庄原市	1万～5万人	平成 18 4 1	1,2,5,6	自治体の規模が小さいため、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は一括して税務課で対応している。	徴収全般

第一章 徴収手法の多様化と徴収組織の再編

注: 取扱い債権 1.市区町村税 2.国保料・料 3.保育料 4.下水道使用料 5.介護保険料 6.その他の公債権 7.私債権

自治体名	人口規模	開始時期	取扱い債権	業務内容コメント	事務形態	事務の形態コメント	
大竹市	1万~5万人	昭和	1,2,5	かなり以前から、市税・国保料・介護保険料・後期高齢医療保険料等、税務課で賦課しているものについては、一元徴収している。	徴収全般		
	江田島市	1万~5万人	平成 16 11 1	1,2,3,5,6,7		徴収全般	
	大崎上島町	1万人未満	平成 16 4 1	1,2,4,5,7		徴収全般	
山口県	萩市	5万~30万	平成 17 3 7	1,2,3,5,6	平成17年3月の市町村合併に伴い、収納課を設置。市税の他に、国保料・介護保険料の収納、滞納整理、短期保険証・資格証明書の発行業務が加わった。その後、滞納繰越分の保育料、後期高齢者医療保険料の業務が追加された。	その他	保育料については、原則滞納繰越分。収納は公金全般を取扱い、徴収については、徴収業務全般について行う。
	防府市	5万~30万	昭和 54 4 1	1,2,3,4,5,6,7		徴収全般	
	山陽小野田市	5万~30万	平成 19 4 1	1,2,3,4	債権特別対策室(滞納処分及び納付折衝を扱う)	困難・高額	
	田布施町	1万~5万人	平成 18 4 1	1,2,3,4,5,6,7	過年度繰越分の税・介護保険料及び各課単独での徴収が困難となった保育料等滞納金を収納対策室が受ける。	困難・高額	
	平生町	1万~5万人	平成 20 4 1	1,2,3,4,5	徴収対策室において、税と税外収入金(滞納繰越分)を一体で徴収。	その他	滞納繰越分
徳島県	上勝町	1万人未満		1,2		徴収全般	
香川県	小豆島町	1万~5万人	平成 19 4 1	1,2,5,6	町の債権を一元的に取り扱い、滞納処分を主とした債権回収を行うため、収納対策室を設置	困難・高額	
高知県	香美市	1万~5万人	平成 18 3 1	1,2,3,5,6,7		その他	困難・高額案件に限らず、その他の公債権(後期高齢者医療保険料)、私債権(学校給食費)を取扱う。
	三原市	1万人未満	平成 20 4 1	1,2		困難・高額	
福岡県	北九州市	30万人以上	平成 21 1 1	1,2,3,5	債権回収の効果性、効率性を高め、収入未済額の圧縮を図るため。	その他	債権毎に条件を設定して一元化している。
	福岡市	30万人以上	平成 20 4 1	1,2,3,7	税部門に公債権と私債権の一部を引き継ぎ、一元徴収を行うとともに、各所管課への徴収スキルの提供を行っている。	困難・高額	
	大牟田市	5万~30万		1,2		徴収全般	
	水巻町	1万~5万人		1,2,3,4	徴収の効率化のため	徴収全般	
	川崎町	1万~5万人	平成 20 4 1	1,2,6		徴収全般	
	みやこ町	1万~5万人	平成 20 10 1	1,2,5		徴収全般	
佐賀県	伊万里市	5万~30万		1,2,3,5,6		徴収全般	
	鹿島市	1万~5万人	昭和 52 6 1	1,2	当市では住民税、固定資産税及び国民健康保険料の収納について集合徴収方式を採用し、税務課で担当している。	徴収全般	
長崎県	長崎市	30万人以上	平成 21 4 1	1,2	現在、国保税を徴収一元化しており、平成21年度中に保育料を、平成22年度中に介護保険料、後期高齢者医療保険料について徴収一元化予定である。	徴収全般	
	大村市	5万~30万	昭和 37 4 1	1,2		徴収全般	
	平戸市	1万~5万人	平成 21 4 1	1,2,3,5,6,7		困難・高額	
	松浦市	1万~5万人		1,2,3,5		徴収全般	
	南島原市	5万~30万	平成 18 4 1	1,2		徴収全般	
	佐々町	1万~5万人	平成 13 4 1	1,2		困難・高額	
熊本県	五木村	1万人未満		1,2	住民税と国保税について一元化して取り組んでいる	徴収全般	
大分県	津久見市	1万~5万人		1,2,5		徴収全般	
	宇佐市	5万~30万		1,2,5	従前より国民健康保険税、介護保険料については、納税課が担当している。後期高齢者医療保険料も同じ。	徴収全般	
宮崎県	美郷町	1万人未満	平成 21 9 1	1,2,3,4,5,6	町が行う全徴収金の滞納状況把握と収納向上対策委員会を設置	困難・高額	
鹿児島県	鹿屋市	5万~30万	平成 18 1 1	1,2,5		徴収全般	
	指宿市	1万~5万人	平成 18 1 1	1,2,5,6	収納管理課で一部一元化している。	徴収全般	
	霧島市	5万~30万	平成 17 11 7	1,2,5	一部実施している。	徴収全般	
	奄美市	1万~5万人	平成 21 4 1	1,2		徴収全般	
	徳之島町	1万~5万人	昭和 20 4 1	1,2		徴収全般	
沖縄県	与論町	1万人未満	平成 21 10 1	1,2	収納対策室を設置	徴収全般	
	名護市	5万~30万	平成 21 4 1	1,2,5	既存の(原課の)徴収組織は残し、下記のとおり取り扱い税目、条件を限定し一部を一元化している。	困難・高額	

4 徴収組織広域化の事例

次の表は、アンケート調査の回答に基づき、自治体が参加している広域徴収組織をまとめたものである。構成団体については、当該組織のウェブサイトから抜粋したため、アンケートに回答していない団体も含まれている。

図表 1-10 自治体が参加する広域徴収組織

組織名称	組織形態	設立年月日	取扱い債権	注:取扱い債権 1.市区町村税 2.国保税・料 3.保育料 4.下水道使用料 5.介護保険料 6.その他の公債権 7.私債権
				構成団体
十勝市町村税滞納整理機構	一部事務組合	19.4.1	1,2	十勝管内19市町村(1市16町2村) 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、中札内村、更別村
東胆振地方税徴収対策本部	任意組織	21.7.1	1,2	胆振支庁苫小牧道税事務所、苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
渡島・檜山地方税滞納整理機構	一部事務組合	16.4.1	1,2	渡島支庁管内1市9町 北斗市・松前町・福島町・知内町・木古内町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・長万部町 檜山支庁管内7町 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・奥尻町・今金町・せたな町
後志広域連合	広域連合	19.4.24	1,2,5	島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村
上川広域滞納整理機構	一部事務組合	21.2.23	1,2,3,4,5	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、大雪地区広域連合
日高管内地方税滞納整理機構	一部事務組合	19.4.1	1,2	日高管内の7町 平取町・日高町・新冠町・新ひだか町・浦河町・様似町・えりも町
釧路・根室広域地方税滞納整理機構	一部事務組合	19.4.1	1,2	釧路支庁管内7町村(釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町) 根室支庁管内4町(中標津町、羅臼町、別海町、標津町)
青森県市町村総合事務組合	一部事務組合	19.4.1	1,2	7市、30町村、30一部事務組合、3広域連合。
岩手県地方税特別滞納整理機構	任意組織	18.10.1	1,2	ただし、滞納整理に関してはつがる市、平川市及び30町村 県と県内32市町村
宮城県地方税滞納整理機構	任意組織	21.4.1	1,2	石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、本吉町、南三陸町
仙南地域広域行政事務組合(滞納整理課)	一部事務組合	17.4.1	1,2	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町
茨城租税債権管理機構	一部事務組合	13.4.1	1	県内全市町村
栃木県地方税滞納整理推進機構	任意組織	19.4.1	1,2,5	県および県内全市町村
栃木県地方税徴収特別対策室	県組織	19.4.1		宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
千葉県滞納整理推進機構	任意組織	19.4.1	1	県および県内全市町村
新潟県地方税徴収機構	任意組織	21.4.1	1,2,5	県及び県内31市町村のうち30市町村
福井県地方税滞納整理機構	任意組織	21.4.1	1,2	県及び17市町
山梨県地方税滞納整理推進機構	任意組織	20.4.1	1,2	
静岡地方税滞納整理機構	広域連合	20.1.15	1,2	県及び県内全市町村
三重地方税管理回収機構	一部事務組合	16.4.1	1	県内全市町
滋賀県地方税滞納整理機構	任意組織	20.4.1	1,2	
京都地方税機構	広域連合	21.7.1	1,2	府及び府内25市町村(京都市を除く)
和歌山地方税回収機構	一部事務組合	18.4.1	1,2	県内全市町村
鳥取中部ふるさと広域連合	広域連合	10.4.1	1,2	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町
岡山県市町村税整理組合	一部事務組合	16.11.1	1,2	玉野市、笠岡市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町
岡山県滞納整理推進機構	任意組織	21.4.1	1	
徳島滞納整理機構	一部事務組合	18.4.1	1,2	県内全市町村
香川滞納整理推進機構	任意組織	17.8.1	1,2,5	県及び県内全ての市町村、滞納整理組合
三親広域行政組合	一部事務組合	19.4.1	1,2	三豊市、観音寺市
小豆地区広域行政事務組合	一部事務組合	46.10.1	1,2,5	
愛媛地方税滞納整理機構	一部事務組合	18.4.1	1,2	県内全市町村
高幡広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一部事務組合	16.4.1	1,2	須崎市、中土佐町、四万十町、橋原町、津野町
幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一部事務組合	20.4.1	1,2	四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村
福岡県地方税徴収対策本部地区特別対策班	県組織	21.4.1	1,2	
佐賀県滞納整理推進機構	任意組織	21.4.1	1,2	多久市、小城市、神埼市、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県地方税回収機構	任意組織	21.4.1	1,2	県及び県内全市町

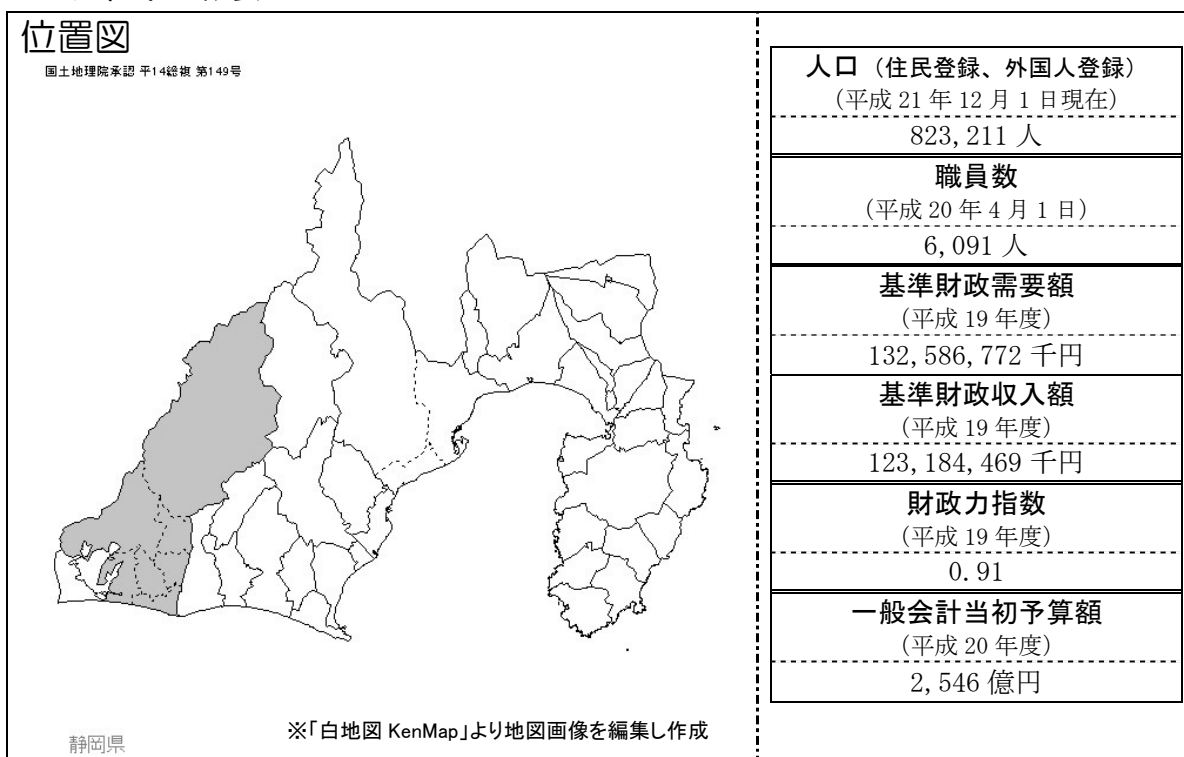
【参考】秋田県、福島県、長野県、愛知県、奈良県においても、広域徴収組織設立に向けて検討を行っているところである。

Ⅲ 徴収組織一元化の取組事例（静岡県浜松市）

徴収組織を一元化した事例

- 平成19年4月1日より債権回収対策課を設置し、公租公課その他債権に係る高額滞納案件及び困難案件について担当課より移管を受け、一元的に滞納整理を実施している。
- 電話・訪問催告の民間委託などの手法を用いて、より組織を効率化している。
- 債権管理条例を制定し、徴収業務の根拠と指針を明確に示している。

1 浜松市の概要



○事例のポイント

- ・平成19年4月より、滞納の9割を占める市税と国保料について納税課及び債権回収対策課で一元的に徴収を行っている。
- ・平成19年4月より、市税、国保料の高額滞納案件及びその他の債権の高額・困難事例について、債権回収対策課において一元的に徴収を行っている。
- ・債権回収対策課においては、移管事案の徴収の他に、早期着手への支援、債権放棄についての検討などの支援を行っている。また、滞納状況の把握や債権回収の目標設定などの総合調整も行っている。
- ・電話・訪問催告業務を民間委託し、納税課の業務を効率化している。
- ・債権管理条例を制定し、市の債権を法的に整理するとともに、債権管理の指針を明確に提示している。このような条例は全国的にも極めて先進的であり、浜松市を参考に同趣旨の条例制定の事例もみられるようになった。
- ・条例制定にあわせ、より詳細に、簡易に条例の内容を職員に理解させるためのツールとして、債権管理の手引きを作成している。

※「Ⅲ 徴収組織一元化の取組事例」の項で用いた図表は、全て浜松市ホームページ及びヒアリング資料より作成した。

(1) 都市の概要

- ・平成17年7月に12市町村による合併を行い、平成19年4月には全国で16番目の政令指定都市となった。
- ・人口約82万人を擁する静岡県内最大の都市であり、市内には輸送用機械や楽器、光・電子技術等の特色のある産業を抱える。

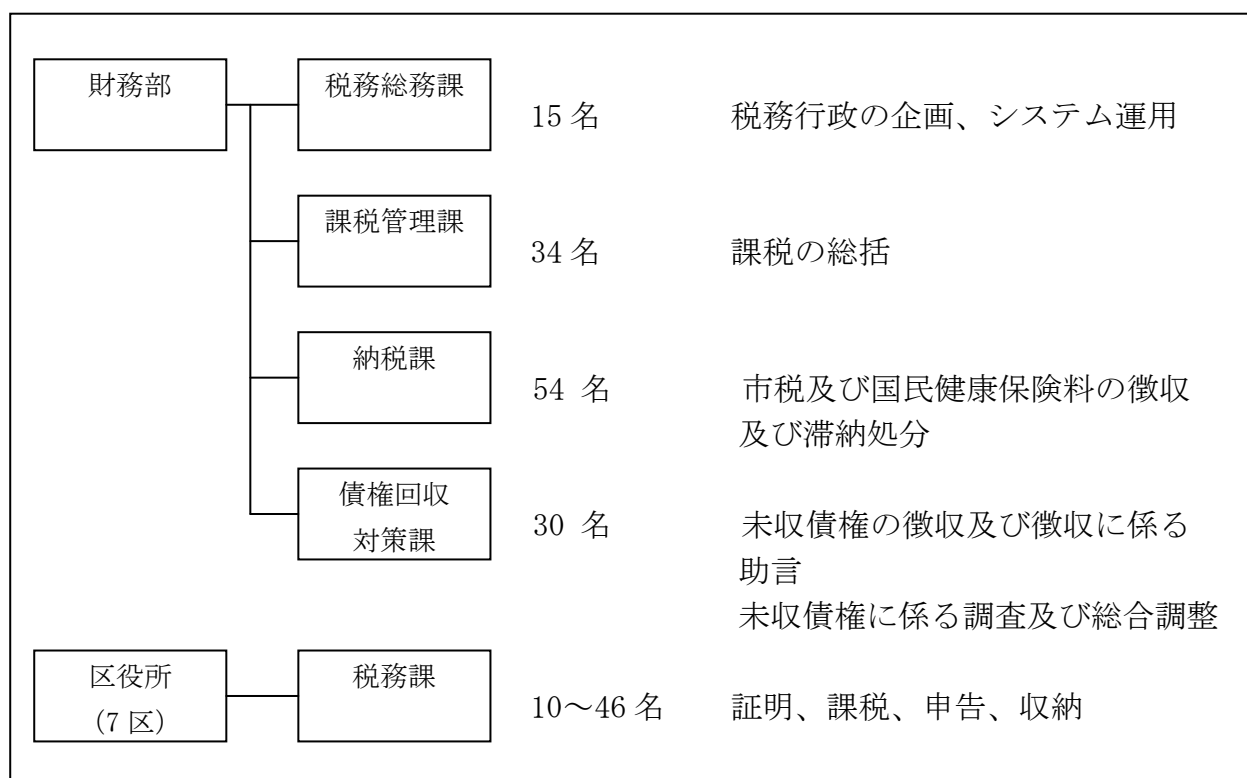
(2) 滞納状況

- ・平成18年度末の滞納額は、約138億円。うち市税が約70億円、国民健康保険料が約54億円となっており、この2つで全体の約9割を占める。(ただし、この滞納に占める割合は市町村では一般的である。)
- ・平成20年度の市税徴収実績は、調定額1,456億5,178万1千円(17政令市中14位)に対し、収入額1,369億1,279万6千円、収入率94.4%(17政令市中13位)であった。

(3) 税務組織

- ・浜松市の税務組織は次の表のとおりである。事務分掌については代表的なものを取り上げている。
- ・平成19年4月より、市税と国保料を納税課及び債権回収対策課で一元的に徴収することとした。
- ・平成19年4月より、市税、国保料の高額滞納案件の滞納整理及びその他の未収債権を一元的に徴収するために、債権回収対策課が設置された。

図表 1-11 浜松市の税務機構、人員及び事務分掌



2 債権回収対策課の概要

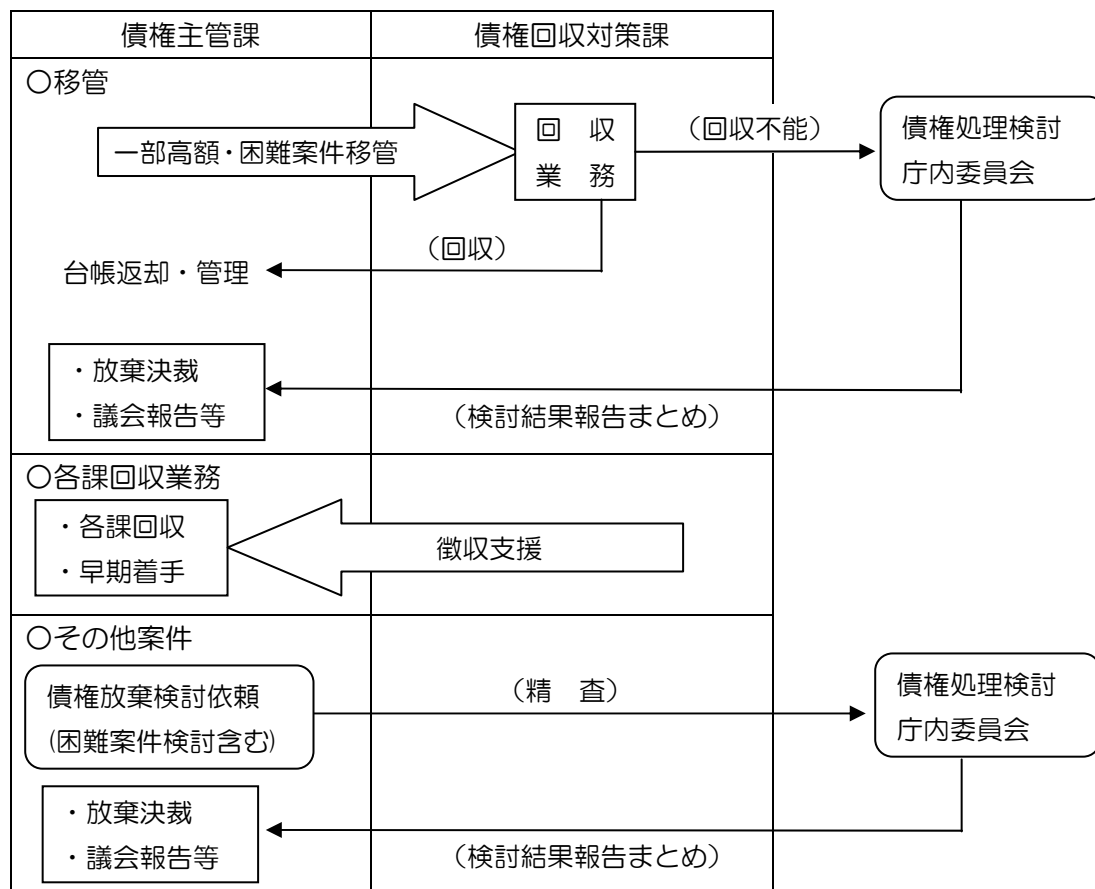
(1) グループ編成

- 職員 30名
 - ・課長 1名
 - ・課長補佐 1名
 - ・債権回収グループ 7名
 - ・市税特別整理グループ 3名
 - ・市税回収第1グループ 9名
 - ・市税回収第2グループ 9名
- 静岡地方税滞納整理機構へ派遣 2名
- 非常勤職員 2名

(2) 業務内容

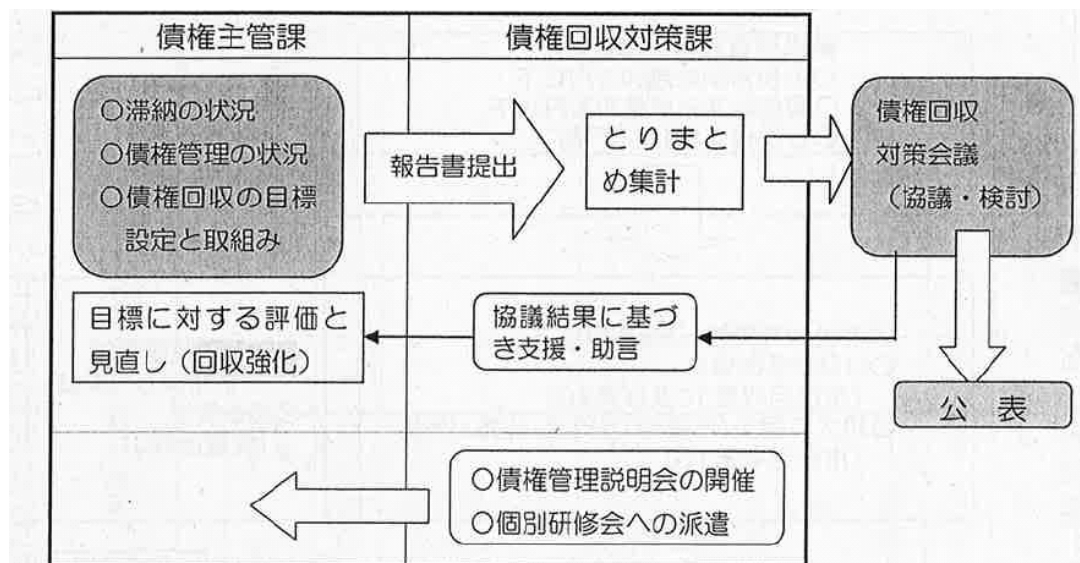
- 市税及び国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関すること
 - ・市税滞納繰越額 50 万円超から 500 万円以下及びこの滞納案件に付随する国民健康保険料・・・市税回収第1、第2グループ
 - ・市税滞納繰越額 500 万円超及びこの滞納案件に付随する国民健康保険料、公売実施・・・市税特別整理グループ
- 未収債権の徴収及び徴収に関する助言等に関すること・・・債権回収グループ
 - ・未収債権（公債権、私債権）の高額案件、困難案件の一部で移管を受けた案件
 - ・市税滞納額が 50 万円以下でも、国民健康保険料滞納が 70 万円を超える案件
 - ・債権管理に関する提言、説明会の開催等

図表 1-12 未収債権の徴収及び助言のイメージ



- 未収債権に係る調査及び総合調整に関すること・・・債権回収グループ
- ・債権回収対策会議の開催

図表 1-13 未収債権の調査及び総合調整のイメージ



図表 1-14 平成 21 年度 債権回収グループの扱う債権

種類	債権名	移管基準
公課	国民健康保険料	70 万円超
	保育所保育費負担金	困難案件、20 万円超
	下水道使用料	上下水計 50 万円超
	下水道受益者負担金	困難案件
	児童扶養手当過払金返還金	20 万円超
その他の債権	住宅使用料	困難案件、60 万円超
	母子寡婦福祉資金貸付金償還金	20 万円超
	学校給食費	困難案件
	水道料	上下水計 50 万円超
	医業収益	平成 19 年度までの未収分
	建設工事関連業務委託契約の解除に伴う違約金	困難案件

図表 1-15 平成 20 年度 債権回収グループ実績

債権回収業務実績表(20年度) [期間:H20/4/1~H21/3/31] (単位:件、千円)
(債権回収対策課)

種類	移管債権			処理済件数								処理率		収納等実績額			
	債権名	未納額 (a)	件数 (b)	分納約束			滞納処 分	完納	執行停 止	処理済 計(c)	H20 c/b	比較 H19	納付額	停止額	計 (d)	処理 金額率 d/a	
				分納約 束	3% 納付翌約	3% 滞納処分											
公課	○国民健康保険料	1,574,492	2,282									195,291	76,494	271,785	-17%		
	○保育所保育費負 担金	5,534	17	11	6	3	2	2	1	16	94%	1,357	135	1,492	27%		
	○下水道使用料 (水道料を含む経過)	23,264	15	14	2	0	0	0	0	14	93%	2,134		2,134	9%		
	○児童扶養手当過 払金返還金	5,530	14	7	3	0	1	1	4	13	93%	751	1,931	2,682	48%		
	国保以外の公課計	34,328	46	32	11	3	3	3	5	43	93%	4,242	2,066	6,308	18%		
その他の債権	○住宅使用料	67,762	40	5	3	0	0	0	19	24	60%	440	32,481	32,921	49%		
	○母子寡婦福祉資 金貸付金償還金	29,073	47	25	3	0	0	2	3	30	64%	3,184	2,304	5,488	19%		
	○学校給食費	897	17	4	2	1	3	3	2	12	71%	172	179	351	39%		
	○水道料	34,723	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,762		18,762	54%		
	その他債権計	132,455	104	34	8	1	3	5	24	66	63%	22,558	34,964	57,522	43%		
	国保以外債権計	166,783	150	66	19	4	6	8	29	109	73%	26,800	37,030	63,830	38%		
	総 計	1,741,275	2,432													0%	

3 民間活力を活かした徴収組織

(1) 民間委託が可能な業務の範囲

国は、平成 17 年 3 月 25 日閣議決定「規制改革・民間開放推進 3 カ年計画」において、地方税の徴収の民間開放推進を盛り込み、徴収業務のノウハウを有する民間事業者の活用を通じて、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることを検討するように、各自治体に通知を行った。

また、平成 19 年 3 月 27 日総務省自治税務局通知「地方税の徴収対策の一層の推進について」では、徴収に関するノウハウを有する民間事業者の活用、自治体における徴収体制の整備、地方税の電子化（eLTAX）の促進を自治体に求めた。

これらの動きを受けて、徴収事務の一部民間委託化は徐々に広がりを見せているが、民間委託する業務の範囲は、未納の確認、納付の呼びかけ、納付予定の確認等の公権力の行使に当たらない業務に限ることが一般的である。

(2) 催告業務の民間委託の導入経過

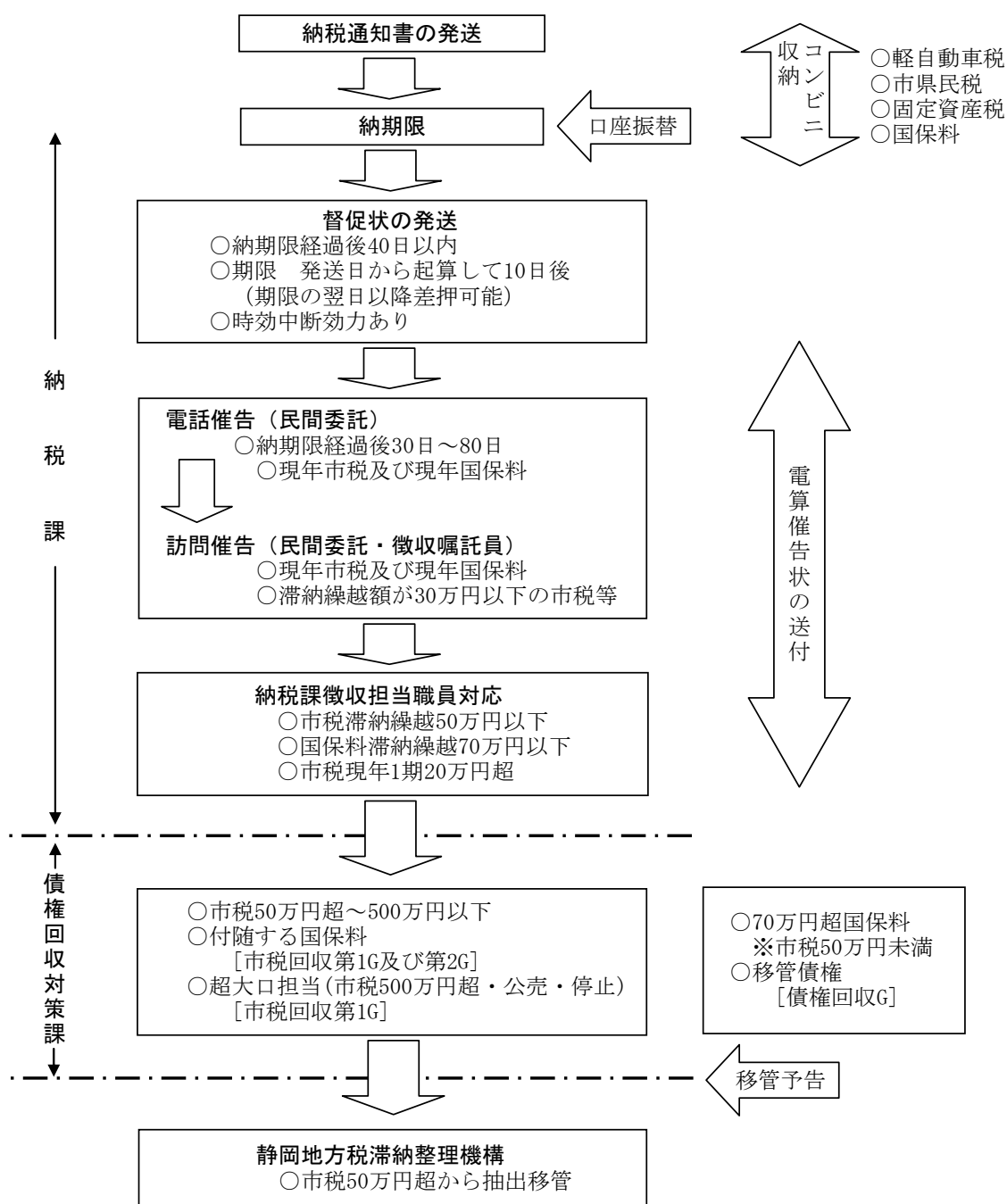
- 平成 10 年 7 月 徴収嘱託員による訪問催告を開始
- 平成 16 年 10 月 電話催告システムによる電話催告を開始（非常勤職員）
- 平成 18 年 7 月 電話・訪問催告の民間委託化の検討開始
- 平成 19 年 7 月 電話催告を民間委託化
- 平成 19 年 10 月 訪問催告の民間委託化試行開始（平成 23 年度末までに段階的に委託化）

(3) 催告業務の民間委託による組織の効率化

納税課の業務のうち、委託を受けた民間業者が納期限経過後約30日から80日までの「滞納市税」及び「滞納国民健康保険料」について電話催告業務をする。また、現年度に賦課した納期限経過後80日を越える「滞納市税」、「滞納国民健康保険料」及び「滞納繰越額が30万円以下の市税等」について、訪問催告業務をする。

これにより、民間→納税課→債権回収対策課という段階的な滞納整理が可能である。

図表 1-16 滞納整理業務における役割分担



(4) 催告業務の民間委託化の効果

平成17年度（徴収嘱託員）と平成20年度（民間委託）との会話率、納付率などの比較を行った結果、電話催告の会話率が17.6ポイント、訪問催告の会話率が16.3ポイント上昇した。

また、納付率についても、電話催告が5.5ポイント、訪問催告が1.5ポイント上昇した。

これらにより、平成17年度に対する平成20年度の委託による増収額は、1億8,333万7千円となり、委託費用を差し引いた効果額は9,183万5千円となった。

図表 1-17 民間委託による効果試算

（平成17年度（4月～3月）と平成20年度（4月～3月）の比較）

		① H17（嘱託）	② H20（委託）	差引 ②-①
会話率(%)	電話催告	20.3	37.9	17.6
	訪問催告	31.9	48.2	16.3
納付率(%)	電話催告	43.0	48.5	5.5
	訪問催告	7.8	9.3	1.5
納付額(千円) A	電話催告	558,201	629,599	71,398
	訪問催告	582,082	694,021	111,939
	合計	1,140,283	1,323,620	183,337
徴収嘱託員・委託費用(千円) B		42,788	134,290	91,502
差引効果額(千円) A-B		1,097,495	1,189,330	91,835

金額は市税と国民健康保険料の合計
 (注1) 納付額Aは、以下の算式により試算した。
 H20 電話催告対象額 (1,298,143千円) × 納付率
 H20 訪問催告対象額 (7,462,595千円) × 納付率
 (注2) 電話催告と訪問催告の会話率は重複する場合がある。

4 債権管理条例

(1) 条例制定の背景

債権回収対策課が発足し、移管債権の徴収実務を行っていくなかで、市の債権全体及び各債権の滞納実態が把握されてきた。特に債権管理上の問題として次の点が考えられた。

- ・自治法、自治令など債権にかかる法律関係が複雑でわかりにくく、債権担当職員が当該債権の性質をはっきりと認識できていない場合が多い。
- ・特に少額債権では実務に精通しておらず、担当の異動などにより十分な事務引継ぎもなされていない。
- ・期限を定めた回収業務がなされていない。
- ・私債権の不納欠損処理がされてこなかったため、不良債権が増加していた。

(2) 条例制定とその役割

- ・平成19年12月に、「浜松市債権管理条例」が公布、施行された。

- ・市の債権に係る法体系が整理され、一般職員にもわかりやすくなった。
- ・規定に基づく指針が示されることにより、滞納整理の手続きが明確になった。
- ・主管課における債権管理の位置付けがより重視されることとなり、担当する職員のモチベーションを高めた。

図表 1-18 債権管理条例における債権の分類

分類Ⅰ	公債権(公法上の収入に関わる債権)		私債権(私法上の収入に関わる債権)
債権の根拠	自治法 231 条の 3 第 1 項 ○分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入 ○督促しなければならない		左記以外の債権 (物件の売払い代金、貸付料等)
	自治法 231 条の 3 第 2 項 ○手数料、延滞金を徴収することができる(条例で定める) ※浜松市税外収入金の延滞金に関する条例(10.95%)		
督促・延滞金等	自治法 231 条の 3 第 2 項 ○手数料、延滞金を徴収することができる(条例で定める) ※浜松市税外収入金の延滞金に関する条例(10.95%)		自治令 171 条 ○督促しなければならない (督促手数料、延滞金の徴収不可。但し個別に損害賠償金、違約金等の名目で徴収)
分類Ⅱ	公課		その他の債権
債権の根拠	自治法 231 条の 3 第 3 項 ○分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入		私法上の収入に関わる債権
	○法律に定めのない使用料その他の歳入		
自力執行権	有り	自治令 171 条の 2 2号~7号 2号 強制執行 3号 履行期限の繰上げ 4号 債権の申出等 5号 徴収停止 6号 履行延期 7号 免除	無し
	○地方税の滞納処分の例		
時効等	自治法 236 条第 1 項、第 2 項 ○時効 5 年 (他の法律の定めがあるものは除く) ○時効の援用を要しない		○時効は各法律の定めによる。 (民法含む) ○時効の援用を要する(民法 145 条)
不納欠損	○執行停止(即時又は 3 年)(滞納処分の例) ○時効	○徴収停止 → 時効・放棄 ○債権放棄 ○時効	○時効の援用 ○履行延期(10 年経過)→免除 ○徴収停止→債権放棄 ○債権放棄

(3) 条例をフォローする債権管理の手引き

- ・債権管理条例の施行を受け、平成 20 年 2 月には、条例に基づいた債権管理を各債権の主管課の担当職員に浸透させるため、条例の運用について具体的に解説した「債権管理の手引き」を作成した。
- ・債権管理の手引きの内容は、市の債権に係る法律関係や用語の解説による基本的な知識を身につけること、債権回収対策課がこれまでの移管債権の回収業務を通じて得た問題点等を共有しながら一般的な滞納整理の知識を身につけることを目的としたものである。
- ・各債権の主管課においても、手引きをもとに債権ごとのマニュアル等を作成し、各課で統一的な債権管理が行われることが望まれるし、債権回収対策課でもそれを支援していく。

IV 徴収組織広域化の取組事例（愛媛地方税滞納整理機構）

徴収組織を広域化した事例

- 愛媛県内全市町が参加した一部事務組合を設立し、滞納整理業務を実施している。
- 移管案件の滞納整理の他、徴収職員の育成や市町へのコンサルティングを業務目標に掲げて活動をした結果、県内の収納率が向上した。

○愛媛地方税滞納整理機構の概要

組織の性格	地方自治法に基づく一部事務組合
構成団体	県内全 20 市町
設立日	平成 18 年 4 月 1 日
所在	愛媛県松山市
処理業務	(1)全市町村税(国民健康保険税含む)及び個人県民税の滞納整理 (2)不動産公売 (3)執行停止・不納欠損の適否判定 (4)市町職員に対する実務研修の実施 (5)市町への徴収業務のコンサルティングの実施
負担金	基礎負担割／人口規模に応じて 100、50、30、10 万円
	処理件数割／滞納者 1 人当たり 100,000 円※18 年度は 125,000 円
	徴収実績割／徴収実績の一定割合(3 年目から)※当分は不徴収

○事例のポイント

- ・ 1 年間の勉強会実施、1 年間の設立準備期間を経て設立された。
- ・ 先進市の実務経験者を中心とする設立準備係により、効率的な事務スケジュールとマニュアルが整備された。
- ・ 市町の職員派遣はローテーション制であり、派遣職員は先進的な滞納整理業務に携わることにより、ノウハウを市町に持ち帰ることができる。
- ・ 滞納整理業務、研修業務、コンサルティング業務を 3 本柱としている。
- ・ 毎年度の徴収額、徴収率、差押件数等の目標は達成されている。
- ・ 機構設立による効果は毎年度 12～17 億円と算定されている。
- ・ 効率の良い差押を早期に徹底的に実施することで実績を挙げている。
- ・ 法令、原理原則を徹底して遵守するというスタンスが差押の実施から滞納者との折衝にまで貫かれている。
- ・ 市町の派遣職員からも高い評価を得ている。
- ・ コンサルティング業務により、市町が抱える様々な課題の解決に役立っている。

※「IV 徴収組織広域化の取組事例」の項で用いた図表は、出典が特記されているものを除き、全て愛媛地方税滞納整理機構ホームページ及びヒアリング資料より作成した。

1 機構の設立

(1) 背景

愛媛県内市町の滞納額は、年々増加を続け、平成 16 年度末で約 136 億円（平成 5 年度の 2.3 倍）、また徴収率は 91.7%（平成 5 年度から約 3.5%低下）となるなど県内市町の徴収状況は悪化していた。

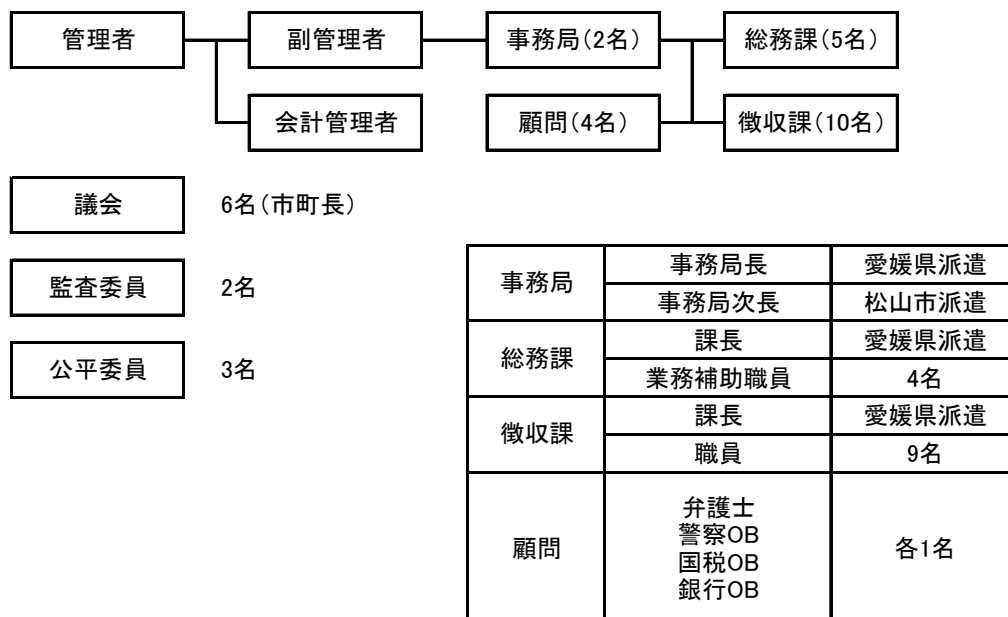
滞納整理を促進するためには、差押えなどの滞納処分の実施が不可欠だが、市町においては「住民と身近で厳しい処分がとりにくい」ことや「専門職員やノウハウの不足」から差押まで実施している県内市町は僅かとなっていた。

(2) 経過

年月日	事柄
16. 8. 27	県と市町村が滞納整理について連携して取組むため、事務レベルで「滞納整理連携強化勉強会」を設立、第 1 回勉強会を開催
16. 9. 22	第 2 回勉強会を開催し、「滞納整理の現状」について討議
16. 10. 8	第 3 回勉強会を開催し、「特例滞納処分」「滞納整理組織」等について検討
16. 10. 28～29	第 4 回勉強会を開催し、「茨城租税債権管理機構」を視察、現地で勉強会を開催
16. 11. 11	第 5 回勉強会（最終）を開催し、勉強会として「茨城型の滞納整理機構が必要」との検討結果をとりまとめる。
16. 11～12	県内主要市町に対して広域的滞納整理機構設立に関して意向確認
16. 12. 27	茨城型の広域的滞納整理機構設立に向けて「愛媛地方税整理回収機構（仮称）設立検討会議」を設立、第 1 回会議を開催、「機構設立の方向性について」協議
17. 2. 17	第 2 回検討会議を開催し、「機構素案」について協議
17. 3. 29	第 3 回検討会議（最終）を開催し、「機構最終案」を了承
17. 4. 1	市町から 10 名の派遣職員を受入れ、県職員 2 名と合わせて県税務課に「機構設立準備係」を設置するとともに、「地方税滞納整理機構設立準備班」を訓令設置
17. 6. 7～9	第 1 回の地区別説明及び意見交換会を開催
17. 10	機構への最終参加確認聴取
17. 10. 19～25	第 2 回地区別説明会を開催
17. 12	市町議会で議決
18. 1. 16	許可申請
18. 2. 3	設立許可
18. 1～2	県下一斉移管予告実施
18. 4. 1	愛媛地方税滞納整理機構設立

2 組織の概要

(1) 組織体制及び事務局体制



(2) 市町派遣職員

市町からの派遣職員については、10年間で1周するようローテーションが組まれている。早く職員を派遣してノウハウを吸収し、すぐにでも滞納整理を行いたいという市町と、人員を割くことが困難で後回しにしてほしいという市町が存在するとのことである。

図表 1-19 市町職員派遣ローテーション

		10年間の派遣人数	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計のべ派遣人数
東子	四国中央市	6		○	●		○	●		○	●		6
	新居浜市	7	○	●	○	●		○	●		○	●	7
	西条市	7	○	●		○	●		○	●		○	7
	今治市	10	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	10
	上島町	1				○							1
中子	東温市	5	○			○	●			○	●		5
	松山市	19	☆	★	☆	★	☆	★	☆	★	☆	★	19
	砥部町	2					○	●					2
	伊予市	5	○		○	●				○	●		5
	松前町	5	○			○	●				○	●	5
	久万高原町	2			○					○			2
南子	内子町	2			○				○				2
	大洲市	6	○			○	●		○	●		○	6
	八幡浜市	5		○	●			○	●			○	5
	西予市	5	○	●				○	●			○	5
	宇和島市	6		○	●			○	●			○	6
	松野町	1									○		1
	鬼北町	2					○				○		2
	伊方町	2		○				○					2
	愛南町	2					○	●					2
合計	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	
うち1年目の職員の数			10	5	6	6	6	5	6	5	6	6	

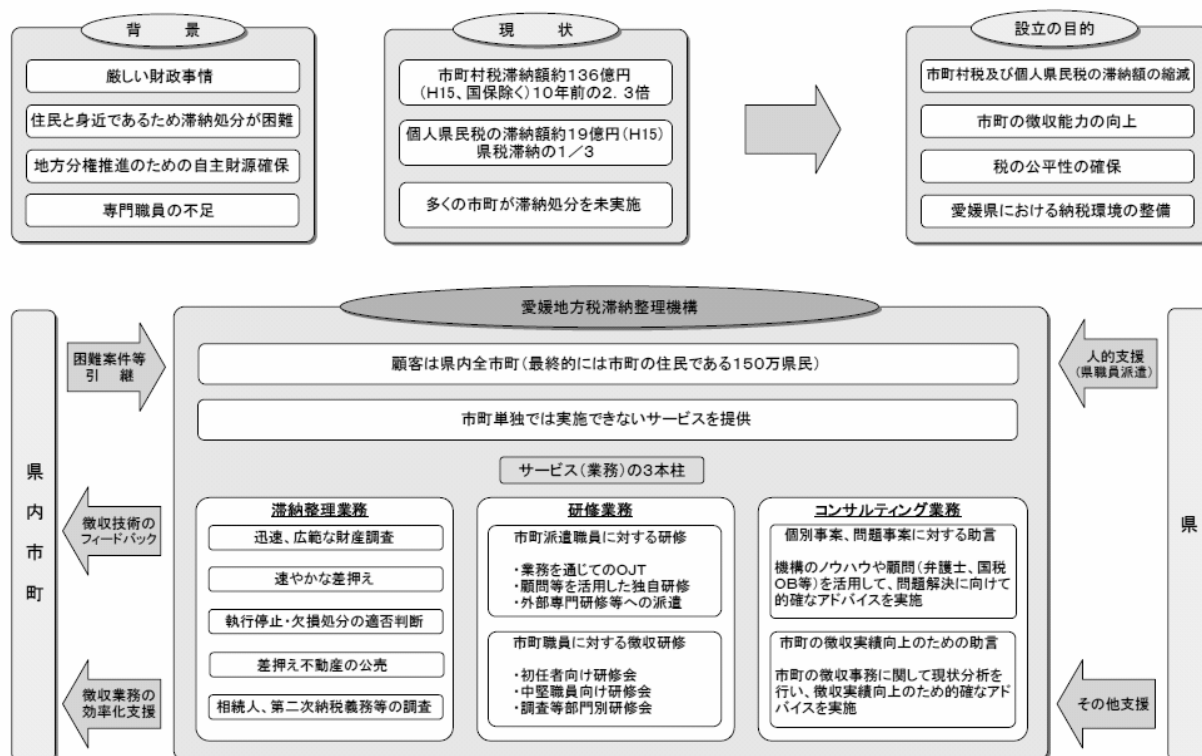
(注) ☆★は次長、○●は係員
 ☆○は1年目の職員、★●は2年目の職員
 市町の事情等により、派遣する年度を市町間で調整する場合がある。

3 業務の概要

(1) 県及び県内市町に対する位置付け

愛媛地方税滞納整理機構の位置付けとその業務の概要は次の図のとおりである。滞納整理業務、研修業務、コンサルティング業務を3本柱に掲げ活動を行っている。

図表 1-20 機構の位置付けと業務の概要



(2) 徴収実績

① 徴収状況

徴収額 2 億円、徴収率 25% を目標に掲げているが、毎年度達成している状況である。

図表 1-21 徴収金額と徴収率

単位:千円

引受年度	引受滞納額 (本税)	引受件数	徴収金額			徴収率 (本税)	完納件数	完納率
			本税	督促手数料	延滞金			
18	1,493,813	840	516,893	407,247	666	108,980	270	32.1%
19	1,089,559	840	503,154	402,677	760	99,717	267	31.8%
20	1,122,127	824	506,549	398,779	780	106,990	275	33.4%
計	3,705,499	2,504	1,526,596	1,208,703	2,206	315,687	812	32.4%

②滞納処分状況

差押件数 800 件、不動産公売件数 10 件を目標に掲げているが、差押については毎年度達成、公売については公告件数は達成という状況である。

図表 1-22 滞納処分の状況

年度	差押件数(件)								換価額 (千円)	不動産公売 (件)		インターネット 公売(動産) (件)	
	不動産	預金	保険	給与	その他 債権	その他	参加 差押	計		公告	売却	公告	売却
18	170	240	363	106	26	33	14	952	187,999	9	2	23	19
19	142	189	351	176	32	147	62	1,099	220,935	32	9	75	61
20	227	169	309	180	57	238	61	1,241	202,417	35	6	269	183

注:「その他債権」は、賃借料、売掛金等。「その他」は、出資金、自動車、動産等。

③機構設立効果

機構による徴収（直接効果）の他に、機構に移管する旨の通知を滞納者に送付した段階で納付がある場合がある。この間接効果のみで年間 7～12 億円程度の効果が生まれている。

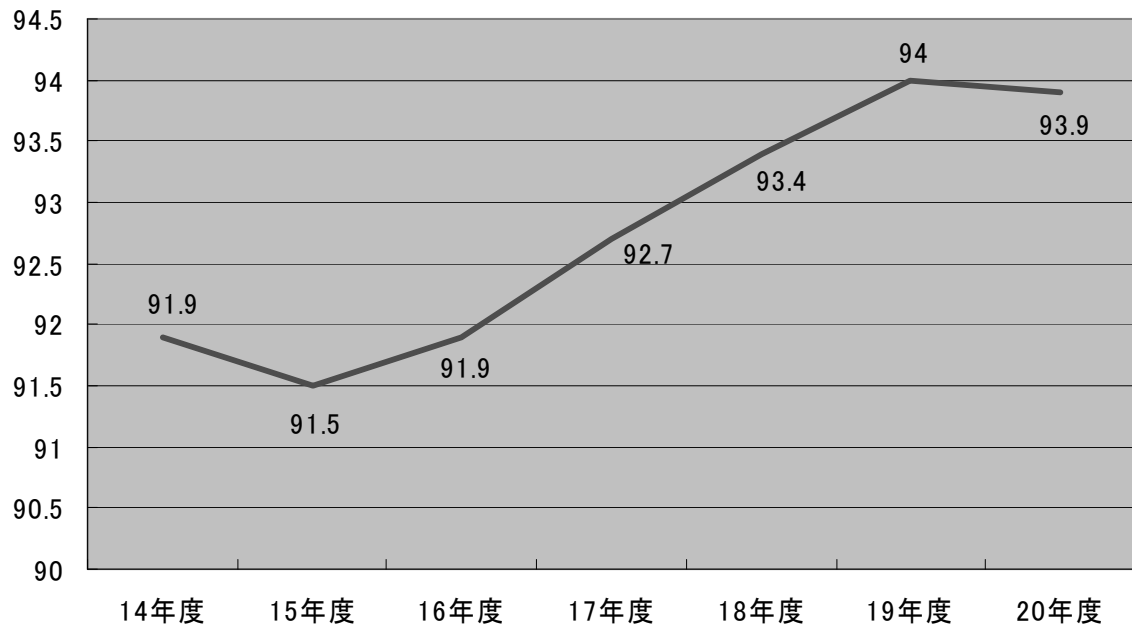
愛媛県内市町の徴収率は平成 16 年度以降回復している。(全てが機構設立効果とは言えないが、影響はあると考えている。)

図表 1-23 機構設立の効果

単位:千円

引受 年度	機構徴収額 (直接効果)	移管予告効果額(間接効果)			合計
		市町納付額	市町納付 誓約額	計	
18	516,893	376,506	872,606	1,249,112	1,766,005
19	503,154	294,989	598,096	893,085	1,396,239
20	506,549	323,165	446,754	769,919	1,276,468
合計	1,526,596	994,660	1,917,456	2,912,116	4,438,712

図表 1-24 愛媛県内市町の徴収率の推移



出典：愛媛県ホームページ掲載データより作成

4 徴収業務

(1) 効率的な事務スケジュール

4～5月	案件引受
5～8月	預貯金→生命保険→給与→不動産の順で財産調査、差押を実施
9～1月	不動産公売の実施、その他の財産調査
2～3月	執行停止

大まかに言うと上記のスケジュールで業務が行われていく。着任したばかりで滞納整理が初めてという職員でも、5月からいきなり財産調査・差押を実施することで現場で仕事を覚えていくというスタンスである。(もちろん一定の研修等は実施する。)

(2) 事務マニュアルの整備

機構立ち上げにあたり、設立準備係において詳細な事務マニュアルを作成した。このマニュアルは前述の事務フローを的確に実施できるように整備されたものである。すなわち、滞納整理未経験の職員が6月には預金調査・差押ができる内容ということである。

中でも滞納者との折衝のマニュアル化が特徴的で、「納税折衝のポイント(初期)」、「事案引受通知書兼納税催告書発送後の電話対応等注意点」、「給料等(第三債務者有)照会及び差押実施時の対応について」というように、細かなシチュエーションごとにどのような対応をすべきかについて、丁寧に作成されている。

図表 1-25 事務マニュアル（一部抜粋）

<p style="text-align: center;">給料等（第三債務者有）照会及び差押実施時の対応について</p> <p>（対滞納者）</p> <p>① 月〇〇円の分納したい。（全く完納に至らない） 差押されるぐらいなら会社を辞める。辞めれば1円も入らなくなるけどいいのか。</p> <p>A 分納の話は認めることはできない。分割の話をする期間は過ぎており、処分は実施する。もし会社を辞めても次の職場を調査し、差押えを実施するし、収入がなくなればなくなったで現状で対応（判断）していく。</p> <p>② 差押可能額3万円、滞納額200万、月5万円自主納付するので差押えをやめてほしい。</p> <p>A 滞納している税金については一括納付が原則である。5万円の自主納付という話よりも以前にすべきである。現状では法律に基づいた処分を実施せざるを得ない。月5万円納付できるなら、差押分3万に併せて自主的に2万円納付してほしい。</p> <p>③ 差押になったら会社をクビになるからやめてほしい。</p> <p>A 会社は、差押を理由に解雇することはできない。不当解雇である。（建前）</p> <p>④ 税金だけでなく他にも支払いがたくさんあるのにその支払いはどうすればいいの。生活できない。</p> <p>A こちらは法律に基づいて処分を実施するだけ。その他支払については、こちらがどうこうするという権限はない。〇〇さん自身が考えるべきである。</p> <p>⑤ 本税督促を入れるので、（差押はせず）延滞金については分割してほしい。（完納まで1年かかる） その分割を認めないなら本税督促入れない。</p> <p>A 完納まで1年かかる分納は認められない。ただ、延滞金は本税を入れない限り日々膨らんでいくだけなので、〇〇さん自身にとっても今、本税をいれておくことはメリットがある。残りの延滞金についてはもっと短期間で検討してほしい。短期間での計画も出せない、また本税も入れないということであれば、差押処分は実施する。</p>	<p style="text-align: center;">納税折衝のポイント（初期）</p> <p>1 キーワード</p> <p>① 納期内納税者との公平性の確保 ② 滞納税については、一括納付が原則</p> <p>①については、徴収業務を遂行するために基本的に最も重要なキーワードとなる。頭ではわかっているが、なかなか言葉にできないかもしれないが、機構では①のために業務を遂行しているとはっきり滞納者に伝えることも重要である。</p> <p>また、機構では分納申出には応じていないことから②が原則となっているが、これはまさしく「滞納者の言い分は通らない」ということをあらわしている。</p> <p>この二つのキーワードは、我々の滞納整理の姿勢を明確にしているとともに、今後、滞納処分を実施する中で我々自身を守ってくれるものとなる。</p> <p>2 対応</p> <p>(1) まずは相手が何をいいたいかを聞く。 (2) 機構の処理方針（原則）※を伝える。</p> <p>交渉ではないので、相手の言い分は聞かず（無視又は相手にないがしろにするということではない）、こちらが伝えるべきこと（2）を伝える。相手の苦しい状況や事情をいくら聞いたとしても、機構としてはやることは変わらない。財産調査 → 財産差押 or 執行停止判断 以外あり得ない。</p> <p>また、基本的に相手の言い分を聞かなかった場合、話が繰り返しとなることが多いが、(2)を延々と繰り返す。余計なことは言わない。相手がしびれを切らして電話を切ればOK。あまりにも長くなる場合は、「先ほどから同じことの繰り返しとなっているので、電話を切らせてもらいます。」でかまわない。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※（処理方針）</p> <p>① 機構の指定した期限までに延滞金も含めて一括納付を促す。 ② 期限までに延滞金も含めて1円でも未納があれば、財産調査、差押等の処分は実施する旨伝える。</p> </div>
---	--

(3) 業務の基本となる考え方

愛媛県地方税滞納整理機構の徴収業務において、常に強く意識されている考え方は次の2点である。

①効率の良い滞納整理を徹底して行う

主として差押を実施している財産は、預貯金、生命保険、給与、不動産である。預貯金、生命保険、給与といった債権は、換価が容易であり、預貯金を調査することで生命保険の契約先がわかる等、相互に連動して調査が行える点も特徴である。不動産は換価困難な場合が多いものの、財産の発見と差押が容易であることが特徴である。

これらの「効率の良い差押財産」を徹底的に差押していくことが滞納整理業務の基本として事務スケジュールに盛り込まれている。

②法令を徹底して遵守する

「滞納がある場合は差押しなければならない」、「滞納税は一括納付が原則」といった、法令や原理原則を徹底して遵守する姿勢を貫いている。基本的に機構から滞納者へ電話で納税をお願いするようなことは行わない。滞納税はお願いして納付してもらうものではなく、差押して徴収しなければならないものと考えているためである。よって、滞納者と折衝を行うのは相手方から連絡があった場合のみである。

滞納者との折衝においても、マニュアル化された対応の中で、いかなる場合においても法律に基づいて滞納処分をするという姿勢を崩さない。

(4) 市町派遣職員アンケート結果

市町からの派遣職員を対象に簡易アンケートを実施した結果、6名から回答を得た。

Q. あなたの派遣元の市町と機構を比べて、滞納整理スキルに差があると感じますか。それはどのような場面ですか。

- 滞納処分を行う件数や種類が市町と比べて遥かに多い
- 派遣元ではまったく滞納整理を行っていなかったもので、全てにおいて機構が上
- 市町では相手宅を訪問し、都合等に合わせなくてはならない
- 税法や公売の習熟度
- 不動産公売や搜索

Q. 派遣が終了して市町へ戻った際、機構で得たノウハウを活かしてあなたの市町でもすぐに取り組むことができることがありますか。

- 預金、保険、給与の差押はすぐにでも行うつもり
- 早期の債権差押
- 財産調査、不動産公売
- 売掛金の差押、予算措置があれば不動産公売

Q. 滞納整理業務を県内の市町が共同して実施することについて、どう思いますか。

- 市町民と密着した行政機関から、一つ離れた機関で重い滞納処分ができるのは、感情面から楽である
- まずは情報交換から始めて、滞納整理に対する温度差を解消すべき
- 徴収事務の底上げになって良い
- 他市町の職員と仕事をする事は刺激となり個々のスキルアップにもつながり良い

Q. 機構に派遣されての感想、あなたの滞納整理に対する考え等についてメッセージをください。

- 専門性を追求できる点において素晴らしい環境にあると思う
- 早期財産調査、早期差押が滞納整理の王道である

5 市町へのコンサルティング業務

(1) 概要

活動・管理状況調査（取組状況診断）として、機構の管理職及び顧問が直接市町を訪問し、ヒアリング調査を行う。実施は年4市町で、5年で20市町を全て回りきる予定である。

ヒアリングにおいては、①必須項目（方針や年間計画等の策定等）、②事前準備（課税に関する公募調査）③納税交渉活動、④滞納処分、⑤進行管理、⑥システム・帳票関係、⑦人材育成といった大項目ごとに、細かい内容の確認を行う。

(2) ヒアリングチェック表

管理職、係長、担当者とチェック欄を設け、3者同席ではなく個別にヒアリングを行うところが特徴である。

図表 1-26 ヒアリングチェック表

活動・管理状況調査(取組状況診断) ヒアリングチェック表
①必須項目

		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
方針	滞納整理方針の策定状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> ①ペーパー(明文)化されている <input type="checkbox"/> ②ペーパー化されていない(口頭等)				
	整理方針について理解しているか		管理職	係長	担当者	
	①これまでの現況を説明できる ②方針理由を説明できる ③ポイントだけを説明できる					
年間計画・重点課題	年間計画・重点課題の策定状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> ①計画・課題共にペーパー(明文)化されている <input type="checkbox"/> ②片方のみペーパー化されている <input type="checkbox"/> ③両方ともペーパー化されていない				
	計画・課題について理解しているか		管理職	係長	担当者	
	①年間計画を月単位で説明できる ②年間計画を半期(四半期)単位で説明できる ③計画のポイントを説明できる					
	④重点課題の全てを説明できる ⑤重点課題の概要を説明できる ⑥重点課題のポイントが説明できる					
	把握	滞納件数(総数)を認識しているか		管理職	係長	担当者
		①月単位の件数を認識している ②決算期のみ件数を認識している ③税目別の件数を認識している ④金額別の件数を認識している				
担当件数を認識しているか			管理職	係長	担当者	
①担当単位の件数を認識している ②地区別の件数を認識している ③月単位の件数を認識している ④滞納純人数を認識している						
差押件数を認識しているか			管理職	係長	担当者	
①担当単位の件数を認識している ②地区別の件数を認識している ③月単位の件数を認識している ④財産別の件数を認識している ⑤処理件数のみ認識している						
執行停止件数の認識について			管理職	係長	担当者	
①担当単位の件数を認識している ②地区別の件数を認識している ③月単位の件数を認識している ④処理件数のみ認識している						
進行管理		行動計画が策定されているか(担当者一任は除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> ①課・係・担当者単位で策定 <input type="checkbox"/> ②課・係単位で策定 <input type="checkbox"/> ③課・担当者単位で策定 <input type="checkbox"/> ④係・担当者単位で策定			
	計画に基づいた管理が実施されているか		管理職	係長	担当者	
	①全ての事案について管理 ②特定の事案について管理 ③課単位で管理 ④係単位で管理 ⑤担当者単位で管理 ⑥チェック(到達・進捗)体制あり					

(3) 効果

市町へのコンサルティング業務を行う中で、市町における次のような課題を発見し、改善を進めることができた。

①督促状を全く送付していない市町があった

⇒督促状は、地方税法の規定により、納期限後 20 日以内に発しななければならないものであり、差押等の滞納処分的前提条件となるものである。

②死亡者に課税を続けている市町があった

⇒固定資産税は登記簿の所有者に課税するものであるが、所有者の死亡により相続が発生していても登記簿が修正されないことがしばしばある。死亡者宛の納税通知書に基づき相続者が納税を続けてくれることも多いので、相続者を見つけ出して適正な課税ができていない自治体も少なくない。

③連帯納税義務者へ納税通知書を送付していない市町があった

⇒共有の固定資産税については、代表者に納税通知書を送付するのが全国的に一般的である。ただし、この固定資産税が滞納となった場合に連帯納税義務者である共有者の財産を差押するためには、共有者に対しても納税通知書を送付する必要がある。

④債務承認書なしに時効の中断を行っている市町があった

⇒一部納付が行われたことをもって、滞納者が債務全体を承認したものとみなし、時効を中断している事例があった。黙示の承認と考えることもできるが、滞納処分を前提とする場合、明確な根拠となる債務承認書が書面として存在することが望ましい。

⑤延滞金を全く徴収していない市町があった

⇒延滞金は、地方税法の規定により、納税が遅れた場合に納付しなければならないとされている納税者の義務の一部である。減免事由なしに徴収をしないということはあるべきではない。

⑥滞納処分を全くしていない市町があった

⇒差押は、地方税法の規定により「しなければならない」ものであるが、全ての滞納に対し実施できるものでもない。1 件でも多くの差押を実施できるよう努めることが徴税吏員の責務である。

V 考察

1 徴収組織の一元化

(1) 担当課間の格差の実態とその原因

アンケート調査の結果、ほぼ全ての徴収手法において、市区町村税担当が最も実施率が高く、以下国民健康保険税・料担当、その他と続く結果となった。差押に目を向ければ、市区町村税担当と国民健康保険税・料担当の間にも明確な差があるが、その他に至ってはほとんど実施されていない状況である。

その原因は、市区町村税担当は徴収の専門組織であるのに対し、国民健康保険税・料担当は賦課、給付等の業務も一つの課で担当することが一般的であることが言われている。

また、保育、下水、介護において、滞納整理に注力できない理由については次のとおりである。

【全体論】

- ・公債権の大部分は市区町村税及び国保税・料で占められており、その他の債権は額として小さいため、滞納整理業務に人員を割くことが効率的でない。
- ・上記の理由から、従前より滞納整理業務に力を入れてこなかったため、結果として滞納整理のノウハウが十分に蓄積されていない。

【保育料】

- ・保育担当課においては、未就園児の解消や保育園施設の管理運営が主要業務であり、かつ緊急性の高い業務であるため、滞納整理は後回しにされやすい。

【下水道使用料】

- ・上下水道料金一括徴収が開始され、新しい滞納には給水停止という滞納整理手段が確立されている。
- ・上下水道料金一括徴収以前の滞納については、大部分が時効の期限を過ぎている。

【介護保険料】

- ・滞納者が高齢者の場合が多く、差押すべき財産がない場合が多い。
- ・時効が2年であるため、滞納整理が間に合わない場合が多いものの、逆に未収入の債権が蓄積しにくい。

(2) 徴収組織一元化の有効性

国民健康保険税・料の差押実施状況を人口区分ごとに比較すると、1万～5万人、5万～30万人の自治体が30万人以上の自治体よりも差押を実施しているという結果が得られた。特に自動車・オートバイの差押などは、1万～5万人の自治体が30万人以上の自治体よりもはるかに多く実施している。全体としては人口規模が大きいほど差押の実施率も高いという結果が出ている中で、国民健康保険税・料の結果はかなり特殊と言える。

この理由としては、人口規模の小さい自治体においては、国民健康保険税・料は市区町村税と同じ課で徴収されていることが一般的であるためだと思われる。

このことから、徴収組織が一元化されているほうが様々な徴収手法に取り組むためには優位であることがわかる。

浜松市においては、市税と国保料の徴収業務を納税課と債権回収対策課で実施し、債権回収対策課内に市税と国保料以外の市債権の高額滞納案件及び困難案件を担当する債権回収グループを設置しているが、その組織再編と再編後の業務を実施する中心となったのは、従前より市税の徴収を担当していた納税課職員である。債権回収担当課の業務の中に、未収債権について庁内のコンサルティングを行うことが含まれている点からも、市税担当職員は徴収の専門家であると認識し、そのノウハウを他の債権主管課にフィードバックしていこうとしていることがわかる。

(3) 滞納整理システムと個人情報に関する課題

人口規模の大きい自治体においては、徴収担当課ごとに異なった滞納整理システムを使用していることが多く、徴収組織再編の課題、障害についても「電算システムの改修に費用がかかりすぎる」ことが最も多い回答であった。

また、同じ滞納整理システムを使用している場合でも、相互の閲覧は個人情報保護の観点から大きく制限されていることが多い。徴税吏員の質問調査権の解釈により、個人情報の問題は解決していると考えられる自治体もあるが、なお多くの自治体では個人情報の取扱いには慎重である。

この点については、組織が一元化されていれば、当然に事務分掌の範囲内での情報の利用なので問題はなく、また同様の考え方から、複数の徴収担当課にまたがって併任することで解決するという手法も存在する。

(4) 一元化された組織の業務形態と取扱う債権

①徴収業務全般を一元化する場合

市区町村税と国民健康保険税・料を中心に、滞納の発生から滞納処分、執行停止までを一つの課で行う。人口規模の小さい自治体では一般的な業務形態ではあるが、一度担当課が分かれてしまうと、組織再編で統合するのはなかなか困難なようである。

少ない人員で徴収業務を行えること、滞納整理システムが一つでよいこと、情報の相互閲覧に制限がないこと、小額の滞納者に対しても一本化された窓口で対応が可能であること等、多くのメリットが考えられる。

ただし、小額の私債権などは取扱うことが難しく、また、国税徴収法に基づいて差押等を実施できる債権を優先的に滞納整理する結果となる恐れも強い。

②高額案件や困難案件に限定して一元化する場合

高額案件や困難案件に限定し、もともとの債権主管課から事案を引き継ぎ、滞納整理のスペシャリストが事案にあたる。組織再編としては、一つの課を新設するのみで、従前の組織体制に大きな影響がなく、導入しやすい。

高額案件に重点を置いて効率よく滞納整理ができることがメリットとしては大きい。

また、私債権なども金額によっては取扱うこととなり、国税徴収法の他に民法などの法的手段を駆使して滞納整理を行うこととなり、新たなノウハウの蓄積がされやすい。

(5) 徴収組織を効率的に運用するその他の手法

① 催告業務の民間委託

徴収組織を効率的に運用する手法は、再編によるものだけではない。浜松市では、納期限経過後 30 日（督促状発送から 10 日後）～80 日の初期滞納者に対する電話催告業務と訪問催告業務を民間委託している。これにより、初期滞納＝民間委託、高額滞納＝債権回収対策課、その他＝納税課という明確な役割分担が可能となっている。

② 債権管理条例

浜松市の債権管理条例は、市の債権を明確に分類し、債権に係る法体系を整理することで、徴収担当者はいつ何をしなければならないのかをわかりやすく示した。また、条例を補完するために債権管理の手引きという条例の運用について具体的に解説したマニュアルが整備され、納税課以外の債権主管課においても、徴収業務への理解が進んだ。

2 徴収組織の広域化

(1) 自治体間格差の実態とその原因

預貯金差押の実施状況を人口区分別に見ると、人口規模が大きいほど実施率が高いことがわかる。なお、預貯金以外の差押についても、ほぼ同様の結果が得られた（国保については例外）。徴収業務に注ぎ込むことができる人員、経費が少ないことが大きな要因であろうと思われる。

また、徴収の実施に際しての課題、障害については、人口規模の小さい自治体ほど多くの課題を抱えているという結果となった。中でも、1 万人未満の自治体では、「職員に滞納処分を実行するスキルがない」「地縁、血縁の近い者が多く、滞納処分が困難である」と回答した自治体が半数を超えており、人口規模の大きい自治体とはハッキリと問題意識の違いが見て取れる。

(2) 徴収組織広域化の有効性

① 徴収実績の向上

徴収組織の広域化は都道府県の範囲を一つの単位に実施されることが多い。よって、特に人口規模の小さい自治体で課題とされていた「地縁、血縁の近い者が多く、滞納処分が困難である」という点については、特に考慮する必要なく、積極的に滞納処分を行うことができる。

また、徴収組織の広域化を実施する際には都道府県が中心的役割を担うことが多く、徴収スキルについても都道府県の職員や先進市町村の職員が中心となって業務スケジュールやマニュアルを策定するため、高いレベルが確保される。したがって、滞納処分の実績も向上する。

加えて、「広域的組織が設立された」というニュースは滞納者に強いプレッシャーを与え、「広域的組織にあなたの滞納を移管します」という通知には非常に強い督励効果がある。これまで何度催告しても納付のなかった事例が「移管通知」一本で完納したという例も少なくない。

②徴収スキルのフィードバック

広域的組織は、構成員たる市町村からの派遣職員で運営されることが一般的である。都道府県や先進市町村の職員のスキルを習得し、派遣元に戻ることによって、多くのノウハウがフィードバックされる。

愛媛地方税滞納整理機構に派遣されている市町の職員の多くは、派遣元の自治体より機構のほうが徴収スキルのレベルが高いと感じており、派遣が終了して市町に戻った際には様々な徴収手法を取り入れたいと考えている。

また、愛媛地方税滞納整理機構では、市町へのコンサルティング業務を事業の柱の一つとして掲げており、派遣職員の帰還を待たずとも、必要なアドバイス等を受けることができる。

(3) 徴収組織広域化の手法とトレンド

①一部事務組合方式

一部事務組合は地方自治法によって定められた特別地方公共団体であり、法人格をもって自ら行政処分を執行や契約行為を行うことができる。また、議会や例規の整備により、意思決定やルールが明確になっている点も特徴と言える。

全国初の県内全市町村参加による徴収組織広域化の事例は、茨城租税債権管理機構であり、これに続いた三重県、和歌山県、愛媛県などが新たに一部事務組合を立ち上げた。

なお、北海道、徳島県等、従前からある一部事務組合を母体として、滞納整理業務を行う組織を設立した事例もある。この場合、新たに組織を立ち上げるための費用や期間を節減できるというメリットがある。

②広域連合方式

広域連合は、一部事務組合と同様に地方自治法によって定められた特別地方公共団体であり、一部事務組合より強い権限を有する反面、より厳密な運営を求められる組織である。

従前からある広域連合を母体とした事例のほかに、新たに広域連合を設立したものとしては、静岡県と京都府の事例があり、特に京都地方税機構においては、徴収業務のみならず、将来的には課税業務も実施していこうという目標を掲げており、今後の動向が注目される。

③任意組織方式

任意組織方式は、初期投資費用や運営コストが少なく、設立の準備も短期間でできることなどが特徴であり、県や参加市町村の職員を相互に併任発令し、お互いの職員としての身分を持つという相互併任方式をとっている。組織としては自ら行政処分等を執行する権限がないため、あくまで滞納処分の実施主体は市町村となる。

任意組織方式を初めて導入したのは香川滞納整理推進機構であるが、組織の設立が容易であるため、近年の徴収組織広域化の事例はこの方式を採用する事例が増えている。

④県組織方式

栃木県地方税徴収特別対策室や福岡県地方税収対策本部地区特別対策班のよう

に、県の組織として市町村の徴収事務を直接支援する組織を設立する事例がある。

栃木県の事例では、県職員 13 名と市町村派県職員 30 名の 43 名、福岡県の事例でも県職員 33 名というかなりの人員を市町村の滞納整理業務の支援に充てており、県が県内市町村の徴収スキル向上、均一化に力をいれていることがわかる。

第二章 ふるさと納税(自治体への寄附)

第二章 ふるさと納税（自治体への寄附）

I はじめに

1 ふるさと納税（自治体への寄附）の概況

平成 20 年 4 月に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、住民・出身者等の「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという思いを活かすことができるよう、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充された。

現在、各自治体では、住民・出身者等に対して PR を積極的に行う等、寄附を呼び込むべく取組みを行っている。その一方で、取組みに遅れが出ている自治体もあり、両者の間には寄附による収入の差ができつつあると考えられる。

2 定義

本報告書において「ふるさと納税」とは、地方税法第 37 条の 2 及び同法第 314 条の 7 に規定する個人住民税の寄附金税額控除の対象となる自治体に対する全ての寄附金を示す。

3 平成 20 年 4 月の地方税法改正の概要

平成 20 年 4 月の地方税法の改正により、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5,000 円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね 1 割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになった。

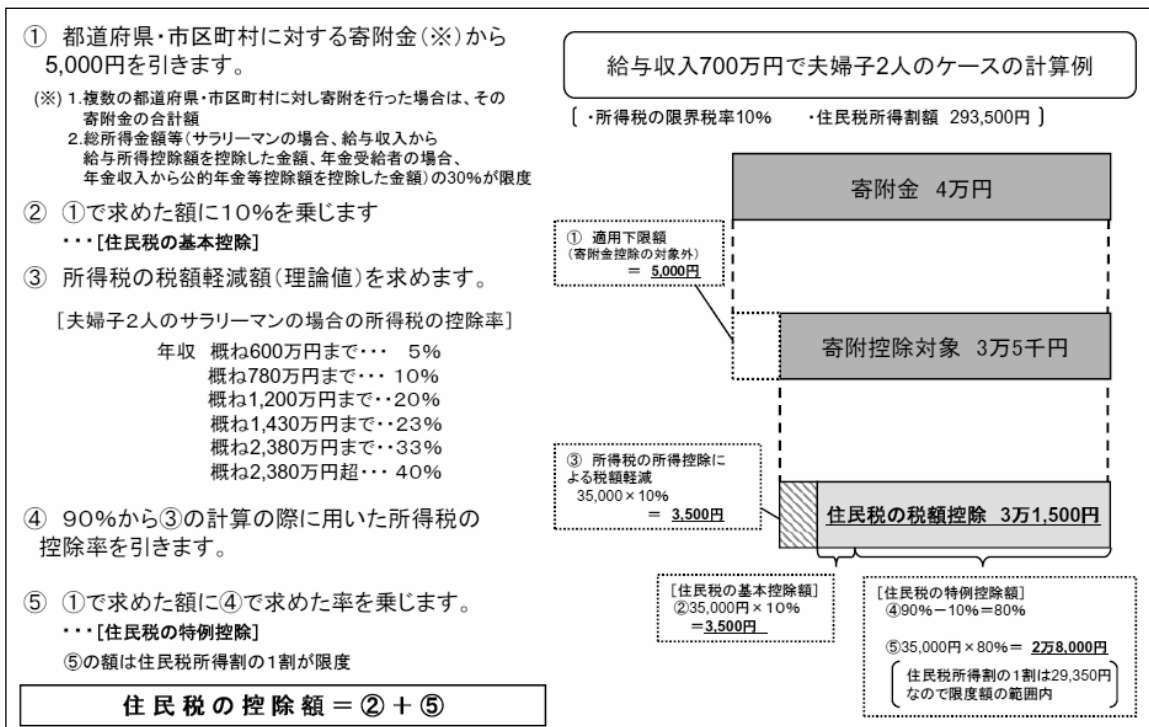
図表 2-1 都道府県・市区町村に対する個人住民税における寄附金税制の拡充

	改正前	改正後
〔寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲〕	都道府県・市区町村	都道府県・市区町村
〔控除方式〕	所得控除方式	税額控除方式
〔控除率〕	$\left(\begin{array}{l} \text{適用対象寄附金} \times \text{税率} \\ (10\%) \text{ の軽減効果} \end{array} \right)$	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 [税額控除額の計算方法] ①と②の合計額を税額控除 ①[地方公共団体に対する寄附金(※1) - 5千円] × 10% ②[地方公共団体に対する寄附金(※1) - 5千円] × [90% - 0 ~ 40%] (※2) <small>〔寄附者に適用される所得税の限界税率〕</small>
〔控除対象限度額〕	総所得金額等の 2.5% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	総所得金額等(※)の 30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額) (※)総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額をいいます。
〔適用下限額〕	10万円	5千円

出典：総務省ホームページ

住民税の控除額の具体的な計算方法は下図の通りである。なお、寄附金控除を受けるためには、寄附者が、都道府県・市区町村が発行する領収書等を添付して申告を行う必要がある。

図表 2-2 都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額の計算方法

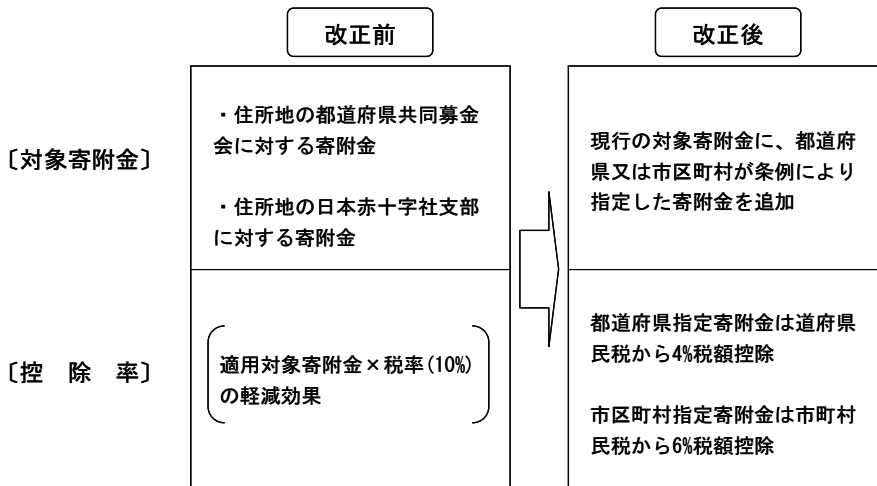


出典：総務省ホームページ

また、個人住民税の寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象の中から都道府県・市区町村が条例で定めるものが追加された。

なお、住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、これまで通り全国の都道府県・市区町村で寄附金控除の対象となる。

図表 2-3 個人住民税における寄附金税制の見直し



出典：総務省ホームページを参考に作成

4 実績

平成20年中に、「ふるさと納税」を利用した個人（都道府県・市区町村に対して寄附を行い、控除申請した個人）は約33,000人で、その寄附金総額は72.6億円であった。

また、ふるさと納税情報センター（事務局：福井県）が調査した、都道府県のふるさと納税による平成20年度の寄附受付実績は下表の通りであった。

図表 2-4 平成20年度ふるさと納税による寄附金受付実績⁴

都道府県	件数 (件)	金額(円)	集計開始 月日	対象等備考
秋田県	49	1,863,111	5月1日	
山形県	55	3,044,000	5月1日	申込ベース
福島県	47	1,547,800	5月21日	ふるさと納税寄付金のみ
栃木県	30	224,204,000	1月1日	
群馬県	88	1,788,000	6月16日	申込件数・金額
埼玉県	258	18,181,243	1月1日	収納件数・金額
千葉県	45	242,931	4月1日	団体除く
神奈川県	52	15,206,969	4月1日	個人分のみ
新潟県	81	7,106,000	5月1日	申出件数・金額 用途指定・団体含む
富山県	28	3,710,000	5月21日	申込件数・金額
石川県	196	3,750,000	5月9日	土木部所管の金沢城寄進事業に対する寄附を含む。申出件数・金額
福井県	472	33,843,175	5月1日	共同受入窓口分 収納件数・金額
長野県	142	6,418,000	1月1日	収納額ベース
岐阜県	34	4,475,000	6月23日	申出件数・金額
三重県	30	2,596,000	5月1日	
滋賀県	42	14,721,647	5月1日	マザーレイク滋賀応援寄附条例分(個人・団体含む)
京都府	225	8,632,504	7月18日	申込ベース
大阪府	505	157,021,235	5月1日	申出件数・金額
奈良県	128	6,936,351	5月1日	申出件数・金額(団体からの1件含む)
島根県	74	5,146,920	4月1日	申出件数、金額 団体からの寄付を含む
岡山県	71	108,352,927	4月25日	収納金額
徳島県	148	27,846,000	5月2日	ふるさと”OURとくしま”応援事業分。収納済件数・金額
香川県	130	41,790,270	5月1日	入金ベース
高知県	177	14,269,817	5月1日	収納件数・金額
福岡県	10	208,000	5月1日	税務課受付分
佐賀県	136	4,880,000	5月1日	申出件数・金額
長崎県	123	6,158,000	5月1日	申出件数・金額
熊本県	360	19,671,925		市町村との共同窓口への申出件数・金額
大分県	51	2,285,000	4月1日	ふるさとおおいた応援寄附金
宮崎県	36	8,787,000	4月1日	納入済金額
鹿児島県	795	63,470,800	6月1日	県が代表して受け付けた申出件数、金額
沖縄県	49	3,698,725	5月1日	個人からの申込分

出典：ふるさと納税情報センターホームページ資料を参考に作成

⁴ ホームページ公表を了承した32府県が対象。集計開始月日は全て平成20年。

II ふるさと納税（自治体への寄附）に関するアンケート調査結果

1 実施概要

(1) 目的

寄附の実績、寄附を募集する施策、寄附を推進する上での課題、各自治体で実施しているさまざまな寄附制度等の全国的な取組み状況を把握し、寄附を活用した自主財源の確保につながる工夫と課題、今後の展望等の示唆を得るために実施した。

(2) 対象

1,844 団体（都道府県 47 団体、市区町村 1,797 団体。平成 21 年 9 月 1 日時点）

(3) 方法

配布：郵送及び当機構ホームページからのダウンロード

回収：郵送及び電子メール

(4) 実施期間

平成 21 年 10 月 9 日から 11 月 27 日まで（調査時点：平成 21 年 10 月 1 日）

(5) 回収結果

1,172 団体から回収を得た（回収率 63.6%）。

団体	団体数		回収率
	対象	回収	
都道府県	47	41	87.2%
30 万人以上_市区町村	83	70	84.3%
5 万人以上 30 万人未満_市区町村	462	341	73.8%
1 万以上 5 万人未満_市区町村	768	443	57.7%
1 万人未満_市区町村	484	277	57.2%
計	1,844	1,172	63.6%

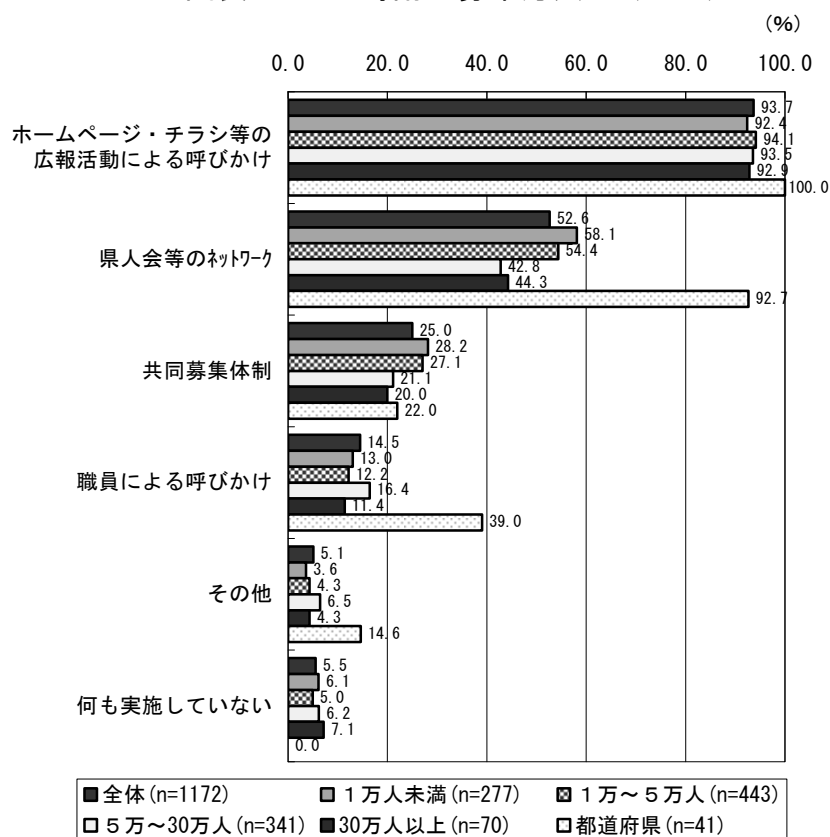
(6) 調査項目

- ① 寄附を募集する施策の実施状況
 - ①-1 寄附の募集方法
 - ①-2 制度の案内方法
 - ①-3 寄附の特典
 - ①-4 寄附の納付方法
- ② 寄附に関する課題
- ③ 実施している寄附制度

2 調査結果

(1) 寄附を募集する施策の実施状況（寄附の募集方法）

- 最も多かったふるさと納税⁵ 募集方法は「広報活動による呼びかけ（93.7%）」であり、次いで「県人会等のネットワークを通じた呼びかけ（52.6%）」が多かった。
 ⇒ 市区町村においては、人口規模による募集活動の差異は見られなかった。
 ⇒ 都道府県においては、全てが「広報活動による呼びかけ」を実施しているほか、「県人会等のネットワークを通じた呼びかけ」が92.7%、「職員による呼びかけ」が39.0%と突出している。

図表 2-5 寄附の募集方法⁶（MA）

⁵ ふるさと納税とは、地方税法第37条の2及び同法第314条の7に規定する個人住民税の寄附金税額控除の対象となる自治体に対する全ての寄附金を示す。

⁶ 3箇所あった「その他」の回答欄のうち1つでも記載があった自治体の数を「その他」の回答数とした。（以下、(2)～(4)についても同様）

【参考】寄附を募集する施策の実施状況（寄附の募集方法）

【県人会等のネットワークを通じた呼びかけ】

- 市内の県立高校同窓会報にふるさと納税お願い文章掲載とふるさと納税パンフレット（振込票付）を同封（1万～5万人）
- 県人会でのポスター掲示とチラシ配布。市職員が同窓会に参加する際にチラシ配布（1万～5万人）

【職員による直接的な呼びかけ】

- 年度当初に前年度寄付者に対して前年度実績報告等を送付する際に寄附金申込書を兼ねたチラシを同封している（5万～30万人）
- 職員に対し、文書で、地元を離れて生活している子どもや親戚、友人などへの制度紹介を依頼（5万～30万人）
- 寄附は寄附者の善意に基づく自発的なものであるため、直接的な呼びかけは行っていないが、市職員の親戚等に対する制度の周知については職員に呼びかけを行った（5万～30万人）

【広報活動による呼びかけ】

- 納税通知書や町県民税のしおりに記載している（1万～5万人）
- 県ホームページによる広報 東京事務所、名古屋事務所でのチラシ配布 イベントや高速道路PAにおけるチラシ配布（都道府県）
- ホームページ・CATVで常時呼びかけている。里帰りキャンペーン（お盆・年末年始）にチラシ各戸配布している（1万～5万人）
- 地銀2行に協力を依頼し、県外支店窓口にパンフレットを設置してもらっている（5万～30万人）

【都道府県と市区町村が共同で募集体制を整備】

- 各自治体作成の募集パンフレットを東京にある県のアンテナショップ等に共同設置、配布する等のPR面での連携を行っている（都道府県）
- 県と県内全市町村で協議会を設置し、寄付金は、県4割、市町村6割で活用（1万～5万人）

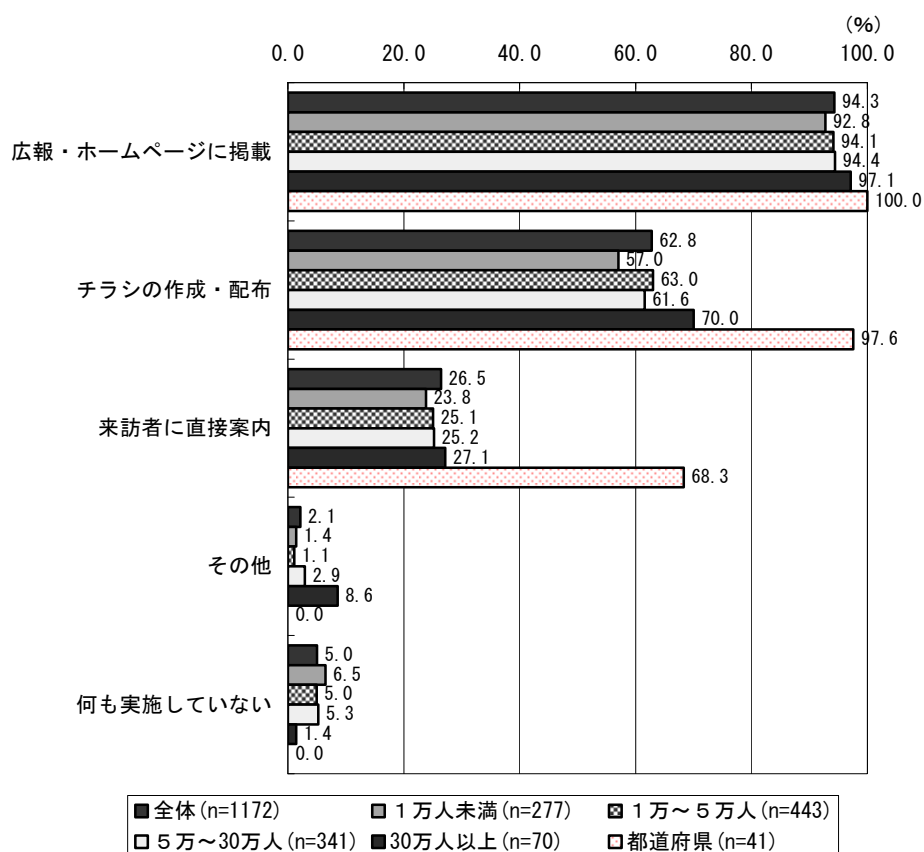
【その他】

- 府内の寺社、観光・文化関係の諸団体やNPO等の参加を得て、基金ネットワークを設立（都道府県）
- 知事の記者会見で使用するバックボードに「ふるさと納税」の文字を入れ、広報を行っている（都道府県）
- 議会中継（インターネット）の休憩中にテロップ（1万～5万人）
- マラソン大会に参加する県外走者を対象にふるさと納税にかかるチラシを配布（5万～30万人）

(2) 寄附を募集する施策の実施状況（制度概要等の案内方法）

- 「広報紙・ホームページへの掲載」でふるさと納税の制度概要を案内している自治体が最も多く（94.3%）、次いで「チラシの作成・配布（62.8%）」が多かった。
- ⇒ 市区町村においては、人口規模による案内方法の差異は見られなかったが、回答のあった全ての都道府県が「広報・ホームページへの掲載」を実施している。
- ⇒ 都道府県は「チラシの作成・配布」が97.6%、「庁舎やイベントの来訪者への直接案内」が68.3%と、市区町村と比較して高くなっている。

図表 2-6 制度概要等の案内方法（MA）



【参考】寄附を募集する施策の実施状況（制度概要等の案内方法）

【広報紙・ホームページへの掲載】

- 制度内容については町のホームページで、事業報告についてはホームページと広報にて定期的に報告している（1万人未満）
- ホームページに制度概要、計算例等を掲載（5万～30万人）

【チラシの作成・配布】

- 年度当初に前年度寄付者に対して前年度実績報告等を送付する際に寄附金申込書を兼ねたチラシを同封している（5万～30万人）
- 市内大学の卒業式で卒業生に対してチラシを配布している（5万～30万人）

【庁舎やイベントの来訪者への直接案内】

- 視察受入れの際などに配布（1万～5万人）
- 市庁舎のどの窓口においても対応できるようにしている（1万～5万人）
- JR 駅頭で、秋祭り帰省客にチラシ配布をした（5万～30万人）

【その他】

- 制度説明の書面を確定申告時期に寄附者へ送付している（30万人以上）
- 図書館利用登録者へのメール配信サービスに、ふるさと納税のPR文を掲載（5万～30万人）
- 合併に伴い旧3町に設置した地域協議会において、制度の概要説明を実施（5万～30万人）

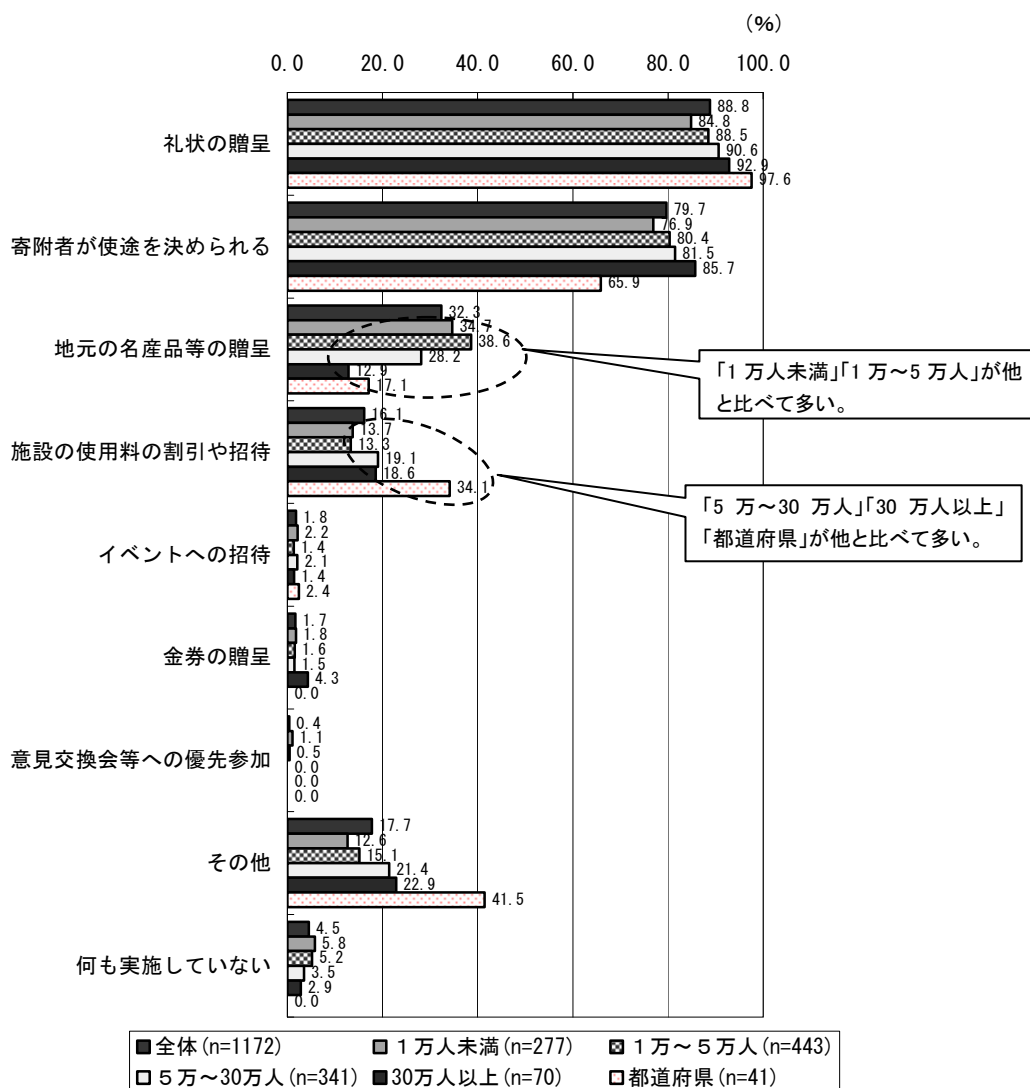
(3) 寄附を募集する施策の実施状況（寄附の特典）

●自治体が最も多く実施しているふるさと納税の特典は「礼状の贈呈（88.8%）」であり、次いで「寄附者が寄附金の用途を決めることができる（79.7%）」、「地元の名産品の贈呈（32.3%）」が上位3位である。

⇒ 5万人未満の自治体では「地元の名産品の贈呈」が、5万以上の自治体では「施設使用の料金の割引や無料招待」が多い。

⇒ 都道府県では市区町村と比較して、「寄附者が寄附金の用途を決めることができる」が少ない。

図表 2-7 寄附の特典（MA）



【参考】寄附を募集する施策の実施状況（寄附の特典）

【地元の名産品の贈呈】

- 地元企業とのタイアップによる、ふるさと納税推進＋地元特産品広告宣伝タイアップ事業（5万～30万人）
- 昨年は雹（ひょう）害があったため、雹害りんごをお歳暮として贈った（1万～5万人）
- ふるさと寄附金は、1回目の寄附の時はPR用DVD、2回目以降の場合に名産品の贈呈（5万～30万人）

【バスカード・地域内商品券等の金券の贈呈】

- 2万円以上の寄附の場合、農産物直売所商品券5千円分（名産品の贈呈と選択）（1万～5万人）

【施設使用の料金の割引や無料招待】

- 市内の文化施設（3箇所）、温泉施設（3箇所）のうち1箇所に無料招待（5万～30万人）
- 市内の全ての社会教育施設を無料で利用できるパスポートを交付（寄附日の翌年度末まで有効）（5万～30万人）

【地元のイベントへの招待】

- 地元イベントの観覧への招待（有料演舞場S席ペア）を行った（5万～30万人）

【礼状の贈呈】

- 礼状：全ての寄附者。1万以上5万未満：記念品（バッチ）。5万以上100万未満：記念品＋感謝状か感謝の盾（名入り）。100万以上：記念品＋表彰状（30万人以上）

【寄附者が寄附金の使途を決めることができる】

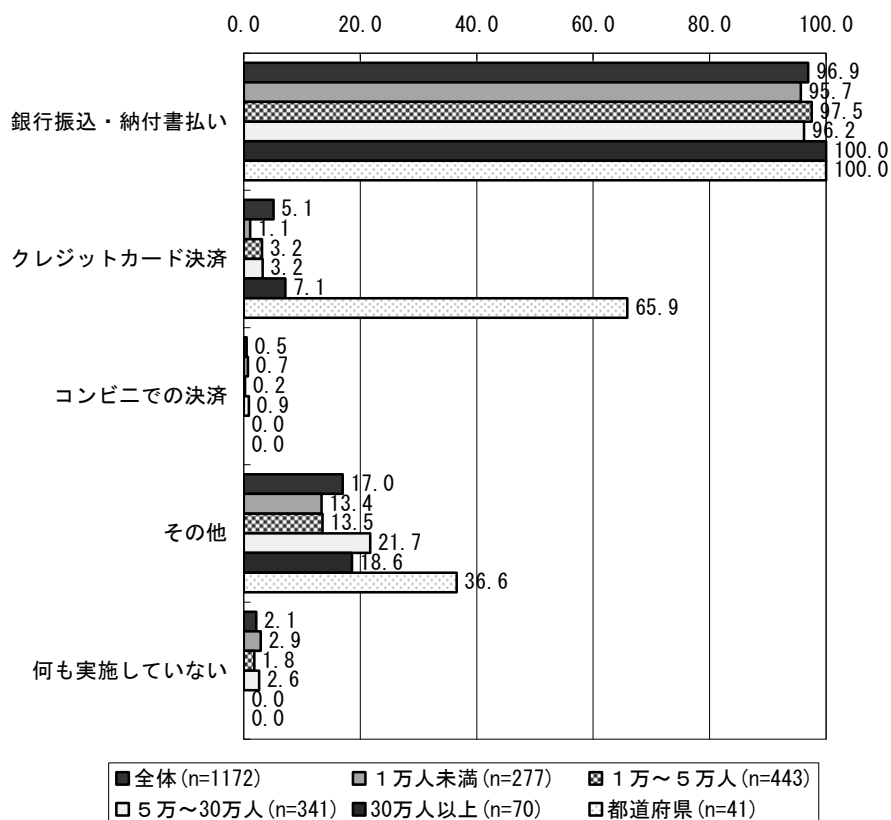
- 寄附者の希望に沿った目的に活用できるよう6つの分野（教育・福祉など）に積立てし、次年度以降、それぞれの事業に活用する（5万～30万人）
- 寄附金の使い道として ①元気で活力にあふれ、人が生き生きと交流するまちづくり ②人と自然が共生し、快適に暮らせるまちづくり ③思いやり、助け合い、安らぎの心を育むまちづくり ④次代を担う人材を育むまちづくり ⑤市長にお任せ の5項目から希望の施策を選択（5万～30万人）

【その他】

- 保存改修工事中の城郭の瓦へ記名する権利、城郭の保存改修工事協力者名簿に氏名掲載（30万人以上）
- 感謝の気持ちを大切に後世に伝え続けていくため、寄附者の氏名・メッセージ等をまとめた台帳を作成し、末永く保管し、篤志に敬意と感謝で表することとしている（5万～30万人）
- 寄附者の希望する、市内の風景やモノなどを写真に撮ってお届けする「ふるさとMYショット」（1万～5万人）
- 寄附者に対して寄附金の活用報告を兼ねた手紙や写真等を送付する（担当課に任せている）（5万～30万人）

(4) 寄附を募集する施策の実施状況（納付方法）

- 96.9%の自治体が「銀行振込・納付書払い」を実施している。
- 「クレジットカード決済（インターネット決済を含む）」を実施している自治体は市区町村では2.9%⁷とわずかであるのに対して、都道府県では65.9%と、突出している。

図表 2-8 納付方法⁸（MA）（%）

【参考】寄附を募集する施策の実施状況（納付方法）

〔銀行振込・納付書払い〕

郵便局及び町の指定金融機関からの振込み手数料は町が負担する（1万人未満）

〔クレジットカード決済（インターネット決済を含む）〕

インターネット公金支払サービスを利用している（都道府県）

〔その他〕

ふるさと納税のパフレットと郵便振込用紙を一体化して、その用紙の通信欄に記入することで寄付申込書に代えることができる（1万～5万人）

⁷ 回答のあった1,131市区町村のうち、33市区町村が実施している。

⁸ 「その他」（199団体、延べ263件）の8割以上が「現金持参」「現金書留」等であった。なお、「現金持参」「現金書留」は寄附の納付方法として通常にありうるものと考え、今回の調査の対象とはしなかった。

(5) 寄附に関する課題

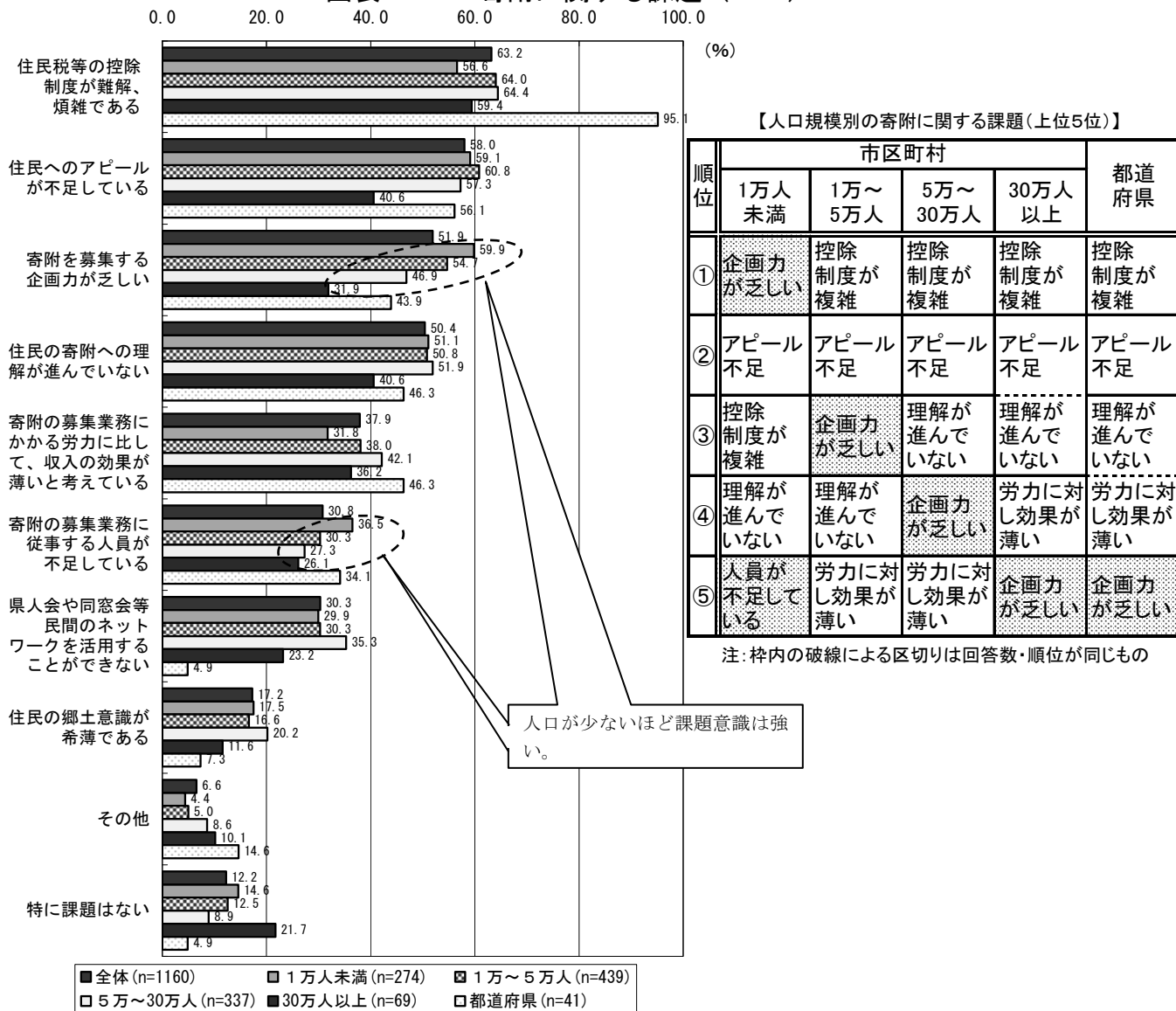
● 「住民税等の控除制度が難解、複雑である」が最も多く (63.2%)、次いで「住民へのアピールが不足している (58.0%)」、「寄附を募集する企画力が乏しい (51.9%)」が上位3位である。

⇒ 「寄附を募集する企画力が乏しい」「寄附の募集業務に従事する人員が不足している」は、人口が少ない市区町村ほど回答が多い。

⇒ 小規模な自治体ほど寄附の募集に取り組むのが困難になっているとかがえる。

⇒ 都道府県では、「民間のネットワークを活用することができない (4.9%)」が市区町村 (31.3%⁹) を大きく下回っている一方、「住民税等の控除制度が難解、複雑である (95.1%)」が市区町村全体 (62.0%¹⁰) を大きく上回っている。

図表 2-9 寄附に関する課題 (MA)



⁹ 回答のあった1,119市区町村のうち、350市区町村で課題と捉えている。

¹⁰ 回答のあった1,119市区町村のうち、694市区町村で課題と捉えている。

【参考】寄附に関する課題**【労力に対して収入の効果が薄い】**

- 地産品のプレゼントを実施している関係で収入は少ないが町興しの効果もあると評価している（5万～30万人）
- 収入は思うように伸びないが、不景気のため仕方ないと考えている。今後のためにも、PRは継続して行う方針である（1万人未満）
- 「ふるさと納税」の性格上、県外からの募集を図る必要があるが、本格的に募集するには経費がかかりすぎる（都道府県）

【民間のネットワークを活用できない】

- 同窓会については代表者を通じたPRはできるが、個人情報保護の観点から、DM発送等の直接的な募集ができない（5万～30万人）

【寄附への理解が進んでいない】

- 新しい寄附文化を広げていく上で、一過性のものに終わらせることなく、継続して、粘り強く取り組んでいく必要がある（都道府県）
- あくまでも個人の好意によるところなのでどの程度まで踏み込んでいいのかわからない（1万人未満）

【住民へのアピールが不足している】

- 県外居住の本県ゆかりの方々を主な対象とするが、県人会等の団体に属さない場合、効果的な情報伝達手段がない（都道府県）
- 寄附について、どこまでアピールすればよいのか図りかねる。あくまで任意の寄付であり継続してもらうための施策が必要（5万～30万人）

【住民税の控除制度が難解、複雑である】

- 確定申告が必要なこと、5千円の実損を伴うこと等から住民からみて手間がかかり面倒と考える方が多い。また、自治体とすれば、より確実に安定した収入と住民に分かり易い制度設計を望む（1万～5万人）
- ふるさと納税の寄附は「納税」そのものではないため名称と実態が異なること、また税額や控除上限額の計算の複雑さなどが理解の妨げとなっている。確定申告の手続も煩雑と感じる方が多いように思われる（5万～30万人）

【その他】

- 法人からの寄附の申し出があったが、ふるさと納税の対象外であり、納付機会を逃したものがある（1万人未満）
- 他市町村からの流入人口が多い本市の場合、制度の周知、広報をするほど、自らの歳入（税収）が減少することが考えられる（30万人以上）
- 積極的に寄附を募ることに対し抵抗がある。寄附のしやすい環境を整備するほうが重要と考える（5万～30万人）
- 寄附は本来的に寄附者からの能動的な行為であるとの考え方から、町から積極的に寄附を募集しておらず、周知は制度概要や寄附方法の案内にとどまっている（1万～5万人）
- ふるさと納税制度が、都市間の税源争奪に繋がる設計である以上、全国的な盛り上がりには繋がらないと考える（5万～30万人）

(6) 実施している寄附制度

寄付制度の概要について911件の回答があった。その中で寄附総額の多い取組みを、寄附金の募集体制別（自治体単独、共同）および寄附金の使途別¹¹（自然・環境保護、歴史的建造物の復元・整備、公共交通機関の整備、イベントの開催・振興、医療・福祉等）に抽出した。なお、寄附総額については、複数の制度を合算している自治体もあるので、参考値として記載している。

図表 2-10 寄附制度の概要

①都道府県・市区町村が単独で募集

ア 自然・環境保護

都道府県	市区町村	寄附制度の名称	寄附総額(円)	制度の概要
北海道	紋別市	オホーツクの自然と流水を守る寄附金	4,720,000	紋別市に寄せられる寄附金を財源に、オホーツクの流氷と自然を守る事業を実施することで、多様な人々の紋別市への思いを具現化し、もって活力あるまちづくりに資することを目的とする。寄附金を財源として実施する事業は、次に掲げる事業とする。①アザランの保護活動などオホーツク海の海洋環境に関する事業②地球環境の変化などに対応する環境保全啓発活動に関する事業③森林の適正な育成管理に関する事業④湖沼、河川の適正な管理に関する事業⑤前各号に掲げるもののほか、市長が前条の目的のために必要と認める事業
北海道	様似町	みんなのアポイ寄附金	3,217,109	様似町の誇りであり、日本、そして世界的な宝物であるアポイ岳とその周辺地域の自然が、悠久にその姿を変えず継承していくことができるよう、本町住民はもとより、アポイ岳等へ特別な想いを抱く方々から寄附金を受け入れ、その想いを的確に反映した保護活動を推進する。
北海道	鶴居村	「鶴の居る村寄附条例」に基づく寄附	12,115,000	寄附者が①タンチョウの愛護に関する事業、②自然環境の保全に関する事業、③地域振興及び地域福祉に関する事業、④教育及び文化スポーツの振興に関する事業の中から、寄附金の使途を指定できる。
滋賀県		マザーレイク滋賀応援寄附	3,601,728	琵琶湖の自然と滋賀の歴史的文化的資産を次世代に引き継ぐため、滋賀県の取組みを応援しようとする個人または団体から寄附を募り、これを財源として事業を実施する。
兵庫県	豊岡市	コウノトリ豊岡寄付金	3,604,000	コウノトリ野生復帰を核とした「人と自然が共生するまちづくり」に対する寄付を中心に、それ以外の寄付については寄付者が指定した活用方法に沿って、寄付金を活用する。
鹿児島県	与論町	ヨロン島サンゴ礁基金	2,294,060	ヨロン島サンゴ礁基金のメニュー（具体化する事業）①サンゴ礁と共生する環境の保全に関する事業②ヨロンマラソン大会の運営に関する事業③与論十五夜踊りの保存に関する事業④離島の振興に関する事業

¹¹ 寄附者が寄附金の使途を選択する寄附制度についても掲載している。

イ 歴史的建造物等の復元・整備

都道府県	市区町村	寄附制度の名称	寄附総額(円)	制度の概要
茨城県	阿見町	阿見町予科練平和記念館整備管理基金指定寄付金	15,294,000	国民的遺産というべき予科練の歴史を伝えるため、阿見町予科練平和記念館（平成22年2月開館予定）の整備に向け、予科練平和記念館整備管理基金を設置し、趣旨の賛同者からの寄附金を受け付けている。
愛知県	名古屋市	名古屋城本丸御殿寄附金	64,043,000	世界的な文化財であった名古屋城本丸御殿の復元を用途としている。
京都府		文化財を守り伝える京都府基金	6,349,932	京都府内の歴史的建造物などの貴重な文化財を、地震・火災等から守り、保存・修理することで、未来に良好な状態で伝えていくため、ふるさと納税制度を活用した文化財保護のためだけの寄附制度である「文化財を守り伝える京都府基金」を設立し、広く全国の文化財を愛する方や京都ファンから、寄附を募っている。
熊本県	熊本市	熊本城復元整備基金	2,787,529	本市の貴重な歴史的文化遺産である熊本城を復元整備するため設置した「熊本城復元整備基金」への寄附。 平成21年1月1日から、新「一口城主制度」を開始。この制度では、一万円以上寄付をされた方を一口城主とし、「城主証」「城主パスポート」を発行するとともに、城主名を記載した芳名板を熊本城天守閣に掲示。また、城主名を記載した永台帳を作成し永久保存する。平成20年中に寄付をされた方へも、新「一口城主制度」開始に合わせて、同様の特典を付与した。 なお、前回の「一口城主制度」（平成10年度～18年度）で約12億円、新「一口城主制度」では8ヶ月間で約3億円の寄附の申込みを受けた。

ウ 公共交通機関の整備

都道府県	市区町村	寄附制度の名称	寄附総額(円)	制度の概要
茨城県		大好きいばらき応援寄附金	33,558,000	寄附金の活用先は、申込時に寄附者が次から選択する。 ①人づくり ②子育て支援 ③安心安全な医療環境の整備 ④日本一の農産地づくり ⑤文化・スポーツの振興 ⑥2010年3月の茨城空港の開港 ⑦その他県政全般
長野県	飯山市	悠久のふるさと飯山応援金	109,547,179	「ふるさと納税」制度を活用し飯山市の発展のため、応援金を募る。活用事業テーマは「新幹線」、「自然・景観」、「文化・歴史」、「教育・福祉」から寄附者が選択する。

エ イベントの開催・振興

都道府県	市区町村	寄附制度の名称	寄附総額(円)	制度の概要
埼玉県	熊谷市	熊谷市ふるさと熊谷の祭り応援基金	10,500,000	熊谷うちわ祭等の振興を図り、魅力あるふるさとの活性化に資するため設置。寄附金を熊谷市観光協会へ支出し、協会が各種の祭りの主催者へ補助金として交付する。
愛媛県		愛媛国体募金	23,843,054	第72回国民体育大会が平成29年に本県で開催されるにあたり、県民総参加のもとに大会を成功させるため、広く県内外の各界各層及び一般県民の理解と協力を得て、国体開催に必要な資金の一部に充てるための国体募金である。

オ 医療・福祉等

都道府県	市区町村	寄附制度の名称	寄附総額(円)	制度の概要
静岡県	浜松市	浜松市交通遺児等福祉事業基金寄附金	5,706,467	篤志家より寄せられた寄附金を交通遺児等福祉事業基金に積み立て、基金を運用することにより生じる運用収入を財源として、交通遺児等を養育する者に対して交通遺児等福祉手当を支給する。
滋賀県	大津市	大津市高度医療機器等整備基金	30,000,000	高度医療機器等の整備事業に資することを目的として設置。
兵庫県	姫路市	姫路市愛の基金への寄附	4,762,002	本市における身障害者、高齢者等の福祉の増進や福祉ボランティア活動の振興等地域福祉活動の推進に賛同する団体や企業、市民が「姫路市愛の基金」に寄附するもの。

②都道府県・市区町村が共同で募集

都道府県	市区町村	寄附制度の名称	寄附総額(円)	制度の概要
秋田県		ふるさと寄附金	1,800,810	秋田県では、平成20年12月から寄附者との「きずなづくり」の一環として県内の一部市町村と共同で「ウエルカムサービス」をスタートさせた。このサービスは、『ふるさと秋田では、いつでも、どこでも皆様のお帰りをお待ちしております』という思いを込めて、金額にかかわらずに提供しており、秋田県内の公共温泉、宿泊施設などの提携施設に提示すると、料金の割引やグッズの進呈、案内・解説サービスなどのサービスが受けられるウエルカムサービス共通パスポートを送付している。
鹿児島県		かごしま応援寄附金	57,810,200	県と市町村とが一体となって協議会を設立し、県外に、郷土・鹿児島への応援寄附を募る取組み（県が寄附金を受け入れ、6割は市町村に交付）

注：市区町村が空欄のものは都道府県の寄附制度である。

【参考】「ふるさと納税」に関する Web アンケート調査結果

1 実施概要

(1) 目的

平成 20 年 4 月の税改正以降、各自治体では「ふるさと納税」として寄附を募集する取組みを行っている。そこで、市民における、「ふるさと納税」の利用経験と認知度、「ふるさと納税」に望む条件や寄附を行った理由について把握し、自治体が今後取るべき「ふるさと納税」の取組みの方向性について示唆を得るために実施した。

(2) 対象

ネット調査会社の有する調査モニターのうち、東京都、大阪府、愛知県在住の男女で、居住地以外の都道府県を出身地とする 2,000 名

(3) 方法

配布・回収：インターネットを活用した Web アンケート

(4) 実施期間

平成 21 年 10 月 14 日から 10 月 15 日まで

(5) 回答者属性（回答者数 2,000 人）

性別	回答者数(人)	割合(%)
男性	1,194	59.7
女性	806	40.3
合計	2,000	100.0

結婚	回答者数(人)	割合(%)
未婚	817	40.8
既婚	1,183	59.2
合計	2,000	100.0

年齢	回答者数(人)	割合(%)
10代	9	0.4
20代	208	10.4
30代	749	37.4
40代	696	34.8
50代	244	12.2
60代以上	94	4.7
合計	2,000	100.0

居住地	回答者数(人)	割合(%)
東京都	1,336	66.8
愛知県	248	12.4
大阪府	416	20.8
合計	2,000	100.0

(6) 調査項目

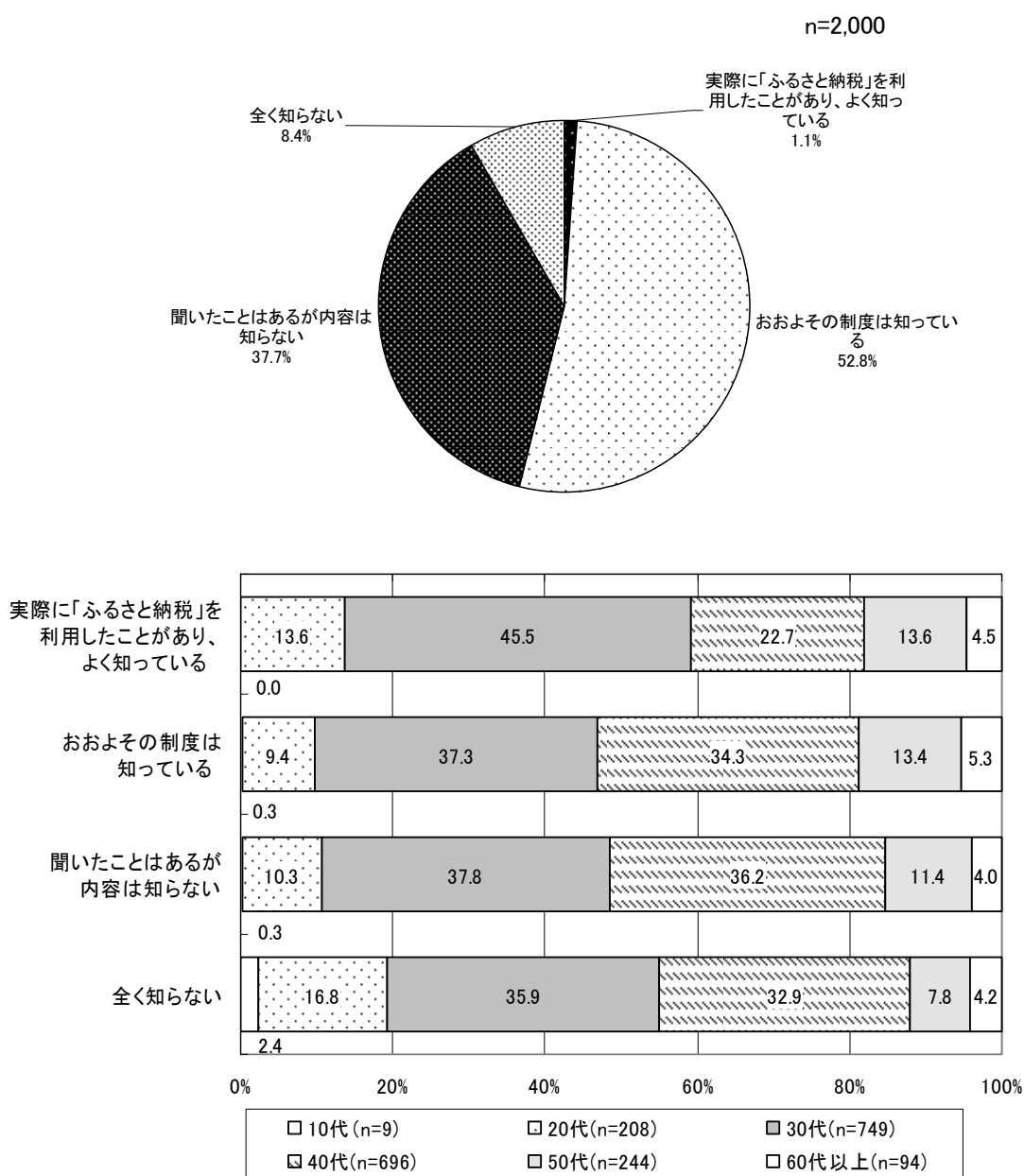
- ① 「ふるさと納税」の利用経験の有無、認知状況
- ② 「ふるさと納税」を利用する条件
- ③ 「ふるさと納税」を利用した理由

2 調査結果

(1) 「ふるさと納税」の利用経験の有無、認知状況

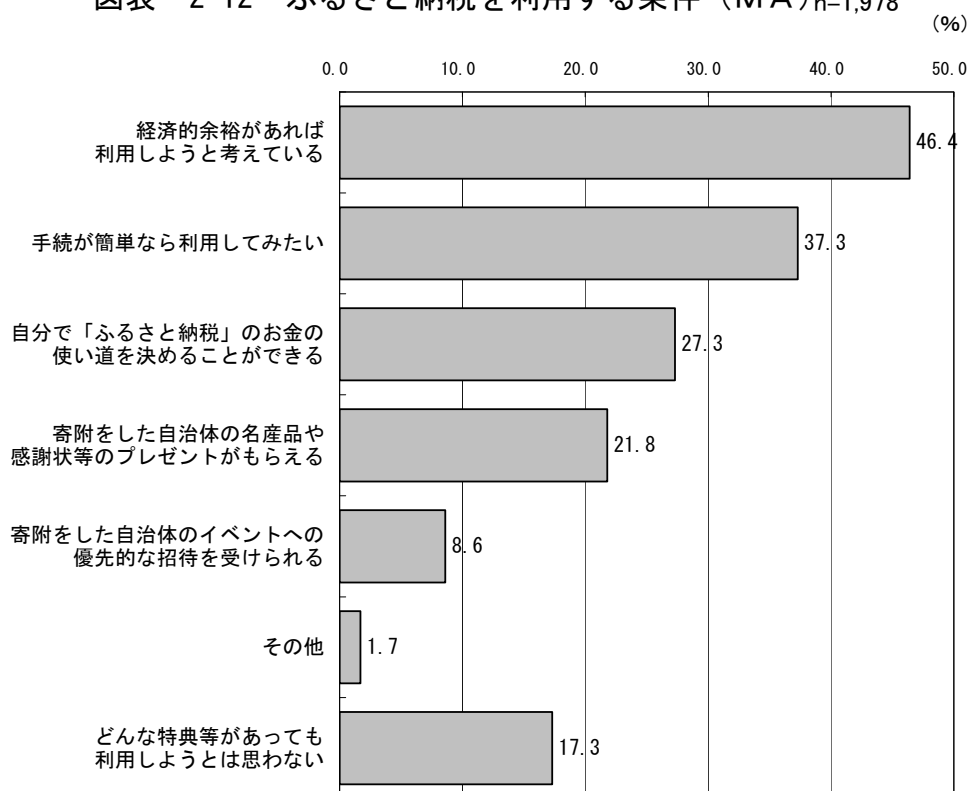
- 「ふるさと納税」を利用したことがあるのは、全体の1.1%にとどまる。
- おおよその制度内容は知っているのは半数以上の52.8%である。
- 聞いたことはあるが内容は知らないのは37.7%である。
- 全く知らないのは1割弱の8.4%である

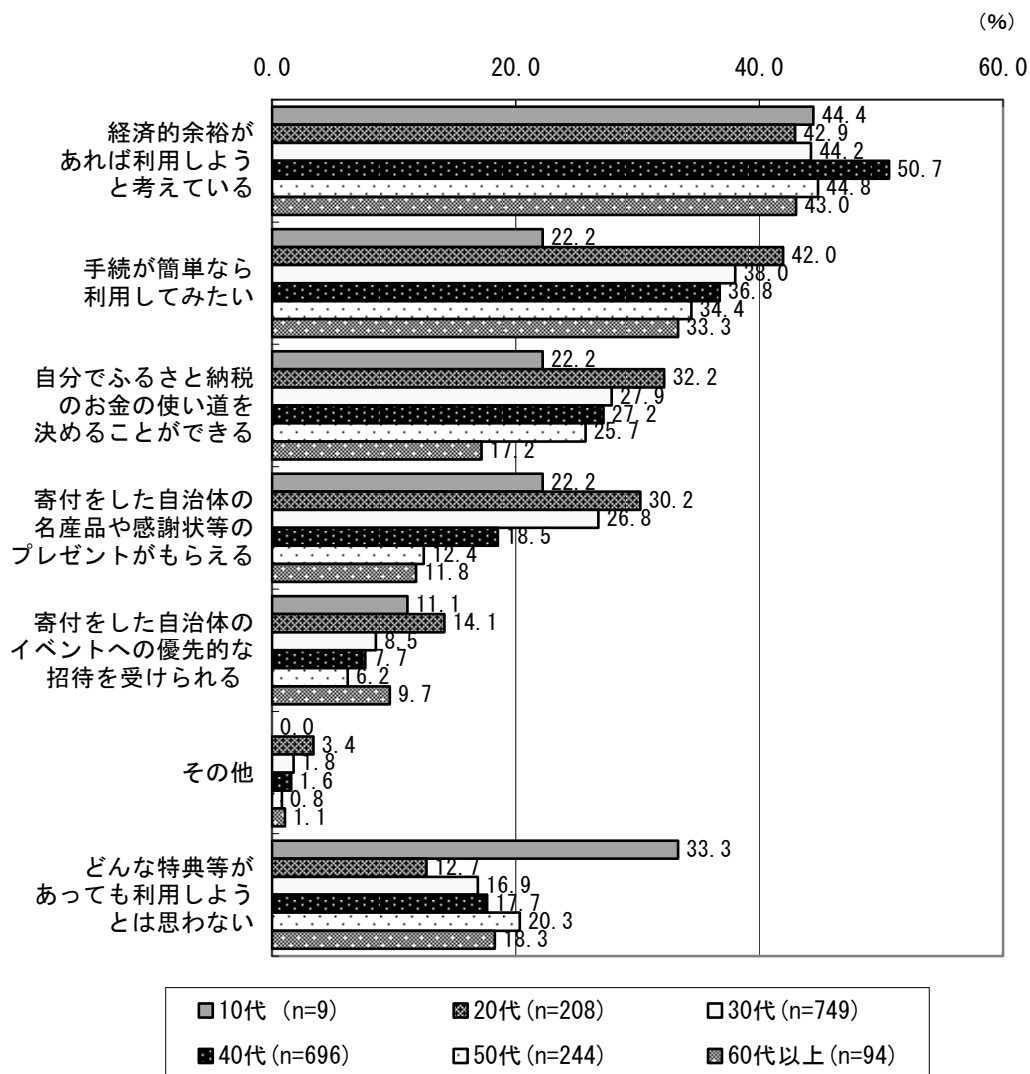
図表 2-11 ふるさと納税の経験の有無、認知状況（SA）



(2) 「ふるさと納税」を利用する条件

- 「経済的余裕があれば利用しようと考えている」が最も多く（46.4%）、「手続きが簡単なら利用してみたい（37.3%）」、「自分で使い道を決めることができる（27.3%）」が上位3位である。
- 17.3%が「どんな特典等があっても利用しようとは思わない」とした。
- その他の利用条件としては、「寄附金利用の透明性」、「郷土愛・土地への愛着」、「金銭面での有利さ」等がある。

図表 2-12 ふるさと納税を利用する条件（MA）_{n=1,978}



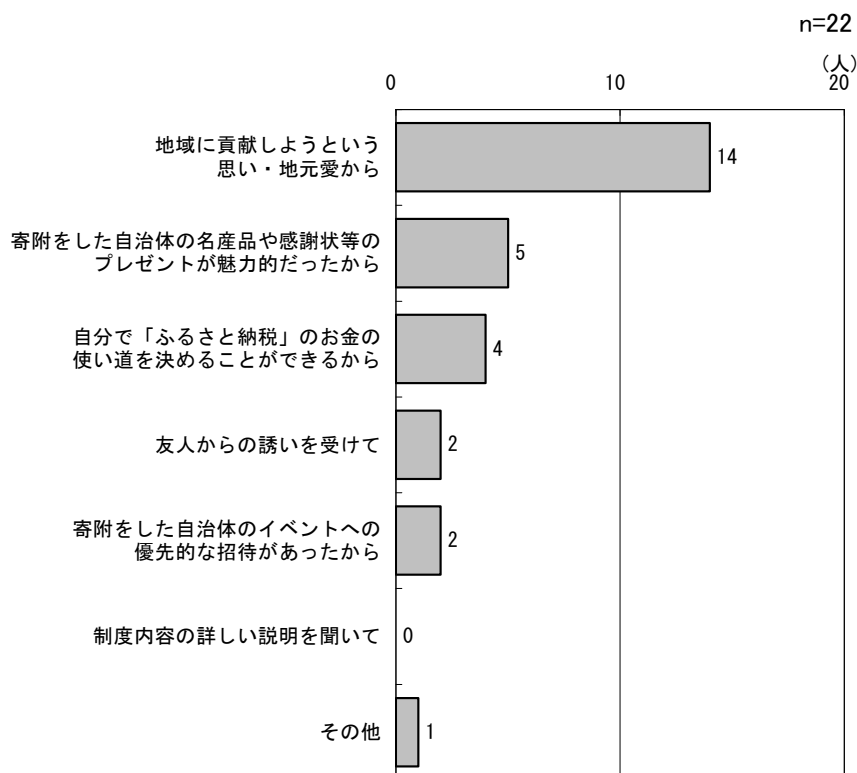
【参考】ふるさと納税を利用する条件（その他）

- 【寄附金利用の透明性】
- 名産品やプレゼントをもらえるよりも、結果がどうなったかを教えてもらえるほうがいい。
 - 税金の用途や結果について透明性があれば利用しようと思う。
 - お金の使われ方を正確に、詳細に教えてくれるなら利用してみたい。
- 【郷土愛・土地への愛着】
- 自分の故郷が発展することに使って頂けるだけでも良い。
 - 地元意識を得られるような何かがあれば。
 - その土地への愛着（たとえば京都が好き！）があれば。
 - 寄付したいと思うような魅力的な自治体があれば。
- 【金銭面での有利さ】
- ふるさと納税の金額と納税額の合計が、ふるさと納税しない場合の納税額と、完全に一致するなら。
 - 寄付額を上回る利益・価値を見いだせれば利用したい。
 - 帰省費用の補助がある。

(3) 「ふるさと納税」を利用した理由

- 「地域に貢献しようという思い・地元愛から（14名）」が最も多く、「名産品等のプレゼントが魅力的だったから（5名）」、「自分でお金の使い道を決めることができるから（4名）」、「友人からの誘いを受けて（2名）」、「イベントへの優先的な招待があったから（2名）」が続く。

図表 2-13 ふるさと納税を利用した理由（MA）



	全体 (n=22)	10代 (n=0)	20代 (n=3)	30代 (n=10)	40代 (n=5)	50代 (n=3)	60代以上 (n=1)
地域に貢献しようという思いから	14	0	3	8	2	1	0
プレゼントが魅力的だったから	5	0	1	1	2	1	0
使い道を決めることができる	4	0	1	2	1	0	0
友人からの誘いを受けて	2	0	0	0	1	1	0
イベントへの優先的な招待	2	0	0	0	1	0	1
制度内容の詳しい説明	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	1	0	0	0

Ⅲ 取組事例（かごしま応援寄附金募集推進協議会）

県と市町村が共同で募集を行っている事例

- アンケートの結果、市区町村よりも都道府県の方がふるさと納税に対する取組みが盛んなこと、小規模な自治体での取組みは限定的なことがうかがわれた。
- 鹿児島県では、県内市町村と共同で「かごしま応援寄附金募集推進協議会」を立ち上げ、協議会が一括して県外の鹿児島県関係者に対し、「かごしま応援寄附金」として寄附の募集を行っている。
- 県外での積極的な訪問による寄附の呼びかけや、帰省客に対し大規模な広報活動を実施した結果、795 件、63,471 千円の寄附を受け付けた。

1 かごしま応援寄附金募集推進協議会の概要

構成団体	鹿児島県および県内全 45 市町村
設立日	平成 20 年 5 月 29 日
事務局	鹿児島県総務部財政課
組織概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局である鹿児島県が寄附の募集活動や寄附金の受入を行う。 ・ 県外事務所にふるさと納税現地推進本部を設置し、所属員全員をふるさと納税推進員とした。（東京事務所、大阪事務所に各 5 名の専従班を設置）
寄附金の配分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の 4 割は県に、6 割は寄附者が指定した市町村に配分される。（市町村の指定がない場合は、均等割と人口割で全市町村に配分）

○事例のポイント

- ・ 県と市町村の競合によるイメージダウンを避け、また、効率的な行政経営を図るといふ、市民ニーズおよび昨今の行政を取り巻く環境の変化に対応した協議会を設置した。
- ・ 県内全市町村の参加による県内一致体制を確立した。
- ・ 県外事務所では県人会や鹿児島県にゆかりのある企業に対し積極的に訪問を行い寄附の呼びかけを行い、県内ではお盆期の帰省客等に対し、広範囲の広報活動を実施した。
- ・ その結果、平成 20 年度では、795 件の寄附を受け付けた。これは、ふるさと納税情報センターが実施した調査でホームページ公表を了承した 32 府県で最も多いものであった（大阪府の 505 件、福井県の 472 件が続く）。なお、寄附金額（63,471 千円）は 4 番目であった。
- ・ 県外の活動には限界がある小規模の市町村にも協議会への寄附金の 6 割が収入となる。
- ・ 今後、協議会の目的である競合を避けることと、市町村の取組みを尊重することの整理が課題として考えられる。
- ・ また、県外で寄附の募集活動にあたっている担当者は、流入人口が多い都市部ではふるさと納税の認知度が低いことを実感しており、ふるさと納税が全国規模の盛り上がりには至っていないことがうかがえる。

2 協議会設立の経緯

(1) ふるさと納税の課題

- ふるさと納税の募集活動にあたり、県と市町村が寄附金の獲得をめぐる競争競争するとになれば、寄附者が煩わしさを感じて、イメージダウンにも繋がりにくいこと、また、県と市町村が寄附金を取り合ったり、県外にそれぞれ費用をかけて募集活動に出向いたりするのは効率が悪いことが、課題として考えられた。

(2) 協議会設立に向けて

- 鹿児島県では、知事の発案により、競争競争によるイメージダウンを避けるため、かつ、効率的な行政経営を図るため、寄附の募集活動を一括に引き受ける協議会の設立を目指し、県内市町村と協議した。
- 既に基金を作るなどして募集活動に向けて動き出していた市町村もあったため、協議会への寄附金の分配金も市町村の基金へ入れることができるようにし、また、「ふるさと」は県ではなく、市町村または校区ではないかとの市町村や住民からの声に対して、県の方が市町村よりも県外で機動的に動くことができること、競争は避けるべきであること等について説明を重ね、理解を得て協議を進めた。
- 県と市町村との配分割合についても議論があったが、調整の結果、住民税の配分割合と同等に「4：6」¹²に決着した。
- このほか、協議会を経由せずに市町村が直接寄附を受け付けることができることも確認され、協議会のパンフレットに明記することとなった。
- 上記のような調整を経て、5月29日に協議会の設立総会を開催し、市町村の同意を得て、「かごしま応援寄附金募集推進協議会」が設立された。

(3) 協議会の体制

- 東京、大阪、福岡の県外事務所にふるさと納税現地推進本部を設置し、所属員全員をふるさと納税推進員と

図表 2-14 寄附金のパンフレット



出典：鹿児島県資料

¹² 寄附金の6割が寄附者の指定した市町村に配分されるが、市町村の指定がなかった場合には、市町村割当分の4分の1（寄附金全体の15%）を均等割、4分の3（寄附金全体の45%）を人口割で全市町村に配分する。

した。さらに、特に鹿児島県関係者が多数在住する関東、関西での取組みを推進するため、東京事務所、大阪事務所に新たに各5名の専従班を設置した（平成21年より各3人）。

- ・ 県庁には、財政課内にふるさと納税班が設置された（当初3人⇒平成21年度より2人）。

(4) 市町村の役割

- ・ 市町村の役割は、同窓会の開催等の情報の提供や、県人会への出席等にとどまり、経費負担はかからないように配慮されている。寄附金受領証明書は県知事名で、協議会の事務局である県が発行している。

3 協議会の活動

(1) 寄附募集の対象

- ・ 寄附金募集の対象者は、規約で県外在住の鹿児島県出身者・関係者等と定められている。県内居住者も対象とすると、県内で人口が集中している一部の市の市民が協議会宛に寄附を行い、他の市町村に寄附金が流れてしまうことが想定され、県内市町村が県内で寄附を取り合うことになりかねないことや、大都市と地方の税収格差という問題意識から生まれたふるさと納税の趣旨を踏まえたものである。

(2) 県外事務所での活動

- ・ 東京、大阪、福岡のふるさと納税現地推進本部では、出身地別、出身校別、居住地別、職域別などの各県人会へ直接出席したり、鹿児島県関連企業等へ訪問したりすることで、寄附の募集を積極的に推進している。

図表 2-15 県外事務所での活動

県人会等への月別出席状況

(単位：回)

年月	東京事務所	大阪事務所	福岡事務所	計
H20.6	24	22	1	47
H20.7	14	21	7	42
H20.8	8	10	3	21
H20.9	18	7	1	26
H20.10	19	16	1	36
H20.11	22	18	1	41
H20.12	3	0	4	7
H21.1	8	9	3	20
H21.2	9	6	4	19
H21.3	4	6	2	12
計	129	115	27	271

鹿児島県関連企業等への月別訪問状況

(単位：箇所)

年月	東京事務所	大阪事務所	福岡事務所	計
H20.6	38	4	7	49
H20.7	47	15	5	67
H20.8	36	24	4	64
H20.9	72	41	2	115
H20.10	47	12	1	60
H20.11	30	15	1	46
H20.12	22	17	6	45
H21.1	20	3	2	25
H21.2	7	0	2	9
H21.3	7	3	1	11
計	326	134	31	491

出典：鹿児島県資料

(3) その他の活動

- ・その他様々なPR活動を行っている。

図表 2-16 PR活動

①	パンフレットの配布（約16万部）	
	・ 薩摩大使	: 約1,800部
	・ 県人会	: 約48,000部
	・ 官公庁等の関係者	: 約1,000部
	・ 企業等の出身者	: 約1,600部
	・ 鹿児島県に関係のある企業の交流会等	: 約1,400部
	・ 鹿児島県に本店がある銀行の県外支店（据え置き）	: 約500部
	・ 鹿児島県ゆかりの飲食店（据え置き）	: 約1,500部
	・ 物産展・観光展（据え置き）	: 約4,000部
	・ お盆期の空港・駅等での配布	: 約8,000部
	・ 職員を通じた配布	: 約3,000部
	・ 市町村を通じた配布	: 約88,000部
	・ 平成20年度寄附者への配布	: 約800部
②	県ホームページによるPR	
	平成20年5月2日	: ホームページ開設（暫定版）
	5月29日	: 協議会ホームページを開設
	6月27日	: ホームページからの申込み受付開始
	7月28日～	: 鹿児島県出身の有名人の応援メッセージを掲載
	12月1日	: クレジット決済の導入
③	お盆の帰省客を対象としたPR活動	
	・ 駅や空港でのパンフレット配布（約8,000部）	
	・ 県政広報番組によるPR	
	・ 県・市町村職員に対して、県外の親戚や友人等にパンフレットを渡すように要請	
④	鹿児島県出身の有名人等への寄附依頼	
	鹿児島県出身の有名人等に対して個別訪問等により寄附を募った。さらに、本人の了解のもと、県のホームページに寄附があった旨と合わせて本人から寄せられたメッセージ等を掲載している。	
⑤	その他	
	・ メールマガジン発信（延べ約7,800人）	
	・ 物産展・観光展でのPR（28ヶ所）	
	・ 番組出演（6番組）	

出典：鹿児島県資料

(4) 寄附者の傾向・属性等

- ・ 12月までに払い込みが済んだ寄附について、翌年の確定申告による税控除の対象となることから、協議会でも12月までに集中的に寄附の募集活動を行った。
- ・ 協議会では、寄附の際に寄せられるメッセージから、鹿児島県との関わりが薄い人もインターネットで申し込む場合があると推察している。

図表 2-17 寄附者の傾向・属性等

月別申込み状況

(単位：件, 千円)

年月	件数	申込額
H20.6	81	4,028
H20.7	115	8,425
H20.8	89	8,093
H20.9	92	10,314
H20.10	98	10,309
H20.11	106	7,306
H20.12	184	11,565
H21.1	10	413
H21.2	13	388
H21.3	7	2,630
計	795	63,471

居住地別申込み状況

(単位：件, 千円)

地域	件数	申込額
北海道・東北	7	780
関東	472	40,029
中部	42	3,520
近畿	226	16,032
中国	1	10
四国	0	0
九州・沖縄	47	3,100
計	795	63,471

申込額別申込み状況

(単位：人, 千円)

申込額別	人数	申込額計
1万円未満	55	253
1万円以上～3万円未満	216	3,291
3万円以上～5万円未満	221	6,954
5万円以上～10万円未満	115	6,445
10万円以上～30万円未満	111	14,853
30万円以上～50万円未満	15	4,800
50万円以上～100万円未満	22	11,680
100万円以上	12	15,195
計	767	63,471

事務所別申込み状況

(単位：件, 千円)

事務所	件数	申込額
東京	425	37,786
大阪	242	17,672
財政課・福岡	128	8,013
(うちインターネット申込)	75	3,445
計	795	63,471

申込み方法別申込み状況

(単位：件, 千円)

申込み方法	件数	申込額
手渡し	280	18,370
郵送	268	20,631
FAX	163	20,215
ホームページ	75	3,445
電子メール	9	810
計	795	63,471

送金方法別申込み状況

(単位：件, 千円)

送金方法	件数	申込額
納付書	431	39,370
窓口への持参	52	2,977
専用口座(ゆうちょ銀行)	242	13,698
専用口座(鹿児島銀行)	49	6,807
クレジット決済	16	514
現金書留	5	105
計	795	63,471

出典：鹿児島県資料

(5) 協議会の活動の成果および効果

- ・ 協議会の取組みの結果、鹿児島県は他の都道府県と比べて郷土愛が強く、県人会の結束が強いといわれていることもあり、平成 21 年 3 月末までに 795 件、63,471 千円の寄附金を受け付けた。この件数はふるさと納税情報センターが実施した調査でホームページ公表を了承した 32 府県の中で最も多く、寄附額は 4 番目に多いものであった。
- ・ 県外在住の鹿児島県出身者にとっては、ふるさとへの貢献を考えるきっかけになり、地元との新たなパイプができたことも成果の一つである。
- ・ 協議会を通すことにより、県外で募集活動を行うには限界がある小規模な市町村にも、寄附金の 6 割が配分された。

4 取組みにあたっての調整

(1) 市町村との調整

- ・ 県外事務所の職員が協議会への寄附を依頼したところ、直接市町村に寄附する旨の回答を受けることもあるが、寄附の対象として、協議会と市町村のどちらを選択するかは寄附者に任せており、結果的に市町村への寄附になったとしても、ふるさと納税の PR にはなるので、県としては良いと考えている。

(2) お礼の品について

- ・ 寄附者へのお礼の品については、現在では実施していない。当初は寄附者は最低でも 5,000 円の負担を負うのでお礼の品を用意しよう、という意見があったが、そもそもお礼の品を渡すのは寄附の趣旨に沿わないのではないかと、という意見もあり、お礼の品の導入には至っていない。

5 担当者が考える課題

(1) わかりにくい税控除の手続

- ・ 確定申告によらないと税控除を受けられないことや、寄附時点では控除額が未確定であることが、寄附が敬遠される要因の一つとして考えられるため、寄附の広がりのためには年末調整での控除や控除の繰越等の検討が求められる。

(2) 全国的な盛り上がりの欠如

- ・ 東京・大阪等の人口集中地域では、ふるさと納税の認知度が低く、全国規模での盛り上がりが不足しているとの寄附募集の現場の意見もある。

6 市町村の立場から見た協議会のあり方（鹿児島市）

(1) 協議会設立までの動き

- ・ 取組みの準備を進めていたが、5月2日に県から、県と市町村が協働で寄附を募集するための協議会を設立したいとの連絡があった。
- ・ 協議会の議論の中で、寄附金の使い道のメニューは各市町村が自由に設定できることや、県と市町村の分配を4:6にすること、経費負担は県が請け負うことなどの確認がなされた。
- ・ 協議会の設立を受けて、鹿児島市の募集活動は原則協議会によるものとし、市独自ではホームページとパンフレットを作成している。

(2) 鹿児島市の寄附制度の内容と成果

- ・ ふるさと納税の用途は市の5つの重点施策から指定していただいた。平成20年の市への直接の寄附は11件あった。
- ・ 「ふるさと納税」だけではなく、母子家庭等の児童が中学に入学する際に図書券を配布するための愛の福祉基金などへの個別の寄附の受入も行っている。

(3) 市町村から見た協議会の活動

- ・ 協議会の専従班の取組みにより効果的な募集活動が行われている。
- ・ 協議会への寄附者に対して県から県内施設の割引カードを発行しているが、直接市町村へ寄附していただいた方に対しても同じカードを発行（発行者名は各市町村）しており、県と市町村が一体となった取組みを行っている。

7 調査から得られた示唆

今回のヒアリング調査を通じて、本事例の成功要因と課題として以下のような点が挙げられる。

(1) 本事例の成功要因

- ① **市民ニーズおよび昨今の行政を取り巻く環境の変化に対応した協議会を設置した**
 - ・ 県と市町村が同一人物に寄附を呼びかけてしまう可能性を排除し、行政の効率化を図ることと、県と市町村による競合競争を避けてイメージダウンを避けることを目的に協議会を設置した。
- ② **県内全市町村の参加による県内一致体制を確立**
 - ・ 協議会における市町村の役割・負担は限定的であるが、市町村単独での寄附の受け入れも否定せず、協議会のパンフレットに明記することでアピールの一助となった。
 - ・ 寄附募集の対象を県外に限定したことで、協議会の取組みの対象を明確にするとともに、流入人口が多い比較的大きな市町村も積極的に参加できる方向性を打ち出した。
 - ・ 協議会の取組みの副次的な効果として、県外での活動には限界がある小規模な市町村にも協議会への寄附金の6割が収入となった。
 - ・ お礼の品の取り扱い等、協議会としての意向は各市町村に連絡されているが、強い拘束はかけておらず、市町村の自主的な取組みが尊重されている。
- ③ **県内県外での積極的な募集活動を可能にすべく資源を集中させた**
 - ・ 県外事務所の全職員を推進員にするだけでなく、実行部隊となる専従班を派遣し、ふるさと納税募集に専任させた。
 - ・ 「郷土意識が強い」と言われる本県の特徴を活かし、県外事務所での専従班は鹿児島県ゆかりの企業や県人会等に実際に足を運び、直接寄附を訴える、地道な活動で寄附と集めた。
 - ・ 県内でも、漫然と広報活動を行うのではなく、明確にターゲットを絞り（お盆期の帰省客）、効果的に宣伝・広報活動を実施した。

(2) 課題

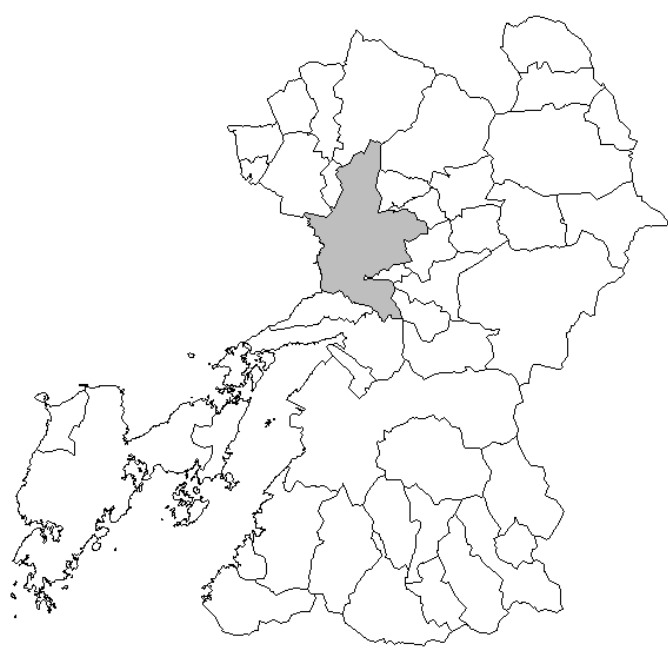
- ① **競合を避けることと市町村の取組みを尊重することの両立を図る必要がある**
 - ・ 今後、各市町村の取組みが進むことで、「行政の効率化、競争競合を避ける」という協議会の設立目的と、市町村の取組みの自主性の両立を図ることが今後の課題になるものと考えられる。
- ② **ふるさと納税の全国的な盛り上がりの不足**
 - ・ 寄附による住民税等控除を受けるために確定申告をしなければならず、普段確定申告を行わないサラリーマン等にはなじまないうえ、流入人口が多い大都市圏では「ふるさと納税」のPRが十分ではないとの意見もあり、全国規模の盛り上がりには至っていない。

IV 取組事例（熊本県熊本市）

魅力的な寄附制度を打ち出すことで寄附金を集めている事例

- 熊本市では熊本城の復元事業に取り組んでおり、平成10年度から19年度までで約12億円、平成21年1月から8月までで約3億円の寄附を集めている。
- 本丸御殿等の復元整備も進み、平成20年には入場者数が昨年度から100万人近く上回る約204万人となり、全国の城郭で入場者数が日本一となった。

1 熊本市の概要

<p>位置図</p> <p>国土地理院承認 平14総機 第149号</p>  <p>熊本県</p> <p>※「白地図 KenMap」より地図画像を編集し作成</p>	<p>人口（住民登録、外国人登録） （平成21年11月1日現在）</p> <p>680,036人</p>
	<p>職員数 （平成20年4月1日）</p> <p>6,119人</p>
	<p>基準財政需要額 （平成19年度）</p> <p>101,854,448千円</p>
	<p>基準財政収入額 （平成19年度）</p> <p>74,342,053千円</p>
	<p>財政力指数 （平成19年度）</p> <p>0.71</p>
	<p>一般会計当初予算額 （平成21年度）</p> <p>2,197億円</p>
	<p>注：位置図の市域は、平成22年3月23日に 合併・編入した城南町・植木町を含む。</p>

○事例のポイント

- ・ この基金に対する寄附者全員の名前を「永代帳」に記載し、永久保存するとともに、1万円以上の寄附をした寄附者を「一口城主」として、「城主証」を渡し、名前を「芳名板」に記載し天守閣に掲示している。
- ・ 本物の熊本城を現在に再現するだけでなく、熊本城の復元も往時の工法により行われているほか、かつての料理を再現した「熊本城本丸御膳」を本丸御殿の中で提供するなど、あらゆる面で本物志向を貫いている。
- ・ 自らの寄附により本物の熊本城が再現されるというストーリーを打ち出し、基金への寄付行為自体も魅力あるものにすることで、その復元に寄附という形で関わりたいと思ってもらえるような仕組みを作り上げ、熊本城自体と寄付行為の両方の魅力を高めている。
- ・ 地元を中心としたマスコミに取り上げられるような情報の提供・話題づくりを行なうことで、その報道に接した市民が再度寄附を申し込むという好循環を生み出している。

2 熊本城復元整備基金の経緯

(1) 経緯

- ・ 熊本市では、熊本城築城 400 年にあたる平成 19 年を目標に、西南の役の折に焼失した本丸御殿や南大手門など主要な建造物を復元し、築城時の雄姿をよみがえらせようと、平成 10 年から 10 年間かけて本格的な復元整備を行った。
- ・ その財源に充てるため、熊本城復元整備基金を創設して寄附を募り、その寄附者全員の名前を「永代帳」に記載し、永久保存するとともに、1 万円以上の寄附をした寄附者を「一口城主」として、「城主証」を渡し、名前を「芳名板」に記載し天守閣に掲示する取り組みを行ったところ、総事業費 89 億円に対して、27,000 件を超える総額 12 億円の寄附が集まった。

写真 2-1 熊本城天守閣



(2) 新「一口城主制度」

- ・ 寄附の期間は平成 19 年 3 月末で終了したものの、寄附の申込みは止むことなく続き、第Ⅱ期復元整備計画も平成 20 年度から始まったことから、平成 21 年 1 月から新「一口城主制度」として、熊本城復元整備基金を再開した。

3 寄附の動向

(1) 寄附状況

- ・ 第Ⅱ期復元整備事業予定額の 23 億円に対し、7 億円を寄附金で賄う予定である。いつでも受け入れることができるようにするため、期限は特に設定していない。
- ・ その結果、8 月までに 3 億円を超える寄附が集まった。予想以上の速さで寄附が集まっており、新しい整備事業も検討中である。

写真 2-2 募金受付の様子



(2) 寄附者の傾向・属性等

- ・ 寄附者にはリピーターもおり、芳名板を一回目は自分の名前で、二回目は子どもの名前で、という形で寄附をする寄附者もいる。
- ・ 熊本城や市役所での現金での申込が一番多い。熊本城での申込は仮設テントでのみ受け付けている。

図表 2-18 新一口城主募集状況および熊本城入園者数¹³

	一口城主		募金箱	合計額	入園者数
1月	4,694件	64,663,567円	68,648円	64,732,215円	137,941人
2月	5,873件	68,391,775円	0円	68,391,775円	126,406人
3月	6,453件	71,751,109円	0円	71,751,109円	249,758人
4月	3,040件	33,928,384円	34,640円	33,963,024円	147,387人
5月	2,144件	24,440,425円	0円	24,440,425円	193,088人
6月	1,652件	18,668,055円	0円	18,668,055円	102,781人
7月	1,663件	20,234,124円	11,842円	20,245,966円	95,219人
8月	878件	12,374,345円	0円	12,374,345円	132,979人
合計	26,397件	314,451,784円	115,130円	314,566,914円	1,185,559人

出典：熊本市資料

4 熊本城の情報を周知するための取組み

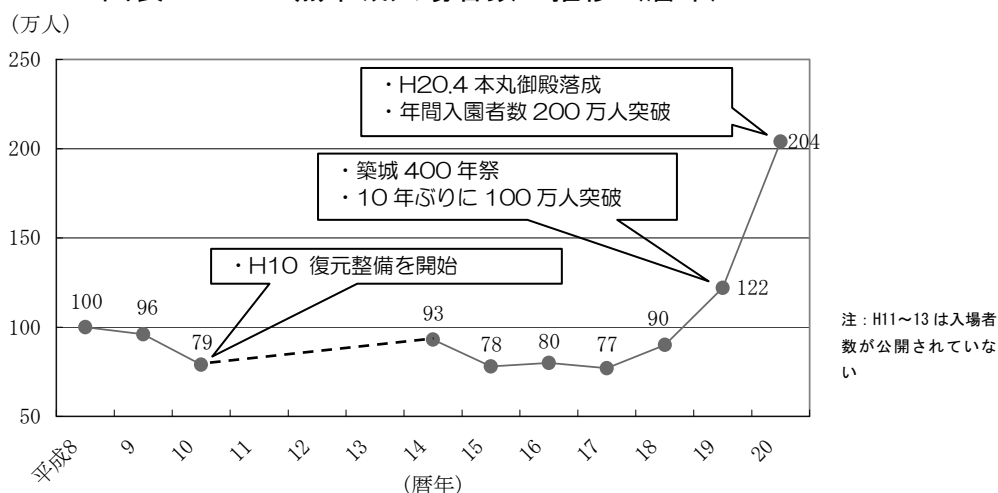
(1) 寄附の特典

- ・ 1万円以上の寄附者を「一口城主」とするだけでなく、10万円以上の寄附に対しては感謝状を贈呈している。
- ・ また、第Ⅱ期復元整備事業から、寄附をした個人に対して熊本城への入園が無料になる「城主パスポート」（平成21年10月から優待内容を充実した「城主手形」に変更）を発行している。

(2) 熊本城の取組み

- ・ 平成19年には築城400年祭を開催し、入場者数が平成8年以来の100万人を突破した。さらに、平成20年には本丸御殿の公開も始まり、入場者数が昨年を100万人近く上回る約204万人となり、全国の城郭で入場者数が日本一となった。

図表 2-19 熊本城入場者数の推移（暦年）



出典：熊本市資料

¹³ 平成21年1月1日～8月25日の集計

- 江戸時代の熊本藩にちなんだ料理を再現した「熊本城本丸御膳」を用意しており、本丸御殿の中で往時の料理を楽しむことができるようにするなど、ソフト面の充実も図っている。

写真 2-3 熊本城本丸御膳



出典：熊本市資料

(3) 寄附を周知するための工夫

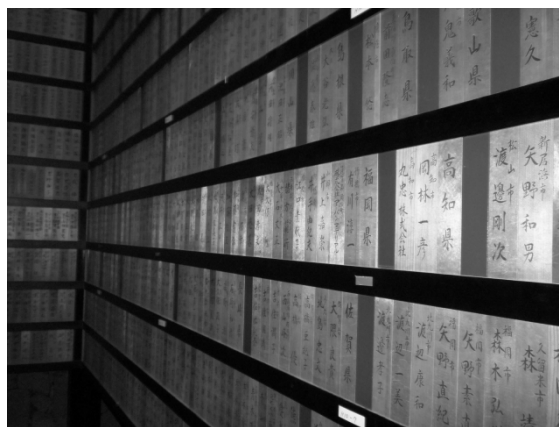
- 平成10年の基金設立当時には、県人会の集まりに行き寄附のお願いをしたことはあるが、既存の一口城主に再度のお願いをする、といった積極的な寄附集めの取り組みは行っていない。
- 寄附集めを積極的に行っていないのは、「寄附というものは勧誘するのではなく、目にとまってもらって、ご協力いただければよいのではないか、お城をみんなで良いものにしていこう、協力しようという賛同者の方に寄附をいただきたい」という担当者の思いがあるためである。
- 基金の広告は地元の夕刊紙に一度載せただけであるが、寄附総額1億円突破や寄附人数1万人突破といった節目節目での情報提供や、10万円以上の寄附者に対して市長が感謝状を直接渡すなど、新聞やテレビで取り上げられるような情報の発信を行っている。

5 課題と今度の方向性について

(1) 課題

- 寄附が当初の想定を超えて集まったために、天守閣に芳名板を置くスペースが飽和状態となったため、既存の芳名板を4分の1の大きさに作り直し、新規の芳名板も小さなサイズで作ることとしたが、市民からの反発は限られたものであった。市民からは熊本城に対するネガティブな意見はほとんど寄せられていない。
- 今後の課題として、寄附者のデータ整理が追いついていないことが挙げられる。

写真 2-4 天守閣内に並ぶ芳名板



(2) ふるさと納税との関わり

- ・ ふるさと納税制度が始まった当初は、熊本城復元整備基金をふるさと納税の使い道の一つに加えることも検討されたが、すでに「一口城主」としての認知度が高く、基金自体の歴史もあり、また、法人も一口城主になることができることから、ふるさと納税制度に組み込まず、別々の形で進めることになった。

(3) 方向性

- ・ 城主制度の特典を充実させるよりも、熊本城そのものの魅力を高めることで、市民に自分も関わりたいと思ってもらうことが重要と考えている。
- ・ 今後の熊本城のあり方としては、現状の維持管理だけでなく、更なる復元や新しい仕掛けを打ち出して、来場者が城に行くたびに新しい発見があり、また行きたいと思ってもらえるように取組みを進めていきたいと考えている。

6 調査から得られた示唆

今回のヒアリング調査を通じて、本事例の成功要因として以下の点が挙げられる。

(1) 本物志向があらゆる面で貫かれている

- ・ 熊本城を現在に再現するだけでなく、復元も往時の工法により行われているほか、かつての料理を再現した「熊本城本丸御膳」を本丸御殿の中で提供するなど、あらゆる面で本物志向を貫いている。

(2) 目的物自体と寄付行為の両方の魅力向上

- ・ 熊本城の復元を目的とする基金への寄附であるため、寄附とはそもそも積極的に集めるものではないという思いもあり、積極的に寄附集めに取り組むよりも、熊本城自体の魅力を高めるとともに、自らの寄附により歴史ある熊本城が現在に復元されるというストーリーを打ち出し、基金への寄付行為自体も魅力あるものにするすることで、その復元に寄附という形で関わりたいと思ってもらうことで、好調な寄附の集まりに結びついている。

(3) マスコミに取り上げられやすい情報発信・話題づくり

- ・ 地元を中心としたマスコミに取り上げられるような情報の提供・話題づくりを行なうことで、市民が日常的に熊本城の情報に接するようになる。

V 考察 ～ 寄附の更なる推進に向けて ～

1 複数の自治体による推進体制の構築

- 自治体向けアンケートの結果では、「寄附を募集する企画力が乏しい」、「寄附の募集業務に従事する人員が不足している」とする回答が、人口が少ない自治体ほど多く（企画力…人口 1 万人未満の市町村：59.9%、その他の自治体：48.9%。人員…人口 1 万人未満の市町村：36.5%、その他の自治体：28.7%）、小規模な自治体では、寄附募集に係る体制が整っていないことが見受けられる。
- 一方で、自治体向けアンケートの結果から、市区町村よりも都道府県の方がふるさと納税の取組みが盛んであることがうかがえる。
- 鹿児島県では、県下の全市町村と共同で協議会を立ち上げ、県外の本県出身者等に対して、協議会の事務局である鹿児島県が一括で募集活動を行っている。募集が重複することにより出身者等が煩わしさを感じるのを避けるのが目的であったが、県外の活動が困難な小規模な市町村にも協議会への寄付金の一部が分配されるという効果も見られた。

2 認知の向上に向けて

- 都市部住民を対象とした Web アンケートでは、ふるさと納税について「聞いたことはあるが内容は知らない」、「全く知らない」が合計で 46.1%と半数近くに達した。鹿児島県でも、都市部でふるさと納税の呼びかけを行う際、ふるさと納税の認知度の低さに苦労しているとの声もあり、都市部でのふるさと納税の広報・周知が十分でない現状がうかがえる。
- 鹿児島県では、帰省客等にふるさと納税を呼びかけているほか、東京・大阪の県外事務所ではふるさと納税の専従班を配置し、県に所縁のある企業や県人会・同窓会などに積極的に足を運び、ふるさと納税を呼びかけるという地道な活動を行った結果、平成 20 年度は 32 府県¹⁴ で最も多くの件数のふるさと納税を集めるに至った。

3 住民の寄附意識の醸成

- 政府の 2010 年度税制改正大綱には認定 NPO 法人などへの寄附金に対する所得控除の適用下限額を現行の 5,000 円から 2,000 円に引き下げる措置が盛り込まれるなど、寄附に対する機運が高まっている。
- 一方で、Web アンケートでは、17.3%が「どんな特典があっても（ふるさと納税を）利用しようと思わない」、46.4%が「経済的余裕があれば（ふるさと納税を）利用しようと考えている」と回答するなど、住民の寄附に対する意識は依然として希薄なものと思われる。
- 熊本市では熊本城復元整備基金への寄附を募集するに際し、熊本城一口城主制度を立ち上げている。寄附者にとっては、寄附により熊本城の往時の姿の復元に一

¹⁴ ふるさと納税情報センター(<http://info.pref.fukui.lg.jp/furusatonouzei/index.html>)の調査でホームページ公表を了承した 32 府県（49 頁参照）

役買うという取組みの本物志向が非常に魅力的なものになっている。

- ・ 寄附とともに復元も順調に進み、城の復元の進捗を楽しみに訪れた来場者がさらに寄附を行う、という好循環を生み出している。
- ・ このように熊本市では、住民・出身者等にとって魅力的な寄附金の使途を打ち出すことで、平成10年度から19年度までで約12億円、平成21年1月から8月までで約3億円の寄附を集めた。

4 今後の方向性

- ・ 昨今の不景気の影響もあり、寄附による税控除と地元愛の喚起のみで、住民・出身者等に寄附を求めるのは今後ますます困難になるものと思われるが、ふるさと納税には、将来のUターン、Iターン、Jターンを見据えた外部の住民とのつながりの維持や、地元の産品を寄附のお礼とすることで、地域ブランドの広報的役割といった、収入面以外でも一定の効果を期待できることから、ふるさと納税の取組みを一過性のものとせず、継続性があるものにすることが肝要である。
- ・ 寄附による税控除の拡大により、以前と比較して自治体への寄附を行いやすくなっているため、寄附金の使い道を公開するなど寄附者が安心して寄附ができるようにするとともに、寄附を収入増加策の一つと捉え、自治体がそれぞれの特色を活かした、住民・出身者等が寄附をしたくなるような使途を打ち出すことが求められていると考えられる。

【参考】各県が作成したふるさと納税のパンフレット

①青森県

とどけよう、あなたのあふれる想い！

あおもり ふるさと納税のご案内

あおもりふるさと納税イメージキャラクター
ふるさと納税犬

ハコくん
ムッチャン

ふるさと納税制度とは

自らが生まれ育った地域や、関わりが深い地域を応援したいみなさんの想いにお応えするもので、応援したいとお考えの県や市町村に寄附した場合には、現在お住まいの自治体の住民税（県民税・市区町村民税）から寄附金額に応じて一定額を控除されます。

青森県
あおもりふるさと納税

ネットであつなく、あなたの想い~寄附金のクレジット収納、スタート~

青森県総務部税務課総務・企画グループ
FAX送信先：017-734-8008
電子メール：zeimu@pref.aomori.lg.jp

寄附申出書

青森県知事 三村 申吾 殿

金 円也

上記の金額を、青森県に対する寄附金（ふるさと納税）として寄附します。

平成 年 月 日

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

F A X _____

メールアドレス _____

※ 寄附金のご入金方法（いずれか1つの方法を選択し、○印をご記入ください。）

<input type="checkbox"/>	【金融機関からのご入金】	お送りする納付書による納付	県が指定する金融機関からの納付の場合、手数料無料
<input type="checkbox"/>	【クレジット収納】	県所定の口座への銀行振込	手数料をご負担願います。
<input type="checkbox"/>	【クレジット収納】	パソコン・携帯電話でYahoo! 公金支払いサイトへアクセスし、ご自宅に届くMasterCard・JCB	手数料無料（24時間お支払可能）
<input type="checkbox"/>	【現金書留】	青森県庁税務課までご送金ください。	郵送料をご負担願います。

※ クレジット収納の場合、寄附金額は10,000円以上の受付とさせていただきます。

ふるさと納税への応援メッセージ
（自由記入欄）

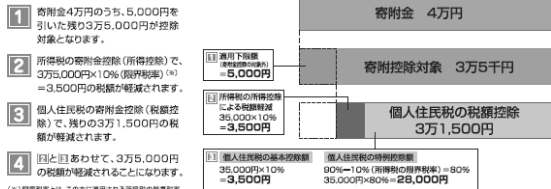
ひとこと
ヨロシクね!

青森県内40市町村への寄附対象となります。詳しくはそれぞれの市町村にお問い合わせください。

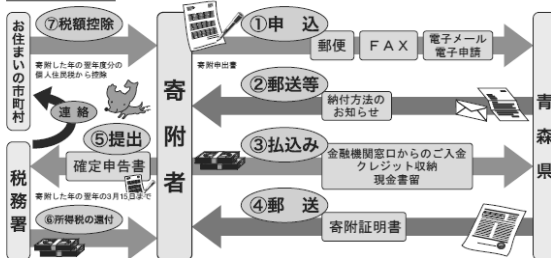
ふるさと納税制度のあらまし

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割額の概ね1割を超えない範囲として、所得税と合わせてその全額を控除

<東京都に在住で青森県出身のAさんが青森県に寄附した場合の例>
給与収入700万円・夫婦2人（うち1人特定扶養） 所得税の境界税率10%、住民税額293,500円



手続の流れ



- 【郵送・FAXの場合】右ページにある寄附申出書に必要事項をご記入の上、お送りください。
 - 【電子メールの場合】寄附申出書をホームページからダウンロードし、必要事項をご記入の上、お送りください。
 - ② お支払方法は3つの方法からお選びいただけます。（右ページをご参照ください。）
 - 寄附金の入金後、県より寄附証明書を発行・郵送させていただきます。証明書は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。
 - ④、⑦ 最寄りの税務署で所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税、所得税が軽減されます。
- ※ 寄附者青森県を応援いただくみなさまの善意に基づく自発的なものであり、寄附金募集をかたがての寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。

あおもり・ふるさと納税犬（Aomori-Furusato-Dogs）プロフィール

愛称：ムッチャン
特徴：◆延のたがが青森県 ◆色はなぜかピンク ◆ワキチ+延の足 ◆わっ書をイメージした名前

愛称：ハコくん
特徴：◆アプガ青森県の方たち ◆胸になぜかりんごが・・・ ◆赤いワキチ ◆書きをしるべボーイ ◆八甲田山をイメージした名前

ふるさと納税の使いみち(例)

みなさまからお寄せいただいた寄附金は次のような県の重点施策に活用する予定です。多くのみなさまからの応援ご支援、よろしくお願います。

「攻めの農林水産業」のステップアップ
本県の得意分野である農林水産業を積極的に伸ばし、生産者の収益アップをめざす「攻めの農林水産業」のステップアップを図るため、一層の販路強化に取り組みます。

2010.12 東北新幹線 全線開業
東北新幹線全線開業に向けて、推進期も最大限享受し、全業に波及させていくための取組を推進します。

あおもり型セーフティネット
保健・医療・福祉包括ケアの推進、地球温暖化対策など、県民のかけがえのない生活を守るシステムの構築に向けて、あおもり型セーフティネットの充実に全力を挙げて取り組みます。

より詳しいご案内・お問い合わせはこちらへ>
青森県総務部税務課 総務・企画グループ
〒030-8570 青森市長島1-1-1
電話 017-734-8064（直通） FAX 017-734-8008
メールアドレス zeimu@pref.aomori.lg.jp

YAHOO! 公金支払い
クレジットカードで寄附できます
ふるさとに寄附しよう!

モバイル版 Yahoo! 公金支払いにアクセス!

携帯電話からもクレジット収納ができます

http://www.pref.aomori.lg.jp/tax/faq/025_01furusatoindex.html

②秋田県

所得税・住民税の控除が受けられます

県または市町村への寄附金のうち、5,000円を超える部分について、一定の限度まで、住民税と所得税の税額から控除が受けられます。

※個人住民税所得割額の概ね1割が目安となります。
これらの控除は、確定申告をすることにより税額から控除される(軽減される)こととなります。

【所得税・住民税控除(軽減)の例】控除額は税額によるものです。

例① 夫婦・子ども2人(うち1人は大学生)の給与所得者(年収500万円)の場合

寄附額	税額からの控除額	うち住民税分	うち所得税分
1万円	5,000円	4,700円	300円
3万円	17,400円	16,100円	1,300円
5万円	20,400円	18,100円	2,300円
10万円	27,900円	23,100円	4,800円

例② 夫婦のみの給与所得者(年収700万円)の場合

寄附額	税額からの控除額	うち住民税分	うち所得税分
1万円	5,000円	4,000円	1,000円
3万円	25,000円	20,000円	5,000円
5万円	45,000円	36,000円	9,000円
10万円	65,700円	46,700円	19,000円

県内市町村でも寄附をお待ちしています

県内市町村への寄附をご希望の場合、添付の申込書でもお受けいたします。
また、各市町村に直接、お問い合わせいただいても結構です。



鹿角市 ☎0186-30-0201	小岩町 ☎0186-29-3907	大館市 ☎0186-43-7027
北秋田市 ☎0186-62-6606	上小阿仁村 ☎0186-77-2221	能代市 ☎0185-89-2142
八幡町 ☎0186-76-2111	三橋町 ☎0186-85-4815	藤里町 ☎0185-79-2111
男鹿市 ☎0186-23-2111	海上市 ☎018-878-9802	五城目町 ☎018-852-8361
八郎潟町 ☎018-875-6801	井川町 ☎018-874-4411	大森町 ☎0185-45-2111
秋田市 ☎018-866-2032	由利本荘市 ☎0184-24-8231	にかほ市 ☎0184-43-7510
大仙市 ☎0187-63-1111	仙北市 ☎0187-43-1112	美郷町 ☎0187-84-4901
横手市 ☎0182-35-2189	湯沢市 ☎0183-73-2111	羽後町 ☎0183-62-2111
東成瀬村 ☎0182-47-3401	各市町村のウェブサイトへは、県のウェブサイト「 美の国あきたネット 」からリンクしています。	

お問い合わせ先 ☎010-8570 秋田県秋田山王4-1-1
秋田県総務企画部総合政策課
「ふるさとへの想いをきずなに」ふるさと納税担当
電話：018-860-1216 ファックス：018-860-3873
e-mail: seisaku@pref.akita.lg.jp URL: <http://www.pref.akita.lg.jp/>

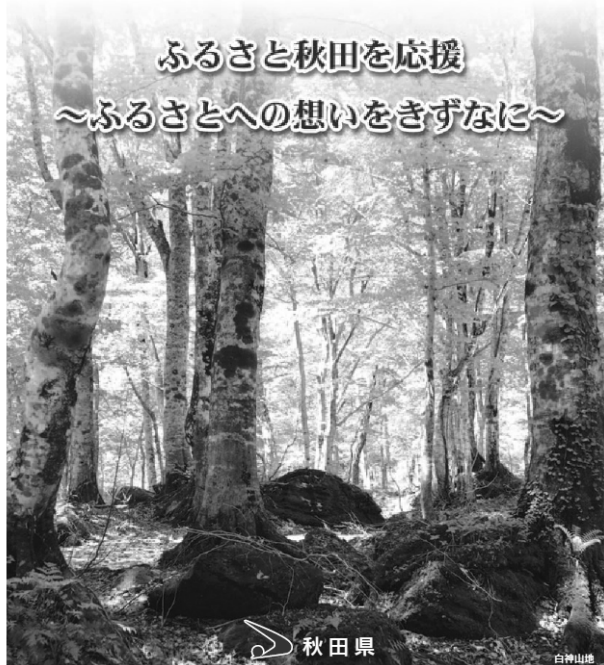
※この印刷物は、25,000部作成し印刷経費は1部あたり5,649円です。

ふるさと納税のご案内

秋田県と県内の市町村を応援して下さる方々からのご支援をお待ちしております



ふるさと秋田を応援
～ふるさとへの想いをきずなに～



秋田県

白神山麓

ふるさと納税とは、ふるさと自治体への寄附(応援)制度です

「ふるさと納税」とは、生まれ育ったふるさとや、応援したいと思う地域の自治体に対する寄附制度です。
ふるさとへ寄附をした場合には、現在お住まいの自治体に納めている住民税などから一定限度までが控除されます。
なお、寄附対象となる自治体には特に制限はありませんので、生まれ育ったふるさとでなくても寄附できます。
皆様からのご支援をお待ちしております。



寄附金は皆さんの想いに沿って使わせていただきます

秋田県にお寄せいただいた寄附金については、次のような事業への活用を予定しています。
活用方法については、お申し込みの時点からお問い合わせいただけます。

1 ふるさとの宝を次世代に継承したい

例: 白神山麓、田沢湖、八郎潟などの保全、景観の保全、伝統・文化の継承など



2 明日の秋田を担う人材を育てたい

例: 地域の子育て支援、幼児期教育の充実、小中学校での少人数学習の推進など



3 おいちゃん、おばあちゃんも安心して暮らしてほしい

例: バリアフリーの実現、福祉サービスの充実、地域医療の充実、防災・減災など



4 活力ある秋田づくりを応援したい

例: 秋田の食の販路拡大、産業振興や雇用の拡大、観光PR、スポーツの振興など



5 思い道はおまかせします

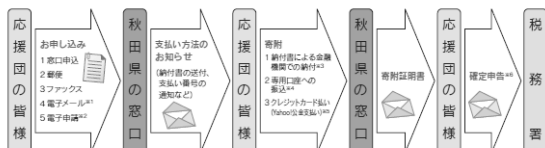
6 上記以外へ

ご寄附いただいた方と秋田とのきずなを深めます

寄附をしていただいた皆様には、ふるさと秋田の旬の情報を提供しながら、ふるさと秋田とのきずなを深めてまいります。
県内市町村と共同で「ふるさと秋田ウェルカムサービス」を実施しています。寄附いただいた方へお送りする「ウェルカムサービス共通バスポート」を提携施設へ提示していただくことにより、入場料割引などの各種サービスをご利用いただけます。
いつでも、どこでも、皆様のお帰りをお待ちしております。

様々なお申し込み方法から選ぶことができます

寄附のお申し込みは、次の5つの方法からお選びいただけます。



- 下記のウェブサイトでお申し込みデータをダウンロードして入力するか、添付の申請書に記載してデータ化したものを、メールに添付して下記アドレス宛送付してください。
- 秋田県ウェブサイト「[美の国あきたネット](http://www.pref.akita.lg.jp/)」上で申請できます。下記URLをご参照ください。
- 秋田県の指定金融機関・収納代理金融機関以外の金融機関から納付いただく場合、手数料をご負担いただきますようお願いいたします。
- 振込手数料をご負担いただきますようお願いいたします。
- 5,000円以上の寄附に限り、VISA、MasterCard、JCBがご利用可能です。 <http://koukin.yahoo.co.jp/>
- 所得税の確定申告をすることで、住民税の控除についても手続きが行われます。所得税・住民税の控除(還付)とも希望されない方は、手続きは不要です。

お申し込み先

〒010-8570 (住所の記載は不要です。なお添付の申請書の郵便番号は料金受取人払用の番号です)
秋田県総務企画部総合政策課「ふるさとへの想いをきずなに」ふるさと納税担当
電話：018-860-1216 ファックス：018-860-3873
e-mail: seisaku@pref.akita.lg.jp 美の国あきたネット: <http://www.pref.akita.lg.jp/>
(トップページ右「便利ツール」からふるさと納税のページにどうぞ)

- お近くの事務所または県内の各地域振興局でも申込を付けております。
- 東京事務所 ☎03-5212-9115 鹿角地域振興局 ☎0186-22-0456 由利地域振興局 ☎0184-22-5432
 - 北海道事務所 ☎011-241-2332 北秋地域振興局 ☎0186-62-1251 仙北地域振興局 ☎0187-63-5114
 - 大阪事務所 ☎06-6341-7897 山本地域振興局 ☎0185-55-8004 平岡地域振興局 ☎0182-32-0594
 - 名古屋事務所 ☎052-252-2412 秋田地域振興局 ☎018-860-3319 雄勝地域振興局 ☎0183-73-8191
 - 福岡事務所 ☎092-736-1129

《ご注意ください》 寄附金集めかたの寄附の要や詐欺行為には十分ご注意ください。

③長野県

長野県の美しい自然と景観を守る取り組みにご参加ください。

ふるさと信州寄付金

「ふるさと信州寄付金」は、「みんなで支える ふるさとの森林づくり」「美しく豊かな自然環境と魅力的な景観づくり」「魅力ある観光づくり」という3つの取り組みに活用させていただきます。

●想定される活用事業例

- 森林づくり事業
- 信州の白山リゾートプロジェクト事業
- 温泉地・スキー場地区再生モデル事業

水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止など森林が持つさまざまな機能を保つため、適切な森林整備を実施します。

山岳環境の保全や登山道の安全確保のため、白山道の維持や補修を山小屋などと関係者と連携して実施しています。

温泉地・スキー場の魅力を向上させ再生を図るさまざまな取り組みを、市町村と協力して実施しています。

「ふるさと信州」に貢献したい、「ふるさと信州」を応援したいという方々の思いを寄付金という形でお寄せいただくためのものです。お寄せいただきました寄付金については、ふるさと納税制度による税制上の優遇措置が適用されます。

平成20年度の地方税法改正により個人住民税の優遇措置が大幅に拡充されました！「ふるさと納税制度」は、県や市町村など地方公共団体へ寄付を行った方について、お住まいの市区町村へ納めていただく翌年度分^(※1)の住民税等からその寄付金分を差し引くという制度です。

本来納めるべき住民税等 - (寄付金 - 自己負担 ¥5,000) = 実際に納める住民税等

※1 1~11月までの間に寄付をされた場合は翌々年度分となります。

5,000円を超え、住民税のおおむね1割までの寄付金については、住民税（翌年度分^(※1)）と所得税と合わせて全額が控除され、新たな負担とはなりません。

住民税の1割はふるさとへ！ 9割はお住まいの地方公共団体へ！

ふるさとと納税による寄付の一例

今年度住民税（お住まいの市区町村へ納付） 300,000円

ふるさとの県・市町村への寄付 30,000円

自己負担 5,000円

住民税・所得税から25,000円が全額控除！^(※2)

※2 住民税から22,500円、所得税から2,500円がそれぞれ控除されます。

夫婦、子供2人（うち1人特定扶養） 年収約700万円

翌年度^(※1)の住民税が277,500円に^(※3) 加えて、所得税も2,500円の軽減。

※3 翌年度（※1）の住民税と同額とした場合です。

長野県 長野県ふるさと信州寄付金事務局

www.pref.nagano.jp

ふるさと納税制度のあらまし

（ふるさと納税制度とは？）

5,000円のご負担と確定申告でふるさとへの応援のお気持ちをとお寄せいただけるようになりました！

「ふるさと信州」に貢献したい、「ふるさと信州」を応援したいという方々の思いを寄付金という形でお寄せいただくためのものです。お寄せいただきました寄付金については、ふるさと納税制度による税制上の優遇措置が適用されます。

平成20年度の地方税法改正により個人住民税の優遇措置が大幅に拡充されました！「ふるさと納税制度」は、県や市町村など地方公共団体へ寄付を行った方について、お住まいの市区町村へ納めていただく翌年度分^(※1)の住民税等からその寄付金分を差し引くという制度です。

本来納めるべき住民税等 - (寄付金 - 自己負担 ¥5,000) = 実際に納める住民税等

※1 1~11月までの間に寄付をされた場合は翌々年度分となります。

5,000円を超え、住民税のおおむね1割までの寄付金については、住民税（翌年度分^(※1)）と所得税と合わせて全額が控除され、新たな負担とはなりません。

住民税の1割はふるさとへ！ 9割はお住まいの地方公共団体へ！

ふるさとと納税による寄付の一例

今年度住民税（お住まいの市区町村へ納付） 300,000円

ふるさとの県・市町村への寄付 30,000円

自己負担 5,000円

住民税・所得税から25,000円が全額控除！^(※2)

※2 住民税から22,500円、所得税から2,500円がそれぞれ控除されます。

夫婦、子供2人（うち1人特定扶養） 年収約700万円

翌年度^(※1)の住民税が277,500円に^(※3) 加えて、所得税も2,500円の軽減。

※3 翌年度（※1）の住民税と同額とした場合です。

（長野県への寄付について）

長野県では、信州の美しい自然と景観を守り地球環境の保全に貢献するため、県が取り組むさまざまな事業にご支援いただく「ふるさと信州寄付金」を設け、多くの皆さまからのご支援をお待ちしております。

【寄付金の活用方法】

「ふるさと信州寄付金」は、「みんなで支える ふるさとの森林づくり」「美しく豊かな自然環境と魅力的な景観づくり」「魅力ある観光づくり」という3つの取り組みに活用させていただきます。



【寄付の方法】

「寄付申込書」を下記お申し込み窓口にご提出いただき、「納付書払い」、「クレジットカード払い」または「現金書留払い」によりご入金をお願いいたします。

（詳しくは4頁をご覧ください）

（県内市町村への寄付について）

県内81市町村でも、皆さまからのご寄付をお待ちしております。寄付金の活用内容や寄付の方法など詳しくはそれぞれの市町村にお問い合わせいただくか、「日本のふるさと信州」応援サイト（www.pref.nagano.jp/kifu/）をご覧ください。

長野県では、県下81市町村への寄付申込書も受け付けています。（具体的なご入金方法などは、寄付申込書受付係に市町村からご案内させていただきます）

（県や市町村に寄付すると）

所得税、住民税とも一定の軽減を受けることができます。

『ふるさと納税制度』がはじまり、税の軽減額が拡充されました！

住民税に「税額控除方式」が導入され、これまでよりも税額の軽減効果が大きくなりました。（平成20年中の寄付金から対象となります。）

※詳しくは次頁をご覧ください。

（長野県への寄付のお手順）

寄付のお手続は次のとおりとなっています。

① 寄付の申出 → ② 寄付金のご入金 → ③ 確定申告

1 寄付の申出

申出は以下の方法によりお願いいたします。

電子申請による申出	「日本のふるさと信州」サイトから必要事項を入力してください。 パソコンからは「http://www.pref.nagano.jp/kifu/」または「日本のふるさと信州」検索
書面での申出	別紙「申込書」をご記入のうえ、郵送またはファックスでお送りください。 ※受付後にご連絡の電話をいたします。

※郵送いただく場合は、添付の封筒をご利用ください。（郵送料不要です）

2 寄付金のお納め方

県へのご寄付のお納め方については、次の3つの方法をご用意しております。申出の際にご指定いただきましたご入金方法に応じた通知を郵送いたします。この通知に従ってご入金をお願いいたします。

ご入金方法	お手順等	手数料等
クレジットカード払い	パソコンで「yahooの公益支払い」サイトにアクセスいただき、通知に記載された「支払番号」「暗証番号」を入力後、ご利用のクレジットカードの「種別」「番号」等を入力していただければ手続は完了します。 ※※はの日本のふるさと信州「応援サイト」からリンクしております。	手数料無料 （24時間支払可能）
納付書払い	金融機関用の納付書をお送りしますので、金融機関窓口でご入金願います。 県外でも以下の各金融機関のご入金には手数料はかかりません。 （みずほ銀行、八十二銀行、長野銀行、群馬銀行、りそな銀行、三井住友銀行、北海銀行、三愛UFJ銀行） ※りそな銀行、三井住友銀行、北海銀行、三愛UFJ銀行の各場合は、長野県内の支店に振り込まなければならない場合があります。	金融機関側からのご入金については手数料無料 （金融機関側受付料あり）
現金書留払い	長野県庁税務課へ現金書留でご送金ください。	郵送料に充当します。 （郵便物留郵便料あり）

※ご入金を確認後、長野県知事からの「感謝状」を送付させていただきます。

電子申請により寄付の申出をいただき、クレジットカード払いをご指定のうえ、すべてご自宅に届ながら、寄付金をお納めいただくことができます！

3 確定申告

翌年の確定申告開始前に、寄付金の申告に関する手続きの御案内を送付いたしますので、寄付金の領収書又は領収証明書により最寄りの税務署へ確定申告してください。

※長野県では、県内の市町村に対する寄付申込書の取り次ぎもいたします。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

「ふるさと信州寄付金」事務局
（長野県庁総務部税務課）

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字下692-2
TEL 026-235-7046（直通） FAX 026-235-7497
E-mail info@kifu.pref.nagano.jp

詳しいご案内はこちらへ

「日本のふるさと信州」応援サイト
www.pref.nagano.jp/kifu/

または 日本のふるさと信州 検索

④岡山県

ふるさと岡山応援寄附金 寄附申出書

記入日:平成 年 月 日

<送付先> FAXの場合は 086-224-2714
 郵送の場合は 〒700-8570 (住所記載不要) 岡山県総務部税務課
 ※電話またはEメールでご連絡いただける場合は、次の項目をお知らせください。

(〒 -)

●ご住所

●お名前

●ご連絡先 電話 FAX E-mail

●寄附金額 円

●寄附の方法 (いずれかの□にレ印を付けてください)

納入通知書による払込
ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行以外
銀行口座への振込
現金書留
票の窓口へ直接持参
岡山県総務部税務課 岡山県東京事務所 岡山県大阪事務所

●寄附金の使い道 (いずれかの□にレ印を付けてください)

防災対策の充実 力強い農林水産業の育成
中山間地域の活性化 安全で快適な暮らしを守るインフラ整備
地球に優しい、持続可能な社会の実現 教育環境の充実と将来を担う人づくり
保健・医療・福祉の充実 安全・安心のまちづくり
産業支援を通じた地域経済の活性化 その他(県の施策に広く活用)

●自由記入欄(ご意見、ご要望、岡山県への応援メッセージなどをご自由にお書きください)

寄附のお申し出・お問い合わせはこちらまでお願いいたします。

岡山県総務部税務課 岡山県東京事務所 岡山県大阪事務所
 0120-601-388 〒102-0093 〒541-0051
 〒700-8570 東京都千代田区平河町2-6-3 大阪府大阪市中央区備後町3-2-13
 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁4階 岡山県産業ビル4階
 TEL: 086-226-7241 FAX: 086-224-2714 TEL: 03-5212-9080 FAX: 03-5212-9083 TEL: 06-6261-3206 FAX: 06-6271-1192
 E-mail: furusato@pref.okayama.lg.jp tokyo@pref.okayama.lg.jp osaka@pref.okayama.lg.jp

ふるさと岡山応援寄附金にご協力をお願いします。

個人の方が岡山県に寄附をした場合、「ふるさと納税制度」により、寄附の合計金額から5,000円を差し引いた金額が、個人住民税と所得税から控除されます。岡山県出身の方はもちろん、岡山県にゆかりのある方、また、岡山県に愛着を持っている方など、どなたでもこの制度をご利用いただけます。皆様の、岡山県に対する温かい応援の気持ちを、ぜひ「ふるさと岡山応援寄附金」としてお寄せください。

※「ふるさと納税制度」の適用を受けるには、一定の条件があります。また、所得や控除金額に応じて、控除対象となる金額が変わりますのでご注意ください。

岡山県



ふるさと岡山応援寄附金について

岡山からハグが届いてる！

「ふるさと岡山応援寄附金」は、「ふるさと納税制度」を活用して、岡山県への応援の気持ちを伝えることができます！

岡山にはお世話になった人がたくさんいるし、お世話になったふるさとに感謝が伝えたいなあ。

そんな方はぜひ、「ふるさと岡山応援寄附金」にご協力をお願いします！

「ふるさと岡山応援寄附金」は、「ふるさと納税制度」を活用して、岡山県への応援の気持ちを伝えることができます！

いただいた寄附金は、岡山県がさまざまな施策を行うための貴重な財源として、大切に使われます！

防災対策 保健・医療・福祉 中山間地域の活性化 地域経済の活性化 農林水産業の育成 安全・安心

寄附は、インターネット、金融機関窓口での払込、郵送など、さまざまな方法ですることができます。

ご協力を、よろしくおねがいいたします！

寄附金の使い道をお選びいただけます

- 「ふるさと岡山応援寄附金」は、寄附をされる方が自身が、寄附金の使い道を決めていただけます。次の10のメニューの中から1つを選び、寄附のお申し出をされるときに、併せてお知らせください。
- 防災対策の充実**
 - 大規模災害などに備えられた広域防災ネットワークの構築
 - 中山間地域の活性化**
 - 中山間地域における魅力づくり活動の支援
 - 交通整備や情報インフラの整備
 - 地球に優しい、持続可能な社会の実現**
 - 環境型社会の実現に向けた取り組みの支援
 - 保健・医療・福祉の充実**
 - 誰もが安心して医療を受けられる体制の整備
 - 子どもを豊かに生み育てられる社会の構築
 - 産業支援を通じた地域経済の活性化**
 - もつぷり産業の振興
 - 観光産業の振興
 - 力強い農林水産業の育成**
 - 農林水産業の競争力拡大と持続に資する岡山ブランドの確立
 - 将来を展望した、新たな担い手の確保・育成
 - 安全で快適な暮らしを守るインフラ整備**
 - 中四国における拠点性を高めるための交通網の整備
 - 災害防止のための河川整備や道路維持等
 - 教育環境の充実と将来を担う人づくり**
 - 学力向上を目標とした指導体制の充実
 - 道徳教育や体験活動など「心の教育」の充実
 - 安全・安心のまちづくり**
 - 犯罪対策の推進
 - 交通安全対策の推進
 - その他**
 - 県のさまざまな施策に広く活用

寄附者の方にしていただくこと

- 1 寄附のお申し出**

次のいずれかの方法で、岡山県へご連絡ください。

 - FAX このチラシの4ページ目にある「寄附」の欄に記入の上、お送りください。
 - 郵便 上記「寄附申出書」でお尋ねしている項目について、お知らせください。
 - 電話
 - Eメール

2 寄附の方法

- 納入通知書による払込**

お申し出をいただいた住所へ、県から納入通知書をお送りいたしますので、次のいずれかの金融機関で寄附金を払い込んでください(手数料は無料です)。
 <県外>中国銀行、トヨタ銀行、各信用金庫、JAなど
 <県外>みずほ銀行、ゆうちょ銀行、中国銀行、トヨタ銀行など
- 銀行口座への振込**

お申し出をいただいた際に、ふるさと納税の専用口座番号をお知らせしますので、最寄りのATMなどからお振り込みください(お振り込みが、振込手数料はご負担ください)。
- 郵送**

岡山県総務部税務課まで、現金書留で郵送してください(お振り込みが、郵送料はご負担ください)。
- 現金持参**

岡山県総務部税務課、岡山県東京事務所、岡山県大阪事務所へ持参ください。

3 確定申告

寄附をいただいた際に、領収書をお渡します。⁽¹⁾1月から12月までの寄附分について、翌年の2月16日から3月15日までに、その領収書をお渡して、最寄りの税務署で確定申告を行ってください。⁽²⁾

(1) 寄附した収入が給与、雑所得等と併せてお届けする場合があります。

ネットで寄附!

●ネットで申し出
 岡山県の電子申請システム「おやかま申請・届出総合システム」の専用ホームページから、寄附の申し出を行うことができます。

●ネットで寄附
 クレジットカードや金融機関のインターネットバンキングを利用すれば、寄附も同時に行うことができます(手数料は無料です)。

●利用できるクレジットカード
 VISAまたはMASTERの提携カード

●利用できるインターネットバンキング
 中国銀行、トヨタ銀行、農林中央金庫、岡山支店および県内のJA、県内に本店がある信用金庫、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行

※初めておやかま申請・届出総合システムを利用する場合は、ログインIDの取得と、種別表示用パスワード(「おやかま申請」のパスワード)が必要となります。

詳しくは、岡山県ホームページ(www.pref.okayama.jp)をご覧ください!

ふるさと岡山応援寄附金(ふるさと納税)の仕組み

寄附者 → 寄附 → 岡山県 → 領収書 → 寄附者

寄附者 → 確定申告 → 最寄りの税務署 → 連絡 → お住まいの市区町村

個人住民税の軽減 (寄附した年の前年度(前年度)の住民税を控除後の額で課税)

例えは・・・家族構成:4人家族(本人、配偶者、子ども2人) 給与収入:700万円、所得総額:10% 住民税(所得割):283,500円

所得割の控除	住民税の控除
3,500円 (所得総額10%)	3,500円 (一律10%)
	28,000円 (30%→所得総額10%)
	※上記は住民税(所得割)の10%の控除額です
自己負担(寄附金控除対象外)	5,000円

●ご注意ください!
 ○所得税および個人住民税から控除を受けるためには、岡山県が交付する領収書をお渡し、最寄りの税務署で確定申告を行う必要があります。
 ○次のような場合は、所得税、個人住民税から控除を受けることはできません。
 ・寄附金の合計額が5,000円以下の場合
 ・寄附を行った年の所得税または前年度の個人住民税が課税されない場合
 ○控除の対象となる寄附金額には上限があります。

⑥長崎県

いつも長崎県を応援していただきありがとうございます。
 本県には全国に誇れる独特の歴史や文化、癒し溢れる自然景観が残されており、これらの先人から受け継いできた貴重な財産を、健全な姿で次世代に引き継いでいくことは私達の大きな使命であり、本県の発展のためには、これらの地域資源を最大限に活かしながら「交流とにぎわい 長崎のふるさとづくり」を全力で推進する必要がありますと考えております。
 「ふるさと納税制度」とは、ふるさとの自治体へ贈る「寄付金」のことです。この寄付については、これまで以上の税制上の優遇措置が受けられることとなります。



寄付金の使いみちとなる主な施策

◎しまや半島の癒し溢れる自然景観の保全や地域振興の支援

- ・森林や棚田の保全、海浜の環境美化への支援
- ・移住に関する相談会の開催など、U1ターンを促進を支援
- ・魅力的なまちなみ景観の保全を支援し、美しいまちなみづくりを推進



◎世界遺産登録の推進

- ・世界遺産候補の「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」及び「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録を推進
- ・教会などの周辺の景観・環境整備等を支援



◎郷土の歴史・文化資源の発掘活用と芸術文化を活かしたまちづくりの推進

- ・地域に埋もれている長崎ならではの歴史や文化資源を再発見し、新たな魅力として全国へ情報を発信
- ・文化振興の拠点となる長崎県美術館や長崎歴史文化博物館の支援



◎2014年長崎国体に向けた中高生のスポーツ強化

- ・長崎に元気と勇気を与えてくれる中高生の全国大会でのがんばりを支援



◎お年寄りや将来を担う子供たちへの安全・安心な暮らしの提供

- ・高齢者の在宅サービス等の充実を支援
- ・県民すべてが高度救命救急医療を受けられるようドクターヘリの運営を支援
- ・子育てを県民みんなでサポートする取り組みを推進

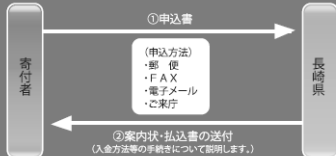


◎その他長崎県の発展に寄与する施策

ふるさと長崎応援寄付金の手続等

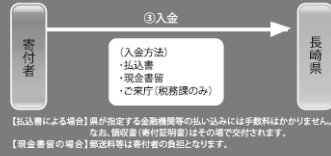
1 寄付の申し込みをしていただく方法

次のいずれかの方法で申し込みをお願いします。



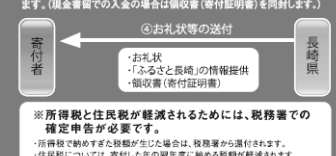
2 寄付金を払い込みしていただく方法

次のいずれかの方法でご入金をお願いします。



3 お礼状等の送付

寄付の入金確認後、寄付をいただいた方へお礼状等を郵送いたします。(現金書留での入金の場合は領収書(寄付証明書)を同封します。)



第三章 自治体による独自課税

第三章 自治体による独自課税

I はじめに

1 概況

自治体の課税権は、地方税法によって法定され、一定の裁量が認められていた。法定税については超過課税が認められ、そのほかに法定外税を課すことができた。

近年になり、地方分権化が進む中、課税自主権についても拡大される方向で幾度かの制度改正が行われ、現在に至っている。中でも、平成 12 年の地方分権一括法においては、法定外目的税が新設されるなど、自治体の裁量も大きく拡大され、多くの自治体において盛んに独自課税についての検討が行われ、実施されてきた。

しかしながら、新たな課税客体に課税することについては、税の公平性の問題等から問題を抱えている場合も多く、東京都の銀行税、横浜市の勝馬投票券発売税、荒川区の自転車税などの大きな話題を呼んだ独自課税が実現されず、又は定着せずに終わったこともあり、自治体による独自課税は、定着しやすい環境税、産廃税等を中心に実施されている。他方、政策目的の実現のために減税を行う自治体もある。

2 地方税に関する用語

(1) 法定普通税

その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税で、地方税法により税目が法定されているもの

(2) 法定外普通税

その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税で、地方税法により税目が法定されておらず、地方団体が一定の手続、要件に従い課するもの

(3) 法定目的税

特定の費用に充てるために課される税で、地方税法により税目が法定されているもの

(4) 法定外目的税

特定の費用に充てるために課される税で、地方税法により税目が法定されておらず、地方団体が一定の手続、要件に従い課するもの

(5) 標準税率

地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率（地方税法第 1 条第 1 項第 5 号）

(6) 超過課税

地方税法に標準税率の定めのある税目において、標準税率を超える税率で課税すること

(7) 制限税率

標準税率を超える税率で課する場合においても、超えることができない税率

<道府県民税法人税割の例>

地方税法

(法人税割の税率)

第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の五とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、百分の六を超えることができない。

2 略

3 地方税の種類

地方税は、道府県税と市町村税であり、その種類と超過課税の可否、制限税率の有無を示したのが次の表である。

図表 3-1 地方税の種類

道府県税			市町村税		
税目	超過課税	制限税率	税目	超過課税	制限税率
普通税			普通税		
法定普通税			法定普通税		
道府県民税			市町村民税		
個人均等割	○		個人均等割	○	
所得割	○		所得割	○	
法人均等割	○		法人均等割	○	有
法人税割	○	有	法人税割	○	有
利子割			固定資産税		
配当割			土地	○	
株式等譲渡所得割			家屋	○	
事業税			償却資産	○	
個人	○	有	交付金		
法人	○	有	納付金		
地方消費税			軽自動車税	○	有
譲渡割			市町村たばこ税		
貨物割			鉱産税	○	有
不動産取得税	○		特別土地保有税		
道府県たばこ税			法定外普通税		
ゴルフ場利用税	○	有	目的税		
自動車取得税			法定目的税		
軽油引取税			入湯税	○	
自動車税	○	有	事業所税		
鉱区税			都市計画税		
固定資産税（特例）	○		土地		有
法定外普通税			家屋		有
目的税			水利地益税		
法定目的税			共同施設税		
狩猟税			宅地開発税		
水利地益税			国民健康保険税		
法定外目的税			法定外目的税		

4 超過課税の制度改正

(1) 平成 10 年度改正

- ・市町村民税均等割・所得割について、制限税率を廃止

(2) 平成 15 年度改正

- ・法人事業税について、制限税率を緩和（1.1 倍→1.2 倍）

(3) 平成 16 年度改正

- ・固定資産税について、制限税率を廃止
- ・超過課税の制約の緩和（標準税率の定義の改正）

標準税率によることを要しない場合を「財政上の特別の必要があると認める場合」から「財政上その他の必要があると認める場合」に拡大した。すなわち、これまでは財政上の理由によってしか行うことができなかった超過課税が、施策を実施するために必要な場合等においても可能になったということである。（ただし、法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税については、以前より実施目的を定めて超過課税が行われてきた。）

<例>

- 財政上の必要があり、個人市民税の均等割を超過課税した事例（北海道夕張市）
- 市内の緑を維持、保全するための原資として、個人市民税の均等割を超過課税した事例（神奈川県横浜市「横浜みどり税」）
- 地域コミュニティの活動原資として、個人市民税の均等割を超過課税した事例（宮崎県宮崎市「地域コミュニティ税」）

地方税法（改正前）

（用語）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上の特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

地方税法（改正後）

（用語）

（略）

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

(4) 平成 18 年度改正

- ・自動車税、軽自動車税について、制限税率を緩和（1.2倍→1.5倍）

5 法定外税の制度改正

(1) 平成 12 年 4 月（分権一括法）

- ・法定外目的税の創設

従前、法定外税は普通税のみであったが、新たに目的税を課することが可能となった。特定の費用に充てるために課される目的税は、受益と負担の観点から、特定の者に課税客体を絞って課税する際にその理由を説明しやすいというメリットがあり、自治体の独自課税における一つの大きな可能性となった。

- ・法定外普通税の「許可制」を「同意を要する協議制」に緩和

法定外普通税についても、新たに創設された法定外目的税と同様に、従前の「許可制」が「同意を要する協議制」に改められた。総務大臣の同意については、次の3点の自由のいずれかに該当しない限り、原則として同意しなければならないこととされた。

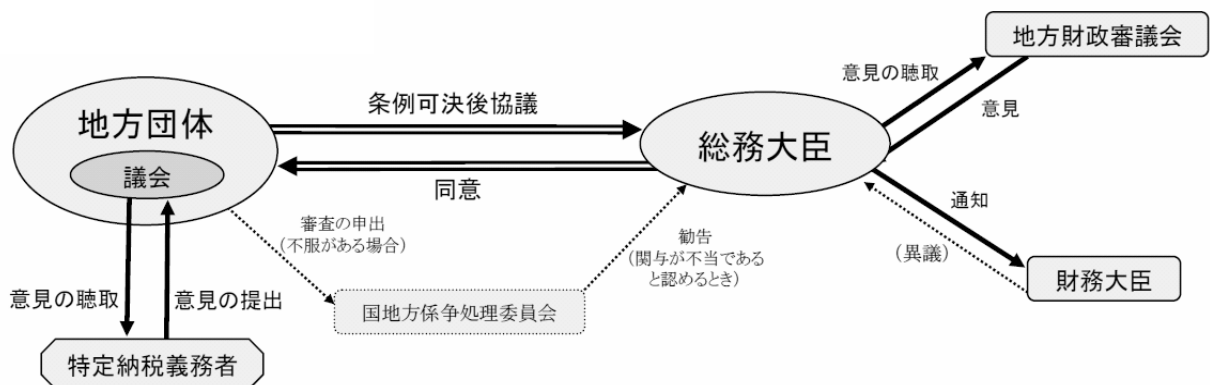
- ア 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- イ 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ウ 国の経済施策に照らして適当でないこと

(2) 平成 16 年度改正

- ・既存の法定外税の変更（税率引下げ等）に係る国の関与を縮減

既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

図表 3-2 法定外税における協議制



出典：総務省資料

法定外目的税に関する条文

地方税法（現行）

（道府県が課することができる税目）

第四条 道府県税は、普通税及び目的税とする。

2 略

3 道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

4・5 略

6 道府県は、前二項に規定するものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

※市町村税についても、第5条に同様の規定がある。

（法定外目的税の新設変更）

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

（総務大臣の同意）

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

同意制に関する条文

地方税法（現行）

（道府県法定外普通税の新設変更）

第二百五十九条 道府県は、道府県法定外普通税の新設又は変更（道府県法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 道府県は、当該道府県の道府県法定外普通税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該道府県法定外普通税の課税標準の合計が当該道府県法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

（総務大臣の同意）

第二百六十一条 総務大臣は、第二百五十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

※市町村税についても、第 669 条及び第 671 条に同様の規定がある。

II 自治体による独自課税の実施状況

1 超過課税

(1) 超過課税実施団体数（平成21年4月1日現在）

平成21年4月1日現在において、超過課税を実施している団体の数は次の表のとおりである。

図表 3-3 超過課税実施団体数

		税目	実施数	実施団体
都道府県	道 府 県 民 税	個人均等割	30団体	岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		所得割	1団体	神奈川県
		法人均等割	30団体	岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		法人税割	46団体	静岡県を除く46都道府県
		法人事業税	8団体	宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県
		自動車税	1団体	東京都
市町村	市 町 村 民 税	個人均等割	3団体	北海道夕張市、神奈川県横浜市、宮崎県宮崎市
		所得割	2団体	北海道夕張市、兵庫県豊岡市
		法人均等割	411団体	
		法人税割	1,024団体	
	固定資産税	164団体		
	軽自動車税	34団体	【北海道】函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝上町 【青森県】鱒ヶ沢町 【山梨県】早川町 【京都府】伊根町 【島根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町 【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市 【香川県】高松市 【高知県】高知市、須崎市 【福岡県】大牟田市	
	鉱産税	34団体		
入湯税	2団体	三重県桑名市、岡山県美作市		

出典：総務省資料

(2) 超過課税の規模（平成 19 年度決算）

平成 19 年度決算における、超過課税実施団体数及び税目ごとの収入額は次の表のとおりである。

図表 3-4 超過課税の規模

		税目	実施数	収入額
都道府県	道府県民税	個人均等割	23団体	110.0億円
		所得割	1団体	24.6億円
		法人均等割	23団体	75.1億円
		法人税割	46団体	1,411.0億円
		法人事業税	7団体	1,374.6億円
		自動車税	1団体	5百万円
市町村	市町村民税	個人均等割	1団体	2百万円
		所得割	1団体	29百万円
		法人均等割	404団体	146.4億円
		法人税割	1,019団体	3,370.2億円
		固定資産税	158団体	358.6億円
		軽自動車税	26団体	5.1億円
		鉱産税	36団体	9百万円
		入湯税	2団体	23百万円

出典：総務省資料

(3) 超過課税に関する考察

平成 19 年度に超過課税を行った団体は延べ 1,748 団体であったが、平成 21 年 4 月の時点では延べ 1,790 団体と 42 団体増加しており、現在においても超過課税は増え続けている。ちなみに、合併等による自治体数の増減だが、平成 19 年 4 月 1 日時点での都道府県市区町村数は 1,874 団体、平成 21 年 4 月 1 日時点では 1,847 団体と 27 団体減少している。

超過課税の規模としては、全体の約 93%が法人を対象としたものであり、個人に対する増税はあまり実施されない傾向にある。

2 法定外税（平成 21 年 1 月現在）

(1) 道府県法定外普通税

平成 21 年 1 月現在において、道府県法定外普通税を実施している団体及びその内容は次の表のとおりである。

図表 3-5 道府県法定外普通税の実施状況

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新)	19 年度 決算額 (百万 円)
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者 その他これらに類する者のうち 県内に事務所を設けて揮発油の 販売を業とする もので知事が指 定するもの(元 売業者)	申告 納付	1,500 円/k1	S47.6.1 (H19.4.1)	973
福井県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 (福島県については 価額及び重量)	発電用原子炉の設置者	申告 納付	100 分の 12	S51.11.10 (H18.11.10)	3,853
福島県						従価割:100 分の 10 重量割: 8,000 円/kg	S52.11.10 (H19.12.31)	3,917
愛媛県						100 分の 13	S54.1.16 (H21.1.16)	720
佐賀県						100 分の 10	S54.4.1 (H16.4.1)	1,196
島根県						100 分の 10 (平成 17 年 度及び平成 18 年度は 100 分の 12)	S55.4.1 (H17.4.1)	850
静岡県						100 分の 10	S55.4.1 (H17.4.1)	871
鹿児島県						100 分の 12	S58.6.1 (H20.6.1)	946
宮城県						100 分の 12	S58.6.21 (H20.6.21)	527
新潟県						100 分の 12	S59.11.15 (H16.11.15)	0
北海道						100 分の 12	S63.9.1 (H20.9.1)	552
石川県						100 分の 12	H4.10.8 (H19.10.8)	0
茨城県						核燃料等 取扱税	①原子炉 への核燃 料の挿 入 ②使用済 燃料の受	①原子炉に挿入した 核燃料の価額 ②使用済燃料の原子 核分裂前のウランの 重量 ③ガラス固化体の容

		入れ ③ガラス 固化体の 保管 ④放射性 廃棄物の 発生 ⑤放射性 廃棄物の 保管	器の数量 ④放射性廃棄物の容 器の容量 ⑤放射性廃棄物の容 器の容量			円/本 ④ 62,400 円/m ³ ⑤ 3,000 円 /m ³		
青森県	核燃料物 質等取扱 税	①ウラン の濃縮 ②原子炉 への核燃 料の挿入 ③使用済 燃料の受 入れ ④使用済 燃料の貯 蔵 ⑤廃棄物 の埋設 ⑥廃棄物 の管理	①製品ウランの重量 ②原子炉に挿入した 核燃料の価額 ③受け入れた使用済 燃料に係る原子核分 裂をさせる前のウラ ンの重量 ④使用済燃料の貯蔵 に係る原子核分裂を させる前のウランの 重量 ⑤廃棄物埋設に係る 廃棄体に係る容器の 容量⑥ガラス固化体 の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤廃棄物埋設事 業者 ⑥廃棄物管理事 業者	申告 納付	① 16,500 円/kg ②核燃料価 額の100分 の10(当面 の間100分 の12) ③ 19,400 円/kg ④ 1,300 円 /kg ⑤ 23,700 円/m ³ ⑥ 728,700 円/本	H3. 9. 28 (H18. 9. 28)	9,022
神奈川県	臨時特例 企業税	法人の事 業活動	所得の計算上繰越欠 損金と相殺される当 期利益の金額	資本金額又は出 資金額が5億円 以上の法人で、 当期利益が発生 しているもの	申告 納付	2%	H13. 8. 1	5,857

(注) 1 新設の法定外税のうち平成19年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

出典：総務省資料

(2) 市町村法定外普通税

平成 21 年 1 月現在において、市町村法定外普通税を実施している団体及びその内容は次の表のとおりである。

図表 3-6 市町村法定外普通税の実施状況

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新)	19 年度 決算額 (百万 円)
京都府 城陽市	山砂利 採取税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告 納付	1 m ³ 40 円	S43. 12. 1 (H18. 6. 1)	19
神奈川県 中井町	砂利採 取税	砂利の採取				洗浄した砂利 1 m ³ 30 円 その他 1 m ³ 15 円	S47. 6. 1 (H19. 6. 1)	13
神奈川県 山北町		岩石及び砂利 の採取				岩石 1 m ³ 10 円 砂利 1 m ³ 15 円	S57. 4. 1 (H19. 4. 1)	8
静岡県 熱海市	別荘等 所有税	別荘等の所有	別荘等の延面 積	所有者	普通 徴収	1 m ² 年 650 円	S51. 4. 1 (H18. 4. 1)	566
福岡県 太宰府市	歴史と 文化の 環境税	有料駐車場に 駐車する行為	有料駐車場に 駐車する台数	有料駐車場 利用者	特別 徴収	二輪車(自転車を除く)…50 円 乗車定員 10 人以下の自動車…100 円 乗車定員 10 人超 29 人以下の自動車…300 円 乗車定員 29 人超 の自動車…500 円	H15. 5. 23	68
鹿児島県 薩摩川内市	使用済 核燃料 税	使用済核燃料 の貯蔵	貯蔵されてい る使用済核燃 料(使用済核燃 料集合体)の数 量(1 発電用原 子炉につき 157 体を超え る分)	発電用原子 炉の設置者	申告 納付	230,000 円/体	H15. 11. 1	273
東京都 豊島区	狭小住 戸集合 住宅税	豊島区内にお ける狭小住戸 (専用面積 29 m ² 未満の住戸) を有する集合 住宅の建築等	区内に新たに 生ずる集合住 宅の狭小住戸 の戸数	建築主	申告 納付	1 戸につき 50 万 円	H16. 6. 1	280

(注) 1 新設の法定外税のうち平成 19 年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

出典：総務省資料

(3) 道府県法定外目的税

平成 21 年 1 月現在において、道府県法定外目的税を実施している団体及びその内容は次の表のとおりである。

図表 3-7 道府県法定外目的税の実施状況

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日(直近の更新)	19年度決算額(百万円)		
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入:当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入:当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量1000トン未満は免税	H14.4.1	355		
滋賀県							H16.1.1	73		
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1	742		
広島県	産業廃棄物埋立税						最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	H15.4.1 (H20.4.1)	886
鳥取県	産業廃棄物処分場税						最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付		6
青森県	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付		H16.1.1	81		
岩手県										83
秋田県								1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への)		311

第一編 税収等を確保する取組み

				指定副産物の搬入については250円/トン		
奈良県				1,000円/トン	H16.4.1	183
山口県			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付		295
新潟県						207
京都府					H17.4.1	81
宮城県						364
島根県	産業廃棄物減量税		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付		325
				1,000円/トン ※導入初年度333円/トン 2年度目666円/トン		
熊本県	産業廃棄物税			1,000円/トン		160
福島県				1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1	571
愛知県				1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)		515
沖縄県				1,000円/トン		102
北海道	循環資源利用促進税			1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10.1	536
山形県	産業廃棄物税			1,000円/トン		169
愛媛県	資源循環促進税			1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用)	H19.4.1	117

福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者		焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	H17.4.1	378
佐賀県								131
長崎県								119
大分県								294
鹿児島県								92
宮崎県								271
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満：100円 15千円以上：200円	H14.10.1	1,410
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外3,000円/回 ・一般乗合用バス2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車300円/回	H15.4.1	22

(注) 1 新設の法定外税のうち平成19年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

出典：総務省資料

(4) 市町村法定外目的税

平成 21 年 1 月現在において、市町村法定外目的税を実施している団体及びその内容は次の表のとおりである。

図表 3-8 市町村法定外目的税の実施状況

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日	19年度決算額(百万円)
山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1	12
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン ※条例施行後3年間は500円/トン	H15.10.1	1,314
新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30	547
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25	4
沖縄県 伊平屋村		旅客船等によって伊平屋村へ入域する行為	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者			H20.7.1	平成20年度見込額 2

(注) 1 新設の法定外税のうち平成19年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

3 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

出典：総務省資料

(5) 法定外税に関する考察

- ・ 法定外税の実施の事例は、都道府県が多く、市区町村が少ない。
- ・ 都道府県の事例は、個別に若干の違い、工夫があるものの、その目的や課税客体については横並び感が強い。
- ・ 市町村の事例は、オリジナリティのある新税があるが、決算額として大きいものは、都道府県に倣った産廃や核燃料を課税客体とするものである。
- ・ 核燃料関連は普通税、産廃関係は目的税とされることが主流であるが、柏崎市の事例は核燃料関連を目的税としているところに特徴がある。(自治体の施策の方針によって税体系に変化がある好例)

Ⅲ 自治体による独自課税の最新事例

1 独自課税を実施する上でのポイント

自治体が独自課税をするにあたり、重要となるポイントを一般論として述べると、①住民に新たな負担を求める必要があるのか、②税という手法は適切か、③住民に十分な説明を行い、理解を得たか、④新たな財源を元に適切に施策が実施されているか、の4点が特に挙げられる。以下にそれぞれ説明を加える。

(1) 住民に新たな負担を求める必要性（前提条件）

①施策の重要性

ア 住民の負担が増えても実施すべき施策か

新たな施策を実施するため又は単に財源不足を補うために住民に負担を求める場合、その財源によって何がなされるのかを十分に検討し、説明する必要がある。真に住民にとって必要な施策であることは当然として、標準的な税負担でまかなう施策以上に新たな施策を実施しなければならないのは何故かという点をよく整理しなければならない。

イ 住民ニーズに対応した全国標準的な公共サービスを越える施策か

全国標準的な公共サービスは、標準的な税負担によってまかなわれることが通常である。自治体が独自課税を実施するにあたっては、その自治体固有の課題や住民ニーズがあり、それらを解決し、又はニーズに応えるための施策がなければならない。

②財政状況の説明

ア 既存事業の選択、重点化、効率化で対応できないか

既存の歳入の中で事業を選択、重点化、効率化することで、新たな施策に必要な財源が捻出できるのであれば、新たな負担を住民に求めるべきではない。現在国においては事業仕分けが進められているが、自治体においても従来からの事務事業評価のみならず、都市経営の視点も踏まえつつ、さらなる事業の精査を実施することが住民に新たな負担を求める前提条件である。

イ 行財政改革の努力は十分か

事業の精査の他に、適正な人員配置と人件費の執行、外郭団体改革などの組織改革、滞納整理の徹底、行政財産の活用などによる新たな財源の確保、不要な財産の処分等の行財政改革を十分に実施していることも住民の理解を得るためには必要である。

(2) 税という手法の必要性（手法の選択）

特定の行為を捉えて、一部の納税義務者に課税するような場合には、目的に照らして、手段として税によることが適当であるかどうか、十分に検討する必要がある。

国民のうち特定の集団のみが一定の行政サービスの受益者となる場合、当該受益者に対し負担を求めるには、次の方法によることが適当と思われる。

ア 排他原則が完全に働く公共サービスの対価たる性格を有する負担

- 原則として料金または手数料
- イ 受益者の範囲が特定の集団に限定されており、その集団に属する個々の者ごとに受益の程度がかなり明確に評価しうる場合
 - 原則として負担金
- ウ 受益者の範囲がかなり広範囲であり、しかも受益の程度が個別的には評価しがたいため、その受益の程度を所得、財産、消費等の外形的標準により近似的に評価して、これに応じて負担を求めることが適当であると認められる場合
 - 原則として租税

※ 自治省税務局編『地方税入門』（1992年，地方財務協会）

(3) 住民周知、住民理解（意思決定の過程）

① 広く説明責任を果たしたか

独自課税について住民の理解を得るには、まずは広く情報を伝えることが必要となる。広報紙やホームページでお知らせすることはもちろん、市民説明会や市民向けのシンポジウムといったことを、どれだけ実施できるのかという点が重要である。

② 住民の意見を集め、反映させたか

住民意見については、重要施策についてはパブリックコメントを行うことを条例で定める自治体が多いが、より多くの意見を集めるために、住民アンケートや意識調査を行うことも効果的である。また、課税の内容を固めていく過程において、ワークショップなどの枠組みを用いて住民意見を反映させていくと理解を得やすい。

③ 有識者の見解

学者などの有識者による研究・検討組織を設置し、税負担を求める側、負担する側だけでなく、第三者の視点で独自課税の必要性、妥当性などを検討することで、客観的な情報を得ることができるし、住民も理解しやすい。

(4) 施策の適切な実施（事業管理と効果検証）

① 事業への住民参画

独自課税を財源とする施策のうち具体的な事業の実施にあたって、住民が自ら参画する体制を設けることで、自分たちの負担した税がどのように使われているのかを理解できるほか、行政に関心の薄かった住民が地域の課題に向き合うきっかけを与えることにもなる。

② 施策の効果を検証する組織

独自課税を財源とする施策の進捗状況を管理し、効果を検証する組織を設置し、そこに住民が参加できるようにすることで、施策の継続性について住民の理解が得られ、独自課税が定着しやすい。

③ 基金等による財源の管理

独自課税による歳入は、よりわかりやすい形で管理されることが望ましい。基金等を設けることにより、より明快に資金管理ができるほか、複数年にわたる事業実施ができるといったメリットもある。

2 住民税均等割の超過課税について

先に述べたとおり、平成 16 年度の地方税法改正により、これまでは財政上の理由によってしか行うことができなかった超過課税が、施策を実施するために必要な場合等においても可能になった。

この制度改正に敏感に動いたのは都道府県であり、平成 21 年 4 月 1 日現在において 30 の道府県が森林環境保全を目的とする新税を道府県住民税均等割超過課税という手法で実施した。

一方、市区町村においては、個人住民税に超過課税を実施しているのは平成 21 年 4 月 1 日現在において、北海道夕張市、神奈川県横浜市、兵庫県豊岡市、宮崎県宮崎市の 4 市のみである。そのうち、夕張市及び豊岡市の事例は、財政上の理由によるものである。

- ・夕張市・・・財政再建団体となったことによる
- ・豊岡市・・・合併に伴う税制の見直しの結果として都市計画税が廃止されたことにあわせ、その代替財源として市民税所得割に超過課税を実施したものである。賛否は別として、税の公平性を見直すために超過課税という手法を用いたことは注目すべきである。

施策を実施するために住民税に超過課税を実施した事例としては、横浜市及び宮崎市が挙げられるが、この 2 市の事例を紹介する前提として、住民税均等割の超過課税という手法の特徴を整理する。

(1) 公平な税負担が容易

住民税均等割には地域社会の費用を広く住民が負担するという「地域の会費」的性質がある。受益が広く住民におよぶため、その負担を多くの住民に広く薄く求めたい場合に適した手法と言える。

一方、法定外税を実施する場合、既存の税の課税客体と重複しないことが条件となるため、広く住民に負担を求める場合には課税標準や税率の設定などの課税技術的に困難がある。

(2) 住民にとって負担額がわかりやすい

均等割はもともと一律の税額であるため、超過課税を行う場合には「一律〇〇円アップ」となり、住民にとってわかりやすい。一方、所得割に超過課税を行う場合には「税率〇〇%アップ」となり、個々に金額が違う上、計算しなければ負担額がわからない。(ただし、法人の場合は資本金の額に応じて均等割の額が違うのでこの限りではない。)

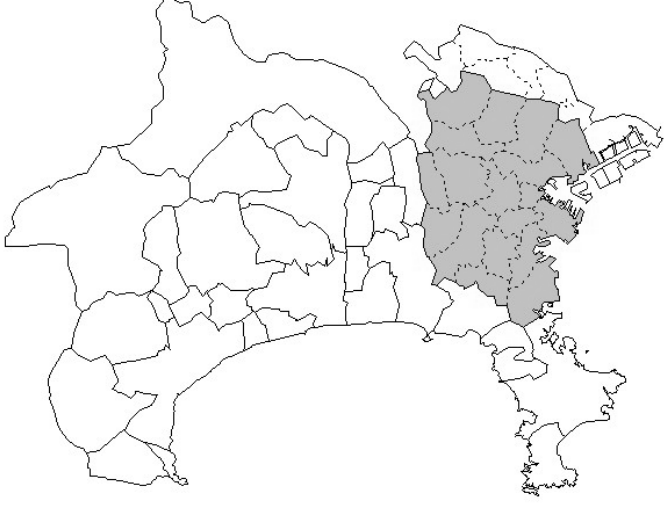
(3) 徴税コストが安い

税を賦課徴収するには、電算システムの整備、納税通知書の発送、収納環境の整備、督促、滞納整理等の膨大な事務に伴う徴税コストが必要である。

超過課税の実施にあっては、賦課の際に若干の電算システム改修が必要になる場合はあるものの、おおよそ従前の賦課徴収事務のまま実施することができる。

3 横浜みどり税（神奈川県横浜市）

(1) 横浜市の概要

<p>位置図</p> <p>国土地理院承認 平14総裁 第149号</p>  <p>神奈川県</p> <p>※「白地図 KenMap」より地図画像を編集し作成</p>	<p>人口（住民登録、外国人登録） (平成 22 年 1 月 1 日現在)</p> <p>3,672,789 人</p>
	<p>職員数 (平成 21 年 4 月 1 日)</p> <p>27,579 人</p>
	<p>基準財政需要額 (平成 20 年度)</p> <p>567,086,431 千円</p>
	<p>基準財政収入額 (平成 20 年度)</p> <p>577,142,064 千円</p>
	<p>財政力指数 (平成 20 年度)</p> <p>1.00</p>
	<p>一般会計当初予算額 (平成 21 年度)</p> <p>13,714 億円</p>

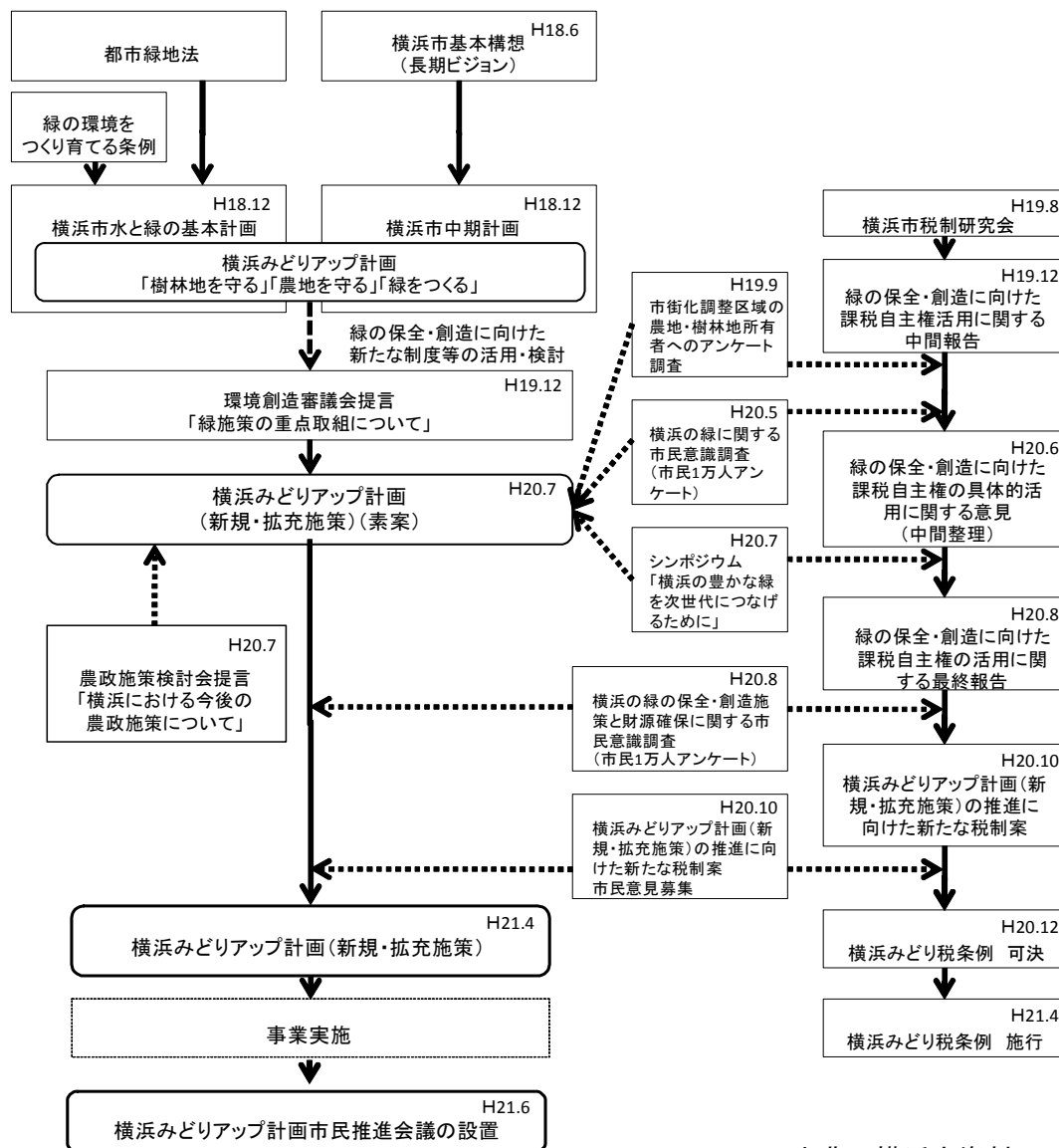
(2) 横浜みどり税のデータ

課税手法	市民税均等割超過課税（法定普通税）
施行年月日	H21.4.1（H21 から H25 まで）
税額	個人：年間 900 円 法人：年間均等割額の 9%相当額
税収規模	年間約 24 億円（個人 16 億円、法人 8 億円）
税収の管理	税収相当額を「横浜市みどり基金」へ積み立てる
使途	横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）のうち、次の施策事業などに充当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地化等樹林地・農地保全 ・ 緑化の推進 ・ 維持管理の充実による緑の質の向上 ・ 市民参画の促進

(3) 横浜みどり税の導入経緯

横浜みどり税の導入にあっては、その前提として横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の策定が行われており、その経緯は次の表のとおりである。

図表 3-9 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）
・ 横浜みどり税導入経緯



出典：横浜市資料

(4) 独自課税を実施する上でのポイント

① 住民に新たな負担を求める必要性（前提条件）

- ・ 環境創造審議会提言「緑政策の重点取組について」、農政施策検討会提言「横浜における今後の農政施策について」を受け、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を策定した。この計画の中で、横浜市の緑の現状、行うべき事業などをまとめ、施策の重要性を市民に示している。

- ・横浜市税制研究会「緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告」において、横浜市の特殊性について、「首都圏という巨大都市圏の中で、とりわけ好条件の立地環境にあることから、非常に強い開発圧力にさらされており、豊かな緑は、年々大きく減少し続けている」と述べ、「横浜市が新たに計画している緑施策にかかる事業費は、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超えた水準のコストである」と説明している。
- ・一般財源がこの10年間で1,100億円減少し、今後も減収傾向が予想される。
- ・扶助費を始めとした義務的経費の割合がこの10年で7.9%も増加し、財政の硬直化が進んでいる。
- ・市債発行を抑制するとともに、外郭団体を含めた全ての借入金の実態を整理・公表し、財政の健全化につとめている。
- ・外郭団体改革、指定管理施設の第三者評価制度などに取り組んでいる。
- ・広告事業等に積極的に取り組み、自主財源の確保につとめている。

②税という手法の必要性（手法の選択）

- ・憩いや景観形成、ヒートアイランド対策、CO2吸収、新鮮・安全な食料生産、防災などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられる。
- ・神奈川県の水環境税は、県民への良好な水の供給を目的に県西部を中心とした森林保全事業経費に充てるものであり、横浜市の緑地保全に対する活用はなく、横浜市の市民税均等割超過課税との重複は無い。
- ・緑の減少を伴う開発等に対して法定外課税を実施する手法については、様々な法律上の課題があるほか、現在まで緑を守ってきた土地所有者に更なる負担をかける恐れがある。

③住民周知、住民理解（意思決定の過程）

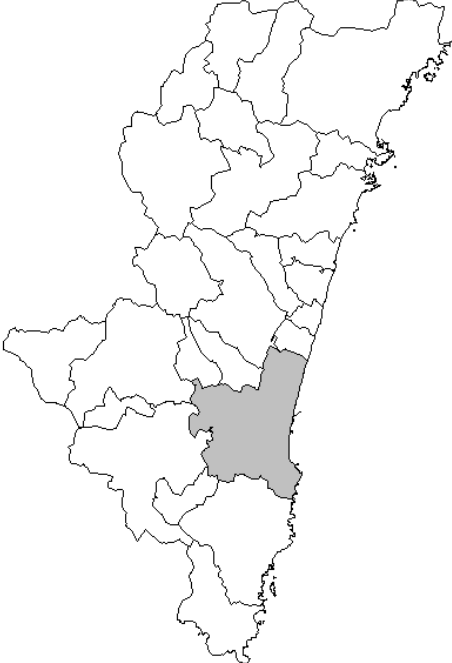
- ・市民1万人アンケート、シンポジウム、市民意見募集などにより広く周知を図り、意見を集めた。
- ・経済団体等84団体、地域団体等36団体に対し、説明会を実施した。
- ・環境創造審議会、農政施策検討会、横浜市税制研究会等において、多くの有識者の意見を聞いた。

④施策の適切な実施（事業管理と効果検証）

- ・「森の守り人育成」「森づくり市民提案制度」といった事業を設け、市民参画を図っている。
- ・学識経験者、関係団体、公募市民を委員とする「横浜みどりアップ計画市民推進会議」を設置し、市民への情報提供、施策・事業の評価、意見・提案等を行っている。

4 地域コミュニティ税（宮崎県宮崎市）

(1) 宮崎市の概要

<p>位置図</p> <p>国土地理院承認 平14総裁 第149号</p>  <p>宮崎県</p> <p>※「白地図 KenMap」より地図画像を編集し作成</p>	<p>人口（住民登録、外国人登録） (平成22年1月1日現在)</p> <p>374,824人</p>
	<p>職員数 (平成21年4月1日)</p> <p>2,549人</p>
	<p>基準財政需要額 (平成20年度)</p> <p>64,715,988千円</p>
	<p>基準財政収入額 (平成20年度)</p> <p>40,654,160千円</p>
	<p>財政力指数 (平成20年度)</p> <p>0.652</p>
	<p>一般会計当初予算額 (平成21年度)</p> <p>130,520,000千円</p>

(2) 地域コミュニティ税のデータ

課税手法	市民税均等割超過課税（法定普通税）
施行年月日	H21.4.1
税額	個人：年間500円
税収規模	年間約8,000万円
税収の管理	税収相当額を「宮崎市地域コミュニティ活動基金」へ積み立てる
用途	<p>地域自治区・合併特例区で取り組む地域の課題解決のための活動 (地域の防犯防災、地域福祉、環境、地域再生等の活動)</p> <p>※ 地域の自前の安定した財源（地域コミュニティ活動交付金）として全額を地域に返す形で再配分し、地域住民が自ら行う地域の課題解決の取組みに活用する。</p>

(3) 地域コミュニティ税の導入経緯と仕組み

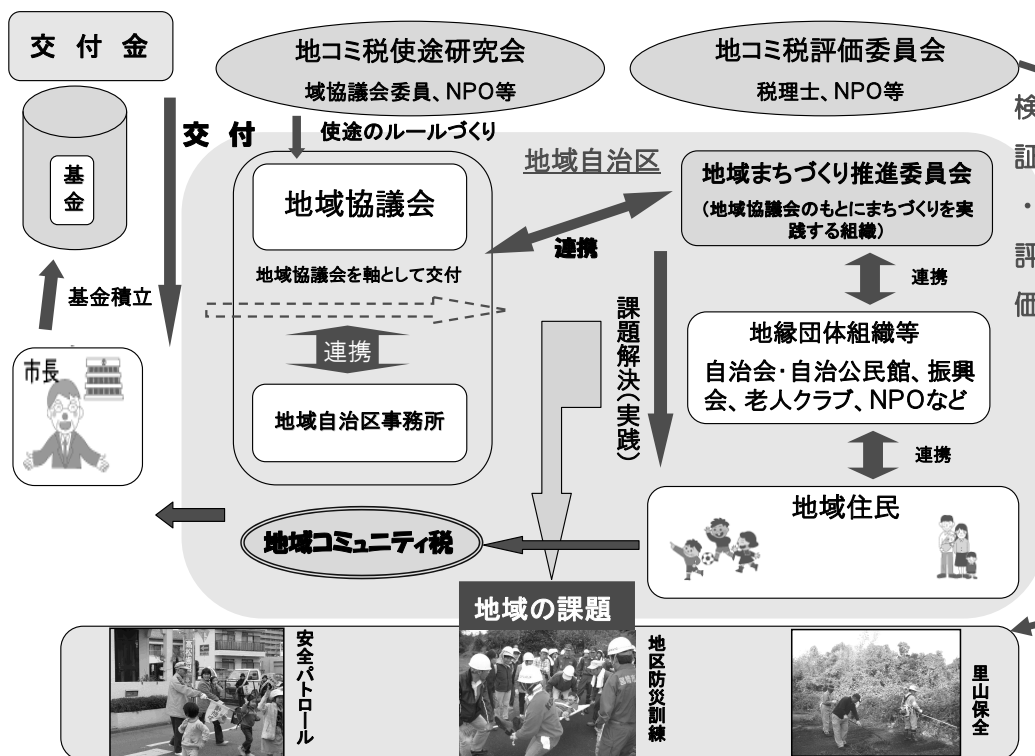
地域コミュニティ税の導入経緯およびその仕組みについては、次の表のとおりである。

図表 3-10 地域コミュニティ税の導入経緯

H16. 10	自治会活動支援検討会(庁内会議)
H18. 3	安全・安心まちづくり検討会(庁内会議)
H18. 12	(仮称)地域コミュニティ税庁内会議スタート 検討内容: 地域コミュニティ税の必要性など
H19. 3	(仮称)地域コミュニティ税検討委員会(市民会議: 17人) 検討内容: 地域コミュニティ税の必要性など
H19. 10	(仮称)地域コミュニティ税検討委員会の報告書の提出(市長へ) 報告書の内容: 地域コミュニティ税の必要を認める
H19. 3 ~ 周知	市広報紙、新聞、シンポジウムの開催、テレビ、ラジオ、地域の説明 議員への説明、地域協議会・合併特例区協議会の説明など
H20. 3	地域コミュニティ税条例可決(平成21年4月導入)

出典：宮崎市資料

図表 3-11 地域コミュニティ税の仕組み



出典：宮崎市資料

(4) 独自課税を実施する上でのポイント

①住民に新たな負担を求める必要性（前提条件）

- ・ 少子高齢化、核家族化が急速に進む中、地域の連帯感が希薄になるとともに、地域が抱える課題は多様化し、個々の地域団体だけでは課題を解決することが困難となりつつある。また、各種地縁団体の加入者数は減少の一途をたどり、地域の自治機能は低下傾向にある。
- ・ 平成 18 年 1 月に、個々の地域団体より広範囲なエリアを単位とした地域自治区を合併前の旧宮崎市の市域に 16 地区、また、合併した旧 3 町の区域に 3 つの合併特例区を設置し、住民主体のまちづくりを進めることとした。
- ・ 地域コミュニティの再生は、遅れば遅れるほど難しい喫緊の課題である。
- ・ 地域の住民が、地域自治区及び合併特例区を単位とした地域コミュニティの再生のための地域活動を実施するための財源を必要としていた。
- ・ 市では住民自治を推進するため、地域活動の拠点となる地域事務所の整備やスタッフの配置を行うほか、地域の地縁団体に対して運営費や活動費の補助を行う等の支援を実施してきたが、これまでの手法だけでは十分な成果をあげることが困難となってきた。
- ・ 事業評価を活用した予算編成や公共事業コストの縮減により、平成 20 年度では約 43 億円の節減効果を得た。
- ・ 行政組織の効率化につとめた結果、中核市の中では 6 番目の職員数の少なさである。
- ・ 税収の確保を図るために、特別滞納整理課などを設置するなど、財政の健全化につとめている。

②税という手法の必要性（手法の選択）

- ・ 住民自治の活動費は、住民が自らの地域に愛情と責任をもち、自ら考えて地域の課題を解決していくために、住民主体のまちづくりに必要な費用の一部を自らも負担するものとして、広く市民全体に負担をお願いすべきものである。
- ・ 自治会費は、ごく身近な住民の相互扶助などを目的として集められる会費であるとともに、自治会の加入率が 60%程度まで低下している現状では、新税とは目的も対象も異なるため、二重負担にはあたらない。

③住民周知、住民理解（意思決定の過程）

- ・ 単位自治会、地域自治区・合併特例区、NPO 等への説明会を開催
- ・ 広報紙へ毎月掲載
- ・ 新聞・テレビの活用
- ・ モデル地区事業の実施
- ・ 出前講座の実施
- ・ 地域コミュニティ税検討委員会への市民参加

④施策の適切な実施（事業管理と効果検証）

- ・ 地域コミュニティ活動交付金は地域ごとに必要な事業の財源とされ、その執行は全て住民によって行われる。
- ・ 市民と行政で構成する「地域コミュニティ税使途研究会」を設置し、地域コミ

ユニティ税を適正かつ有効に活用するための基本的なルールを作り、使途の明確化を図るとともに、効果的な使途のあり方を研究し、地域の実状にあわせて使途のルールを成長させていく。

- ・市民と有識者等で構成する「地域コミュニティ税評価委員会」を設置し、地域コミュニティ税が適正に使われたかどうかの財務監査を行うとともに、住民主体のまちづくりにつながる効果的な取組みが行われたかどうかの検証を行い、住民主体のまちづくりの成長と充実を図る。

第二編 自治体の財産の活用による増収の取組み

第四章 自動販売機設置における価格競争の導入

第四章 自動販売機設置における価格競争の導入

I はじめに

1 概況

庁舎や公の施設における自動販売機を設置については、そのスペースを行政財産の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）によって使用させることにより行われてきた。建物の一部を目的外使用する場合の使用料は、当該建物の価格と使用する面積の割合に応じて定めることが多く、自動販売機の場合は 1 台につき年間 10,000 円から 20,000 円程度となることが一般的だった。

このような状況の中、財産の有効活用の視点から、平成 19 年度に大阪府が自動販売機 332 台の設置者の公募を行った結果、使用料収入は 5,483,700 円から 303,704,000 円（約 56 倍）に増加し、この成果は新聞紙上でも大きく取り上げられた。

平成 21 年度現在において、自動販売機の設置者の公募を行い成果をあげた自治体又は今後公募を行うべく検討をする自治体が急増している。

2 自動販売機設置に関する制度

庁舎、公の施設等は、公有財産のうち行政財産に分類される（地方自治法第 238 条）。庁舎、公の施設等における自動販売機の設置は、当該施設の設置目的でない利用すなわち行政財産の目的外使用と考えられ、その施設の用途又は目的を妨げない限度において使用許可を得ることにより行われてきた（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）。

行政財産の目的外使用許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用に対しては、自治体は使用料を徴収することが可能であり、この使用料に関する事項は条例で定めなければならない（地方自治法第 225 条及び第 228 条第 1 項）。

また、平成 15 年に導入された指定管理者制度において、自治体の長は、使用（利用）許可などの行政処分を含めた公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるようになったが、使用料の強制徴収（地方自治法第 231 条の 3）、不服申立てに対する決定（地方自治法第 244 条の 4）等法令上自治体あるいは長に専属的に付与された行政処分の権限については、指定管理者が行うことはできないこととされた。したがって、当該行政財産が公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき等に許可を取消することができる権限を有する行政財産の目的外使用許可についても、指定管理者が行うことはできないと解されている。

3 価格競争導入に伴う課題

(1) 既存の自動販売機の問題

庁舎、公の施設等には既に多くの自動販売機が設置されているが、その全てについて一元的に管理されていないケースが多い。よって、どの自動販売機がいつ誰によって設置されて、どのような契約となっているのかについて、十分に把握されているとは言えない状態である。

(2) 使用料の規定の問題

自動販売機設置における価格競争の導入において、まず課題と考えられたには、行政財産の目的外使用に係る使用料については条例で定めなければならないという点である。

行政財産の目的外使用に係る使用料については、一定のスペースに対して土地又は建物の価格を元に算定した一定額の使用料を条例に定める例が一般的である。この場合において、使用料の額を公募による価格競争によって定めるには、その都度条例改正が必要であるという考えもあるほか、そもそも一定のスペースに対して定める使用料を競争によって決めるのはなじまないのではないかという考えもある。

(3) 指定管理者制度導入施設の問題

指定管理者制度導入後は、公の施設の管理を行う指定管理者と自動販売機の設置を行う者が別々であるケースも多く発生し、また、指定管理者には自らが管理する施設において、どこを自動販売機設置スペースとするか、誰にどのような自動販売機を設置させるか等について自由な裁量がなく、指定管理者が自らの経営ノウハウを活かして施設をトータルマネジメントする際の障害ともなっている。

II 自動販売機設置における価格競争の導入に関する現状と課題

1 自治体アンケート調査の実施概要

(1) 目的

庁舎や公の施設に設置された自動販売機の設置及び価格競争の導入、指定管理者施設における設置等の全国的な取組み状況を把握し、自動販売機を活用した自主財源の確保につながる工夫、課題克服と今後の展望等の示唆を得るために実施した。

(2) 対象

1,844 団体（都道府県 47 団体、市区町村 1,797 団体。平成 21 年 9 月 1 日時点）

(3) 方法

配布：郵送及び当機構ホームページからのダウンロード

回収：郵送及び電子メール

(4) 実施期間

平成 21 年 10 月 9 日から 11 月 27 日まで（調査時点：平成 21 年 10 月 1 日）

(5) 回収結果

883 団体から回収を得た（回収率 47.9%）。

団体	団体数		回収率
	対象	回収	
都道府県	47	37	78.7%
30 万人以上_市区町村	83	50	60.2%
5 万人以上 30 万人未満_市区町村	462	248	53.7%
1 万以上 5 万人未満_市区町村	768	330	43.0%
1 万人未満_市区町村	484	218	44.9%
計	1,844	883	47.9%

(6) 調査項目

①自販機の設置状況（場所・設置者・台数）

②自動販売機を設置する際の価格競争の導入状況

実施及び検討の状況、価格競争実施台数と収入額の変化、金銭徴収の根拠、行政財産の目的外使用にかかる使用料に関する条例の規定、価格競争実施にかかる公募の周知方法と設置者の選定方法、付加価値のある自動販売機の導入

③指定管理者制度導入施設における自販機の設置

指定管理者制度導入施設における自動販売機設置者、指定管理者が自ら管理する施設に自動販売機を設置した場合、自治体に対してどのような金銭の支払が発生するか、指定管理者以外の者が自動販売機を設置する場合、使用許可及び使用料収入はどのような扱いになるか、指定管理者制度導入施設に自動販売機を設置する場合、価格競争を導入しているか

④指定管理者や自治体から目的外使用許可を受けた社会福祉協議会、職員生協等が自動販売機を設置する場合の業者選定や価格決定に関するルールやガイドラインの有無

2 自治体における自動販売機設置における価格競争の現状と課題

(1) 自動販売機の設置状況

●1 自治体あたりの自動販売機設置数¹⁵の平均は66.6台。

⇒ 人口規模別の平均設置台数は次のとおり。

- ・都道府県 508台 ・30万以上市区町村 264台 ・5～30万市区町村 68台
- ・1～5万人市区町村 26台 ・1万未満市区町村 11台

図表 4-1 自動販売機の設置台数

(台)

全体 n= 868							
	民間事業者	社会福祉協議会等の公益団体	職員生協、労働組合等	指定管理者	その他	合計	1団体あたりの自動販売機数(合計/n)
庁舎、警察署、消防署等	6832	2258	4604	392	868	15037	17.3
学校	2824	340	698	84	2383	6884	7.9
公園、病院等の公の施設	12405	5771	605	9731	2216	30964	35.7
その他	1864	807	226	674	1057	4662	5.4
合計	23933	9218	6148	10929	6619	57808	66.6

都道府県 n= 35							
	民間事業者	社会福祉協議会等の公益団体	職員生協、労働組合等	指定管理者	その他	合計	1団体あたりの自動販売機数(合計/n)
庁舎、警察署、消防署等	2673	674	2281	183	495	6306	180.2
学校	2532	196	669	0	2343	6290	179.7
公園、病院等の公の施設	1283	605	205	2046	364	4503	128.7
その他	118	184	45	15	43	405	11.6
合計	6606	1659	3200	2244	3245	17765	507.6

30万人以上_市区町村 n= 48							
	民間事業者	社会福祉協議会等の公益団体	職員生協、労働組合等	指定管理者	その他	合計	1団体あたりの自動販売機数(合計/n)
庁舎、警察署、消防署等	941	598	1184	115	81	2919	60.8
学校	184	58	8	0	35	285	5.9
公園、病院等の公の施設	1603	1818	198	3489	582	7690	160.2
その他	460	261	133	118	805	1777	37.0
合計	3188	2735	1523	3722	1503	12671	264.0

5万人以上30万人未満_市区町村 n= 246							
	民間事業者	社会福祉協議会等の公益団体	職員生協、労働組合等	指定管理者	その他	合計	1団体あたりの自動販売機数(合計/n)
庁舎、警察署、消防署等	1599	783	822	83	140	3493	14.2
学校	74	76	16	79	5	254	1.0
公園、病院等の公の施設	5120	2678	158	2825	790	11756	47.8
その他	606	315	25	94	82	1156	4.7
合計	7407	3894	1021	3129	1019	16659	67.7

1万人以上5万人未満_市区町村 n= 330							
	民間事業者	社会福祉協議会等の公益団体	職員生協、労働組合等	指定管理者	その他	合計	1団体あたりの自動販売機数(合計/n)
庁舎、警察署、消防署等	1185	172	288	5	136	1803	5.5
学校	18	0	0	0	0	18	0.1
公園、病院等の公の施設	3517	587	32	1161	412	5752	17.4
その他	436	27	13	333	70	879	2.7
合計	5156	786	348	1499	697	8452	25.6

1万人未満_市区町村 n= 209							
	民間事業者	社会福祉協議会等の公益団体	職員生協、労働組合等	指定管理者	その他	合計	1団体あたりの自動販売機数(合計/n)
庁舎、警察署、消防署等	434	31	29	6	16	516	2.5
学校	16	10	5	5	0	37	0.2
公園、病院等の公の施設	882	83	12	210	68	1263	6.0
その他	244	20	10	114	57	445	2.1
合計	1576	144	56	335	155	2261	10.8

※各項目の合計が「合計」と合わないのは、内訳を書かずに合計のみ回答した団体があったためである。

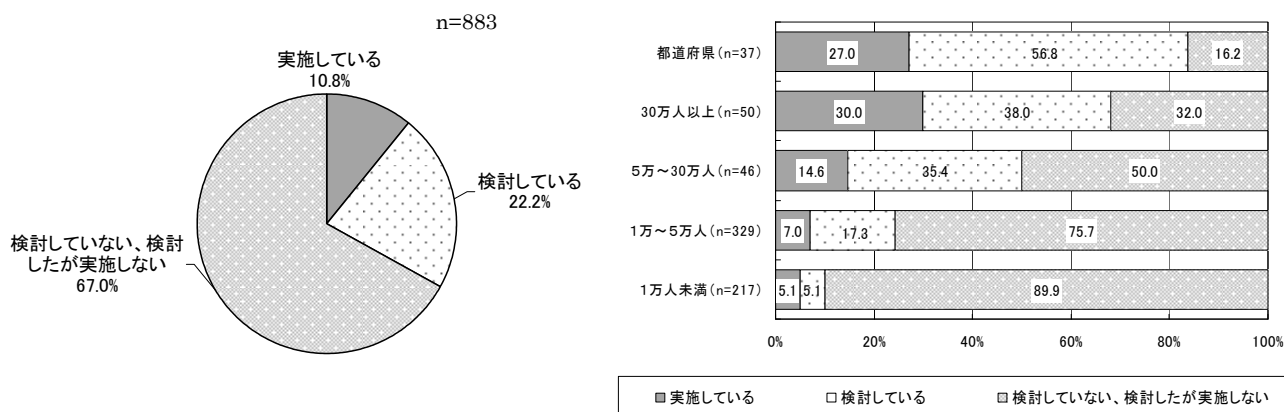
¹⁵ 本件アンケートは、各自治体の「管財担当課」に回答を依頼したため、庁舎における自動販売機設置数は一定の正確性のあるデータを収集できたが、学校、公の施設、その他については参考程度に考えるべき数値である。同時に、自動販売機の設置状況について、一元的に管理できていない自治体が多いという現状が判明した。

(2) 自動販売機を設置する際の価格競争の導入状況

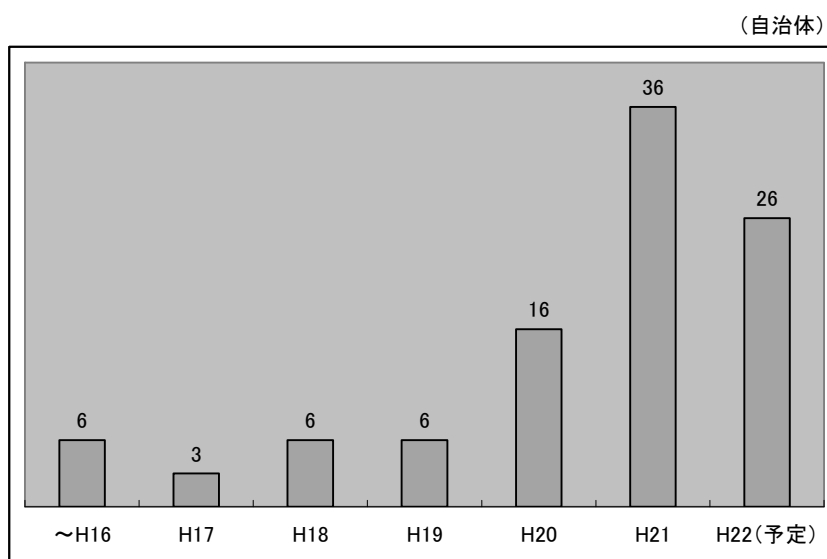
①実施及び検討の状況

- 95 自治体 (10.8%) が価格競争を実施している。
- 195 自治体 (22.2%) が価格競争の導入を検討している。
⇒ 195 自治体のうち、26 自治体は 22 年度に実施予定である。
- 検討又は実施しない理由としては、目的外使用許可に対する考え方や福利厚生、公益団体支援を挙げる自治体が多い。また、価格競争でなく、災害対応等の付加価値優先で自動販売機を設置している事例も多い。
- 人口の少ない自治体にあつては、地元業者の保護を理由とする場合が多いが、一方で設置台数、売上げが少なく、競争効果が見込めないという理由も多い。

図表 4-2 実施、検討の状況 (SA)



図表 4-3 価格競争の導入時期 (FA)



【参考】価格競争の導入を検討又は実施しない理由

- 庁舎への自販機設置は、主に厚生福利を目的としており、価格競争を導入していない（都道府県）
- 目的外使用許可は、競争入札や公募抽選がなじまないと判断しているため（30万人以上）
- 使用料条例にて使用料算出が統一されているため（30万人以上）
- 設置場所によっては売上があまり見込まれないため、価格競争した場合、設置業者が無くなる
ことが懸念されるため（5万～30万人）
- 地元業者、障がい者団体等を排除してしまうことになるから（5万～30万人）
- 必要性がない（5万～30万人）
- 障害者団体等の収入支援といった側面も兼ねているため（5万～30万人）
- 複数の業者の参入がないため競争が成立しない（5万～30万人）
- 台数が少ないため、あまり効果がないと考えている（5万～30万人）
- 合併以前からの既得権により、継続して設置している（5万～30万人）
- 価格競争に関する情報の不足（1万～5万人）
- 価格競争をする自販機としない自販機の区別が難しいため（1万～5万人）
- 平成21年4月より、条例を改正し、売上げの15%を使用料としたところであり、今のところ検
討していない（1万～5万人）
- まちづくり支援金への寄附金のある自販機を設置しており、新たに自販機を設置する計画がな
いため（1万～5万人）
- 自動販売機設置に係る明確なルールが設けられていないため、まずはルールの方を検討してい
る（1万～5万人）
- 町内の商店に順番を割付け、商品管理を行なわせているため、価格を統一している（1万人未
満）
- 自販機設置の例が少なく今後も多く見込まれることがない（1万人未満）

②価格競争実施台数と収入額の変化

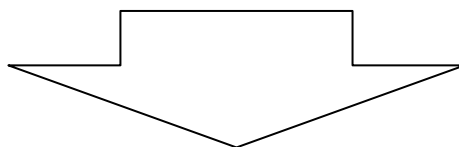
- 全体の4.0%にあたる2,335台の自動販売機において価格競争が実施されている。
 - ⇒ 既に価格競争を実施している自治体においては、自動販売機の更新時期にあわせて順次価格競争を導入していく場合が多く、実施台数は増加傾向である。
- 価格競争を実施した自動販売機の収入額は約21.9倍となっている。
 - ⇒ 実施前の収入額の平均=1台あたり22,855円
 - 実施後の収入額の平均=1台あたり500,117円
- 全体での増収効果は11億1440万円以上である。

図表 4-4 価格競争の実施台数

	実施台数(台)	実施率	全体台数(台)
庁舎、警察署、消防署等	1,035	6.9%	15,037
学校	333	4.8%	6,884
公園、病院等の公の施設	889	2.9%	30,964
その他	78	1.7%	4,662
合計	2,335	4.0%	57,808

図表 4-5 収入額の変化

実施前の収入額(円)	53,365,618
実施後の収入額(円)	1,167,773,164
収入増加率	2188.3%
1台あたりの収入増加額(円)	477,262



もしも、全ての自動販売機に価格競争を導入したら

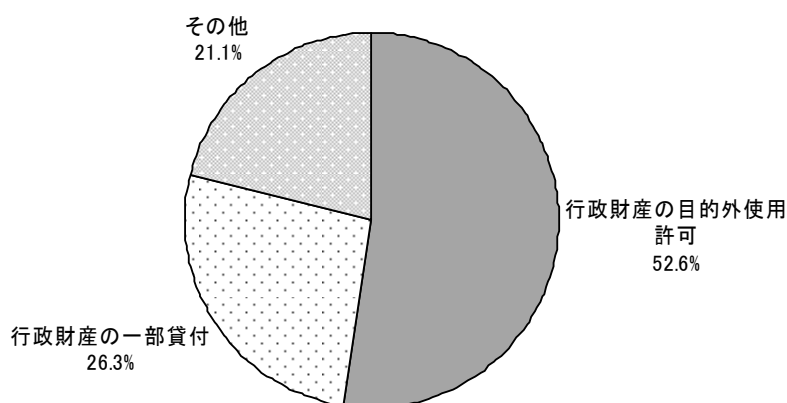
55,473台×477,262円=264億7515万4926円の増収効果

③金銭徴収の根拠

- 52.6%の自治体が目的外使用許可を根拠としている。
 - ⇒ 従前より自動販売機の設置は目的外使用許可によって行われており、行政財産における自治体の権限の強さ¹⁶から、これが最も適した手法であると考えられている。
- 平成18年以降可能となった行政財産の一部貸付を根拠とする自治体が26.3%存在する。
 - ⇒ 競争入札や長期継続契約ができることから、より積極的に行政財産を活用して収益を得ようという考え方に適している。
- 自動販売機の設置を施設本来の目的とみなし、協定・契約等により自動販売機を設置する事例がある。

図表 4-6 金銭徴収の根拠(SA)

n=95



【参考1】「その他」回答の主な内容

- 電気料
- 販売手数料、売上手数料（主に契約に基づく）
- 設置料、営業使用料（主に契約に基づく）
- 売上げに応じ、目的外使用に係る使用料に加算金を加える
- 普通財産の貸付
- 指定管理者と設置業者の賃貸借契約
- 指定管理者による施設設置許可
- 災害対応型自動販売機設置に関する協定による

¹⁶ 地方自治法第238条の4第8項及び第9項の規定により、借地借家法の適用を受けないほか、必要などときには許可を取り消すことができる。

【参考 2】金銭徴収の根拠を選択した理由

【行政財産の目的外使用許可】

- 自動販売機の設置の根拠は行政財産の目的外使用許可が適当である（5万～30万人）
- スペース貸しではなく、貸付けにはなじまないと判断した（5万～30万人）
- 行政財産目的外使用料徴収条例において手数料（売上加算金）の徴収を明記している（5万～30万人）
- 行政財産としてただちに目的外使用許可を解除して公用に供さなければならないケースを想定した（1万人未満）

【行政財産の一部貸付】

- 使用料は条例で定めることとされており、競争入札になじまないため（都道府県）
- 複数年契約が可能であり、安定的な収入確保が可能であり、かつ更新事務を簡略化できるため（都道府県）
- 自動販売機スペースを庁舎等の余剰スペースと考え、有効活用するため（30万人以上）

【その他】

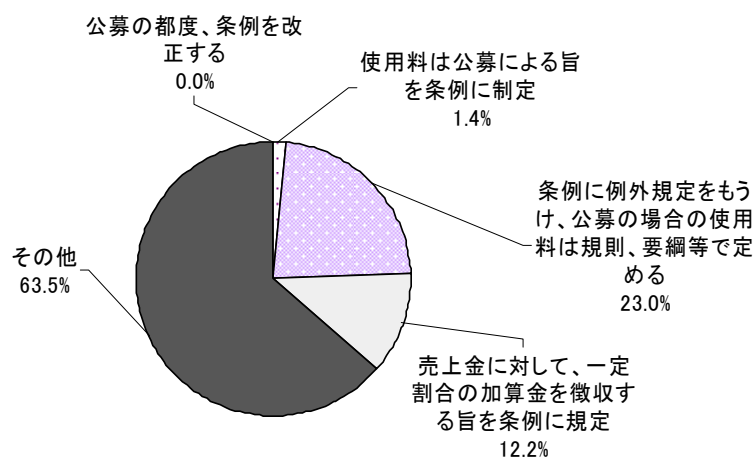
- 自動販売機の設置については、施設本来の目的とみなし、協定・契約等の締結により行政財産の目的内使用として取り扱っているため（30万人以上）

④行政財産の目的外使用にかかる使用料に関する条例の規定

- 公募の都度に条例を改正する事例はなく、条例に使用料は公募による旨明記する事例も2件のみである。
- 条例に「長が別に定める」等の規定を設け、規則、要綱等へ金額を委任する事例が23.0%と多い。
- 売上金に対して一定割合の加算金を徴収する旨を条例に規定する事例も12.2%存在する。

図表 4-7 使用料に関する条例の規定(SA)

n=95



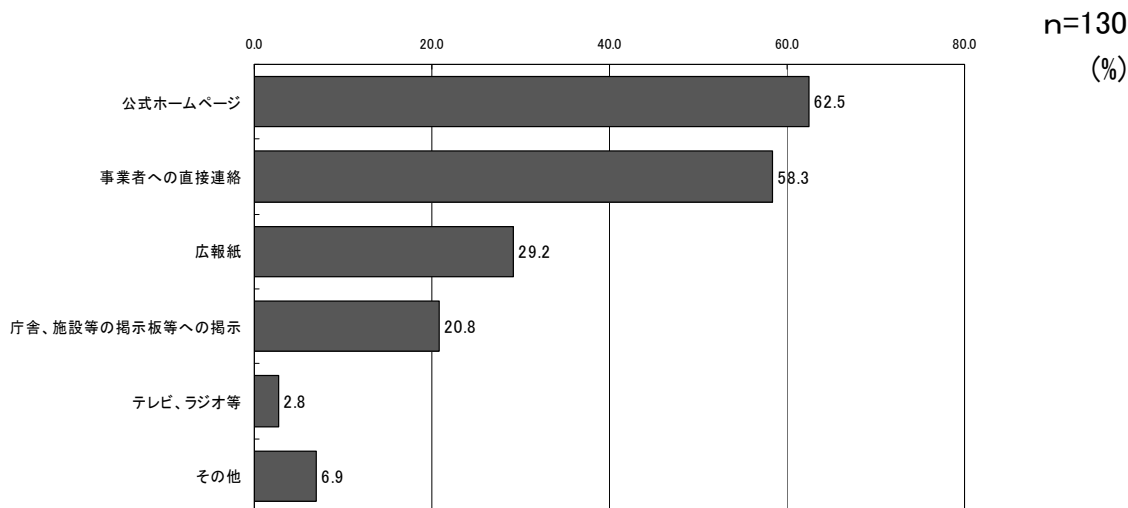
【参考】「その他」回答の主な内容

- 使用料は従前通り定額とし、別途契約によって売上手数料等を徴収している（都道府県）
- 入札又は公募による場合の貸付料(予定価格)について、条例・規則を受けた「算定基準」に規定（30万人以上）

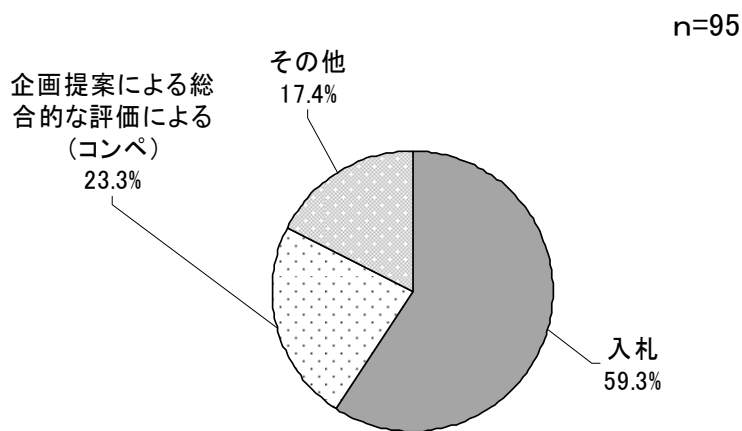
⑤価格競争実施にかかる公募の周知方法と設置者の選定方法

- 自治体の公式ホームページによる周知と、事業者への直接連絡が多い。
- 設置者の選定手法は半数以上¹⁷が入札又は見積もり合わせによる。

図表 4-8 公募の周知方法(MA)



図表 4-9 設置者の選定方法(SA)



【参考】「その他」回答の主な内容

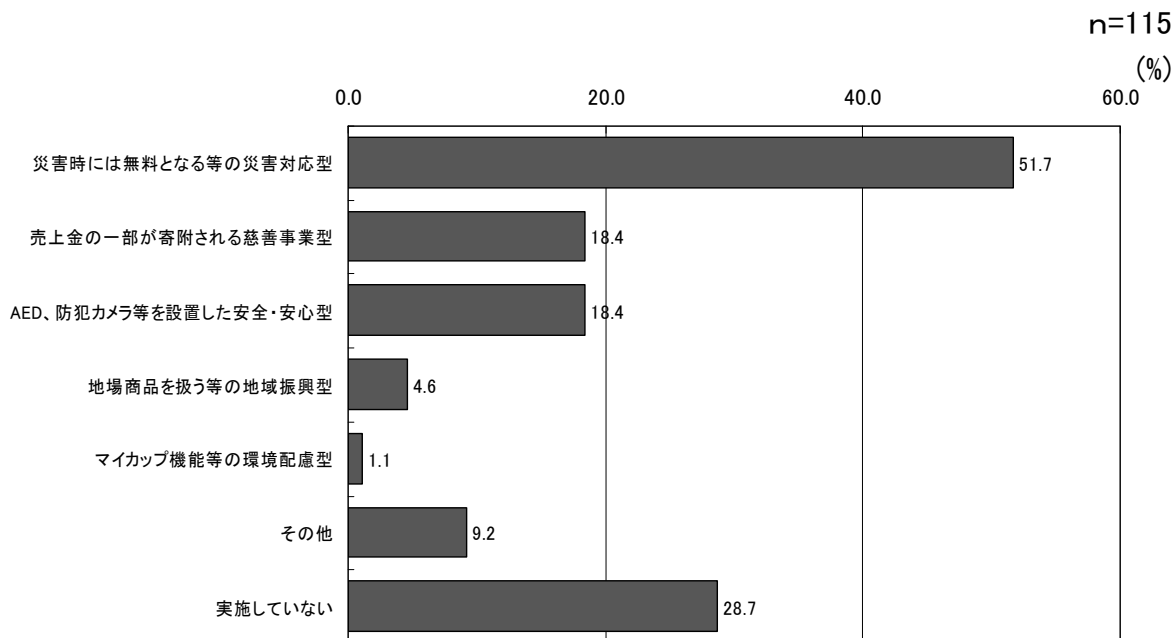
- 大手自販機メーカーへの聞き取り調査による (5万~30万人)
- 設置者の選定順位は、①公共的団体等 (未設置の団体) ②公共的団体等 (既設置の団体) ③一般事業者の順とし、公共的団体等が複数の場合は抽選とする (5万~30万人)
- 付加価値の有無により選定した (1万~5万人)

¹⁷ 公募により、最も高い金額を提示した事業者を設置者として選定するという回答も「入札又は見積もり合わせ」に含めて算定した。

⑥付加価値のある自動販売機の導入

●災害対応型の自動販売機が約半数の自治体で導入されている。

図表 4-10 付加価値のある自動販売機の導入状況(MA)



【参考】自治体ごとの様々な取組み

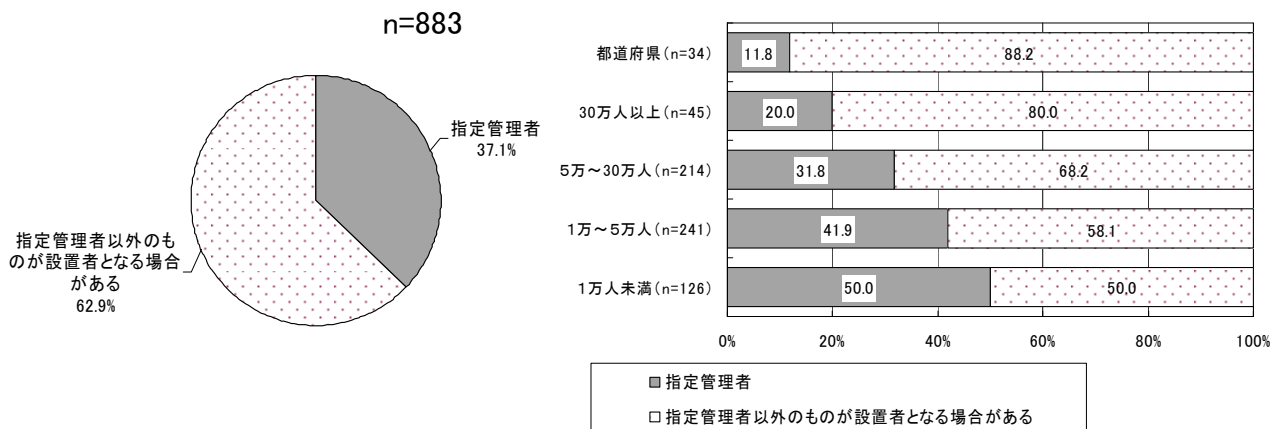
- 災害時用として自動販売機の商品とは別に飲料水ペットボトルを備蓄 (30 万人以上)
- 災害時情報提供用の電光掲示板を備え付けている (30 万人以上)
- ノンフロンヒートポンプ式による環境配慮を義務付けている (都道府県)
- ユニバーサルデザインによるバリアフリー化を義務付けている (5 万～30 万人)
- 郷土祭りなどのデザイン指定 (30 万人以上)
- 市の販売している水を 100 円で販売することを条件とした (5 万～30 万人)
- 誘致企業の商品取扱い及び地場産商品の導入販売を実施するよう協定している (1 万～5 万人)

(3) 指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置

① 指定管理者制度導入施設における自動販売機設置者

- 37.1%の自治体で指定管理者が自ら管理する施設に自動販売機を設置している。
- 人口規模の大きい自治体ほど、指定管理者制度導入施設に指定管理者以外の者が自動販売機を設置する割合が高い。

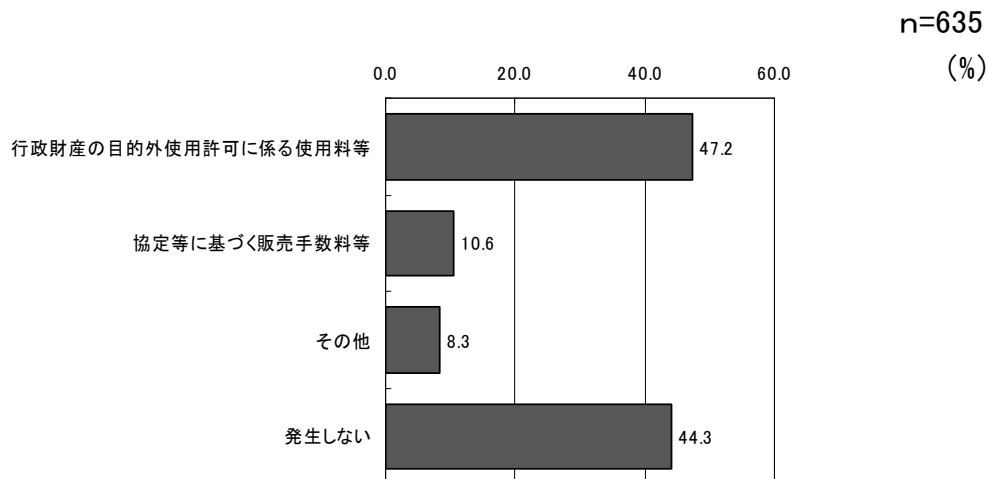
図表 4-11 指定管理者制度導入施設における自動販売機設置者(SA)



②指定管理者が自ら管理する施設に自動販売機を設置した場合、自治体に対してどのような金銭の支払が発生するか。

- 約半数の自治体が指定管理者から使用料又は貸付料を徴収している。
- 44.3%の自治体が指定管理者がら金銭を徴収していない。

図表 4-12 指定管理者から自治体への金銭の支払(MA)



【参考】回答ごとの補足

【行政財産の目的外使用許可に係る使用料等】

- 行政財産の貸付に係る貸付料（都道府県）
- 使用料免除。売上による収入は、指定管理料と相殺（30 万人以上）
- 売上金額の 20% を使用料としている（5 万～30 万人）
- 使用料は免除、電気代実費相当額のみ発生（1 万～5 万人）

【指定管理者と締結した協定等に基づく一定の販売手数料等】

- 受託事業と自主事業の内訳を明確にしている（1 万～5 万人）
- 売上手数料（30 万人以上）
- 売上の 20%（5 万～30 万人）

【その他】

- 設置料及び電気料は市へ納入。販売手数料（売上加算金）は当該指定管理者の運営費へ充当（5 万～30 万人）
- 設置に係る使用料、電気使用料及び水道使用料（水道使用の場合のみ）等の管理経費（5 万～30 万人）
- 指定管理者の自動販売機に係る年間総収入から総支出を差し引いた 1/2 を市の基金に積み立てる（5 万～30 万人）

【指定管理者から自治体に対して金銭の支払がない】

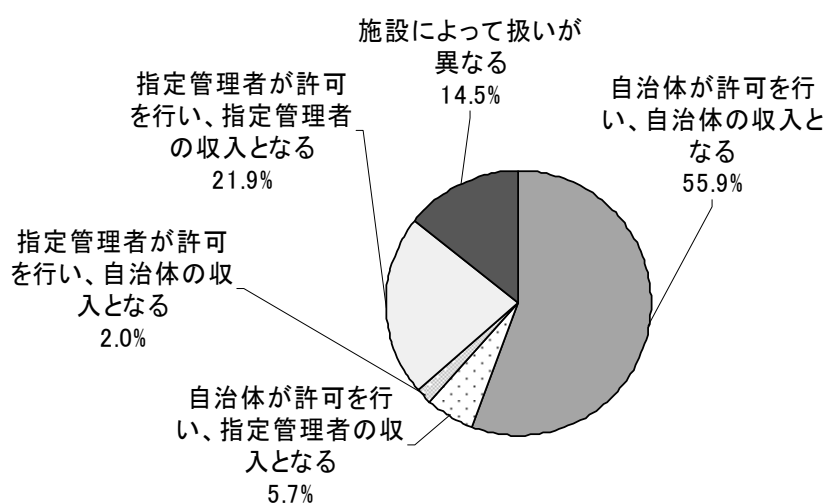
- 自動販売機収入におけるすべてを施設向上のためのインセンティブとして位置づけている（5 万～30 万人）
- 使用許可に該当するが、減免扱いで使用料は徴収していない（1 万～5 万人）
- 利用者サービスの一環として、指定管理業務とみなしている（1 万～5 万人）
- 災害時における救援物資提供に関する協定に基づく設置のため、無料（1 万～5 万人）

③指定管理者以外の者が自動販売機を設置する場合、使用許可及び使用料収入はどのような扱いになるか。

- 行政財産の目的外使用許可は自治体が行うのが一般的¹⁸であるが、23.9%の自治体で指定管理者が使用許可を行うと回答¹⁹している。
⇒ 指定管理者制度においては、施設をより良く管理するため、指定管理者の裁量をより大きくすることが課題となっており、許可の扱いについても積極的に運用されていると考えられる。
- 「使用許可者＝使用料収入者」となる場合がほとんどである。

図表 4-13 使用許可と使用料収入(SA)

n=406



【参考】

- 指定管理者制度導入以前の使用許可については、市で使用許可をしていることが多い。今後は、市から指定管理者へ使用許可へ移行するものとしている（30万人以上）
- 自治体が許可を行い使用料徴収し、指定管理者は売上げ加算金徴収（1万～5万人）

¹⁸ 「地方財務実務提要」（地方自治制度研究会編 榊ぎょうせい出版）11章4節「指定管理者による行政財産の目的外使用許可の可否」の項目においては、「行政財産の目的外使用許可の権限についても、地方公共団体の長等に専属的に付与されたものとして、指定管理者に行わせることができない」と記述している。

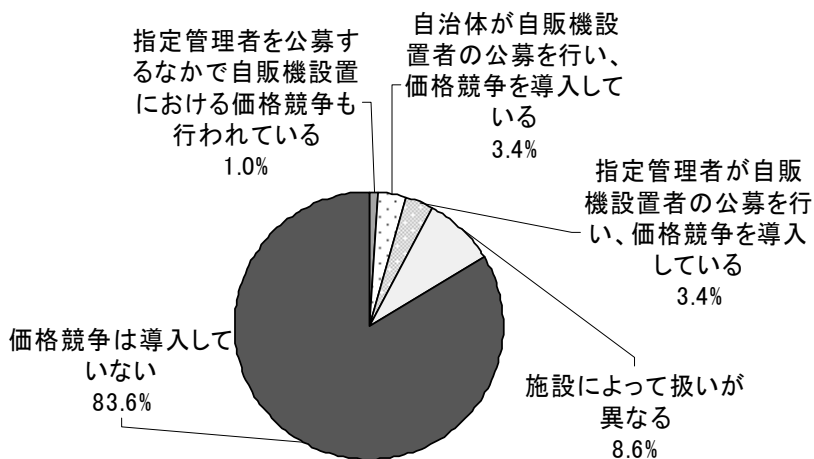
¹⁹ アンケートの質問が「行政財産の目的外使用許可」ではなく「使用許可」と表現していたことにより、指定管理業務の一環として行う契約に基づき行われる許可も含まれている可能性がある。

④指定管理者制度導入施設に自動販売機を設置する場合、価格競争を導入しているか。

●価格競争を導入している自治体は約 9%²⁰ であり、指定管理者制度導入施設に限定しない場合(10.8%の自治体で価格競争を実施)と数値に大差はない。

図表 4-14 指定管理者制度導入施設における価格競争(SA)

n=408



【参考】主だった今後の考え方

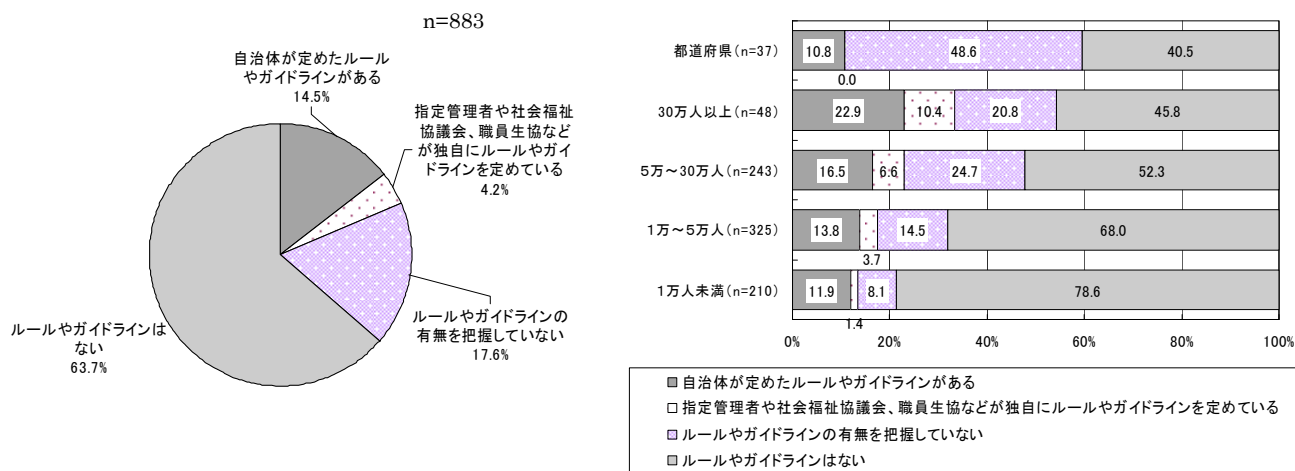
- 本県では、現在、指定管理者制度導入施設においても、レストラン、喫茶、売店、自動販売機設置に係る納付金制度導入に向け検討を進めている。レストラン、自動販売機等は目的外使用ととらえ、来年度以降は県が許可を行い、行政財産使用料を収入することとし、併せて公募方式で売上金の一部を徴収する納付金制度を拡充していく予定である。(ただし、法律で別の定めがある場合を除く。)(都道府県)
- 今後は指定管理者制度導入施設は、指定管理者に自治体が許可し、指定管理者で公募を行い、設置業者を選定する方向で統一する。(5万～30万人)

²⁰ 施設によって扱いが異なると回答した自治体のうち、価格競争が行われている旨を回答した自治体を含む。

(4) 指定管理者や自治体から目的外使用許可を受けた社会福祉協議会、職員生協等が自動販売機を設置する場合の業者選定や価格決定に関するルールやガイドラインの有無

- 81.3%の自治体がルールやガイドラインはない又は有無を把握していない。
- 市区町村においては、人口規模の大きい自治体ほど自らルールやガイドラインを定めている例が多い。逆に都道府県となると、自動販売機設置者の数が多くなるためか、ルールやガイドラインの有無を把握していない例が増える。

図表 4-15 ルール、ガイドラインの有無(SA)



【参考】主な回答

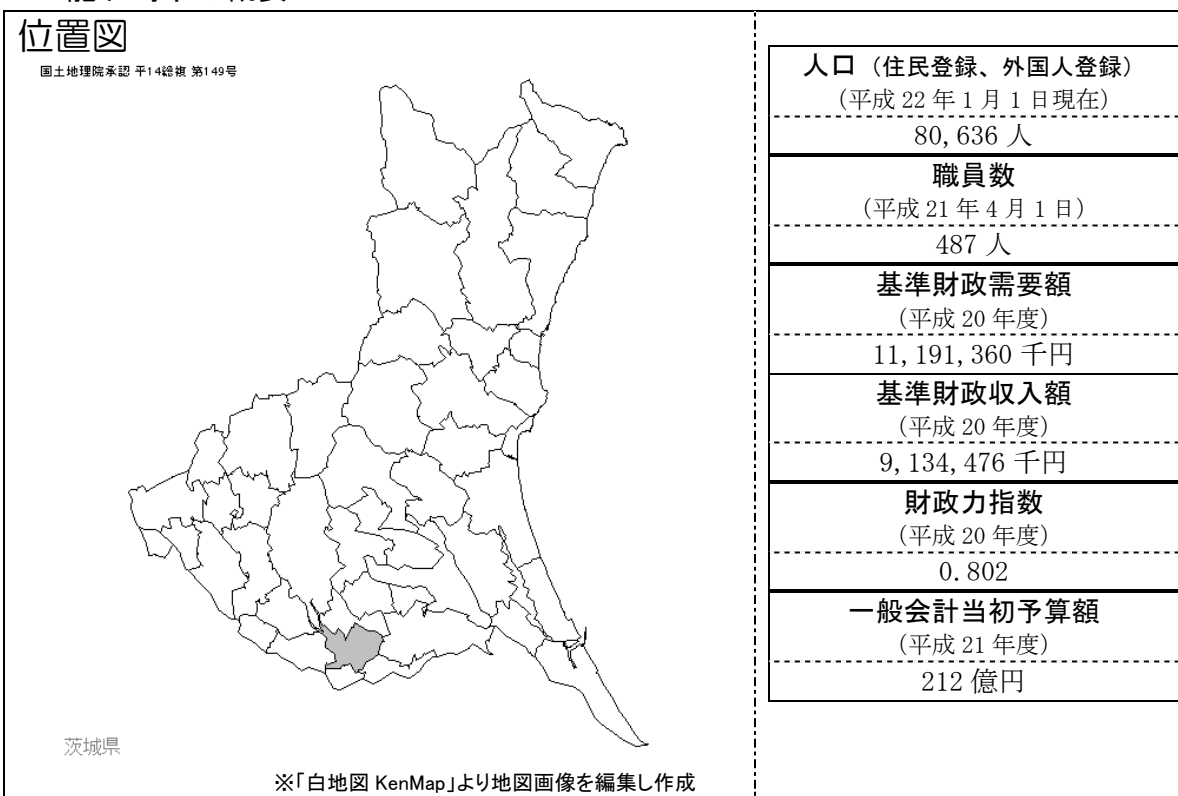
- 施設ごとに決定しているため、ガイドラインを定めている施設もあるが、定めていない施設が多数派である。多くは公益団体や指定管理者に、自販機の設置について一任している（5万~30万人）
- 本庁舎建設のPFI事業の中で要求水準に明記（1万~5万人）

Ⅲ 取組事例（茨城県龍ヶ崎市）

自動販売機設置者の公募を実施した事例

- 自動販売機の設置をあくまで行政財産の目的外使用としつつも、公募による使用料収入の増減に対応した条例改正を行っている。
- 自動販売機の設置は原則公募による旨を要綱に明記し、市民に周知している。
- 自動販売機設置に関するルールとして、市が公募して設置するもの、指定管理者が設置するもの、公共団体が設置するものという区分により整理している。

1 龍ヶ崎市の概要



○事例のポイント

- ・自動販売機設置者の公募について、財政健全化プランや公共施設マネジメントにおいて財源確保のメニューとして位置づけている。
- ・自動販売機の設置は目的外使用により行うという従来のスタンスは維持しつつも、条例に使用料加算金の規定を設けることで公募になじむようにしている。
- ・自動販売機の設置に係る事務や設置者選定のルールなどを要綱にまとめ、その中で設置者は原則公募とする旨を明記している。
- ・自動販売機設置者の選定は、使用料加算金の額のみではなく、省エネ、防災対応、ユニバーサルデザインといった要素を含む総合評価方式としている。
- ・自動販売機設置に関するルールとして、市が公募して設置するもの、指定管理者が設置するもの、公共団体が設置するものという区分により整理している。
- ・公募による価格競争を導入したことにより、売上金の 25%程度の使用料加算金を市の収入とすることに成功した。

※「Ⅲ 取組事例」の項で用いた図表は、全て本委員会資料より作成した。

2 龍ヶ崎市における自動販売機設置者公募の取組

(1) 取組の背景

①財政健全化プランにおける位置付け

龍ヶ崎市においては、第一次財政健全化プラン（H13～17）及び改革プログラム（H16～18）を実施することにより、約84.7億円の財源を確保することに成功した。引き続き現在実施されている第二次財政健全化プラン（H19～21）においては、12億円の歳出削減と3億円の歳入確保により、15億円の財源確保を目標としている。

第二次財政健全化プランにおける歳入確保策として、①市税収入の確保、②受益者負担の適正化、③未利用地の有効活用と売却等促進、④自主財源の確保を掲げており、自主財源の確保のメニューとして、スポーツ施設等への自動販売機の設置を挙げている。

②公共施設マネジメントにおける位置付け

龍ヶ崎市では、行政サービスの向上に努めながら、できうる限り少ない経費で適切な公共施設運営を行うため、①施設の維持管理経費の削減、②省エネルギーの推進、③施設設備等の資産管理・情報管理、④施設の有効活用の4点を柱とする公共施設マネジメントを推進しており、施設の有効活用のメニューのうち、行政財産目的の外使用の拡充として、公募による自動販売機設置を挙げている。

(2) 自動販売機設置者を公募するための例規整備

①龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例

使用料の算定基準を定めた別表第1及び別表第2について、別表第1では建物の一部を使用する場合として一般的な計算式による額を定めているが、別表第2において「自動販売機類1年1台につき12,000円（屋外は6,000円）」というように、使用者及び施設管理者にとってわかりやすい規定としている。

第3条第2項では、売上金の1～50%の範囲で使用料を加算できる旨を規定し、公募によって生じる使用料の増減に対応している。

②龍ヶ崎市公共施設における売店、自動販売機類設置及び物品販売に関する要綱

自動販売機の設置に関する事務処理や設置業者の公募に関する事項を要綱としてまとめている。

第6条においては、自動販売機の設置は原則公募による旨を規定しているほか、第2項において、公共的団体を優先することができることまで明記されている。

なお、龍ヶ崎市では要綱は告示として市民に広く周知されており、この自動販売機に関する要綱もまた常に使用者の目に触れる状態となっている。

龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例

(使用料の算定基準等)

第2条 使用料は、別表第1及び別表第2の規定に基づき算定した額とする。

2 (略)

(使用料の加算金)

第3条 使用者が負担すべき必要経費は、次の各号に掲げるとおりとし、前条の使用料に加算して徴収することができる。

- (1) 電気料金及び電力料金
- (2) 上下水道料金
- (3) ガス料金
- (4) 火災保険料
- (5) 暖冷房に要する経費
- (6) 清掃に要する経費
- (7) その他必要な経費

2 売店及び自動販売機類については、前条の使用料に加算して売上金の100分の1から100分の50までを乗じた額の範囲内で徴収することができる。

龍ヶ崎市公共施設における売店、自動販売機類設置及び物品販売に関する要綱

(販売行為者の選定)

第6条 市長は、売店及び自動販売機を設置させるときは、原則公募によるものとし、その販売品目、実績及び売上げに応じた使用料加算金等を総合的に勘案して選定する。

2 前項の規定にかかわらず、売店の設置者の選定にあつては、社会福祉法人社会福祉協議会又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障がい者を、自動販売機類の設置者の選定にあつては、公共的団体を優先することができる。

(3) 自動販売機設置者の選考方法と成果

①選考方法

選考会議により選考方法等を検討

ア 選考会議の構成：関係課長

イ 会議決定事項

- ・販売商品が当該施設利用者に適しているかどうかの判断
- ・選考方法、採点基準の検討

ウ 選定手順

1 番目 申込資格の確認

2 番目 販売商品の選定・確認

- ・販売商品が当該施設利用者に適していない場合（施設内に既に同一商品が販売されている場合等も含む。）は、不採用とする。
- ・販売商品が当該施設利用者に最も適した商品を採用できるものとする。

3 番目 採点

- ・1、2 番目を確認したものは、採点方式により得点が多いものを採用する。

- ・同点の場合は、

優先 1 番目
優先 2 番目
優先 3 番目

 手数料の多い方を優先
- | |
|---------|
| 優先 2 番目 |
|---------|

 既存設置台数の少ない方を優先
- | |
|---------|
| 優先 3 番目 |
|---------|

 抽選により決定

②採点方式

- ①売上手数料 ②省エネ対応状況 ③災害時・緊急対応 ④エバーサルデザイン
⑤その他セルフポイント等 の各項目について採点を行う。

図表 4-16 平成 20 年度公募事業 採点結果

番号	施設名	設置者	選定理由	商品名	申込者数
1	保健センター	A社	最高得点	サントリー	6社8商品
2	さんさん館（屋内）	B社	施設利用者に 適した商品提供	ヤクルト・ホルムリック・ キリン・ポッカ	4社6商品
3	さんさん館（屋外）	C社	第二高得点 （同一商品除外）	ポッカ	5社7商品
4	湯ったり館（1階）	A社	最高得点	サントリー	6社9商品
	湯ったり館（2階）	B社	第二高得点 （同一商品除外）	ヤクルト・ホルムリック・ キリン・ポッカ	6社9商品
5	湯ったり館（屋外）	A社	最高得点	サントリー	6社8商品
6	歴史民俗資料館	A社	最高得点	サントリー	3社5商品
7	中央図書館	A社	最高得点	サントリー	5社7商品

③成果

使用料加算金（売上手数料）の率は、公募による価格競争の結果、25%となった。
公募を行った8台の自販機の使用料加算金は4ヶ月で1,200,000円程度となった。

(4) 自動販売機設置に関するルール

①自動販売機設置者の区分

自動販売機の設置にあたっては、市が公共的団体等に設置させるものと、公募により業者に設置させるものを明確に区分する。

- ・福祉の店設置施設→社会福祉協議会
- ・指定管理者施設 →指定管理者

指定管理者等は、市に対して12,000円（6,000円）＋電気料を支払う。売上げに応じた使用料加算金は、当該団体の運営費へ充当。

- ・その他の公共施設→民間業者（公募による。）

民間業者は、市に対して12,000円（6,000円）＋電気料＋売上げに応じた使用料加算金を支払う。

<例>

- ◆社会福祉協議会に優先して設置させる施設
 - ・森林公園（福祉の店関連）
 - ・総合運動公園（福祉の店関連）
 - ・総合福祉センター（指定管理者施設）
 - ・ふれあい公園（指定管理者施設）
 - ・本庁舎及び各公共施設の災害用自販機（20箇所既存設置）
- ◆農業公社に優先して設置させる施設
 - ・湯ったり館（指定管理者施設）
 - ・農業ゾーン（指定管理者施設）
- ◆文化振興事業団に優先して設置させる施設
 - ・文化会館（指定管理者施設）
- ◆職員組合、互助会に優先して設置させる施設
 - ・本庁舎地階（職員のみ利用）
 - ・第二庁舎（職員のみ利用）

②既存設置分と新規設置分の取り扱い

- ・新規設置する場合～公募制の導入～

公の施設の場合等は、市民の一般的共同利用に供することを目的にしていることから基本的に公募制を導入する。期間は5年とし、5年を超える自動販売機の更新許可は行わず、再度公募を行うものとする。

- ・既存設置分の扱い

既存の自動販売機（既存設置台数：飲料水自動販売機70台 H20.8現在）は、社会福祉協議会、農業公社、職員互助会、職員労働組合に設置させている。なお、社会福祉協議会等の公共的団体等は、現存機器の許可期間満了後、市と同様に公募制を導入する。

③公告及び要項

市の広報紙や公式ホームページに掲載し、市民に周知する。

平成 20 年度においては、各財産所管単位での募集ではなく、窓口を一本化（財政課）して、公募を行った。

④指定管理者や公共団体が自動販売機を設置する場合のルール

市が直接公募する場合については、要綱により定められたルールに従うが、指定管理者や自治体から目的外使用許可を受けた社会福祉協議会、職員生協等が自動販売機を設置する場合の業者選定や価格決定に関するルールはない。したがって、多くの自動販売機について最適な設置者選定が行われているとは言い切れない。

今後は、指定管理者や公共団体が自動販売機を設置する場合にあっても、適切な業者選定、価格決定が行われるためのルール作りが必要と感じている。

(5) これから公募を行おうとする自治体へのメッセージ

自治体では、自動販売機設置に関しては、従来から社会福祉協議会や生協、労働組合などに設置させてきました。本市においても同様であります。この背景には、民間業者に直接設置させる場合、特定の業者に許可を与えることとなり、公共施設管理者としての自治体に対する不透明な許可行為等の批判が懸念されるからであると思われまます。

しかしながら、社会福祉協議会などの公共的団体では、自動販売機の設置や管理を専門業者に任せているものが大半であり、直接的に管理運営している訳ではありません。その上、既存機器の設置業者においては、一部の業者に偏りも見受けられます。

このようなことから、「自動販売機」の設置に関しては、市の歳入確保の面ばかりではなく、自動販売機設置業者の公平性なども考慮した場合、「公募制の導入」は必須のことと考えたところです。

公募制の導入にあたっては、特に「自動販売機設置者の区分」を明確にすることがもっとも肝要であると思われまます。

本市においては、社会福祉協議会などの公共的団体等においても、市の基準と同様に設置業者を選定（公募制の導入）するように指導し、改善に向けて調整を図っております。

公共施設の自動販売機設置に関しては、既得権などありません。永久的に特定の業者に設置させることは、市民の財産である公共施設の利益を当該業者に供与しているようなものです。このようなことは、市民に対する説明責任を果たせるものではありませんし、市民の誰もが納得できるものではありません。

昨今の財政状況の悪化により、自治体は収入増加に向けて鋭意努力しなければなりません。公共施設への自動販売機の設置にあたっては、公共施設の利便性の向上はもとより、省エネの問題や景観の問題なども総合的に考慮しなければならないと思います。

足立委員報告より

IV 考察

1 行政財産の価値の再発見

(1) 自動販売機設置状況把握の重要性

自治体アンケート調査によると、1自治体における自動販売機の設置台数の平均は約66台である。このアンケート調査は、庁舎管理を担当するセクションに対して行ったが、庁舎、公の施設等は建物ごとに管理者がいて、全ての自動販売機の設置状況を一元管理できていないという回答が多く、また、管理のできている庁舎のみ回答した自治体も多かった。したがって、実際の自動販売機設置台数はこの数字以上の結果である可能性が高い。

なお、行政財産の目的外使用許可は自販機1台ごとでなく、スペースごとに行っている場合が多く、このため目的外使用許可の件数はわかるが、自動販売機が何台設置されているかまでは不明という自治体も多いようである。

自動販売機設置において価格競争を導入し、財産を効率的に活用しようとするに際し、現在の自動販売機設置状況を把握することは前提条件である。庁舎、公の施設等に設置された自動販売機の台帳を整備することで、行政財産の価値を再発見できる可能性がある。

(2) 価格競争の重要性

自動販売機設置において価格競争を導入したことによる収入増加率の平均は約21.9倍である。中には100倍を超える収入を得た自治体もある。競争が行われた自動販売機の1台あたりの収入額の平均は約50万円である。

当然のことながら、売上げの多い自動販売機ほどその設置者の利益は大きい。よって、全ての自動販売機が同じ条件で設置されているということは極めて不自然なことであり、競争にさらすことで行政財産の真の価値が見えてくる可能性がある。競争原理の導入は行革の必須事項である。

2 自動販売機設置における価格競争の手法

自治体アンケート調査によると、自動販売機設置における価格競争を導入している自治体は95自治体であった。これらの自治体が価格競争を導入するにあたって用いた手法や考え方は、大きく分けて、①行政財産の目的外使用による場合、②行政財産の一部貸付による場合、③施設管理者の業務として行う場合の三つのパターンがあることがわかった。それぞれにメリット、デメリットがあり、また、行政財産に対する考え方の違いがある。今後、価格競争を導入する自治体は、各パターンについてより深く研究し、最も適切な手法を選択していく必要がある。

(1) 行政財産の目的外使用による場合

「自動販売機の設置は行政財産の目的外使用によって行うべきである」という従前からの考え方を踏襲し、「使用料に関する事項は条例で定める」ことについて、例規の規定ぶりや解釈によって価格競争を実現する考え方である。先駆的に価格競争を導

入した大阪府をはじめ、実施事例の最も多い手法である。

【メリット】

- ・ 公用又は公共用に必要となった場合等に許可の取消しができること

【デメリット】

- ・ 価格競争に対応した例規整備が必要であること
- ・ 原則として単年度の許可となるため、価格的に有利な条件を引き出しにくいこと（とはいえ、従前の定額制と比較すれば有利な条件となる）

(2) 行政財産の一部貸付による場合

自動販売機設置のためのスペースを庁舎等の余剰スペースと考え、平成 18 年の地方自治法の改正により可能となった一部貸付によって価格競争を実現する考え方であり、最近増えつつある手法である。

【メリット】

- ・ 自動販売機設置者との金銭のやりとりは全て契約によるため、柔軟な条件設定ができること
- ・ 複数年の貸付ができるため、自動販売機事業者は機器等の投資費用を回収しやすく、価格的に有利な条件を出しやすいこと
- ・ 例規整備を必要としない場合が多いこと

【デメリット】

- ・ 従前に行った行政財産の目的外使用許可に基づいて設置された自動販売機と、行政財産の一部貸付によって設置された自動販売機が混在する期間が生じること
- ・ 貸付けたスペースには借地借家法が適用されるため、借り手の権利が強く、行政側の都合で契約解除等が行いにくいこと

(3) 施設管理者の業務として行う場合

自動販売機の設置は施設の目的の内であると考え、施設管理者が業務の一環として自動販売機を設置するにあたり、機器の設置、管理、飲料の補充、集金等の業務を自動販売機事業者に委託するという手法である。

「自動販売機の設置は目的外」という考え方が未だ主流である中で、自動販売機は施設に当然必要な機能の一つであるという考えは、自治体が行うべき住民サービスや職員の福利厚生をより積極的に解釈したものであるが、実施の例はまだ少ない。

【メリット】

- ・ 自動販売機設置者との金銭のやりとりは全て契約によるため、柔軟な条件設定ができること
- ・ 長期継続契約ができるため、自動販売機事業者は機器等の投資費用を回収しやすく、価格的に有利な条件を出しやすいこと
- ・ 例規整備を必要としない場合が多いこと
- ・ スペースを使用させるわけではないので、契約に定められた事項以上に権利を主張される恐れがないこと

【デメリット】

- ・従前に行った行政財産の目的外使用許可に基づいて設置された自動販売機と、行政財産の一部貸付によって設置された自動販売機が混在する期間が生じること

3 自動販売機設置に関するルール策定の重要性

(1) 自治体が自ら自動販売機設置者を選定する際のルール

自治体が自ら自動販売機設置者を選定するにあたっては、財源の確保をするためだけでなく、透明性と公平性を担保するために、広く公募を行うことが重要である。さらに、その際のルールについて、条例、規則、要綱等に定めることでよりの確に公募の効果をあげることができると思われる。

(2) 目的外使用許可等を受けた者が自動販売機設置者を選定する際のルール

公益団体等の育成を目的に自動販売機の設置をさせる場合等にあっては、自治体の条例、規則、要綱等の縛りが及ばないため、各団体に自治体のルールに準じたルールを設けるように指導することが重要と思われる。

(3) 指定管理者制度導入施設における自動販売機設置に係るルール

自動販売機については、指定管理者が目的外使用許可を受けて設置をするケース、指定管理者以外の者が別に設置をするケースが入り乱れているのが現状であり、一つの自治体の中でも統一がとられていないことが多い。

指定管理者制度を実のあるものにするためには、当該施設に付随する権限がどの程度指定管理者に委ねられるのかを明確にすることが重要である。指定管理者制度導入施設の自動販売機の取扱いについては、早急に統一的なルールを設けることが重要である。

第五章 広告事業

第五章 広告事業

I はじめに

1 広告事業の概況

財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて、市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果も期待される「広告事業」が注目を集めている。

平成 16 年度には、神奈川県横浜市が全国に先駆けて広告事業の専任組織を立ち上げ全市的な広告事業を展開している。

また、平成 17 年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより、自治体の広告事業への取組みは今後ますます広がるものと思われる。

図表 5-1 自治体の広報紙やホームページへの有料広告の掲載状況

調査実施年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19
広 報 紙	自治体数	88	119	161	232		611
	全自治体に占める割合	2.8%	3.8%	5.7%	12.1%		34.5%
H P	自治体数	—	22	45	105		489
	全自治体に占める割合	—	0.7%	1.6%	5.5%		27.6%

※「—」は調査項目になかったもの。H18 年度は調査を実施していない。

出典：社団法人日本広報協会「市区町村広報広聴活動調査」を参考に作成

2 広告事業の定義

広告事業とは、自治体が保有する様々な資産を広告媒体として、有料で広告を掲載し広告料等の収入を得たり、広告が掲載された物品等の無償提供を受け本来自治体側で負担するはずだった経費を縮減したり、イベント開催時などに協賛・タイアップを受けて、新たな自主財源を確保する事業を示す。

広告媒体としては、広報紙や各種封筒などの印刷物のほか、公式ホームページや公用車、公共施設の壁面など、有形・無形を問わず、様々なものが活用されている。

II 広告事業の実態と課題

1 自治体アンケート調査の実施概要

(1) 目的

広告事業²¹の実施の有無及び広告事業による収入額、庁内体制、広告を掲載している媒体の種類等の全国的な取組み状況を把握し、広告を活用した自主財源の確保につながる工夫と課題、今後の展望等の示唆を得るために実施した。

(2) 対象

1,844 団体（都道府県 47 団体、市区町村 1,797 団体。平成 21 年 9 月 1 日時点）

(3) 方法

配布：郵送及び当機構ホームページからのダウンロード

回収：郵送及び電子メール

(4) 実施期間

平成 21 年 10 月 9 日から 11 月 27 日まで（調査時点：平成 21 年 10 月 1 日）

(5) 回収結果

1,063 団体から回収を得た（有効回答数 1,062。有効回収率 57.6%）。

団体	団体数		回収率
	対象	回収	
都道府県	47	43	91.5%
30 万人以上_市区町村	83	57	68.7%
5 万人以上 30 万人未満_市区町村	462	312	67.5%
1 万以上 5 万人未満_市区町村	768	403	52.5%
1 万人未満_市区町村	484	247	51.0%
計	1,844	1,062	57.6%

(6) 調査項目

- ① 広告事業の実施状況
- ② 広告事業による収入及び経費縮減額
- ③ 広告事業の庁内体制
- ④ 広告事業を実施する際の共通認識・理解の醸成及び事務の効率化の取組み
- ⑤ 収入を上げた広告媒体を所管する部署へのインセンティブ
- ⑥ 広告媒体ごとの実施の有無
- ⑦ 広告事業を実施する上での工夫、トラブル発生事例、苦慮している事項

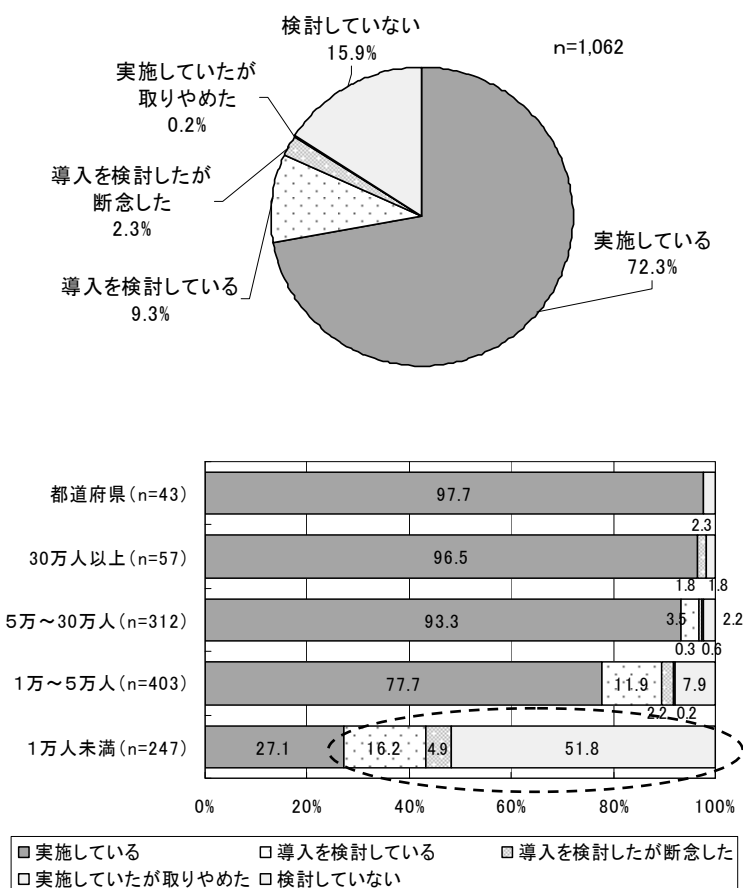
²¹ 広告事業とは、各種封筒などの印刷物や公式ホームページのほか公共施設など、自治体の保有する様々な資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源を確保する事業を示す。

2 自治体における広告事業の実施状況

(1) 広告事業の実施状況

- 72.3%の自治体が広告事業を実施。
⇒ 5万人以上の自治体では、実施率が9割を超える。
- 1万人未満市区町村では72.9%が実施しておらず、そのうち51.8%は「検討していない」。
⇒ 実施していない主な理由は「必要性を感じない」、「費用対効果を考えてメリットが見出せない」、「広告掲載事業者が見込まれない」など。
⇒ 自治体の実施する広告事業は、住民向けに配布・設置するものを広告媒体とすることが多く、ニッチメディア²²の側面が強いため、人口規模に影響されやすいと考えられる。

図表 5-2 広告事業の実施状況(SA)



²² ニッチメディアとは、不特定多数を対象とするマスメディア（テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどの大衆媒体）とは対照的に、フリーペーパーや会員限定情報誌、メルマガなど、特定の層に絞った広告媒体を言う。

【参考】広告事業を実施していない理由

【導入を検討している】

HP バナー広告を検討している。広報紙への掲載については広告主のメリットが少ないだろうという判断で検討していない。庁用車、庁舎、封筒等については要綱整備後の検討となる（5万～30万人）

【導入を検討したが断念した】

封筒への広告の掲載等を検討したが、公平性を保つことが難しいと考え、現在のところ、導入の予定はない（1万人未満）

費用対効果が見込めない。広告を希望する事業所が町内にほとんどない（1万～5万人）

【実施していたが取りやめた】

窓口封筒印刷広告事業を実施していたが、不景気の為、広告事業者が現われない為事業を継続できず、現在は中断中である（1万～5万人）

【検討していない】

いまのところ必要性を感じていない（1万人未満）

広告掲載を希望する事業者等の応募が見込まれないため（1万人未満）

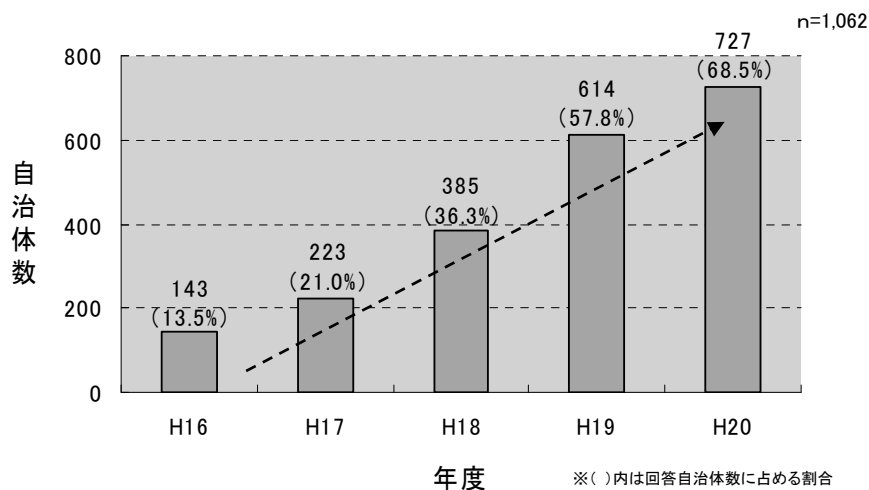
広告事業については小さな自治体にとっては波及効果が薄く効果がないと思われる（観光地であるとか人口が一定程度あるとか、自治体の知名度が高い場合には検討に値すると感じる）（1万人未満）

現時点では、企業等の広告を公共物に掲載することは、ふさわしくないと考えているため（5万～30万人）

(2) 広告事業による収入²³ 及び経費縮減²⁴ 額

- 収益²⁵ を得ている自治体数は5年間で5倍以上に増加。
 - ⇒ 広告事業により収益を得ている自治体²⁶ 数の推移を見ると、平成16年度の143自治体から平成20年度は727自治体となっており、5倍以上に増えている²⁷。
- 人口規模が大きいほど、多くの収益を得ている。
 - ⇒ 平成20年度に広告事業により得た収益を見ると、100万～1000万円未満の区分が最も多く、48.3%を占める。しかし、人口規模別に見ると、5万人未満の自治体では1～100万円未満の区分が最も多く、逆に30万人以上市区町村や都道府県では1000万円以上の区分が最も多くなっている。
- 収入が最も多いのは30万人以上市区町村で、平均3,900万円程度。
 - ⇒ 人口規模別に収益を見ると、収入及び経費縮減額のいずれの平均額も30万人以上市区町村で最も大きく、収入では3,898万円、経費縮減では613万円となっている。
 - ⇒ 都道府県よりも30万人以上市区町村のほうが多くなっているのは、都道府県よりも市区町村のほうが住民との密着度が高く、広告媒体となり得るものを多く有し、また媒体としての価値が高いためと考えられる。

図表 5-3 広告事業により収益を得ている自治体数の推移(FA)



²³ 広告媒体に有料で広告を掲載し広告料等の収入を得た場合を収入額とする。

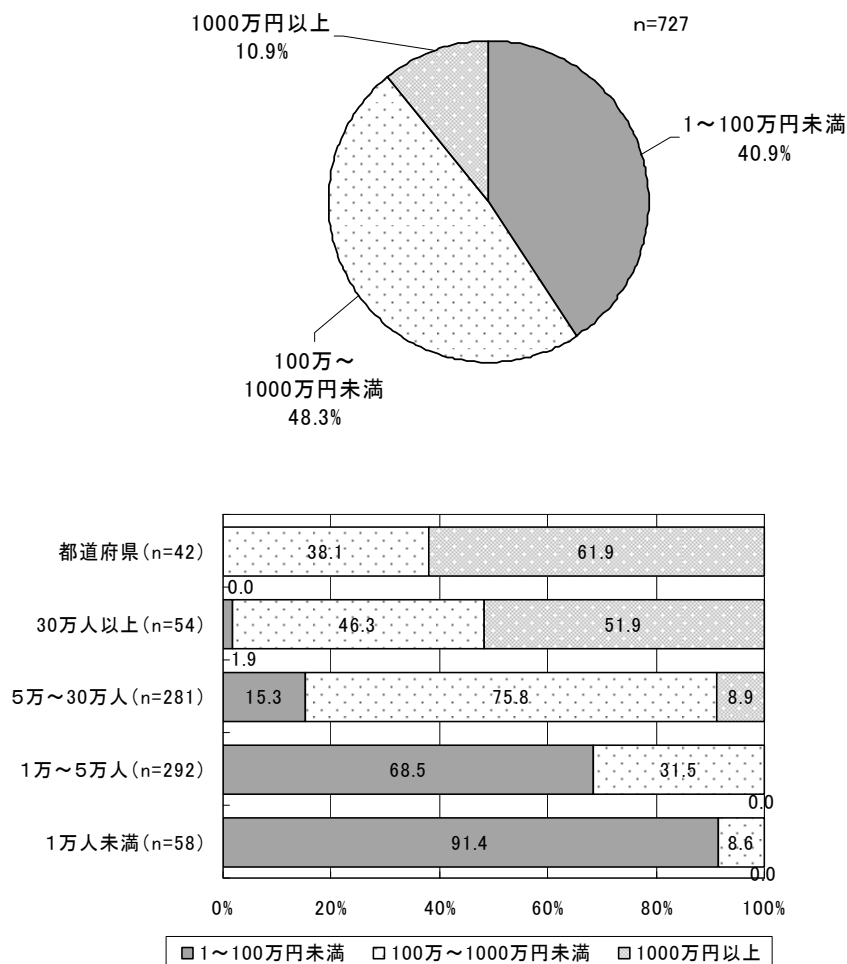
²⁴ 広告が掲載された物品等の無償提供を受け本来自治体側で負担すべきだった経費を縮減した場合を経費縮減額とする。

²⁵ 収益とは、収入または経費縮減のことをいう。

²⁶ 広告事業を実施しており、かつ収益を得ている自治体について集計している。

²⁷ 実施自治体数は増加傾向にあるものの、「人件費等のコストに対して想定していたほどの収益を得ていない」、「実施しているが広告主が集まりにくい」などの回答もあった。

図表 5-4 広告事業による収益(平成 20 年度)(SA)



図表 5-5 収入、経費縮減額別自治体数、平均額(平成 20 年度)

(金額単位: 千円)

人口区分	収入		経費縮減		収入及び経費縮減	
	自治体数	平均額	自治体数	平均額	自治体数	平均額
1万人未満	58	357	3	213	58	368
1万~5万人	285	837	67	761	292	992
5万~30万人	275	3,328	138	2,243	281	4,359
30万人以上	52	38,984	34	6,131	54	41,400
都道府県	42	28,061	5	784	42	28,154
合計	712		247		727	

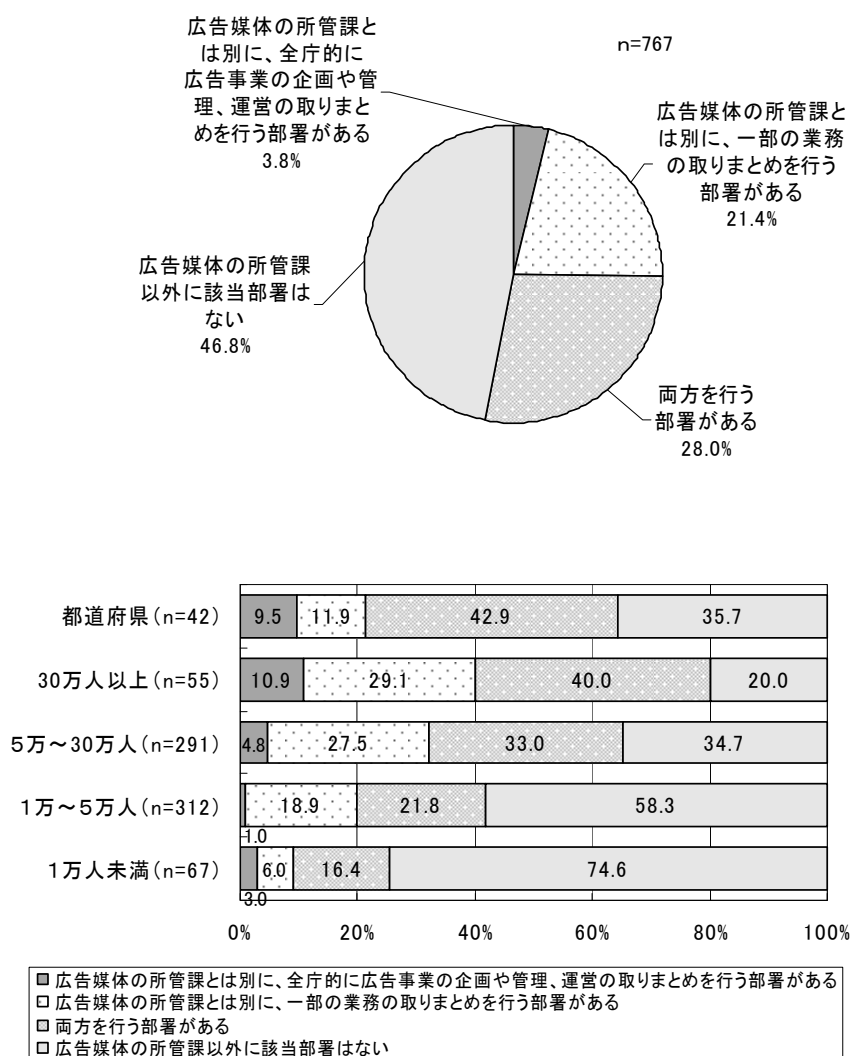
注: 広告掲載により収入を得る広告事業のみを行う自治体、また、広告掲載物品等の提供を受け経費縮減を図る広告事業のみを行う自治体があるため、収入欄の自治体数と経費縮減欄の自治体数の合計は、収入及び経費縮減欄の自治体数とは一致しない。

(3) 広告事業の庁内体制

① 広告媒体の所管課以外の部署の有無

● 30 万人以上市区町村では、8 割が所管課以外に該当部署有り。
 ⇒ 所管課とは別に、全庁的にであったり一部業務についてであったり何らかの形で広告事業に携わる部署がある自治体は 53.2%で、「該当部署はない」は 46.8%を占め、およそ半数ずつの回答となった。
 ⇒ 人口規模別では、1 万人未満市区町村では 74.6%が所管課のみで広告事業に対応しているのに対して、30 万人以上市区町村では 80.0%が所管課とは別に何らかの形で広告事業に携わる部署を持っている²⁸。

図表 5-6 広告事業の庁内体制(SA)

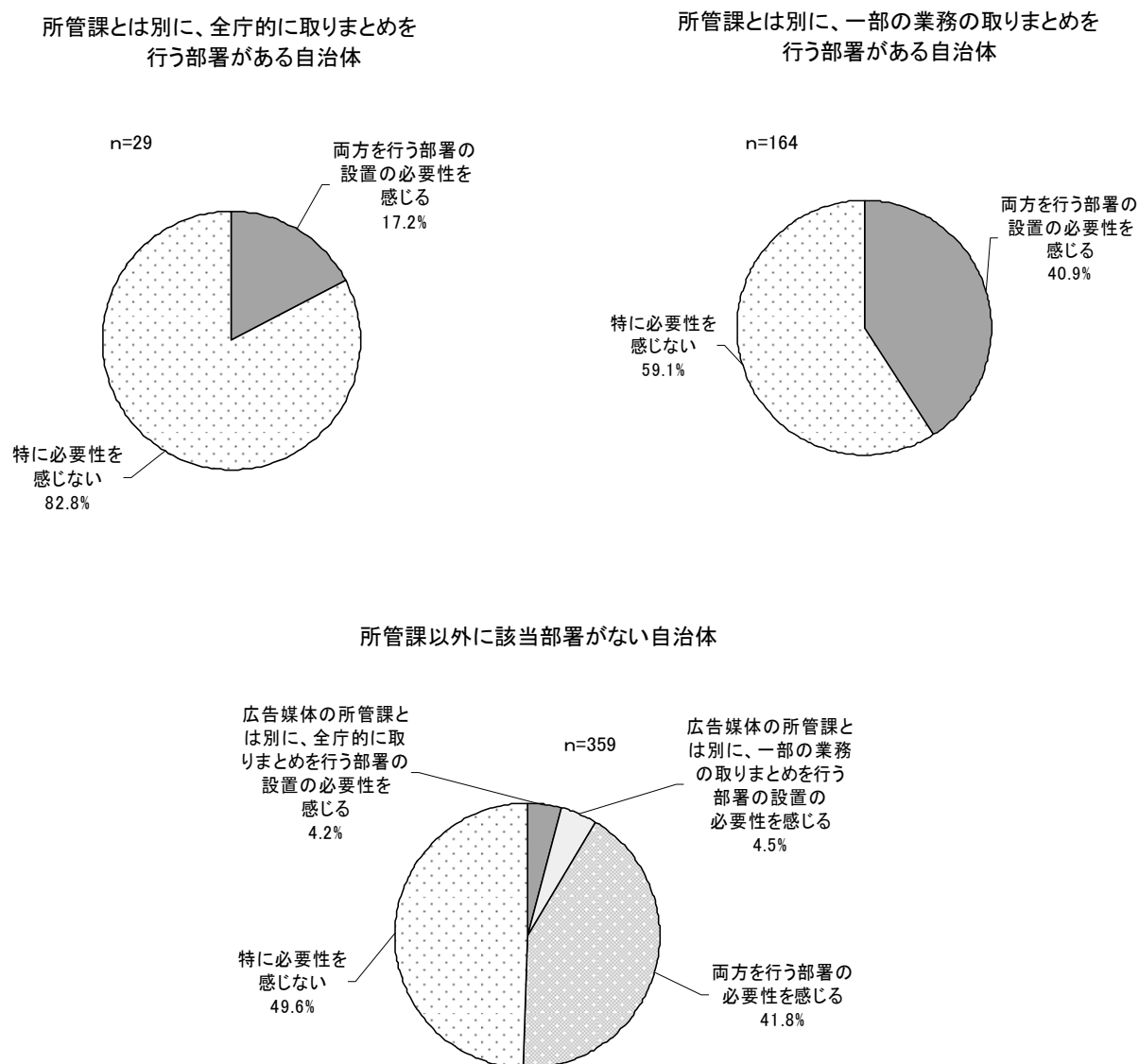


²⁸ 取扱う広告媒体がすべて同じ所管課のものであるため、所管課のみの対応で十分という回答もあった。

②部署の設置の必要性

●所管課以外に該当部署がない自治体で、設置の必要性を感じているのは半数程度。

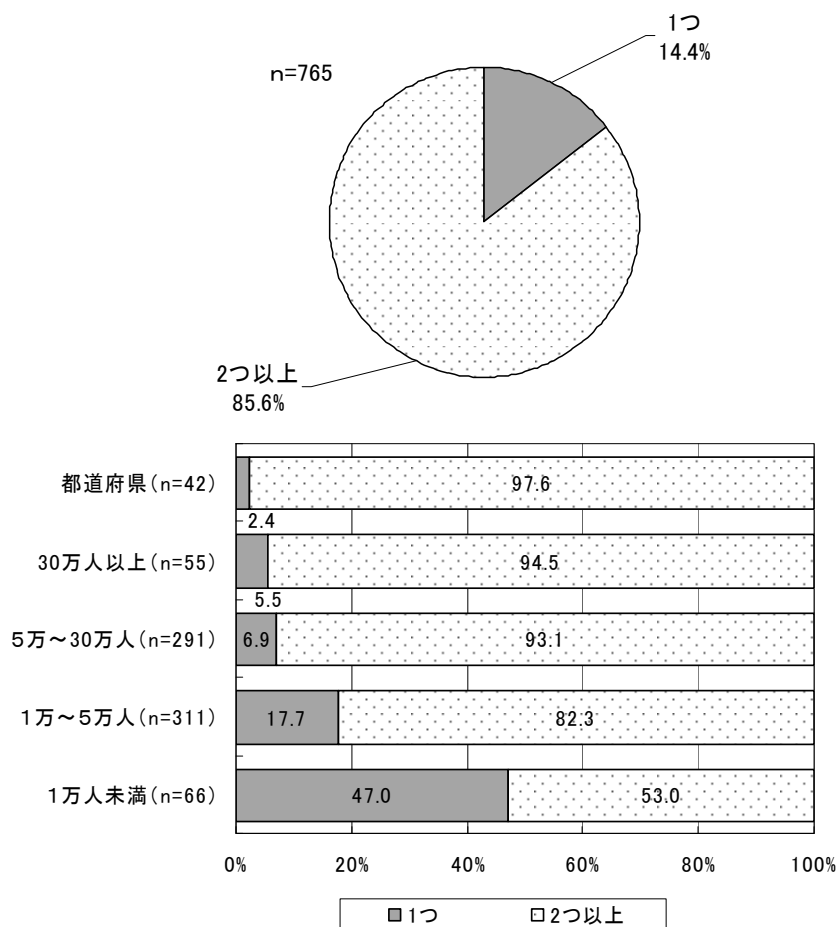
図表 5-7 現在の庁内体制に対して、将来的な設置の必要性(SA)



③広告媒体の取扱い数と庁内体制

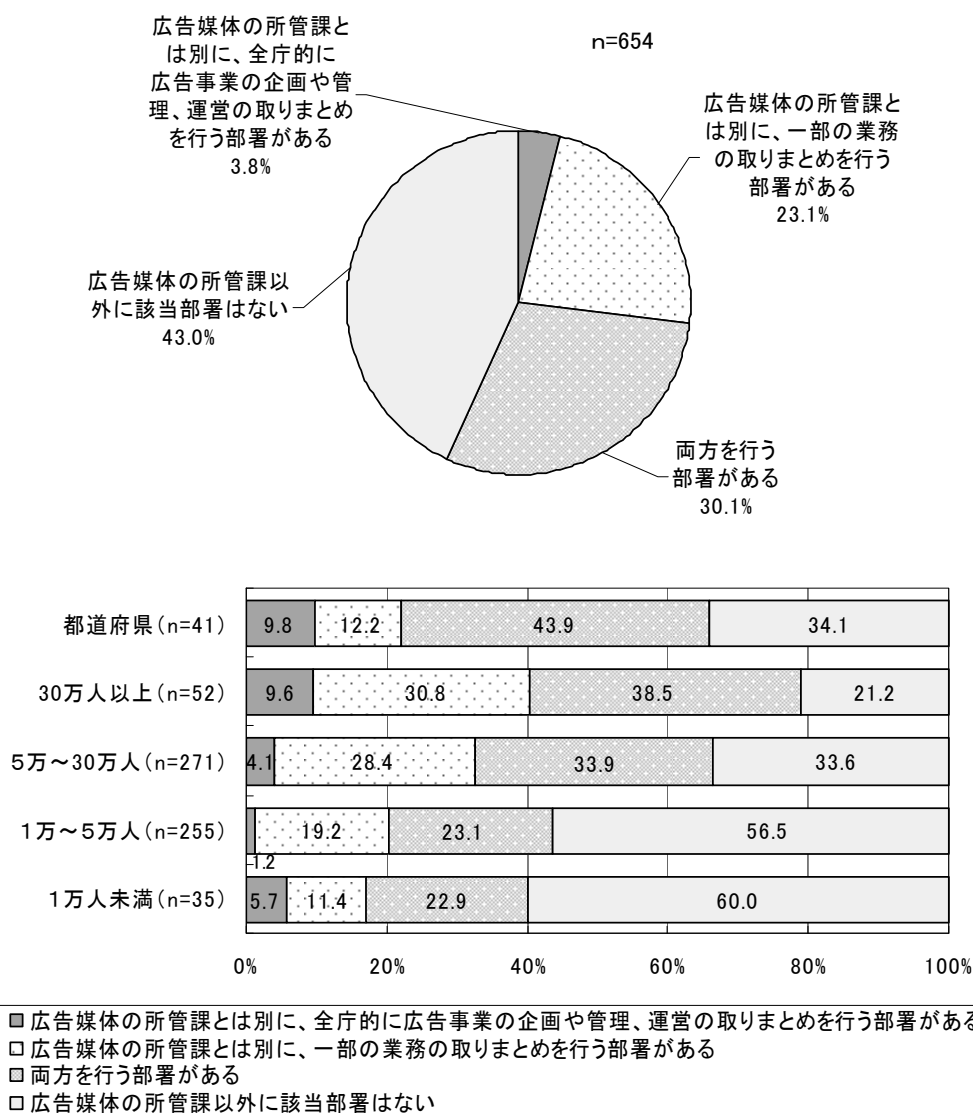
- 8割を超える自治体で複数の広告媒体を取扱っている。
⇒ 1万人未満市区町村のおよそ半数が、媒体の取扱い数は1つ²⁹。
- 複数の広告媒体を取扱っている場合、所管課以外に該当部署有りの自治体が約6割。
⇒ 複数の広告媒体を取扱っていて、所管課とは別に、全庁的にであったり一部業務についてであったり何らかの形で広告事業に携わる部署がある自治体は57.0%。図表5-6と比較して、1万人未満市区町村では所管課以外に該当部署有りの回答が、25.4%から40.0%に増えている。
- 所管課以外に該当部署が有る自治体のほうが、収益が大きい。
⇒ 複数の広告媒体を取扱っている自治体の収入及び経費縮減額の平均額を、庁内体制別で見ると、どの人口規模で比較しても、所管課のみで広告事業に対応している自治体よりも、所管課とは別に何らかの形で広告事業に携わる部署を持っている自治体のほうが、平均額が大きくなっている。30万人以上市区町村においては、約5倍となっている。

図表 5-8 広告媒体の取扱い数(SA)



²⁹ 取扱う広告媒体数が1つと回答した自治体の、その取扱い媒体の内容は、広報紙(45.5%)、ホームページバナー(42.7%)であった。

図表 5-9 複数の広告媒体を取扱っている自治体の庁内体制(SA)



図表 5-10 複数の広告媒体を取扱っている自治体の庁内体制別収入及び経費縮減額の平均額(平成20年度)

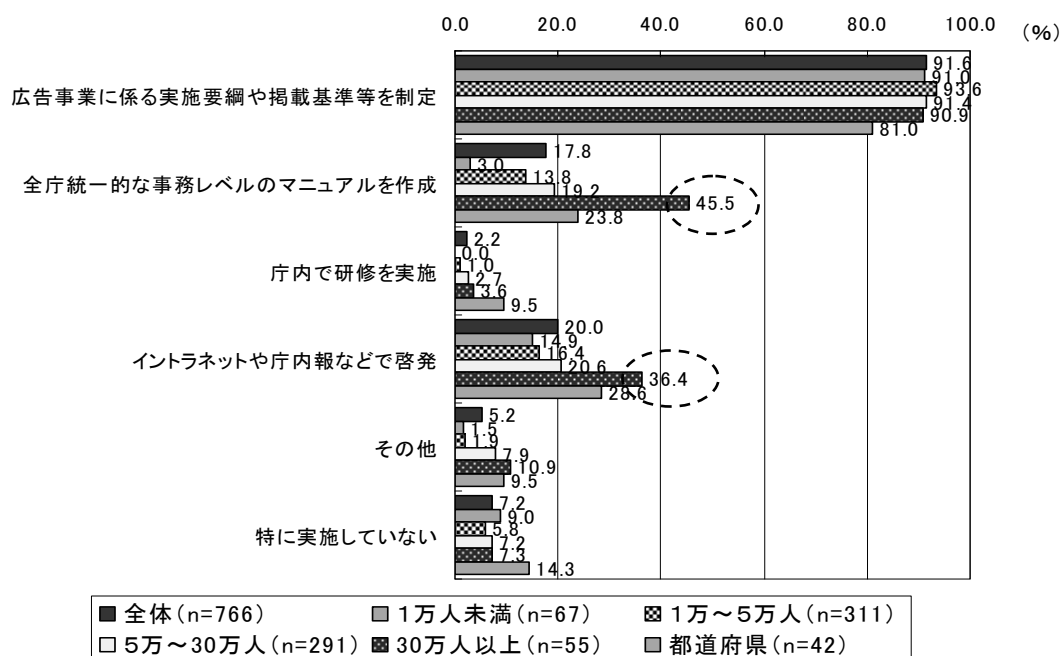
(金額単位:千円)

人口区分	所管課のみ		所管課以外の部署有り	
	自治体数	平均額	自治体数	平均額
1万人未満	21	348	14	541
1万～5万人	144	871	111	1,304
5万～30万人	91	3,801	180	4,812
30万人以上	11	10,837	41	51,470
都道府県	14	26,577	27	29,942
合計	281		373	

(4) 広告事業を実施する際の共通認識・理解の醸成及び事務の効率化の取組み

- 最も多い取組みは、要綱や掲載基準等の制定。
⇒ 人口規模別に見ても、ほとんどの自治体で「広告事業に係る実施要綱や掲載基準等を制定」と回答³⁰している。
- 30万人以上市区町村では、約半数が全庁的なマニュアルを作成。
⇒ 「全庁統一的な事務レベルのマニュアルを作成(45.5%)」「イントラネットや庁内報などで啓発(36.4%)」と、要綱や掲載基準等の制定の他にも積極的に取り組んでおり、他の人口規模の自治体と比較して突出している。
- その他の回答の主なものは「予算編成時に各課へ導入を依頼」、「行財政改革等の中で項目として上げて推進」、「全庁的な会議の際に啓発」など。

図表 5-11 共通理解や事務効率化のための取組み(MA)



【参考】「その他」回答の主な内容

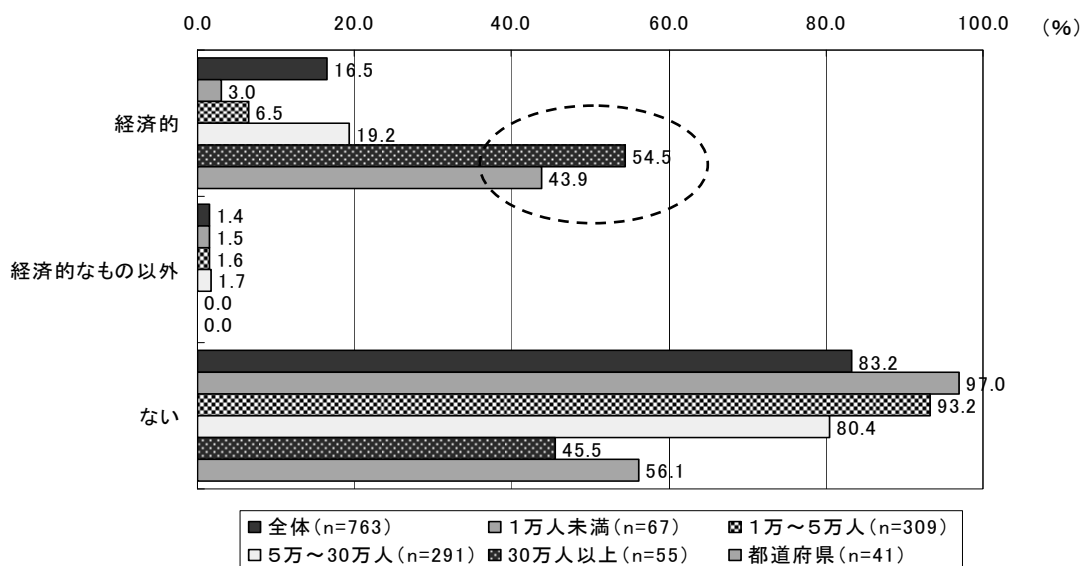
- 各課に広告事業の積極的な導入を依頼するとともに、実施可能な広告媒体について調査を行っている (5万～30万人)
- 行財政改革の推進に係る庁内会議において、取組状況の報告等を行っている (5万～30万人)
- 予算編成方針等の中で収入の確保策として積極的に活用するよう記載 (30万人以上)
- 当初予算編成時に、「有料広告掲載計画書」を掲載希望課に提出させている (5万～30万人)
- 庁内の有料広告事業をまとめたポータルサイトを構築している (都道府県)

³⁰ 「特に実施していない」と回答した自治体の中で“全庁的には制定していないが所管課ごとに個別に制定している”など「実施要綱や掲載基準等を制定」に含まれると思われる回答も見られた。

(5) 収入を上げた広告媒体を所管する部署へのインセンティブ

- 都道府県と30万人以上市区町村では、半数近くが経済的インセンティブ有り。
 - ⇒ 経済的インセンティブの主な内容は、所管課そのものであったり、部局単位であったり、額に上限があるなどの違いは見られるが、広告事業による収益を所管課（担当部局）の歳入とすることができる、というものであった。
- インセンティブを設けている自治体のほうが、収益が大きい。
 - ⇒ 所管課へのインセンティブの有無で自治体の収入及び経費縮減額の平均額を見ると、人口規模が1万人以上の市区町村では、いずれの区分でもインセンティブを設けている自治体のほうが平均額が大きくなっている。インセンティブを設けていない自治体のほうが平均額が上回った1万人未満市区町村でもその差は僅かであり、総じてインセンティブを設けたほうが所管課の意欲を引き出し収益につながりやすいと言える。

図表 5-12 所管課へのインセンティブの有無(MA)



図表 5-13 所管課へのインセンティブの有無別
収入及び経費縮減額の平均額(平成20年度)

(金額単位:千円)

人口区分	インセンティブ無し		インセンティブ有り	
	自治体数	平均額	自治体数	平均額
1万人未満	65	319	2	300
1万~5万人	288	905	21	1,431
5万~30万人	234	4,209	57	4,705
30万人以上	25	40,648	30	65,295
都道府県	23	28,178	18	33,559
合計	635		128	

【参考】収入を上げた広告媒体を所管する部署に対してのインセンティブ

【経済的なインセンティブ】

- 広告収入はその部署の特定財源としている（1万～5万人）
- 一般財源効果額の合計額に2分の1を乗じて得た額を、一般財源配分額に追加して予算要求することができる（30万人以上）
- 広告料収入は、その決算額に応じて翌年度の要求基準額に加算できる（都道府県）
- 予算編成において予算総額管理配分方式（枠配分）を採用しており、広告料収入は特定財源扱いにしているため、一般財源枠配分額が確保できる（5万～30万人）
- 広告料等の収入は広告媒体所管課の特定財源としている（30万人以上）

【経済的なもの以外のインセンティブ】

- 人事評価に反映（業績評価）（5万～30万人）

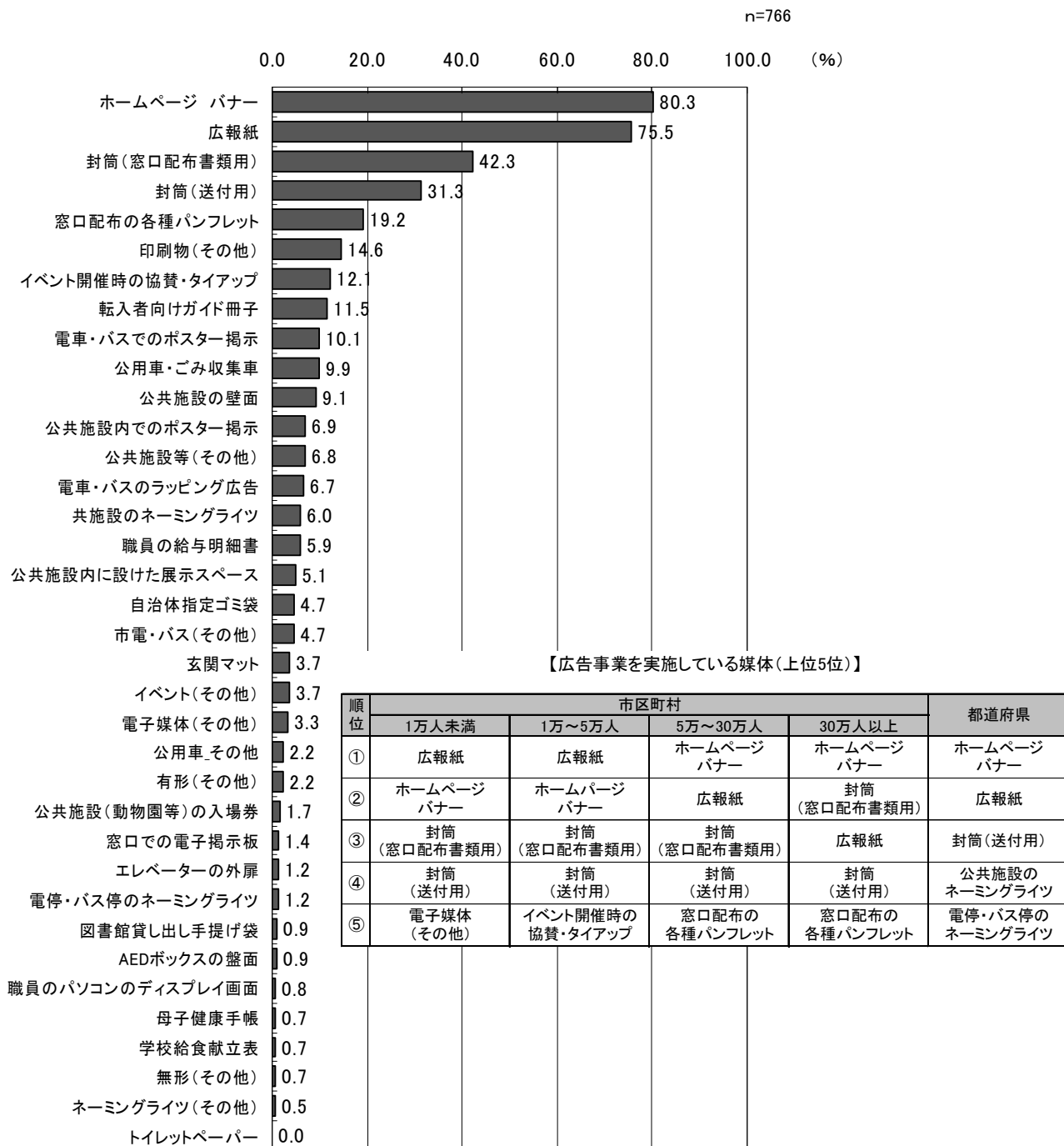
【その他】

- 意欲的な取組を継続させるにはインセンティブの検討は必要と思われる（今後の検討課題）（5万～30万人）

(6) 広告媒体ごとの実施の有無

●最も取扱いの多い広告媒体はホームページ。
 ⇒ 広告媒体の種類で、最も多かったのはホームページ(80.3%)であった。続いて、広報紙(75.5%)、窓口配布書類用の封筒(42.3%)となっている。

図表 5-14 広告媒体ごとの実施状況(MA)



【参考】「その他」回答の主な内容

【電子媒体】

ケーブルテレビ（1万人未満、1万～30万人、5万～30万人）

庁内システムのバナー広告（都道府県）

メルマガ（5万～30万人、都道府県）

【窓口配布の各種パンフレット】

ごみカレンダー、防災マップ、観光チラシ、保健福祉・子育て・男女共同参画などの分野別の情報誌、施設案内、コミュニティバス時刻表、職員採用パンフレット等（回答多数）

市勢要覧（5万～30万人、30万人以上）

【その他印刷物】

国民健康保険料納付書、水道料検針票、自治会回覧板等（回答多数）

乳幼児健診問診票（1万～5万人）

窓口受付番号札（5万～30万人）

公立病院の領収書（30万人以上、都道府県）、文化施設レジスターのレシート（5万～30万人）、図書貸出票ロール紙（30万人以上）、コミュニティバス回数券（5万～30万人）

成人式式典プログラム（1万～5万人、30万人以上）、成人式案内通知（1万～5万人）

職員録（30万人以上、都道府県）、職員向け情報紙（5万～30万人、30万人以上）、職員の名刺（1万人未満）

【印刷物(封筒)】

一般送付用封筒、納税・国民健康保険・介護保険・健康診断・児童手当・水道料などの各種通知用封筒（回答多数）

【公用車等】

給食運搬車（5万～30万人）

移動図書館車（30万人以上、都道府県）

【公共施設・設備等】

公共施設のフェンス（回答多数）

モニター広告（5万～30万人、30万人以上）

窓口に設置してある待合用長椅子の背面広告（5万～30万人、都道府県）

消防施設シャッター（5万～30万人）

植物ポットの側面（5万～30万人、都道府県）

【イベント開催時の協賛・タイアップ】

ポスター・チラシ・プログラム、記念品・副賞、競技時使用のゼッケン（回答多数）

【公共施設、電停・バス停以外のネーミングライツ】

県有林（都道府県）

市道（5万～30万人）

【その他無形のもの】

テレビCM協賛企業募集（30万人以上）

(7) 広告事業を実施する上での工夫、トラブル発生事例、苦慮している事項

- 広告主に好評な広告媒体は、広く発信される「ホームページバナー」や全戸配布される「広報紙」、「対象者(ターゲット)が明確な媒体」。
⇒ 対象者が明確な媒体とは、小中学校の給食献立表など。
- 工夫している点は、「広告事業を実施していることの周知方法」、「広告主の利用のしやすさ」など。
- 苦慮している点は、「広告掲載企業が集まらない」、「市が宣伝しているように受け取られる」など。

【参考】主な内容

【広告主に好評な媒体】

- ホームページや広報紙が好評（回答多数）
- 町民カレンダーにおいては、全戸配布のため目に触れる機会が多く、広告主には好評であり応募数が多い（1万～5万人）
- 公共施設融資案内看板事業は、広告主である金融機関にもメリットが大きいと大変好評（5万～30万人）
- 給食献立表は、各家庭で長期間、保存されているため好評（30万人以上）
- 使用用途（対象者）が明確な封筒（福祉関係の各種通知用封筒）、また公用車への応募が順調（5万～30万人）

【応募数や収入額を増やす工夫】

《広告事業の周知》

- 広告主募集の際には、報道機関にも情報を流している（5万～30万人）
- 市内各業者を訪問して制度の周知を図った（1万～5万人）
- 近隣市町村の業者へ直接出向き、広告事業の制度を周知している（1万人未満）
- 募集時にメールマガジンを配信し、できるだけ広告主に情報を提供している（30万人以上）
- 広報紙とともに掲載募集のチラシを同封（1万～5万人）
- あらかじめ広告掲載に興味がある企業等を対象に「広告パートナー制度」を立ち上げ、登録企業に対して公募の前に先行募集を設定した（5万～30万人）
- 各課室において広告代理店や広告主を募集する際、募集ページを、全庁共通の広告事業のホームページとリンクすることで、より多くの人目に留まりやすくする（都道府県）
- 庁内の有料広告事業をまとめたポータルサイトを構築している（都道府県）

《募集方法や掲載枠・料金の設定》

- 長期掲載割引制度を設けることにより、長期にわたる安定した掲載枠（広告主）を確保している（1万～5万人）
- 広告主の希望により、掲載場所等を柔軟に対応するようにして収入増に結び付ける（1万～5万人）
- 応募数が多い媒体は枠の再分割を行い、より多くの応募に答え収入額を増やしている（1万～5万人）

- 広報誌における広告掲載については、人気のあるページの近くに広告のスペースを確保している（5万～30万人）
 - バナー広告がなるべく目立つように、掲載欄をトップページの上方（スクロールしなくても表示される位置）に設定している（5万～30万人）
 - バナー広告は全国から引きあい有り。料金がかなり割安（月5,000円、長期割引有り）なこと、かつ手続が申請書1枚のみで印も不要、メールでの受付も可、空枠があれば即時載せることもできるなど使いやすい事が好評になっている。広報誌は地元の小企業、個人経営が主な顧客のため、原稿制作が困難なため制作も引き受けている。サイズ、カラーも全12種類5千円～10万円まで豊富で選びやすい（1万～5万人）
 - 広告主（企業）や広告代理店から意見を聞いて、募集の方法・条件・時期等について見直しを行った（都道府県）
 - 広告紙や学校給食献立表など紙媒体の広告は人気がある一方、市庁舎を除く市内施設へのポスター掲示による広告は枠が埋まっていない。応募数・収入額を増やす為、新たな広告の導入や人気広告の増枠、広報やホームページによる広告募集等を積極的に行っている（5万～30万）
- 《庁内体制》**
- 現在、広告媒体を所管している各担当課がそれぞれに広告主（もしくは広告代理店）を募集する形態をとっているが、将来的に広告事業担当課において、広告媒体になり得る公共物の検証を行い、一括して棚卸しをすることにより、需要と供給を調整し、各クライアントに合った営業活動（パッケージ販売、ばら売りなど）ができないか検討を行っている（5万～30万人）
 - 媒体ごとに所管課室が募集や受付などの事務を広告取扱業者に委託し、本市が行う事務を簡素化している（5万～30万人）

【苦慮している点】

《広告主の募集》

- ホームページ上での広告公募のほか、ダイレクトメールや企業訪問などを行っているが、効果的な公募につながりにくい（都道府県）
- 地元企業の活性化を図る目的もあることから、地元の企業に絞り込んだ募集を行っているが、応募がない状態である。実績の上がった媒体は、応募要件を全国の企業へ拡大することで実施まで至った媒体である（5万～30万人）

《公共物に広告を掲載するという観点から苦慮している点、広告媒体側の責任》

- 市が推奨しているように受け取られることがある（30万人以上）
- 広告媒体と広告の親和性が高すぎると、市民に誤解を与える可能性が高くなるが、それを規制すると広告媒体の価値が低下してしまう。また、広告媒体によって、親和性が高いことによる周囲の反応が異なるため（過剰に反応する媒体もあれば全く反応がない媒体もある）、親和性の高い広告を排除するかの判断自体も難しい（30万人以上）
- 広告主が不祥事等を起こした場合の対応（既に送付や配布してしまったものは別として、該当広告主の広告を除いた封筒や印刷物を改めて作製するのか、またその場合の費用負担の取扱などをどうすべきか迷っている（現段階では、シールの貼付や塗りつぶし等による対応が現実的と考えている）（5万～30万人）

《景観保護と屋外広告の兼ね合い》

- 市有財産を利用する場面では、屋外広告物条例等との整合性を図るための制約が多く、広告価値のある資産についての利用が制限されてしまうため、自己矛盾を感じている（1万～5万人）

《庁内体制》

- 財源確保のために、広告事業は大変有効な手段であり、今後も積極的に展開していく予定だが、広告事業導入には大変な事務量が発生する。良い媒体であっても、媒体担当課単体では、なかなか取り組みが進まない。取扱要領の原型や資料を用意し、広告主を集める営業のできる「とりまとめ課」があれば、各課が感じている広告事業導入への壁を少しでも低くすることができるのではないかと考える（5万～30万人）

〔その他〕

《広告主等からの意見》

- 市の広告に掲載されているということで、安心・良心的なイメージを与えることができたという広告主からの声を聞くことができた（1万～5万人）
- 市内業者優先として募集したところ、これまで無償提供していただいていた市外の業者から、「先駆的にビジネスモデルとして開拓してきたのに、それらを全て無に帰すのか」との苦情があった（5万～30万人以上）

《広告事業に対して》

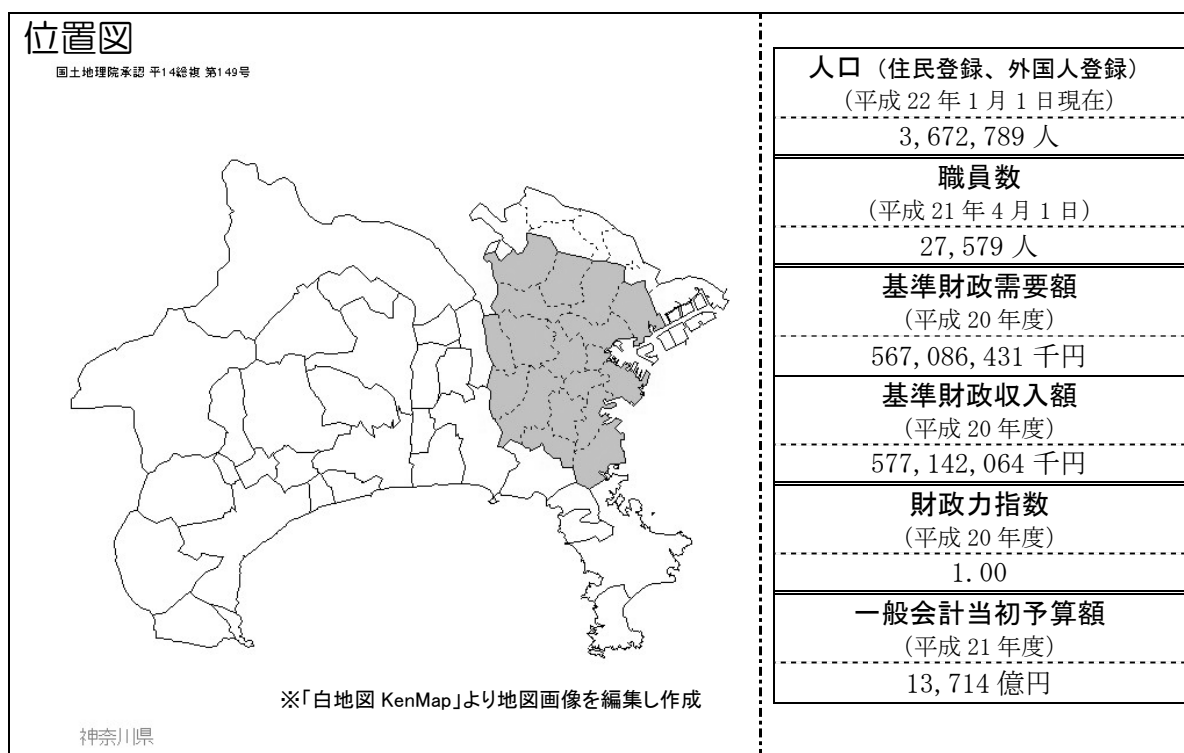
- 自主財源を確保するために取り組んでいる姿勢について、市民に理解が得られており、今後も可能な広告媒体があれば追加していきたい。また、職員から印刷物への広告、封筒への広告などの提案を受けており、職員の意識改革の助長になっていると考えている（5万～30万人）
- 今後は広告自体に何らかの魅力を付加するか、より魅力のある新しい媒体を探すように努力している（30万人以上）
- 費用対効果を考えると、広告事業などやらない方がよいのではないかと指摘もある（5万～30万人以上）
- 本市のような地方の都市では広告希望者を募ることが難しく、特に近年では経済状況の悪化等に伴い、更に困難になりつつある。行革の観点からは今後も広告事業を継続・発展させたいと考えてはいるが、労力の割に効果（収入）が低いといった意見もあり、何らかの見直しも必要になるものと考えている（5万～30万人）
- 当市の場合、広告の効果が見えてこないことで応募が先細りになってしまっている。広告料を出せるようなある程度の規模の事業者がないと応募そのものがない。民間会社の広告費を各自自治体で奪い合っている状態になっているのではなかろうか（1万～5万人）
- 広告掲載事業において先進地事例を見ると、公共施設の命名権（ネーミングライツ）などで大きな成果を上げているが、本町と比較した場合、自治体規模（大都市と町）や社会環境等に大きく相違があり、同じことを試みようとしても、小規模自治体レベルではなかなか需要がないのが現状（1万～5万人）

III 取組事例（神奈川県横浜市）

専任組織を設置した事例

- 広告媒体の所管課とは別に広告事業推進担当を設置し、全庁的な広告事業を展開している。
- 専任組織が事業の音頭をとることで媒体所管課の実施意欲を向上させ、広告媒体の数、種類の増加につなげている。また、窓口の一元化や媒体情報の一覧化、選定ルールの明確化の仕組みを構築し、広告主に対して公平性を担保するとともに、横浜市の広告事業に参入しやすい環境を整備している。

1 横浜市の概要



○事例のポイント

- ・ 全国に先駆けて広告分野の事業化を実施。一部の部署で広告事業を実施していたが、さらに横断的に推進するため、平成 16 年から専任の組織を設置した。
- ・ 専任の組織が全庁的なマニュアルを整備することで業務の効率化・事務の簡略化を図り、媒体所管課職員の負担を軽減している。また、広告事業実施に絡む歳入は、媒体所管部署の特定財源になる。それらのインセンティブにより、有形・無形を問わず様々な資産を広告媒体として活用することを可能にしている。
- ・ 専任の組織が一元的に蓄積したノウハウをイントラネット等を介して全庁的にフィードバックし、広告事業の質の向上に努めている。
- ・ 対外的な窓口を一元化することにより、広告主や代理店の負担を減らし広告事業への申込みを容易にして、少額の広告でも数を稼いで多額の広告料収入につなげている。


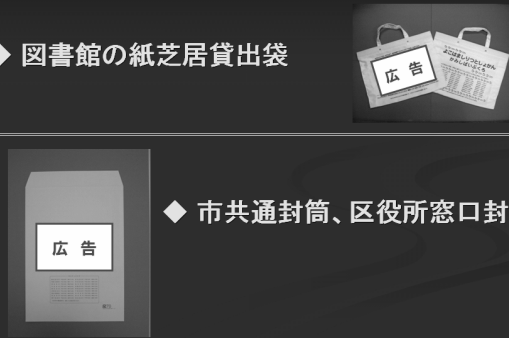

2 横浜市における広告事業

(1) 広告事業の実施状況

① 様々な媒体、手法を用いた事業展開

- ・ 広告事業として一般的な印刷物やホームページだけでなく、庁舎壁面や施設の愛称（ネーミングライツ）など、有形・無形の様々な資産を広告媒体として商品化している。また、有料広告掲載による現金収入だけでなく、広告入りの物品等の無償提供（寄付受け）を呼びかけて市民サービスに活用したり、タイアップ等により企業と共同で事業を行ったりするなど経費縮減にも力を入れている。


図表 5-15 主な広告媒体・手法

○ 広報印刷物の事例（広告枠の販売）	○ 広報印刷物の事例（寄付受け）
<p>広報印刷物の事例(広告枠の販売)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 給食献立表 空きスペースに広告掲載 ■ 各種封筒 空きスペースに広告掲載 	<p>広報印刷物の事例(寄付受け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 図書館の紙芝居貸出袋 ◆ 市共通封筒、区役所窓口封筒 
○ 広報印刷物の事例（タイアップ）	○ WEBの事例（広告枠の販売）
<p>広報印刷物の事例(タイアップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 小児救急事業 タイアップ企業： 株式会社ベネッセコーポレーション ◆ 「小児救急のかかり方ハンドブック」を健康福祉局とベネッセが協働で作成(デザイン・印刷・配送費用をベネッセが全額負担) ↓ ・ 多額の経費縮減効果 ・ ベネッセのノウハウを活かした親しみやすい内容・デザイン 	<p>WEBの事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ WEBページバナー広告 ○ 市トップページ 及び ○ 区局トップページ等 


○庁舎・施設の事例（広告枠の販売）

**庁舎・施設の事例
（広告枠の販売）**

◆JR東戸塚駅東口 道路施設
JR東戸塚駅東口の道路施設
（壁面、柱、エスカレーター手すり部分等）を利用した広告掲出
（広告料収入+道路占用料）




壁面広告



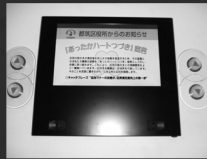
柱広告

（区役所の事例）

◆窓口カウンター
カウンターへのポスター掲出など



◆広告付き動画モニター（都筑区、神奈川区 etc.）
動画モニターをエレベーター前等に設置し、協賛企業の広告と区の広報を放映



↑ 広告付き動画モニター

○庁舎・施設の事例（タイアップ）

庁舎・施設の事例(タイアップ)

◆都筑区福祉保健情報コーナー
生活協同組合コープかながわが壁や椅子カバー、床のカラー化等によりリニューアルを実施。

◆鶴見中央地域ケアプラザ 福祉機器展示スペース
レプリカショップ・フジックスが体験型の福祉機器展示スペースを整備。
（→ 従来の直接購入による整備手法に替わり、企業から随時最新機器を展示してもらえる仕組みに。）

○イベントの事例（タイアップ）

イベントの事例(タイアップ)

- 心の教育ふれあいコンサート
 - ディズニー映画「ナルニア国ものがたり」
映画・原作の告知として夏休みに読書感想文コンクールを開催。代わりに、コンサート費用を支援していただく。
 - タイアップ企業：
フェナピスタ・インターナショナル・ジャパン、(株)岩波書店
 - 横浜市が得たメリット
 - 広告料収入
 - 原作図書 7巻1セット×520校分
 - クリアファイル 9万枚

○ネーミングライツの事例

ネーミングライツの事例①

「日産スタジアム」
横浜国際総合競技場について
日産自動車株式会社と命名権契約
・年4億7千万円×5年
・総額 23億 5千万円の命名権収入を確保



「ニッパツ三ツ沢球技場」
三ツ沢公園球技場について
日本発条株式会社と命名権契約
・基本年額 8千万円×5年
・総額 約 4億円の命名権収入を確保




「はまぎんこども宇宙科学館」
横浜こども科学館について
株式会社横浜銀行と命名権契約
・年 3千万円×5年
・総額 1億 5千万円の命名権収入を確保




ネーミングライツの事例②

「俣野公園・横浜葉大スタジアム」
俣野公園野球場について
横浜薬科大学と命名権契約
・年1千万円×10年
・総額 1億 円の命名権収入を確保



「バイクオーターウォーク」
市道高島台第171号線について
三菱倉庫株式会社と命名権契約
・年8百万円×5年
・総額 4千万円の命名権収入を確保



出典：横浜市資料

②収入額の推移

- 平成16年度以降の広告料収入等の推移は次の表のとおりである。平成16年度に広告担当が設置され、18年度には広告料収入等（広告料収入とそれに伴う目的外使用料等の収入の合計）が1億円を突破している。

図表 5-16 広告料収入等の推移

		広告料収入等	経費縮減額	ネーミングライツ
平成16年度	決算	約7,100万円	約2,200万円	—
平成17年度	決算	約9,800万円	約5,500万円	4億7,000万円
平成18年度	決算	約1億3,200万円	約5,100万円	4億7,000万円
平成19年度	決算	約1億4,300万円	約6,300万円	4億7,000万円
平成20年度	決算	約1億4,800万円	約6,800万円	約5億6,700万円
平成21年度	予算	約1億7,900万円	約5,200万円	6億3,000万円

出典：横浜市資料を参考に作成

③広告料収入に対するインセンティブ

- 広告料収入を、広告媒体の所管部署の特定財源とし、媒体所管課の広告事業に対する意欲を引き出している。

(2) 広告事業専任組織の設置

①設置の経緯

- 従来から「広報よこはま」（全市版）と広報誌「市民グラフ」（平成14年度までで廃刊）において広告事業を実施していたが、厳しい財政状況の中で財源確保の必要性から、平成15年度から他の広報印刷物についても積極的に実施することとなった。
- 広告事業を進めるにあたり、平成15年度のアントレプレナーシップ事業（職員提案）で「広告媒体を増やすとともに、広告に関する窓口を一本化することで、事務手続きの効率化や、広告主や広告代理店へのサービスの向上を実現したい」という企画が採用され、平成16年4月に、専任の組織（広告事業推進担当）を立ち上げ、庁内外（媒体所管課、広告主・広告代理店、市民）の窓口となり、広告事業を積極的に推進している。

②業務

- 広告担当の業務は、主に、庁内に対してのルールの整備や事業の啓発、庁外（企業や市民）に対しての受付窓口や広報PRが挙げられる。

ア 庁内のルール作り

- 市としての広告事業の方針である「横浜市広告掲載要綱」、広告掲載の可否の判断の基準となる「横浜市広告掲載基準」を策定。契約書のひな形や事務マニュアルを作成し、媒体所管課の事務負担を軽減しながら庁内の統一化を図っている。

- ・要綱や基準、マニュアルに従って媒体所管課が広告事業を決定・実施するが広告主や広告内容に疑義が生じ、市全体の方針を決める必要性があるなどした場合は、要綱に基づき審査委員会を開催する。

イ 啓発活動

- ・毎年、市内の各課を対象に実務研修を実施。また、イントラネット等を活用して広告担当で蓄積したノウハウや広告事例の周知を行い、啓発を行いながら、広告事業の質の向上を図っている。

ウ マッチングシステム（行政ニーズと企業ニーズ・アイデアのマッチング）

- ・ホームページ上で広告事業の目的や市の各種ニーズを公開して、広告主や資産活用のアイデアを広く募集するとともに、事前に登録してもらった企業等へ広告事業に関するメールマガジンを発行する（市から企業へアプローチ）。
- ・また、企業等から市への企画提案を随時受け付ける窓口を設けている（企業から市へアプローチ）。
- ・この仕組みにより、窓口の一元化、媒体情報の一覧化・充実化が図られ広告主の手続きの煩雑さを解消し、企業が市の広告事業に参入しやすい環境が整えられている。また、より多くの企業に市の広告事業情報を提供したうえで公募をかけることにより、機会の公平性を確保している。さらに、選定ルールの事前明確化（先着順、抽選、広告料金の多寡、内部審査会による合議など）により、選定過程の透明性を向上させている。
- ・市としても企業からのアプローチを待つ体制ができたことで、広告主探しの不安定さ・不確実さを解消し、市から企業への押し付け的な掲載依頼を防ぐことができている。

図表 5-17 広告事業イメージ図



出典：横浜市資料

図表 5-18 整理された媒体一覧（抜粋）

パンフレット・冊子

- ・ 下表の印刷物の名称をクリックすると、媒体資料又は詳細記事をご覧いただけます。
- ・ お申し込み方法は、媒体資料をご覧ください。
- ④ 広告掲載申込書様式(MS Word用)
- ・ 現在、一部の印刷物のみを掲載しています。

■ 平成21年度募集

名称（媒体資料）	発行部数	広告料	募集状況	募集締切日
都済区防災マップ	12,000部	12,000円	募集中	2月23日
調査季報116号	2,500部	10,000円	募集中	2月24日
直結給水方式への切替のお勧め	3,000部	15,000円	募集中	2月26日
教育よこはま(平成22年度発行分)	約290,000部	ご提案ください	募集終了	2月10日
平成22年度版小学校3・4年生用男女平等教育 補助教材「どうしてわかるの？」	35,000部	70,000円	募集終了	2月5日
横浜市学校給食基準献立予定表(家庭配布用)	約170,500部	ご提案ください	募集終了	2月5日
横浜市立大学附属病院だより「with第18号」	10,000部	25,000円から	募集中	2月18日
市民病院外来領収書(裏面)(再延長しました！)	約140,000部	200,000円	募集終了	2月10日
福祉と保健と子育てのお役立ち情報～横浜市中福祉保健センターからのお知らせ～	約84,000部	187,500円	募集終了	1月29日
高齢者福祉保健の知恵袋(港北区)	約3,000部	10,000円	募集終了	1月15日
平成21年度版「つるみ区の白書」	約2,500部	10,000円から	募集終了	12月9日
はまっ子家庭学習応援ブック(仮称)	媒体資料をご確認ください	30,000円から	募集終了	11月20日
子育てガイドブック「どれどれ」	約43,000部	ご提案ください	募集終了	11月6日
横浜市立大学附属病院だより「with第17号」	10,000部	25,000円から	募集終了	11月10日
緑区制40周年記念誌(延長しました！)	約3,000部	25,000円	募集終了	11月20日
広報よこはま人権特集号	約1,580,000部	600,000円	募集終了	10月30日

出典：横浜市ホームページ

図表 5-19 規格や配布頻度など詳細に記載された媒体資料

(様式A-2)

印刷物広告媒体資料
(広告掲載仕様書)

印刷物に広告を掲載する事業者等を次のとおり募集します

▼画像：範囲 (21年10月) 発行分

■印刷物について

名称	市民病院外来領収書(裏面)
規格	A5縦
ページ	1
発行部数	140,000
発行頻度	年2回
発行日	平成22年4月1日(予定)
配布期間	平成22年4月1日～平成22年9月30日
内容	会計簿、外来患者さんにお渡しする料金領収書です。発行された領収書は多くの場合、医療保険等の申請に使用するため、患者さんの手元で大切に保管されます。
配布エリア	市民病院内
配布方法	外来患者に窓口配布
発行元	横浜市立市民病院経営推進部 運営課課長 寺島 貴雄 担当
備考	縦横広告種別 広告料支払期限：配布開始日より4週間以内

▼画像：範囲 (21年10月) 発行分

■掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	広告料(1枠・税込)
市民病院外来領収書裏面下部	110mm×128mm	1枠	1色(7カラー)	200,000円

広告掲載が望ましくない事項・内容

- ・ 露出、病院
- ・ 野蠻行(たしほーホール等)
- ・ 営業、基地の案内

入稿締切 平成22年2月19日(金) (延長しました！)

※横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準を遵守してください。
※広告料には広告代理店手数料を含みます。
※広告料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。完全データにて入稿してください(データ形式：イラストレーター、文字はアウトライン化)。
※掲載時に、広告である旨を明記してください。
※入稿前に原稿内容の審査を受け、入稿時には出力見本を送ってください。

▼▼▼ (以下、広告事業推進担当記入欄) ▼▼▼

■申込みについて

申込み方法	申込書(縦紙)をEメール又はFAXで下記へ送付してください。
請求方法	先着順
申込み締切	平成22年2月10日(水) (再延長しました！)

■申込み・問い合わせ先

横浜市 共創推進事業本部 共創推進課 広告担当
〒231-0017 横浜市中区富岡1-1
電話 045-671-3959/FAX 045-664-3501/Eメール ts-kokukokcity.yokohama.jp

出典：横浜市ホームページ

(3) ケーススタディ

- ・実際に取組んだ広告事業の中から、事業効果が上がった事例、留意が必要であった事例を紹介する。

①事業効果が上がった事例

ア 広告枠の販売からタイアップへ手法を変えることにより市税を節約でき、媒体の価値が上がった事例

- ・冊子作成にかかる広告事業で、平成19年度までは市が作成し1枠数万円で広告枠を販売していた。20年度に企業から提案を募集し、タイアップ（共同作成）で作成することとなった。
- ・その結果、前年度まで数十万円の広告料収入であったものが、1,000万円の作成・印刷・配送費の縮減につなげることができた。
- ・企業のノウハウを活用することでより読みやすい冊子にすることができ、また、通常であればライセンス料が必要なキャラクターを無料で使用することができ親しみやすい冊子となり、市民からも好評であった。
- ・冊子作成の際は、企業が子育て支援事業に賛同し冊子作成に協力しているということを明記した。また、ページ構成も市からの情報と企業からの情報を色使いで区別するなど、情報を明確に示すことに配慮した。

イ 民間ノウハウによりソフト面が充実した事例

- ・福祉施設にリースで福祉機器を展示していたが、財政難により展示機器の更新が満足にできないという課題があった。そこでリニューアルする際に、企業からの提案を募集した。
- ・地元企業から、在庫として抱えている機器の設置を提案され、無償で随時最新の福祉機器を設置できることになった。
- ・また、単に設置するだけでなく、モデルルームのようにトータルコーディネートされた設置の提案があり、使いやすく見栄えもよくなった。

②留意が必要であった事例

ア 広告内容に疑義が生じた事例

- ・赤ちゃんを抱える家庭への訪問業務をより良く行えるよう、訪問員が持参する配布セットに含む「お土産」の提供を求めた。
- ・配布セットに含まれた「お土産」の中に、ある食品宅配業者の入会案内が入っていたことから、訪問員から「業者の宣伝をさせられているようだ」との異論が発生。
- ・市議会からも「業者との癒着ではないか」などの指摘があり、配布物の広告内容を見直すことになった。

イ 広告であることが明確でなかった事例

- ・タイアップ（共同作成）の手法で家庭学習に関する冊子を教育関連の企業と作成した。
- ・冊子の中で市と企業が並列で書かれている部分が多く、また、ページの構成も市からの情報なのか企業からの情報なのかの区別が明確でなく、広告事業によ

り市と企業が協力して冊子を作成したということが分かりづらくなっていた。

- ・そのため、市議会などから「特定企業の通信教育を進めるような印象がある」、「公教育の中立性が損なわれる」などの強い指摘があった。

③取組みから見たタイアップの留意点、事例後の対処法

- ・タイアップは、企業との共同実施になるため、広告の受け取り手から特定企業を優遇していると誤解されることのないように、広告枠の販売の際よりも、より明確に企業と共同で実施していることの目的等を示す必要がある。
- ・これらの事例の後、各部署に対して、実施目的の明確化、広告主選定の透明性・公平性の確保、広告とそれ以外の部分の区別の明確化といったタイアップに関する留意点を通知し、更に職員向けの研修会を実施するなど、より良く実施できるように改善策を施している。

3 横浜市の考える広告事業

(1) より良い広告事業を実施するためのポイント

- ・広告事業をより良く実施するためには、広告主に対して、また、広告の受け取り手に対してそれぞれ配慮しながら進めていくことが必要である。

①広告主への配慮

ア “お客さま”であることを意識する

- ・広告主は、広告を掲載してくれる“お客さま”であり、自治体は“選ばれる側”であることを意識する。企業にとって自治体からの依頼は断りにくいものであり、自治体が強く営業することは望ましい姿ではない。企業とは、お付き合い協賛ではなく、双方にメリットのある関係を築くことが重要である。

イ 選ばれる立場を意識した丁寧な情報発信

- ・広告主の確保には、企業の欲しい情報が詳細で整理されており、利用しやすいことが第一である。
- ・配布数やアクセス数、枠の規格、価格など企業が知りたい情報を充実させて媒体の価値・魅力を十分にアピールし、また、情報を整理して企業が情報収集しやすい環境づくりを行う。利便性が向上することで、選びやすくなり、企業としても媒体の新規開拓につながる。
- ・また、募集が終了した媒体についても参考情報として掲載することで次回の応募につなげることができる。

ウ 手続き上の配慮

- ・企業がいつでも自治体の広告事業に参入できるように、機会の公平性の確保が重要である。公平に周知して、公平に選定する仕組みをつくる。
- ・公募期間や広告掲載までの準備期間を十分に設ける。
- ・版下等の規格を統一し、広告主が他の媒体に広告掲載する際にも共通で使えるようにする。

エ アフターケア

- ・ 広告主への掲載の連絡や成果物の送付、アクセス件数の連絡など、広告掲載に関する報告を必ず行う。

②広告の受け取り手への配慮**ア 広告であることの明記**

- ・ 広告事業を実施する際には、自治体からの情報と広告情報とを明確に区別して掲載する。
- ・ 自治体が特定の企業を推奨、宣伝していると受け取られることのないよう、掲載内容は“広告”であり、その内容を保証しているものではない旨を明記する。

イ 媒体の種類、性質ごとの業種の吟味

- ・ 広告主の選定の際に、掲載基準としては問題なくとも、媒体の種類によっては広告主の業種に対する制限を検討する必要がある。例えば、病院の領収書の裏面広告に葬儀社や霊園は望ましくないなど、広告媒体の本来の事業内容を考慮して、合理的または妥当な理由があれば、所管課・媒体ごとに個別の基準を設ける。
- ・ 一方で、その基準が厳しすぎると広告主を制限しすぎてしまい逆に広告掲載に対する応募が減ってしまうため、吟味が必要である。

ウ 広告主選定の透明性の確保

- ・ 自治体が行う広告事業である以上、企業が行うよりも、広告主の選定に高い透明性が求められる。ホームページ上で広告事業を公開するなどして、特定企業を優遇していると誤解を受けない選定の仕組みづくりを行う。
- ・ 特に協賛やタイアップでは、共同での実施になるので、本来の事業の目的があって、その目的に賛同してくれるから広告主の協賛が生まれるというストーリーが重要であり、広告主との協力体制を堂々と示せることが重要である。

エ 広告事業に対して見直し・検討の視点を持つ

- ・ 行政の本来の目的は市民サービスの向上であるため、広告媒体の本来の目的を損なうことがないよう、常に見直し・検討する視点が必要である。
- ・ 特に、施設の壁面などに広告を掲出する屋外広告の場合、景観とのバランスや施設そのものの本来の目的を損なわないように留意する必要がある。

(2) 今後の展開

- ・ 市の資産を広告媒体として効果的に活用することで、①良質な公共サービスを継続的に提供し、市民にとって価値を高める、②地域との調和を考え、地域経済の活性化につなげる、③民間企業の成長につながるだけでなく、市側の意識改革・能力向上にもつなげる、④コストを上回る価値・効果を生み出すことができる。
- ・ 広告枠の販売で収入を得て事業を充実させたり、企業と共同で作成することでそのノウハウを活かして読みやすくしたりするなど、事業の効果を高めたりすることができる。
- ・ しかし、あくまでも本来の事業をサポートするもの、「よりよく事業を実施する

ための手段の一つ」であって、広告事業で収入を得ること自体が目的とならないように気をつけなければならない。広告事業を目的としてしまうと、企業に対しての押し付け的な営業につながってしまう。自治体と企業の双方にメリットのある関係を築きながら実施することが重要である。

- 横浜市では、ルールや仕組みが整い広告事業の意識が全庁的に広まった反面、実施の際の配慮等が足りずに、市民等から実施に対する意見などをいただく案件が増えている。今後もより良い広告事業を実施していけるよう、見直しを重ねながら取組みを進めていきたいと考える。

IV 考察

1 公共物に企業広告を掲載することの可否

自治体アンケート調査の中で、「自治体が発行するものに企業広告を掲載してよいものなのか」、「市が特定の業者を宣伝することに苦情を受ける」という意見が見受けられた。

この点、国の見解は、自治体が広報紙へ民間事業者の有料広告を掲載することについて、昭和 33 年に出された自治省の地方自治関係実例判例では、「広報紙の広告料は、私法上の問題で、広告掲載は差し支えない」旨が示されている。他の広告媒体においてもこの判例を適用して、自治体が各々の所有資産を利用して広告を掲載することは、各自治体の判断で行えると考えられる。

また、平成 17 年に、国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加されており、国においても広告事業実施について、積極的な姿勢が伺えるものである。

自治体が広告事業を実施する場合、民間企業が行うよりも、広告媒体に対する住民からの信頼度の高さから、より高い説明責任、注意義務が求められる。しかし、媒体の本来の目的（窓口配布書類用封筒であれば、書類を持って帰ってもらう際の利便性の向上、など）を害しない範囲内で、空いている部分や今まで利用されていなかったものを活用することによって自治体の歳入を増やして事業を充実させたりより効果的にしたりすることができる広告事業は、自治体の新たな可能性を引き出すものと思われる。

2 ニッチメディアであることの限界と可能性

自治体の広告事業は、不特定多数を対象とするマスメディア（テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどの大衆媒体）に対して、住民向けに配布・設置するものを広告媒体とするなどニッチメディア（フリーペーパーや会員限定情報誌、メルマガなど、特定の層を対象とした媒体）の側面が強い。そのため、人口規模に影響される部分が大きい。

自治体アンケート調査への回答でも、「労力の割に効果（収入）が低い」、「実施しているものの広告主が見つからない」、「効果が見出せず実施していない」という費用対効果に関する意見が、人口規模の小さい自治体ほど多い傾向がうかがわれた（アンケート結果では、人口規模が 1 万人未満の市区町村での広告事業の実施率は 27.1%）。

広告事業は本来の目的ではなく、広告事業を実施しなくても本来の事業や施策を実施することはできる。必要経費や人件費が、広告料よりもかかってしまうようであるならば、事業の実施について再度検討する必要があるだろう。

一方で、調査結果には、広告主から好評な媒体として、配布対象が広いもの（全戸配布される広報紙やインターネットの環境さえ整っていればどこからでも閲覧できるホームページバナーなど）と並んで、配布対象が明確なもの・ターゲットが絞られるもの（小中学校の給食献立表や職員の給与明細、各種通知用封筒な

ど)も挙げられている。すなわち、配布対象が明確である、ターゲットが絞られるという点を用いて媒体の特性をうまくアピールすることで、広告主のニーズとマッチする余地もあると考えられる。

また、今後、自治体における広告事業が広がれば、生活圏が同じ都市同士で連携することで事業の広域化による展開も考えられるのではないだろうか。参加自治体間の調整に手間がかかるといった課題も考えられるが、広域連携により、配布対象が都市間に及ぶことで、広告主にとって広報効果が高まり、新しい価値を持った媒体となり得ると考えられる。

3 広告事業の展開に向けて

(1) 広告主の立場に立った事業展開を

横浜市の事例では、広告担当が設置されたことにより全庁的な事業展開へとつながっていることを紹介した。広告担当が専任組織として全体を見渡しながら事業を進めることで、事務の効率化を図りながら質を向上させ、広告料収入へとつなげているものである。

しかし、横浜市が挙げている広告事業のポイントは、広告担当を設置したことによる窓口の一元化もあるが、媒体情報の一覧化や選定ルールの明確化など、広告主や広告の受け取り手、住民に配慮した広告事業の展開についてである。

広告担当を設置したほうが効果的ではあるだろうが、特に、取扱う媒体の数や種類に限られる場合には、必ずしも広告担当の設置が条件ではなく媒体所管課のみで同様の対応も可能であると考えられる。

(2) 広告主選定の透明性確保の重要性

広告主から媒体として選ばれる工夫とともに、媒体へ掲載する広告主選定の公平性、透明性を確保することも重要である。自治体が行う広告事業は、自治体が配布・設置するという媒体の性質により住民からの信頼度も高く、民間企業の広告事業よりも、広告主の選定により高い公平性、透明性が求められる。

したがって、広告掲載基準など、広告主を選定する上で必要な情報はホームページ上で公開するなどして、公平性、透明性が対外的に担保された選定のルールづくりを行うことが必要である。

自治体が収入等を得るといふ広告事業は新しい取組みであるので、企業との協力体制を対外的に示した仕組みで臨むことが重要であると考えられる。

(3) 媒体所管課の意欲を引き出すために

全庁的な広告事業の展開を考えたとき、媒体所管課の協力は必要不可欠である。自治体資産のうち、どのようなものが媒体として活用でき、その媒体にはどのような特色があるのか、というのは媒体所管課でないと把握は困難である。

アンケート結果では、収入を上げた媒体所管課へのインセンティブを設けている自治体のほうが設けていない自治体より収益を上げており、媒体所管課の意欲を引き出すためには、インセンティブを用いることが効果的であると考えられる。

また、媒体所管課が効率よく広告事業を実施できるように、自治体としての方針である要綱だけでなく実務的なマニュアルの整備など、庁内で統一ルールを用いることも重要である。

(4) 民間ノウハウ活用の効用

自治体の広告事業は、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアと比較すると対象は限られるが、住民に対して広く発信されるものを媒体としており、その信頼度の高さからも広告主にとって価値の高い媒体となり得る。また、自治体や住民にとっては、事業を充実させたりその効果を高めたり、市民サービスを向上させることができる。このように、自治体と企業、住民それぞれにメリットがあるものと考えられる。

特にタイアップの手法では、民間のノウハウを活用した事業展開が可能であり、自治体のニーズと企業のニーズがマッチし、かつ住民に十分配慮したものであれば、より高い効果を得られるものと考えられる。

第六章 知的財産の活用

第六章 知的財産の活用

I はじめに

1 知的財産の活用に関する現状

平成 15 年における知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）の施行を受け、自治体では、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を策定し、大学及び事業者等と相互に連携を図りながら、地域ブランドによる地域活性化支援など独自の取組みを進めている。

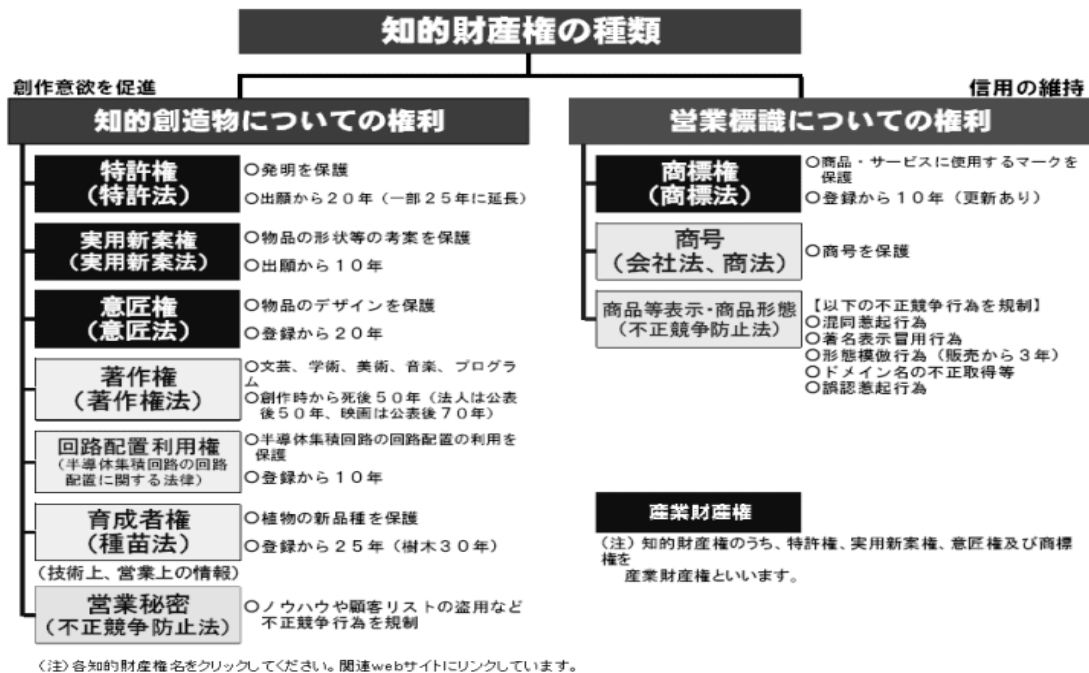
こういった状況の中で、企業ではなく、自治体が独自に有する著作権、商標権などの知的財産権を活用することにより、収入増加、経費削減を実現している自治体が現れている。

そこで、本調査では、自治体に著作権や商標権などの知的財産権を帰属させることができるキャラクター、写真、歌、曲、発行物、入札システム、会計システム、文書管理システム、職員情報システムその他電子行政に関わるシステムなど知的財産基本法第 2 条第 1 項に規定する知的財産を対象とし、これらの知的財産の活用を新たな収入増加の取組みと捉え、その現状、展望などを紹介することとする。

2 本調査における知的財産権の定義及び種類

本調査において用いる知的財産権とは、知的財産基本法第 2 条第 2 項に規定する知的財産権をいう。また、その種類は次のとおり分類することとする。

図表 6-1 知的財産権の種類



出典：特許庁ホームページ

II 「知的財産の活用」の取組みに関する自治体アンケート

1 実施概要

(1) 目的

知的財産³¹の管理及び登録状況、知的財産を活用した収益事業の取組みの有無、収益事業を実施していない理由、収益を上げている具体的な取組事例など全国的な取組み状況を把握し、知的財産を活用した自主財源の確保につながる工夫と課題、今後の展望等の示唆を得るために実施した。

(2) 対象

1,844 団体（都道府県 47 団体、市区町村 1,797 団体。平成 21 年 9 月 1 日時点）

(3) 方法

配布：郵送及び当機構ホームページからのダウンロード

回収：郵送及び電子メール

(4) 実施期間

平成 21 年 10 月 9 日から 11 月 27 日まで（調査時点：平成 21 年 10 月 1 日）

(5) 回収結果

926 団体から回収を得た（有効回答数 922。有効回収率 50.0%）。

団体	団体数		回収率
	対象	回収	
都道府県	47	32	68.1%
30 万人以上_市区町村	83	54	65.1%
5 万人以上 30 万人未満_市区町村	462	276	59.7%
1 万以上 5 万人未満_市区町村	768	344	44.8%
1 万人未満_市区町村	484	216	44.6%
計	1,844	922	50.0%

(6) 調査項目

- ①知的財産の管理及び登録状況
- ②知的財産を活用した収益事業の取組みの有無
- ③知的財産を活用した収益事業を実施していない理由

³¹ 本調査における「知的財産」とは、自治体に著作権や商標登録等の知的財産権を帰属させることのできる知的財産基本法第 2 条第 1 項に規定する知的財産をいう。なお本調査では知的財産の活用による新たな取組動向を把握することを目的としているため、既に多くの自治体で導入・活用が進んでいる書籍は調査対象から除いている。

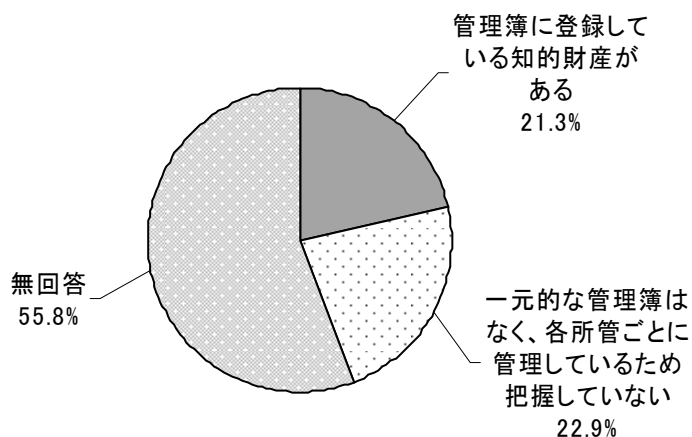
2 調査結果

(1) 知的財産の管理及び登録状況

- 21.3%の自治体は、自治体財産に係る管理簿になんらかの知的財産を登録しており、把握していない自治体は22.9%
- 登録している知的財産は「キャラクター（74自治体）」、「歌、曲（46自治体）」、「写真、映像（43自治体）」、「入札や会計などの電子行政システム（32自治体）」など
- 「その他」は、「せんべい、カレーなど自治体の特産物」、「シンボルマーク、ロゴ」、「いちご、ぶどうなどの農産物の品種」、「ハワイヤの製造方法」、「微生物観察用マイクロ検知装置」など

図表 6-2 知的財産の管理状況（SA）

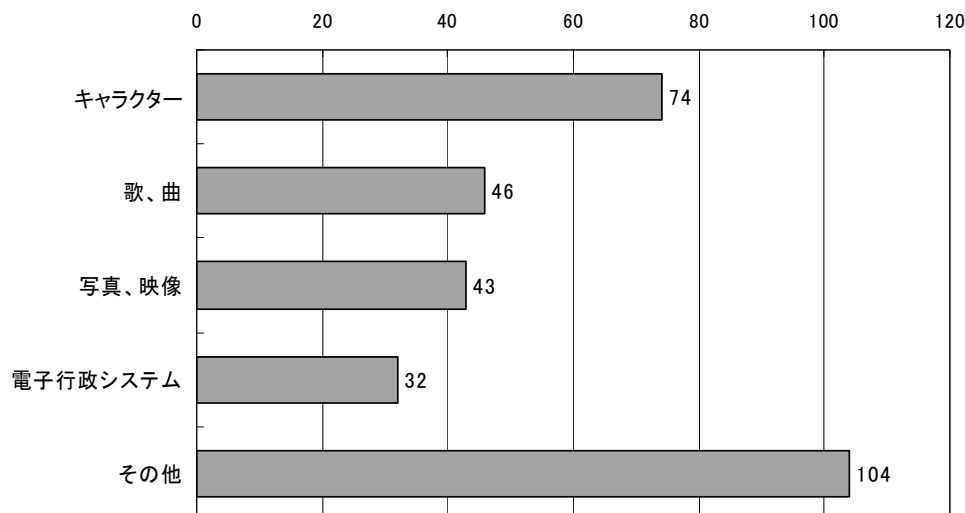
n=922



図表 6-3 登録している知的財産の種類（MA）

n=196

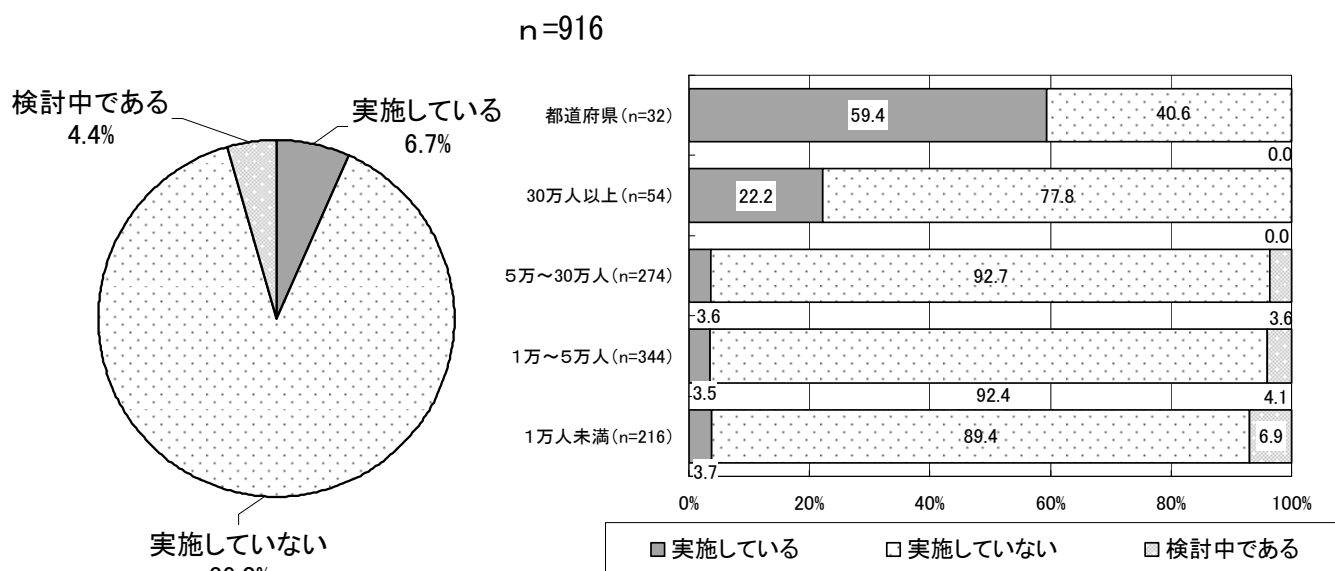
（自治体数）



(2) 知的財産を活用した収益事業の取組みの有無

●知的財産の活用により収益を上げる取組みを行っている自治体は 6.7%(61 自治体)。検討中の自治体は 4.4% (39 自治体)。
 ⇒ 9 割弱の自治体は知的財産を活用した収益事業を実施していない。
 ⇒ 「都道府県 (59.4%)」、「30 万人以上自治体 (22.2%)」と、人口規模が大きいほど知的財産の活用に積極的に取組む傾向がうかがえる。

図表 6-4 収益を上げる取組みの実施状況 (SA)

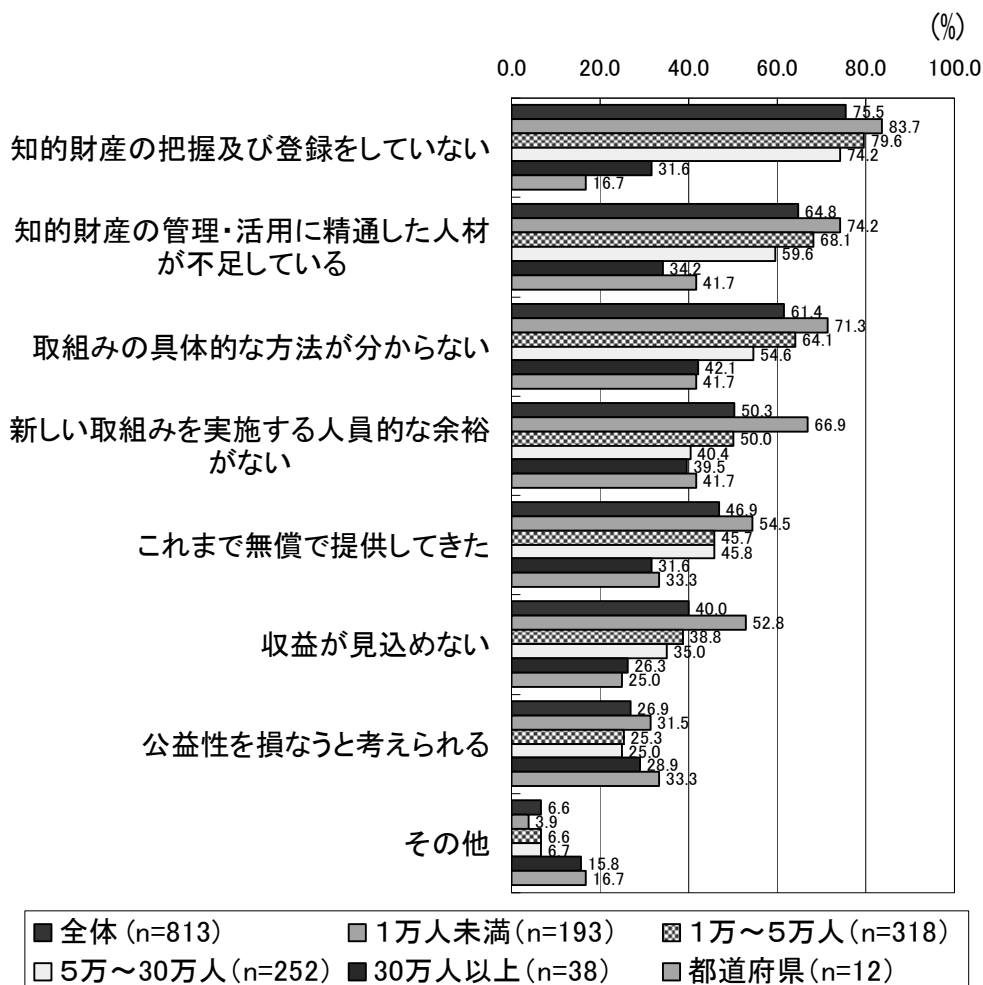


(3) 知的財産を活用した収益事業を実施していない理由

●「知的財産の把握、登録をしていないので活用できない」、「知的財産に精通した人材の不足」、「取り組み方法がわからない」、「人力的な余裕がない」などが収益事業を実施していない主な理由。

⇒ 公益性、収益性の問題というよりも、財産活用に向けての管理体制、要員確保、人材育成が課題となっている傾向が強い。

図表 6-5 収益事業を実施していない理由 (MA)



【参考】「その他」回答の主な内容

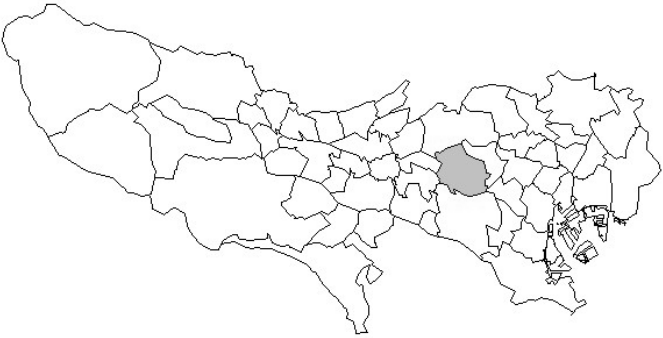
- 第三者に権利を取得させることにより、権利の乱用が生じることを防止するため (5万~30万人)
- 知的財産を、自治体以外の他者と共有しており、柔軟に活用することが難しいため (5万~30万人)
- 地域活性化を主目的としているため (1万~5万人)

Ⅲ 知的財産の活用により収益を上げた先進事例（東京都杉並区）

杉並区における知的財産の活用により収益を上げる取組みに関する事例

- 杉並区独自のシンボルキャラクター「なみすけ」を活用することにより、行政と区民の「つながり」を深め、またグッズ等の製作、販売を行うことにより、収益を上げている事例
- 区民から寄せられた「区の発行物にカタカナが多すぎて分かりづらい」という指摘をきっかけに、その見直しに取組み、作成した行政マニュアルが、全国の自治体、住民からの反響を受け、「外来語・役所ことば言い換え帳」として全国の書店で販売されたことにより収益を上げている事例

1 杉並区の概要

<p>位置図</p> <p>国土地理院承認 平14総機 第149号</p>  <p>東京都</p> <p>※「白地図 KenMap」より地図画像を編集し作成</p>	<p>人口（住民登録、外国人登録） (平成22年2月1日現在)</p> <p>538,534人</p>
	<p>職員数 (平成22年2月1日現在)</p> <p>3,782人*特別職除く</p>
	<p>基準財政需要額 (平成21年度)</p> <p>100,409,745千円</p>
	<p>基準財政収入額 (平成21年度)</p> <p>65,940,714千円</p>
	<p>財政力指数 (平成20年度)</p> <p>0.63</p>
	<p>一般会計当初予算額 (平成21年度)</p> <p>142,712,000千円</p>

2 杉並区アニメキャラクター「なみすけ」

○事例のポイント

- ・ 杉並区の「すぎなみの輝き度向上」の取組み（杉並の魅力を発信する運動）の推進に関するシンボルとして、区が日本有数のアニメ産業の集積地であることから、その地域産業としての特性を活かすためにアイデア化されたアニメキャラクター
- ・ 区でのイベントを盛り上げるための戦略キャラクターではなく、杉並区の魅力を内外に発信するため親善大使の役割を果たすことを目的としており、区民と区をつなぐコミュニケーションツールとして活躍を期待されている。
- ・ 多くの住民に愛され、地域全体で育てていけるように、なみすけなどのキャラクターについて詳細な世界観をあらかじめ設定している。
- ・ 著作権に関する取扱い、商標登録の必要性、使用マニュアル、要綱の作成など自治体内における知的財産に関する知識の取得、法的整備の必要性
- ・ 営利事業に使用する場合のライセンス使用について、ライセンス管理会社へ外部委託することにより、ライセンスの使用に関する交渉などにおいて民間のノウハウを活用した。
- ・ 原作者との円満な関係づくりの重要性

図表 6-6 杉並区シンボルキャラクター「なみすけ」



出典：杉並区資料

(1) なみすけに関する活用事業の背景及び経緯

①キャラクター決定までの背景及び経緯

- ・杉並区独自のまちの個性、文化、資源を踏まえ、杉並区の輝き度を向上させるため、必要な事項について検討を行う「すぎなみの輝き度向上検討委員会」を平成16年に設置した。
- ・「すぎなみの輝き度向上検討委員会」における検討の結果を踏まえて、区役所から発信する様々な情報・広報媒体について「コンセプト（基本概念）」に基づき、統一のとれたものとして発信することで「すぎなみの輝き度」を向上させ、結果として区民の地域に対する「誇り」「愛着」「貢献意識」を醸成するため、平成17年に「すぎなみの輝き度向上基本指針」を策定
- ・日本にある約600のアニメスタジオのうち、70以上が杉並区にあり、世界有数のアニメスタジオ集積地である杉並区。この特性を十分に活かすことによって、杉並区の魅力を内外に発信する親善大使としての役割を果たし、区民と区をつなぐコミュニケーションツールとして杉並区の魅力を発信できるアニメキャラクターを誕生させた。
- ・シンボルキャラクターの選定については、キャラクターの世界観の設定も重要となることから、地域にこだわらず、様々な広い視点から検討することによりキャラクターのクオリティを深めるため、全国公募を行い、広くアイデアを募った。その結果、平成18年8月に「なみすけ」を決定した。

図表 6-7 すぎなみの輝き度向上基本方針

「すぎなみの輝き度向上基本指針」

歩きながら、元気と文化が生まれる街。

家のまわりを歩いていますか？
今まで見落としていた風景が見えてくるかもしれません。
池があり川が流れ緑に囲まれた道を歩めば
落ち着いた優しい気持ちになれる。
新しいお店の活気をケヤキ並木が見守る道を進み
雑木林の名残に昭和の香りが残る街を往くと
おいしいものを作ったり、人と会いたくなってくる。
商店街の裏道にまで息づいている人々の活気に触れて
知らないうちに気持ちが高まる。
杉並を歩いていると、元気と文化が生まれていきます。
出会いを通じて自然に感謝の気持ちが育ち、
思いやりが満ちていきます。
そんな人々が集う中で、すぎなみの空気を育んでいきましょう。

出典：杉並区資料

○区でのキャラクター決定までの取組み系譜

- 平成16年12月 「すぎなみの輝き度向上検討委員会」の設置
 平成17年12月 「すぎなみの輝き度向上基本指針」の策定
 平成18年5月 同年7月までの期間シンボルキャラクターを全国公募
 8月 合計281件の応募の中から「なみすけ」を決定

②なみすけの活用により収益を上げるための取組みの背景及び経緯

- 平成19年3月のアニメーションフェスティバルで販売し、10万円余売り上げたことをきっかけに、同年10月に営利目的の事業についてなみすけに関する商標権の管理を外部に委託した。これにより、平成20年度は、なみすけ商標商品として携帯電話の待ち受け画像や、ケーキ・クッキーに関する商品化権許諾契約を締結し、14,141円のロイヤルティを初めて得ることとなった。
- 平成21年度現在まで、区が作ったなみすけに関するグッズの売上総額は、3年間で約960万円までのぼっている。

図表 6-8 なみすけに関するグッズ売上総額の内訳

単位:円

年度	金額
平成18年度	約200,000(1ヵ月間のみ)
平成19年度	約1,800,000
平成20年度	約7,600,000
合計	約9,600,000

出典：杉並区資料を参考に作成

○なみすけに関する収益事業の取組み系譜

- 平成18年12月 なみすけPR戦略の一環で、ぬいぐるみ・ストラップ・ハンドタオルを制作
- 平成19年3月 アニメーションフェスティバルにおいて販売（2日間で10万円余の売上げ）し、その後、区役所庁舎内売店である「コミュかるショップ」と杉並アニメーションミュージアムにおいて、恒常的に販売開始
- 10月 営利目的に企業等が使用する事業について、なみすけに関する商標権の管理を外部に委託
- 平成20年3月 なみすけの妹ナミーのグッズのほかマスコットやマグカップ等制作・販売。バリエーションが増えたことで、「コミュかるショップ」での売上げが、3～4倍に増加（3か月で30万弱⇒110万円強）
- 7月 区内コンビニエンスストアにおいて、1ヶ月間の期間限定販売（約170万円売上げ）
- 平成21年8月 前年同様にコンビニエンスストアにおいて、1ヶ月の期間限定販売（180万円売上げ）

(2) 知的財産を有効に活用するための取組み

①庁内における知的財産に関する知識の取得、法的整理の必要性

ア 知的財産に関する法的知識の取得の重要性

- ・なみすけは、公募により決定しているため、原作者から著作権の譲渡を受ける上で、著作権に関する知識が必要となる。また、なみすけは区の親善大使としての役割を担うため、商用による悪用を防止する必要がある、商標の登録を行うこととした。そこで、職員個々が見識を深めるほか、都内にある知的財産に関する相談センターなどに相談を行うなど、知的財産に関する知識の取得に励んだ。その結果、原作者からスムーズになみすけに関する著作権の譲渡を受け、また、商標登録として、「なみすけ」というロゴ名の登録につながった。

イ 要綱等のマニュアルの整備の必要性

- ・区のシンボルキャラクターとして統一的な運用を図るため、なみすけに関する使用承認の手続き、承認基準についてなど、すぎなみアニメキャラクターを使用する場合の取扱に関する「すぎなみアニメキャラクター使用取扱要綱」を制定するほか、実際に使用する企業等に向けて、ストーリー・キャラクター設定や使用上の注意などを記載した「すぎなみアニメキャラクター等使用マニュアル」を作成した。

○著作権の譲渡及び商標の登録関係の取組み系譜

平成18年 8月	原作者と区で、なみすけの特定のポーズについて著作権の譲渡を受ける契約を締結
10月	区は、文化庁へ著作権法第77条に基づく著作権譲渡の登録申請特許庁へ商標「なみすけ」を出願
12月	文化庁から登録が完了した旨の通知が区へ届く (登録番号第31801号の1、第31802号の1、第31803号の1)
同月	文化庁からの登録完了を受け、区は公有財産として登記
平成19年 4月	すぎなみアニメキャラクター使用取扱要綱制定
8月	商標登録 (登録第5073712号)
平成20年 9月	すぎなみアニメキャラクター等使用マニュアルを作成

②シンボルキャラクターとしての取組み

- ・区庁舎の案内版、エレベータなど庁舎内のいたる場所になみすけが登場する。庁舎内に隠れているなみすけを探すなど、なみすけは、区民と区をつなぐコミュニケーションツールとしての役割を果たしている。
- ・なみすけを区民に浸透させるプロモーション活動として、区でなみすけに関するアニメ DVD を作成し、区立の小・中学校及び PTA に無料配布している。
- ・区の各種印刷物・広報紙、母子健康手帳、ランドセルカバーに至るまで、なみすけが登場するほか、レジ袋不要カードやレジ袋削減ののぼりなど、レジ袋不要の取組みに関する政策推進キャラクターとして用いられている。

写真 6-1 庁舎内に登場するなみすけ

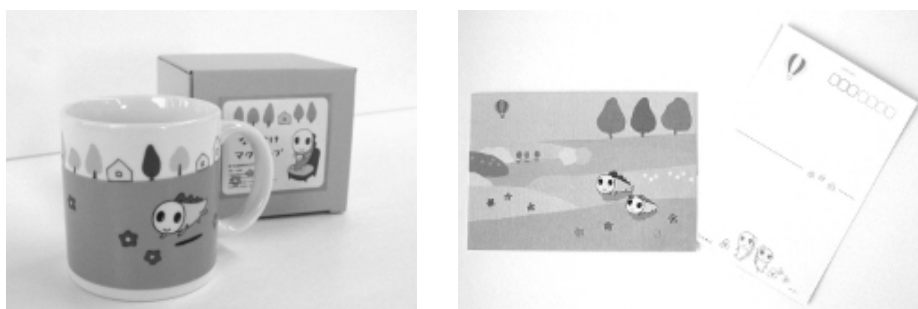


出典：杉並区ホームページ

③収益を上げるための取組み

- ・なみすけを事業者などが営利目的に使用する場合について、平成 19 年 10 月から、そのライセンス（商標権）の管理を民間の管理会社に委託した。その一方で、学校等が開催する地域イベントに使用する場合など営利目的でないときは、区が直接の窓口になり、使用許可を行っている。
- ・民間のライセンス管理会社に委託することにより、相手方とのライセンス使用に関する交渉など行政が不慣れな部分や知識不足の部分について補うことができた。また、ライセンス管理に関する民間のノウハウを学習する上でも有益な手段となった。これにより、区内洋菓子店、大手コンビニ会社によるなみすけに関するパンやケーキの販売などが実現した。
- ・区独自で、ぬいぐるみ、マグカップ、ストラップ、ファイルなど、なみすけグッズを作成し、「コミュかるショップ」などで販売している。

写真 6-2 なみすけグッズ（マグカップとポストカード）

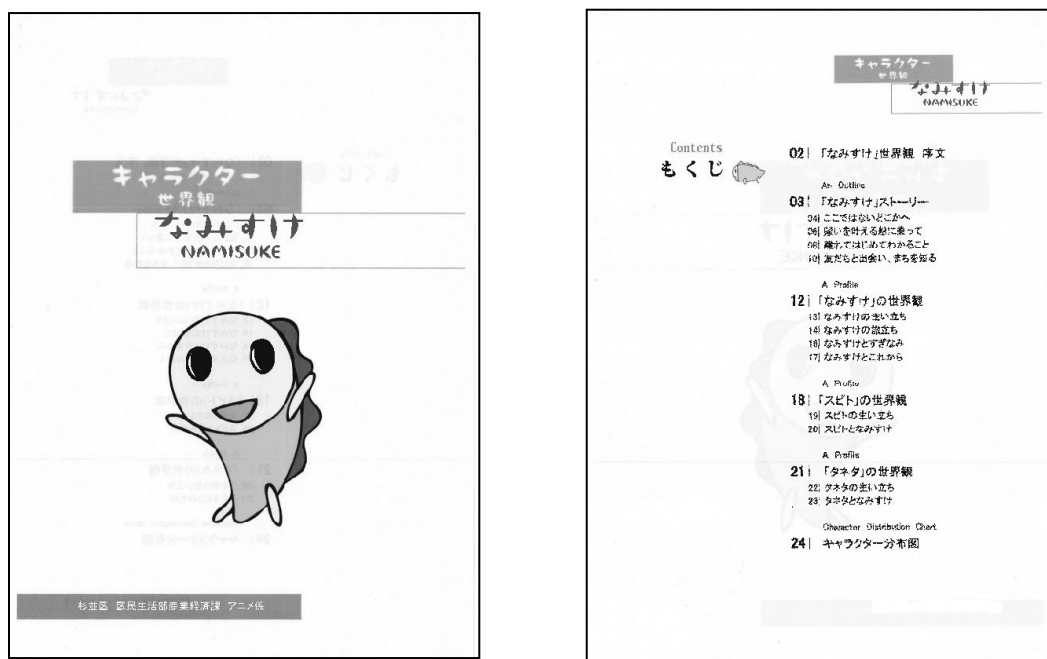


出典：杉並区ホームページ

④なみすけの世界観の尊重と著作権者との円満な関係づくり

- ・区では、親善大使であり、区と区民のコミュニケーションツールであるなみすけを、「生き物」であり、区の「住民」として捉えている。そこで、多くの区民に愛され、育てていけるように、キャラクターの世界観を作成し、その中で、プロフィール、家族、友達、ストーリーなど、なみすけの世界観を詳細に設定している。これにより、著作権、商標権を活用する上で、あらかじめ設定した世界観とは異なるようななみすけの使用をすることはできないこととしている。
- ・特に生みの親である原作者との円満な関係づくりは、キャラクターを活用していく上で重要なポイントとなる。区は、著作権譲渡契約により、なみすけなどキャラクターの特定のポーズについて原作者から著作権の譲渡を受けているが、実際に区で販売する新たなグッズについて、たとえ既に譲渡を受けているポーズに関するものであったとしても、産みの親である原作者とともに、そのグッズ作成の主旨がなみすけの世界観に合致しているのか、また販売用に向いているグッズなのかなども含めてともに検討し、円満な関係づくりに取り組んでいる。
- ・また、原作者から著作権の譲渡を受けていない新しいポーズが必要となれば、使用の主旨を原作者に伝えた上で、原作者に対して製作委託を行い、区で新たに原作者から著作権の買取りを行っている。

図表 6-9 キャラクター世界観の表紙及び目次



出典：杉並区資料

(3) 課題と今後の方向性について

①地域貢献などの公益目的と収益の向上とのバランス

・現在、なみすけなどのキャラクターを事業者などが営利目的に使用する場合には、そのライセンス（商標権）の管理を民間の管理会社に委託していることから、ライセンス使用許諾料の交渉については、管理会社が事業者などと直接行うことになり、収益事業として、交渉に関して、区が知識、経験不足を補うことができている。その反面、地域企業における地域貢献事業など単に営利目的でない事業についても、管理会社の交渉によってはライセンス使用許諾料が高くなり、地元企業が使用を断念する事例も起こるなど、使用許諾、契約を行う際の、金額を含めた柔軟な対応ができない場合がある。そこで、使用許諾料による収益の向上に向けた取組みと地域貢献など公益性のバランスを保つため、平成 22 年度からのライセンス管理は、区が一括管理することとし、商品化において使用する事業内容・目的によっては、ライセンス使用許諾料を考慮するなど、柔軟な対応がとれる体制へと変更する。これにより、広く、区民、区内の様々な企業になみすけを使用してもらい、ライセンス契約件数を増やし、ライセンス使用許諾料に関する収益の総額を上げることを検討している。

②区外での認知度の向上による収益の向上を図る

・なみすけについては、区のシンボルキャラクターとして、区民に受け入れられ、区民の認知度を上げるという意味で、輝き度向上としての役割は十分に果たしてきた。しかし、区内での認知度の向上に向けた取組みを第一としてきたため、現在のところ、区内での認知度に比べ、区外での認知度がまだまだ低い状況にある。そこで、区外からの知的財産としての収入を上げるために、今まで以上にマスコミなどによる区外への情報発信に力を入れていく必要がある。また、親善大使だけではなく「1 キャラクター」、「1 財産」としてなみすけをこれからどう活かしていくべきか。新しい展開を検討していく必要がある。

(4) 調査から得られた示唆

今回のヒアリング調査を通じて、本事例の成功要因として以下の点が挙げられる。

①知的財産に関する知識の取得と統一的な運用に向けた要綱、マニュアルなどの整備

・著作権、商標権など自治体内で活用を考えている知的財産に関する法的な知識を積極的に取得し、庁内においても要綱、マニュアルなどの整備を行い、統一的な運用を行ったことが、なみすけに関する適切な使用につながっている。

②著作権の譲渡及び商標に関する登録の重要性

・著作権の譲渡及び商標に関する登録を行う大きな理由は、商標登録をすることにより、著作権使用料で収益を上げるためではなく、知的財産であるキャラクターを守るという点にある。例えば、区の意に反する使用があった場合、その使用に対して、法的に争うことにもなる。また、たとえ、区の意に反する使用であっても、自治体のキャラクターの使用は、自治体のイメージと直結し、自治体と一定の関わりがあるものだと判断されてしまう可能性がある。このような場合に、適切に対応し、区のシンボルであるなみすけを守るためには、著作権の譲渡及び商標について登録を行うことが重要な意味を有することになる。

③地域産業の活用

- ・区の地域産業であり、特性であるアニメ産業を活用したことが、なみすけの親善大使としてのイメージを浸透しやすくさせ、区民と区をつなぐコミュニケーションツールとしての役割を果たすことができた要因といえる。

④シンボルキャラクターとしての取組み

- ・イベントの戦略キャラクターではなく、区民と区をつなぐコミュニケーションツール、シンボルキャラクターとしたことで、区内における認知度が高まり、グッズの売り上げにつながっている。

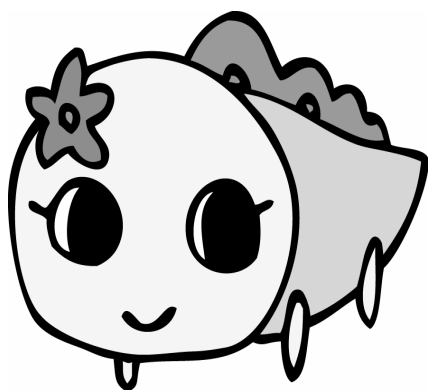
⑤営利事業に使用する場合に係るライセンス管理の外部委託

- ・ライセンス管理を民間委託したことにより、相手方とのライセンス使用に関する交渉など行政が不慣れな部分や知識不足の部分について補うことができた。また、その一方で、公益目的とのバランスを図るために、使用許諾料の設定に関する交渉など、柔軟な対応を行う必要性がある。

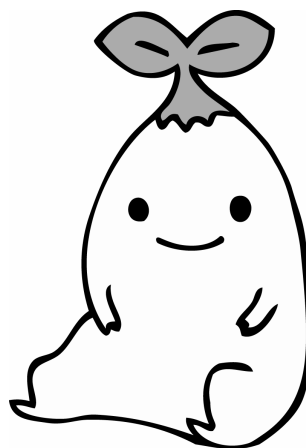
⑥キャラクターを地域全体で育て上げていく環境づくり

- ・なみすけを、区の共有財産として捉え、なみすけの世界観を詳細に設定し、生みの親である原作者との円満な関係づくりに取り組むことにより、住民に積極的に受け入れられただけではなく、地域全体で多くの住民に愛され、育てていく環境づくりにつながっている。

図表 6-10 なみすけの妹ナミーと友達のタネタ



© SUGINAMI CITY



© SUGINAMI CITY

出典：杉並区資料

3 外来語・役所ことば言い換え帳

○事例のポイント

- ・行政マニュアルである「ことばの見直し読本」を「外来語・役所ことば言い換え帳」として書籍化することによる収益の向上
- ・区民満足向上運動（五つ星の区役所運動）の存在
- ・国立国語研究所の協力による官学の連携
- ・全国に共通する住民ニーズの実現
- ・出版に当たっての本の構成内容の工夫
- ・公文書における言葉の使用について、全庁的に取組み続けることの重要性

(1) 収益事業の背景及び経緯

- ・平成13年11月に、区民サービスの更なる向上を行うため、区民満足向上運動推進本部を設置し、平成14年4月から五つ星の行政サービスを目指し、区民満足向上運動（五つ星の区役所運動）を開始した。
- ・区民の高齢者の方から「広報紙にカタカナ語が多すぎて、高齢者には分かりにくい」という指摘があったことをきっかけに、庁内に「分かりやすい言葉検討組織」を設置し、区が作成する文書に使用するカタカナことばなどの見直しに着手した。
- ・区長室総務課を中心に、国立国語研究所の協力を得ながら、カタカナことばと役所ことばの見直しに取り組み、平成17年2月に、職員向けの「ことばの見直し読本」を作成し、全課、全事業所及び全管理職に配布した。
- ・「ことばの見直し読本」が出版社の目に留まり、平成17年8月、広く他の自治体などにおいても参考にしてもらえればと修正、加筆し、「外来語・役所ことば言い換え帳」として全国の書店で販売を開始した。
- ・平成20年度までに約9,000冊近く売り上げ、印税による収益額は、140万円を超えている。

写真 6-3 外来語・役所ことば言い換え帳



出典：杉並区資料

○取組み開始時からの系譜

- 平成13年 11月 区民満足向上運動推進本部を設置
- 平成14年 4月 区民満足向上運動が開始され、パンフレット、申請書などがこの運動の一環としてわかりやすいものになっているか見直しを開始
- 秋 区民から広報紙での文字の使用方法について指摘を受ける。
- 平成15年 1月 「分かりやすい言葉検討組織」を設置
- 平成16年 7月 職員向けの「ことばの見直し読本」発行準備開始
- 平成17年 2月 職員向けの「ことばの見直し読本」完成
- 8月 「外来語・役所ことば言い換え帳」として出版
- 9月 全国の書店で販売開始
- 同月 大手新聞社により報道され、その後、テレビ、ラジオで取り上げられたため全国に周知される。
- 平成17年10月 広報誌のみならず、計画書等も含めて文書表現を徹底するため、区内部に改めて通知
- 同月 初版は3,000冊であったが、第1週に1,000冊、第3週に更に1,000冊を増刷
- 平成20年度 販売冊数が8,000冊を突破、印税収入が過去4年間合わせて、140万円を超える。

図表 6-11 「外来語・役所ことば言い換え帳」に関する印税収入額

単位：円

歳入年度	冊数	金額
平成17年度	5,000	809,500
平成18年度	2,000	323,800
平成19年度	1,200	194,280
平成20年度	620	100,378
合計	8,820	1,427,958

※印税は、161.9円(税抜き価格1,619円の10%)

出典：杉並区資料を参考に作成

(2) 収益を上げる知的財産を生み出し、活用するための取組み

①区民満足向上運動の存在

- ・平成14年から取り組む同運動により、区民から指摘を受けた問題について素早く対応できるという体制づくりが既に整備されており、その結果、指摘を受けた事項が、杉並区だけではなく全国に共通する課題であったため、同じ課題を抱えていた他の自治体による購入が増えたことも考えられる。

②官学の連携

- ・自治体職員の言葉に払う注意の必要性について、国立国語研究所の研究者による講演会を開催するなど、同研究所の協力を得て、カタカナことばと役所ことばの見直しについて、職員向けの「ことばの見直し読本」を作成したことから、学術的な観点からも充実した内容となっている。

③出版に当たっての構成内容の工夫

- ・広く他の自治体などにおいても参考にしてもらうために、自治体でよく使われる外来語（いわゆるカタカナことば）約270語と、役所ことば約190語を選定した。
- ・外来語は、「政治・経営分野」、「医療福祉分野」などの9分野に分類し、それぞれに言い換え例、説明を付けた。
- ・その他、分かりやすい文章づくりのポイントや敬語の使い方など、いかに分かりやすく伝えるかのヒントも掲載し、職員向けの「ことばの見直し読本」に修正、加筆を行った。

(3) 課題と今後の方向性について

- ・広報誌や、ホームページなどに掲載された役所ことばについて、区民から指摘を受けた最大の理由は、区職員の言葉に払う意識の徹底不足にあった。そこで、区民と協働したまちづくりを更に推進するためには、区職員の言葉に払う意識の徹底を継続し、年齢、性別を問わず誰にでも分かりやすい言葉で、あらゆる媒体に関して情報発信に取り組む必要がある。現在のところ、内容の改定、冊数の増刷の予定はないが、次回内容を改定し、増刷することになった場合は、この取組みの継続により、「外来語・役所ことば言い換え帳」の内容がより一層充実し、更なる収益の向上を見込める可能性があるといえる。

(4) 調査から得られた示唆

今回のヒアリング調査を通じて、本事例の成功要因として以下の点が挙げられる。

①区民満足向上運動の存在

- ・同運動により、区民から指摘を受けた問題について素早く、積極的に対応できる全庁的な体制づくり、意識づくりが前提にあったため、全国に共通する住民ニーズに迅速に取り組むことができた。

②官学の連携

- ・自治体職員の言葉に払う注意の必要性について、国立国語研究所の協力を得て、カタカナことばと役所ことばの見直しに取り組めたため、「外来語・役所ことば言い換え帳」の前身となる「ことばの見直し読本」の内容が充実した。

③実務者の観点からの内容の構成

- ・ 広く他の自治体などにおいても参考にしてもらうために、自治体でよく使われるカタカナことばと、役所ことばを実務者が使用する観点から選定し、修正、加筆を行ったため、自治体職員のニーズにも応える内容となり、売れ行きを伸ばしたといえる。

IV 考察 ～知的財産を有効に活用するために～

1 自治体における知的財産の活用による収益事業の取組みに関する現状

- ・アンケートの回答を得た自治体のうち、21.3%の自治体が財産に係る管理簿になんらかの知的財産を登録しているとした。そして、登録している知的財産は「キャラクター」、「歌、曲」、「写真、映像」、「電子行政システム」、「自治体の特産物」、「農産物の品種」、「微生物観察用マイクロ検知装置」など著作権、商標権、特許権などが帰属するであろう様々な財産が挙げられた。
- ・一方で、知的財産の活用により収益を上げる取組みを行っている自治体となると、回答のあった範囲では、ごくわずか(6.7%)となり、9割弱(89%)の自治体は、収益事業を実施していない。また、収益事業を行っている自治体も人口規模が大きい自治体にとどまっている。この理由としては、財産活用に向けての管理体制、要員確保、知的財産に精通した人材育成が課題となっている傾向が強いと考えられる。

2 知的財産を活用することによる収益向上の取組みに向けて

現在、少子高齢化による税収の減少などによる財政状況の悪化により、各自治体では、限られた財政のなかで効率的な自治体経営を行うことが求められている。このように、自治体の財政状況がますます厳しくなるなかで、自治体が有する知的財産を二次的に活用して収益を上げることにより、少しでも各自治体の厳しい財政状況の改善に繋がればと考える。そのために、知的財産を活用する上で、重要と考えるポイントを次のとおり挙げる。

(1) 知的財産を知る

- ・知的財産を活用し、収益を上げようと考えても、そもそも、いかなるものが知的財産に当たるのかを知る必要がある。アンケートの回答にもあったが、特に、自治体が著作権を有している可能性のある知的財産は数多く、公立学校の校歌、DVD、本などもこの一例であり、杉並区の事例にもあるように、行政マニュアルもこれに当たる。このように自治体の大小を問わず、意外にも身近に活用できる財産が数多くあることから、まず自己の保有する知的財産を再発見し、整理する必要がある。そのために、財産に係る管理簿への登録を順次行い、財産情報を把握していくことが重要となる。

(2) 二次的活用により収益を上げる可能性のある知的財産を探す

- ・自治体の有する知的財産には、原則として一次的な行政目的が存在する。アンケートで回答のあった電子行政システムも、そもそも、入札に関する事務や会計事務を効率的に処理することを目的として作成されている。人件費や事業費などの行政コストの割合を把握し、事務改善につなげる市川市のABCシステム(205頁、事例NO.14参照)にあっても同様である。このような知的財産が、他の自治体にも活用されることにより収益を上げている理由は、他の自治体も欲している仕組み・アイデアであることに他ならない。つまり、収益を上げる知的財産を発見するためには、活用する相手方のニーズを把握する必要がある。杉並区の「外来語・役所ことば言い換え帳」の事例はこの代表例ともいえる。そのためには、地域ニーズの実現に向けた

取組みを通して、全国の自治体共通の課題を把握することが、収益を上げることができる知的財産の発見につながるといえる。

- ・また、地域の特性を活かすことができる知的財産を活用することも重要である。特にキャラクター、特産物など、地域の特性を活かすことができる知的財産を活用することにより、地域住民に受け入れられやすく、地域産業とのコラボレーションによる地域振興にもつながる。また、対外的にも、その地域の更なる広報、宣伝効果をもたらすことになる。

(3) 知的財産を活用するための知識、経験などを取得する

- ・これから活用しようとする知的財産には、どのような権利が帰属する財産なのか、また、どのような手続きを経れば、知的財産権が自治体に帰属するのかなど知的財産を活用する前提として、法的な知識を積極的に取得する必要がある。
- ・法的な知識だけではなく、相手方とのライセンス使用に関する交渉など、様々な知識、経験が必要となる。そこで、庁内において、知的財産の活用精通した人材を育成することも重要といえる。
- ・行政の不慣れな部分、知識不足の部分を補う手法として、ライセンス管理の民間委託などによる民間のノウハウの獲得や、学術研究機関との提携など、民間、学識者を含めた産学官の連携を図ることにより、より一層の活用が可能となる。

(4) 例規、マニュアルなどを整備する

- ・知的財産を適切に使用するために、庁内においても知的財産の活用に関する要綱、マニュアルなどの整備を行う必要がある。特に、使用承認の手続き、承認に関する基準などについて明確に規定し、統一的な運用を図らなければならない。

(5) 知的財産の保護に向けた法的な手続きをする

- ・特に、知的財産が自治体のイメージと直結するキャラクターなどである場合、著作物、商標に関する登録を行うことが非常に重要となる。登録手続きの煩雑さ、負担感がある一方で、自治体だからこそ、そのシンボルとなる知的財産を活用する場合は、自治体自体のイメージが損なわれることを避け、適正に知的財産を活用していかなければならない。そのためには、知的財産に対して保護意識を恒常的に有することが必要となる。

(6) 公益性と収益性のバランスを考慮する

- ・自治体は、まず、収益事業を行う上で、民間企業の活動を不当に阻害しないよう考慮しなければならない。自治体の役割は、「住民の福祉の増進を図ること」（地方自治法第1条の2第1項）を基本としているからである。また、自治体が収益を上げる事業を行った場合、その事業を本来展開できた企業の収益を自治体が奪うことになりかねない。これは、知的財産を活用する場合においても同様である。つまり、自治体は、常に地域企業の活性化による地域振興などの公益性のバランスを考慮しつつ、知的財産の活用に取り組まなければならない。

V 事例集

1 事例集の掲載について

知的財産の活用により収益を上げる取組みを行っていると回答した 61 自治体からその取組みについて事例提供を受けた。そのうち有効活用事例として考えられる事例（133 事例）を事例集として掲載することとする。

自治体は、自己が有する知的財産を活用し、収益を上げるためには、まず、活用できる知的財産とは何なのか、また、その財産にはどのような法的権利が帰属するのかなど、数多くの知識、情報が必要となり、その必要とする知識、情報は各自治体において様々である。そこで、この事例集が、自治体の皆様が知的財産の活用を検討する際の一助となれば幸いである。

注：本事例集は、自治体コード順に記載し、一自治体で複数の記載があるものは丸数字を付している。

2 索引について

本事例集の索引については、①知的財産権の種類（索引Ⅰ）②知的財産の種類（索引Ⅱ）に応じて作成している。

索引Ⅰ

- ①著作権
- ②商標権
- ③特許権
- ④育成者権
- ⑤実用新案権
- ⑥意匠権

索引Ⅱ

- ①キャラクター、マーク、デザイン関係
- ②行政システム関係
- ③歌、曲関係
- ④ブランド名関係
- ⑤写真、映像関係
- ⑥品種関係
- ⑦製品、装置、製造方法関係
- ⑧その他

索引 I (知的財産権の種類による分類)

①著作権

No.	自治体名	知的財産の名称
4	青森県三沢市	自主制作番組コピー利用
8	埼玉県さいたま市①	大西民子に関する著作物
9	埼玉県滑川町①	町歌・滑川音頭CD
10	千葉県①	庶務共通事務処理システムのコンピュータープログラム
13	千葉縣市川市①	公共施設予約システム
14	千葉縣市川市②	市川市ABCシステム
15	千葉縣市川市③	図説市川の歴史
16	千葉縣市川市④	東山魁夷ハイビジョンソフト
17	千葉縣市川市⑤	藤田喬平ハイビジョンソフト
19	東京都①	都営交通関連グッズ(鉄道模型、おもちゃほか)
20	東京都②	DVD「ニャンパラの仲間たち」、「ごめんねタッチ」、「みらいしょうぼうしキュータ」
21	東京都③	教養ビデオ
22	東京都④	人権学習教材ビデオの複製・頒布
23	東京都⑤	調理師試験問題
24	東京都⑥	・測量成果(東京都縮尺2500分の1地形図)(平成8-11年度版) ・測量成果(東京と縮尺2500分の1地形図)第1次更新(平成16年度版)
26	東京都⑧	汚職等防止ビデオ「STOP!汚職-汚職等非行防止のシグナル-」
27	東京都新宿区	都市建築物の緑化技術指針
28	東京都杉並区①	杉並アニメキャラクター「なみすけ」
29	東京都杉並区②	書籍「外来語・役所ことばの言い換え帳」
30	東京都杉並区③	障害児療育支援システム「たっちゃんのコネク島」
31	東京都荒川区	ころばん体操・せらばん体操
32	東京都八王子市①	はちバスシンボルマーク
33	東京都八王子市②	八王子八十八景の画像データ
36	神奈川県秦野市①	秦野市子どもの歌「With you ありがとう」
37	神奈川県秦野市②	家屋評価図形計算システム
56	長野県岡谷市	武井武雄作品の著作権に関する使用許諾
67	静岡県⑨	情報端末機①
68	静岡県⑩	情報端末機②
75	兵庫県香美町	期日前投票管理システム
76	奈良県奈良市	奈良市写真美術館資料貸付事務
82	広島県広島市①	・新広島市民球場透視図及び透視図写真 ・広島市民球場空撮写真
83	広島県広島市②	図録「原爆の絵」
84	広島県広島市③	「ヒロシマ・ナガサキ」核戦争のもたらすもの
86	香川県①	e-ラーニングシステム「k-navi(ケーナビ)」
88	愛媛県新居浜	航空写真・地図販売
89	愛媛県大洲市	歌「風の行方:はしだのりひこ」
90	高知県①	コンピュータプログラム著作物の利使用

92	高知県本山町	大原富枝に関する著作物
103	福岡県北九州市	電子申請システム
110	佐賀県⑦	佐賀空港マスコットキャラクター「むっぴー」
111	佐賀県⑧	佐賀県台帳管理システム
112	佐賀県佐賀市①	基幹行政システム
113	佐賀県佐賀市②	自動交付機システム
114	佐賀県佐賀市③	電子入札システム
128	鹿児島県和泊町	ダビングサービス
129	沖縄県那覇市	那覇市立小中学校校歌の着うた配信事業

②商標権

No.	自治体名	知的財産の名称
2	北海道広尾町	SANTAMAIL (サンタメール)
3	北海道鶴居村	たまご型チーズ
6	岩手県軽米町	だったんそば等
28	東京都杉並区①	杉並アニメキャラクター「なみすけ」
57	長野県小谷村	小谷野豚
58	岐阜県岐南町	町キャラクター「ねぎっちょ」
65	静岡県⑦	駿河湾深層水ブランドマーク
69	愛知県武豊町	六つ蔵せんべい
71	滋賀県彦根市	国宝紙本金地著色風俗図(彦根屏風)
77	和歌山県和歌山市	紀らやか(焼き菓子)
80	島根県安来市	あらエッサくんと安来どじょっこ隊
85	徳島県①	すだちくん
116	熊本県上天草市	上天草市シンボルキャラクター「四郎くん」
117	熊本県南阿蘇村	「白川水源」の商標、キャラクター(名称未定)
131	沖縄県石垣市②	石垣島パパイヤ(図形)
132	沖縄県石垣市③	つんだみ・TsundAMI
133	沖縄県石垣市④	ゆりが行く

③特許権

No.	自治体名	知的財産の名称
1	北海道根室市	ホタテ貝柱加工食品の製造方法
5	岩手県	県有特許権等
7	宮城県	横棧用補強木材および防護柵
11	千葉県②	未乾燥の莢付き落花生を原料としたレトルト落花生及びその製造方法
18	千葉県君津市	地質汚染状況の検出方法及び汚染物質の除去方法、微生物観察用マイクロ検知装置及びそれを用いた汚染された地下水脈の浄化方法の特許権の運用と管理業務
25	東京都⑦	セメントキルンによる有害廃棄物の燃焼破壊処理方法
34	神奈川県	特許権等運用収入
35	神奈川県相模原市	マンホール用臨時トイレ装置
38	新潟県①	脱臭方法及び脱臭液(工業技術総合研究所)
39	新潟県②	米粉の製造方法及びその利用食品(食品研究センター)
40	新潟県③	小麦粉の代替品となる米粉の製造方法及び当該米粉を使用した加工食品(食品研究センター)
41	新潟県④	稲の同質遺伝子系統識別方法及び当該識別技術を利用した米

		の産地識別方法（作物研究センター）
42	新潟県⑤	食品、米及び豆類の処理方法並びに当該処理方法により処理された米及び豆類を使用した加工食品の製造方法（食品研究センター）
43	新潟県⑥	米に付着した細菌及び酵母菌を除去する細菌及び酵母菌の除去方法並びに低蛋白米の製造方法（食品研究センター）
44	新潟県⑦	パン製造用の米粉及び米粉を用いたパンの製造方法（食品研究センター）
45	新潟県⑧	粳米加工製品の製造方法、餅状整形体の製造方法及び α 粉の製造方法（食品研究センター）
46	新潟県⑨	乳酸菌を利用した米の処理方法及びその米を利用した加工食品並びに低タンパク質米飯の製造方法（食品研究センター）
47	新潟県⑩	魚肉練り製品の製造方法（水産海洋研究所）
48	石川県①	輝度補正方法及び表示システム
49	石川県②	乾燥金時草の製造法及びそれを用いた色素の製造法
50	石川県③	栗の皮剥ぎ装置
51	石川県④	剥皮被害防護ネット
52	石川県⑤	色－音変換装置
53	石川県⑥	油脂－糖質粉末素材及びその製造方法
54	山梨県①	スズランエリカのクリスマスツリー仕立ておよびその栽培法
55	山梨県②	レーザーリソグラフィを用いた模型の造形装置
60	静岡県②	トリコデルマ・アトロビリデの新菌株
61	静岡県③	給湯器のリモコン装置
62	静岡県④	香気生成酵母並びにこれを用いた飲食品及びその製造法
63	静岡県⑤	茶園改良方法及びその装置
64	静岡県⑥	マスカット様芳香性酵母並びにマスカット様芳香をもつ飲食品及びその製造法
70	三重県	知的財産取得活用支援事業
72	京都府宇治市①	給水用半オス金具
73	京都府宇治市②	圧縮水切り機
74	兵庫県	通常実施権または優先実施権の付与
78	鳥取県	鳥取県版特許流通データベース 「使ってみたい鳥取県版特許集」
79	島根県	県有特許権に関するもの
81	岡山県岡山市	水中の毒物監視方法
87	愛媛県松山市	ユーカリ属植物の挿し木苗
91	高知県②	システム移行方法特許の実施許諾料
94	福岡県②	液状食品素材及びその製造方法
96	福岡県④	水質浄化能を有するコンクリート
100	福岡県⑧	水質浄化能を有する間知ブロック
104	佐賀県①	・酸化チタン関連特許 「チタニア膜形成用溶液およびチタニア膜およびその製造方法」、「アナターゼ分散液体およびその製造方法」、「チタン酸化物形成用溶液およびその製造方法」、「結晶性チタン酸化物粒子分散液体の製造方法」、「チタン酸化物形成用溶液の製造方法」
106	佐賀県③	「強化磁器及びその製造方法」
107	佐賀県④	「撥水性セラミックス」 「セラミックス表面保護膜用組成物」 「撥水撥油性セラミックス」
108	佐賀県⑤	「陶磁器用上絵具及びその製造方法」

109	佐賀県⑥	新規酵母、及び発酵調味料の製造方法及びバイオリクター
115	熊本県荒尾市	ベルトろ過濃縮機
118	鹿児島県①	新規焼酎用酵母及び当該酵母を用いる焼酎の製造方法
120	鹿児島県③	Chediak-Higashi症候群の遺伝子診断法
121	鹿児島県④	軽量シラス基盤及び緑化シラス基盤とその製造方法
124	鹿児島県⑦	茶園用薬剤散布機
130	沖縄県石垣市①	特許・パパイヤの栽培方法

④育成者権

No.	自治体名	知的財産の名称
12	千葉県③	芝生の品種
34	神奈川県	特許権等運用収入
59	静岡県①	紅ほっぺ（いちご品種）
70	三重県	知的財産取得活用支援事業
93	福岡県①	とよみつひめ（いちじく品種）
95	福岡県③	夢つくし（米品種）
97	福岡県⑤	はるしずく（二条大麦品種）
98	福岡県⑥	翠峰（すいほう）（ぶどう品種）
99	福岡県⑦	ミハルゴールド（小麦品種）
101	福岡県⑨	秋華（しゅうか）（菊品種）
102	福岡県⑩	福岡S6号（いちご品種）
105	佐賀県②	さがほのか（いちご品種）
123	鹿児島県⑥	サザンパイン（菊品種）
125	鹿児島県⑧	サザンパール（菊品種）
126	鹿児島県⑨	サザングレープ（菊品種）
127	鹿児島県⑩	新神（菊品種）

⑤実用新案権

No.	自治体名	知的財産の名称
66	静岡県⑧	回転椅子
70	三重県①	知的財産取得活用支援事業

⑥意匠権

No.	自治体名	知的財産の名称
119	鹿児島県②	地中水管用保持ブロック
122	三重県⑤	垂直屈曲管保護ブロック

索引Ⅱ (知的財産の種類による分類)

①キャラクター、マーク、デザイン関係

No.	自治体名	知的財産の名称
19	東京都①	都営交通関連グッズ（鉄道模型、おもちゃほか）
28	東京都杉並区①	杉並アニメキャラクター「なみすけ」
32	東京都八王子市①	はちバスシンボルマーク
58	岐阜県岐南町	町キャラクター「ねぎっちょ」
80	島根県安来市	あらエッサくんと安来どじょっこ隊
85	徳島県	すだちくん
110	佐賀県⑦	佐賀空港マスコットキャラクター「むっぴー」
116	熊本県上天草市	上天草市シンボルキャラクター「四郎くん」
117	熊本県南阿蘇村	「白川水源」の商標、キャラクター(名称未定)
131	沖縄県石垣市②	石垣島パパイヤ(図形)

②行政システム関係

No.	自治体名	知的財産の名称
10	千葉県①	庶務共通事務処理システムのコンピュータープログラム
13	千葉県市川市①	公共施設予約システム
14	千葉県市川市②	市川市ABCシステム
30	東京都杉並区③	障害児療育支援システム「たっちゃんのコネク島」
37	神奈川県秦野市②	家屋評価図形計算システム
75	兵庫県香美町	期日前投票管理システム
78	鳥取県	鳥取県版特許流通データベース 「使ってみたい鳥取県版特許集」
86	香川県	e-ラーニングシステム「k-navi(ケーナビ)」
90	高知県①	コンピュータプログラム著作物の利使用
103	福岡県北九州市	電子申請システム
111	佐賀県⑧	佐賀県台帳管理システム
112	佐賀県佐賀市①	基幹行政システム
113	佐賀県佐賀市②	自動交付機システム
114	佐賀県佐賀市③	電子入札システム

③歌、曲関係

No.	自治体名	知的財産の名称
9	埼玉県滑川町	町歌・滑川音頭CD
36	神奈川県秦野市①	秦野市子どもの歌「With you ありがとう」
89	愛媛県大洲市	歌「風の行方：はしだのりひこ」
129	沖縄県那覇市	那覇市立小中学校校歌の着うた配信事業

④ブランド名関係

No.	自治体名	知的財産の名称
3	北海道鶴居村	たまご型チーズ
6	岩手県軽米町	だったんそば等
57	長野県小谷村	小谷野豚
65	静岡県⑦	駿河湾深層水ブランドマーク
69	愛知県武豊町	六つ蔵せんべい

77	和歌山県和歌山市	紀らやか（焼き菓子）
132	沖縄県石垣市③	つんだみ・TsundAMI
133	沖縄県石垣市④	ゆりが行く

⑤写真、映像関係

No.	自治体名	知的財産の名称
4	青森県三沢市	自主制作番組コピー利用
8	埼玉県さいたま市	大西民子に関する著作物
16	千葉県市川市④	東山魁夷ハイビジョンソフト
17	千葉県市川市⑤	藤田喬平ハイビジョンソフト
20	東京都②	DVD「ニャンパラの仲間たち」、「ごめんねチッチ」、「みらいしょうぼうしキュータ」
21	東京都③	教養ビデオ
22	東京都④	人権学習教材ビデオの複製・頒布
26	東京都⑧	汚職等防止ビデオ「STOP！汚職 - 汚職等非行防止のシグナル - 」
33	東京都八王子市②	八王子八十八景の画像データ
56	長野県岡谷市	武井武雄作品の著作権に関する使用許諾
71	滋賀県彦根市	国宝紙本金地著色風俗図（彦根屏風）
76	奈良県奈良市	奈良市写真美術館資料貸付事務
82	広島県広島市①	・新広島市民球場透視図及び透視図写真 ・広島市民球場空撮写真
83	広島県広島市②	図録「原爆の絵」
84	広島県広島市③	「ヒロシマ・ナガサキ」核戦争のもたらすもの
88	愛媛県新居浜市	航空写真・地図販売
92	高知県本山町	大原富枝に関する著作物
128	鹿児島県和泊町	ダビングサービス

⑥品種関係

No.	自治体名	知的財産の名称
12	千葉県③	芝生の品種
59	静岡県①	紅ほっぺ（いちご品種）
93	福岡県①	とよみつひめ（いちじく品種）
95	福岡県③	夢つくし（米品種）
97	福岡県⑤	はるしずく（二条大麦品種）
98	福岡県⑥	翠峰（すいほう）（ぶどう品種）
99	福岡県⑦	ミハルゴールド（小麦品種）
101	福岡県⑨	秋華（しゅうか）（菊品種）
102	福岡県⑩	福岡S6号（いちご品種）
105	佐賀県②	さがほのか（いちご品種）
123	鹿児島県⑥	サザンパイン（菊品種）
125	鹿児島県⑧	サザンパール（菊品種）
126	鹿児島県⑨	サザングレープ（菊品種）
127	鹿児島県⑩	新神（菊品種）

⑦製品、装置、製造方法関係

No.	自治体名	知的財産の名称
1	北海道根室市	ホタテ貝柱加工食品の製造方法

7	宮城県	横棧用補強木材および防護柵
11	千葉県②	未乾燥の莢付き落花生を原料としたレトルト落花生及びその製造方法
18	千葉県君津市	地質汚染状況の検出方法及び汚染物質の除去方法、微生物観察用マイクロ検知装置及びそれを用いた汚染された地下水脈の浄化方法の特許権の運用と管理業務
25	東京都⑦	セメントキルンによる有害廃棄物の燃焼破壊処理方法
35	神奈川県相模原市	マンホール用臨時トイレ装置
38	新潟県①	脱臭方法及び脱臭液（工業技術総合研究所）
39	新潟県②	米粉の製造方法及びその利用食品（食品研究センター）
40	新潟県③	小麦粉の代替品となる米粉の製造方法及び当該米粉を使用した加工食品（食品研究センター）
41	新潟県④	稲の同質遺伝子系統識別方法及び当該識別技術を利用した米の産地識別方法（作物研究センター）
42	新潟県⑤	食品、米及び豆類の処理方法並びに当該処理方法により処理された米及び豆類を使用した加工食品の製造方法（食品研究センター）
43	新潟県⑥	米に付着した細菌及び酵母菌を除去する細菌及び酵母菌の除去方法並びに低蛋白米の製造方法（食品研究センター）
44	新潟県⑦	パン製造用の米粉及び米粉を用いたパンの製造方法（食品研究センター）
45	新潟県⑧	粳米加工製品の製造方法、餅状整形体の製造方法及び α 粉の製造方法（食品研究センター）
46	新潟県⑨	乳酸菌を利用した米の処理方法及びその米を利用した加工食品並びに低タンパク質米飯の製造方法（食品研究センター）
47	新潟県⑩	魚肉練り製品の製造方法（水産海洋研究所）
48	石川県①	輝度補正方法及び表示システム
49	石川県②	乾燥金時草の製造法及びそれを用いた色素の製造法
50	石川県③	栗の皮剥ぎ装置
51	石川県④	剥皮被害防護ネット
52	石川県⑤	色－音変換装置
53	石川県⑥	油脂－糖質粉末素材及びその製造方法
54	山梨県①	スズランエリカのクリスマスツリー仕立ておよびその栽培法
55	山梨県②	レーザーリソグラフィを用いた模型の造形装置
60	静岡県②	トリコデルマ・アトロビリデの新菌株
61	静岡県③	給湯器のリモコン装置
62	静岡県④	香気生成酵母並びにこれを用いた飲食品及びその製造法
63	静岡県⑤	茶園改良方法及びその装置
64	静岡県⑥	マスカット様芳香性酵母並びにマスカット様芳香をもつ飲食品及びその製造法
66	静岡県⑧	回転椅子
67	静岡県⑨	情報端末機
68	静岡県⑩	情報端末機
72	京都府宇治市①	給水用半オス金具
73	京都府宇治市②	圧縮水切り機
74	兵庫県	通常実施権または優先実施権の付与
81	岡山県岡山市	水中の毒物監視方法
87	愛媛県松山市	ユーカリ属植物の挿し木苗
91	高知県②	システム移行方法特許の実施許諾料

94	福岡県②	液状食品素材及びその製造方法
96	福岡県④	水質浄化能を有するコンクリート
100	福岡県⑧	水質浄化能を有する間知ブロック
104	佐賀県①	酸化チタン関連特許 「チタニア膜形成用溶液およびチタニア膜およびその製造方法」 「アナターゼ分散液体およびその製造方法」 「チタン酸化物形成用溶液およびその製造方法」 「結晶性チタン酸化物粒子分散液体の製造方法」 「チタン酸化物形成用溶液の製造方法」
106	佐賀県③	「強化磁器及びその製造方法」
107	佐賀県④	「撥水性セラミックス」 「セラミックス表面保護膜用組成物」 「撥水撥油性セラミックス」
108	佐賀県⑤	「陶磁器用上絵具及びその製造方法」
109	佐賀県⑥	新規酵母、及び発酵調味料の製造方法 及びバイオリクター
115	熊本県荒尾市	ベルトろ過濃縮機
118	鹿児島県①	新規焼酎用酵母及び当該酵母を用いる焼酎の製造方法
119	鹿児島県②	地中水管用保持ブロック
120	鹿児島県③	Chediak-Higashi症候群の遺伝子診断法
121	鹿児島県④	軽量シラス基盤及び緑化シラス基盤とその製造方法
122	鹿児島県⑤	垂直屈曲管保護ブロック
124	鹿児島県⑦	茶園用薬剤散布機
130	沖縄県石垣市①	特許・パパイアの栽培方法

⑧その他

No.	自治体名	知的財産の名称
2	北海道広尾町	SANTAMAIL (サンタメール)
5	岩手県	県有特許権等
15	千葉県市川市③	図説市川の歴史
23	東京都⑤	調理師試験問題
24	東京都⑥	・測量成果(東京都縮尺2500分の1地形図) (平成8-11年度版) ・測量成果(東京と縮尺2500分の1地形図)第1次更新(平成16年度版)
27	東京都新宿区	都市建築物の緑化技術指針
29	東京都杉並区②	書籍「外来語・役所ことばの言い換え帳」
31	東京都荒川区	ころばん体操・せらばん体操
34	神奈川県	特許権等運用収入
70	三重県	知的財産取得活用支援事業
79	島根県	県有特許権に関するもの

事 例 集

4 青森県三沢市

名称	自主制作番組コピー利用
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成18年度
過去3年間の収益額	平成18年度 67,200円 平成19年度 72,450円 平成20年度 147,000円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
住民ニーズによる。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

5 岩手県

名称	県有特許権等
知的財産権の種類	県有特許権等
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	平成18年度 76,628円 平成19年度 122,690円 平成20年度 1,304,039円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
県が所有する特許権等又は特許を受ける権利等についての実施許諾を希望する者に、必要書類を提出させ、適当と認められる場合は、実施料を徴収のうえ、実施許諾を行う。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
県有特許を外部にアピールする機会が少ない	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

6 岩手県軽米町

名称	だったんそば等
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成11年度
過去3年間の収益額	平成18年度 630,000円 平成19年度 577,500円 平成20年度 315,000円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
商品開発の推移把握	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
商品開発や販路開拓の戦略	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	
商品開発や販路開拓の充実	

1 北海道根室市

名称	ホタテ貝柱加工食品の製造方法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約要領に基づき、契約を締結する
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

2 北海道広尾町

名称	SANTAMA I L (サンタメール)
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	管理業者への管理委託
初めて収益を計上した年度	平成16年度
過去3年間の収益額	平成18年度 3,329,543円 平成19年度 54,984円 平成20年度 98,061円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
クリスマスに合わせて、サンタクロースの町広尾サンタランドから発送されるカード及びクリスマスに因んだグッズを販売。毎年、全国2万局の郵便局に申込用紙を配置し報道機関の協力を得てPRしている。経済状況等の動向により、申込が減少している。回復に向けてのセールス方法が課題。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	
実施体制としてNPO法人化等検討している。	

3 北海道鶴居村

名称	たまご型チーズ
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	管理業者への管理委託
初めて収益を計上した年度	平成19年度
過去3年間の収益額	平成19年度 1,461,000円 平成20年度 17,940,079円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
鶴居村は、基幹産業が酪農のため乳製品の消費拡大を目指す。管理方法一鶴居村	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

7 宮城県

名称	機械用補強木材および防護柵
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成15年度
過去3年間の収益額	平成18年度 356,989円 平成19年度 322,740円 平成20年度 677,648円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
必要十分な強度特性を有し、木材の腐朽時や損傷時の交換を容易にし、美観に優れ、さらに簡易かつ全面に施行できる機械用補強木材および防護柵。技術開発支援に伴う共同研究によって発明され共同で権利化。共願者が実施者となり販路開拓。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
共願者以外が実施しにくいのが問題。共願者には通常実施権を設定しており、製品カタログ等には当該特許を使用していることを明記するように努力義務を課した実施許諾契約を締結し、当該特許の周知に努めている。	
今後の事業展開	(収益を更に向ませる取組み、システムの充実等)

8 埼玉県さいたま市

名称	大西民子に関する著作物
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成8年度
過去3年間の収益額	平成18年度 27,363円 平成19年度 14,100円 平成20年度 89,817円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
平成8年7月に、歌人、大西民子氏の著作権継承者から当市に著作権の寄贈があり、以後、管理をしている。大宮図書館において、著作物使用許可申請に対する許可決定事務および、同氏に関する図書の編集・刊行を行っている。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
著作権使用料の算定方法について、著作権法上の規定がないため、社団法人日本文藝家協会の規程を参考にしている。しかし、実際には、著作物の使用目的や形態等により個別に勘案しなくてはならないことも少なからずあり、必要に応じ協議している。	
今後の事業展開	(収益を更に向ませる取組み、システムの充実等)
著作物使用許可申請に対する許可決定事務の経緯。(他未定)	

9 埼玉県滑川町

名称	町歌・滑川音頭CD
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	昭和59年度
過去3年間の収益額	平成18年度 1,000円 平成19年度 2,000円 平成20年度 1,000円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
福田村宮前村合併25周年を記念し制定したレコードを昭和59年町制施行に合わせてCD化、希望者に販売している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開	(収益を更に向させ取組み、システムの充実等)

10 千葉県①

名称	庶務共通事務処理システムのコンピュータプログラム
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成17年度
過去3年間の収益額	—
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
効率的な業務執行に必要なシステムを企業と共同で開発し、双方が互いに共同開発者に無償で使用許諾している。県は、製品の製造を企業に委ね、その後のバージョンアップ製品に係る売却権利の契約を締結している。なお、県は、販売のノウハウに乏しく、販売実績は当初年度の17年度に45,750千円のみである。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
県における販売体制の確立が必要である。エンドユーザーへの製品販売による収益を求めると、メーカーへの売却料を求める特許出願が収益を上げるためには、より効果的である。	
今後の事業展開	(収益を更に向させ取組み、システムの充実等)
現状においては、システムの充実がアドバンスにより企業の開発努力に委ねるところであり、収益の向上は県としての取組み体制制如何である。	

11 千葉県②

名称	未乾燥の英付き落花生を原料としたレトルト落花生及びその製造方法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成18年度
過去3年間の収益額	平成18年度 1,080,000円 平成19年度 970,000円 平成20年度 920,000円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
ゆで落花生は日持ちしないことから、その改善に落花生を袋に詰め、そのまま加圧加温し、常温保存できるレトルト加工品の加工方法	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開	(収益を更に向させ取組み、システムの充実等)

12 千葉県③

名称	芝生の品種
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	共同育成者の利用
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 280,000 円 平成 19 年度 500,000 円 平成 20 年度 1,050,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
ゴルフ場の産業低減に向けて、耐病性、冬季緑色の濃い品種を育成	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市上させる取組み、システムの充実等)	—

13 千葉県市川市①

名称	公共施設予約システム
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 15 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 1,008,000 円 平成 19 年度 924,000 円 平成 20 年度 504,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
電子自治体の推進 (事務軽減) の一環として、公共のスポーツ施設及び公民館の利用のための予約システムを開発。本市が著作権を有するシステムとその運用をするためのネットワークの利用及び保守・管理をサービスとして提供する。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市上させる取組み、システムの充実等)	—

14 千葉県市川市②

名称	市川市 ABC システム
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 700,000 円 平成 19 年度 0 円 平成 20 年度 0 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
行政改革のツールとして市独自で開発したもので、職員の活動の性質、活動量を可視化して業務改善につなげることが目的とする。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際に、開発業者の SE がいないとできない。現在は SE が会社を退職したことにより実質的に提供不可能になっている。
今後の事業展開 (収益を更に向上市上させる取組み、システムの充実等)	—

15 千葉県市川市③

名称	図説市川の歴史
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 32,198 円 平成 19 年度 0 円 平成 20 年度 0 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
市制施行 70 周年を記念して、考古・歴史・自然の 3 博物館が中心となって市川市の通史をまとめて発行したもの。市川市と市川市文化振興財団が締結した出版契約にもとづく。市川市文化振興財団が発行し販売した「図説 市川の歴史」の販売額の 3% を著作権料として市川市に支払う。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市上させる取組み、システムの充実等)	—

第二編 自治体の財産の活用による増収の取組み

19 東京都①

名称	都営交通関連グッズ（鉄道模型、おもちゃほか）
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	平成18年度4,400,000円 平成19年度8,700,000円 平成20年度6,900,000円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
事業者からの企画提案により商品化を許諾する。商品製作回数に応じて許諾料を徴収する。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

20 東京都②

名称	DVD「ニャンパラの仲間たち」、「ごめんねタッチ」、「みらいしようぼうしキュータ」
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成14年度
過去3年間の収益額	平成18年度4,285円 平成19年度30,357円 平成20年度675円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
民間企業と複製（頒布）契約を締結	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
ビデオからDVDに媒体を拡充	
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

21 東京都③

名称	教養ビデオ
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成20年度
過去3年間の収益額	平成20年度15,802円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
—	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

16 千葉県市川市④

名称	東山魁夷ハイビジョンソフト
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成19年度
過去3年間の収益額	平成19年度29,400円 平成20年度21,105円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
日経映像との共同開発によるもの。展示会の際に物販を行っている。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

17 千葉県市川市⑤

名称	藤田喬平ハイビジョンソフト
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成19年度
過去3年間の収益額	平成19年度15,687円 平成20年度0円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
日経映像との共同開発によるもの。展示会の際に物販を行っている。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

18 千葉県君津市

名称	地質汚染状況の検出方法及び汚染物質の除去方法（特許番号2140003）、微生物観察用マイクロ検知装置及びそれを用いた汚染された地下水脈の浄化方法（特許番号3505260）の特許権の運用と管理業務
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	管理者への管理委託
初めて収益を計上した年度	平成13年度
過去3年間の収益額	平成18年度3,050,113円 平成19年度1,500,145円 平成20年度1,581,274円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
本市が所有する2件の特許権及び実施権の譲渡を受けた特許の権利行使による特許使用料の徴収を、特許管理法人と特許管理業務委託契約を結び、特許使用料の確保。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

25 東京都⑦

名称	セメントギョルンによる有害廃棄物の燃焼破壊処理方法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 12 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 4,746 円 平成 19 年度 4,927 円 平成 20 年度 0 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等)	—

26 東京都⑧

名称	汚職等防止ビデオ「STOP! 汚職・汚職等非行防止のシグナル」
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 78,750 円 平成 19 年度 0 円 平成 20 年度 78,750 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
汚職等防止研修で活用するため、ビデオを制作した。制作を委託した業者に複製販売の許諾を行い、販売価格の 5% を著作権使用料として徴収する。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等)	—

27 東京都新宿区

名称	都市建築物の緑化技術指針 (著作権料)
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 5 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 31,650 円 平成 19 年度 31,650 円 平成 20 年度 31,017 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
区が定めた「都市建築物の緑化技術指針」を掲載した図書を販売する業者と契約し、販売額の一定割合の著作権料を徴収する。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
建築物の緑化を推進するため民間と連携し、図書の販売を通して緑化指針の普及啓発を図ってきた。当初は売上げが大きく、事業効果も高かったが、最近では売上げが落ちてきた。しかし、これは 15 年余り経過し、緑化指針が広く浸透してきたためと受け止めている。	
今後の事業展開 (収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等)	—
現行どおりの仕組みで進めていく。	

22 東京都④

名称	人権学習教材ビデオの複製・頒布
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	—
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 1,055,250 円 平成 19 年度 38,8500 円 平成 20 年度 498,750 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
東京都が著作権を所有する人権学習教材ビデオの複製・頒布について契約を締結し、契約で定めた基準により著作権使用料を徴収する。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等)	—

23 東京都⑤

名称	調理師試験問題
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可 * 利用許諾
初めて収益を計上した年度	—
過去 3 年間の収益額	平成 19 年度 34,413 円 平成 20 年度 15,395 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等)	—

24 東京都⑥

名称	測量成果 (東京都縮尺 2500 分の 1 地形図) (平成 8-11 年度版)・測量成果 (東京都と縮尺 2500 分の 1 地形図) 第 1 次更新 (平成 16 年度版)
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可自治体等が都市計画図やハザードマップ等、各種資料や地図等を作成するために活用
初めて収益を計上した年度	平成 11 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 171,626 円 平成 19 年度 775,577 円 平成 20 年度 645,473 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
<経緯>自治体の都市計画等の策定に必要な資料として作成した。	
<管理方法>都市整備局・都市基盤部・交通企画課で、利用許諾等を行っている。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等)	—
性質上、行政目的での利用が主であり、民間企業等に積極的に利用を促して収益を向上させることは難しい。	

28 東京都杉並区①

名称	杉並アニメキャラクター「なみすけ」
知的財産権の種類	著作権及び商標権
利用者の知的財産の活用形態	管理業者への管理委託を基本としているが、案件によっては利用者との直接契約や使用許可もしている。
初めて収益を計上した年度	平成20年度
過去3年間の収益額	平成21年度 14,141円(外部委託によるロイヤルティ) ※事例調査参照
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	区独自でグッズを製作し販売するほか、イベントなどに参加をしライセンスの確保に努める。
区独自でグッズを製作し販売する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
地域キャラクターの域を越えることは非常に難しく、全国展開できる企業からはなかなか声はかからない。	
区内事業者には、注目され始め、食品(菓子)中心であるが、相談はあるが、現在ライセンス管理委託を民間企業に委託しているため、著作権使用料の問題でうまくまとまらないケースが多い	
今後の事業展開(収益を更に向ませる取組み、システムの充実等)	今後、区内事業者など、小さな事業展開などは、直接、区が窓口となりライセンスの拡大を目指す。そのため、システム作りを早急に行いたい。

29 東京都杉並区②

名称	書籍「外来語・役所ことばの言い換え帳」
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成17年度
過去3年間の収益額	平成18年度 323,800円 平成19年度 194,280円 平成20年度 100,378円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	発端になったのは、平成14年に高齢者の方から寄せられた「区の広報紙にカタカナが多すぎて分かりづらく、混乱を招きやすい」という意見。これを受け、区では区民満足向上推進本部の下、わかりやすいことは検討組織を設置し、カタカナことばなどの見直しに取り組んできた。検討組織から作業を引き継いだ区長室総務課は、国立国語研究所の協力を得ながら、区が作成する文章に使われているカタカナことばと役所ことばの見直しに取り組み、平成17年2月、「ことばの見直し読本」としてまとめ、全課、全事業所及び全管理職に配布。この本が、出版され収益を上げる。
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
外来語や役所ことばをどのように言い換えるかが問題点であったが、国立国語研究所の協力のもと、適切なことばへ言い換えられた。	
今後の事業展開(収益を更に向ませる取組み、システムの充実等)	特に増刷の予定なし。

30 東京都杉並区③

名称	障害児療育支援システム「たっちゃんのコネク島」
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	第三者の使用許諾について、三者(杉並区・女子美術大学・(株)キャドセンター)で合意文書を締結している。販売のロイヤリティについて、料率を定めている。
初めて収益を計上した年度	平成18年度
過去3年間の収益額	平成18年度 73,905円 平成19年度 42,334円 平成20年度 29,089円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	平成9年の開設当時からタッチパネル式コンピューターの指導への活用を図ってきたが、子どもの発達レベルに合ったソフトを見つけたのが難しい現状であった。
平成16年より、女子美術大学・(株)キャドセンターと三者協同の「レインボープロジェクト」を立ちあげ、女子美術大学の学生の感性と、複数のタッチを認識する新技術、療育スタッフの経験を合せた障害児でも楽しめるコンテンツの製作を開始した。平成18年より療育支援ソフト「たっちゃんのコネク島」として頒布している。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	三者共同開発のため、打ち合わせ時間の確保や調整に時間を要する。本来業務に支障を及ぼさずに取り組む必要がある。高額のため購入が困難との声が多い。そのため、家庭のPCでも行えるようマウス版を発売している。
今後の事業展開(収益を更に向させ取組み、システムの充実等)	より効果的な活用方法について特殊教育学会、発達心理学会での発表を通じ、製品の周知、効果の実証を行っていく。対人関係をより強く意識した製品の研究・開発により第2弾の販売を計画。

31 東京都荒川区

名称	ころぼん体操・せらぼん体操
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成18年度
過去3年間の収益額	平成18年度 32,000円 平成19年度 32,000円 平成20年度 80,000円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	ころぼん体操 平成14年に区、区民及び首都大学東京健康福祉学部が共同して開発した。 せらぼん体操 平成16年度にマシンを使わない筋力トレーニングとして、区と首都大学東京が共同して開発した。 本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開(収益を更に向させ取組み、システムの充実等)	—

35 神奈川県相模原市

名称	マンホール用臨時トイレ装置
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 11 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 1,185,384 円 平成 19 年度 1,963,675 円 平成 20 年度 851,483 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
地域循環バス「はちバス」の運行開始後、シンボルマークを利用した商品の製作・販売に対する要望が寄せられ、その宣伝効果により利用者の増加が期待できることから、シンボルマークの著作権利用を承諾することとした。	災害時に下水道用マンホールをトイレとして利用するための装置について、民間業者と特許権を保有し、販売は業者が果たす。販売価格の一部について、実施料として収入がある。
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	需要は、地震等実際の災害等により変動する点。
	—
	—

36 神奈川県秦野市①

名称	桑野市子どもの歌「With you ありがとう」
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 45,000 円 平成 19 年度 19,000 円 平成 20 年度 6,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
平成 12～13 年度にかけて、21 世紀の八王子の顔にふさわしい景観として八十八景を選定した。その画像データを「八王子八十八景の画像データの利用承認基準」により管理している。著作権利用料は公用、公共用または公益事業用以外の利用のみ、事務手数料として 1,000 円徴収している。	市制 50 周年を記念して、一般公募した歌詞にプロの作曲家が曲をつけ、CD (税込¥1000) を作成した。市内の幼稚園、小学校、中学校では、行事の際に歌ったり、手話をつけてイベントで披露するなど、子どもたちに親しまれるメロディーとなっている。市では、市内のチャイルドに使用したり、イベントで活用したりなどしている。
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—
	—

37 神奈川県秦野市②

名称	家屋評価図形計算システム
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	契約先がシステムの販売及び開拓を行う。
初めて収益を計上した年度	平成元年
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 700,000 円 平成 19 年度 600,000 円 平成 20 年度 500,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
地域循環バス「はちバス」の運行開始後、シンボルマークを利用した商品の製作・販売に対する要望が寄せられ、その宣伝効果により利用者の増加が期待できることから、シンボルマークの著作権利用を承諾することとした。	評価家屋の平面図の作成及び評価情報を元に各部分の施工量を自動算出し再建築費を計算するシステムを業者と共同で開発したものです。著作権等の権利は業者が保有し、システムを第三者に販売した時に一定の金銭を受け取ることになっている。
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—
	—

32 東京都八王子市①

名称	はちバスシンボルマーク
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 15 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 0 円 平成 19 年度 1,000 円 平成 20 年度 0 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
地域循環バス「はちバス」の運行開始後、シンボルマークを利用した商品の製作・販売に対する要望が寄せられ、その宣伝効果により利用者の増加が期待できることから、シンボルマークの著作権利用を承諾することとした。	地域循環バス「はちバス」の運行開始後、シンボルマークを利用した商品の製作・販売に対する要望が寄せられ、その宣伝効果により利用者の増加が期待できることから、シンボルマークの著作権利用を承諾することとした。
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—
	—

33 東京都八王子市②

名称	八王子八十八景の画像データ
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 1,000 円 平成 19 年度 1,000 円 平成 20 年度 1,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
平成 12～13 年度にかけて、21 世紀の八王子の顔にふさわしい景観として八十八景を選定した。その画像データを「八王子八十八景の画像データの利用承認基準」により管理している。著作権利用料は公用、公共用または公益事業用以外の利用のみ、事務手数料として 1,000 円徴収している。	平成 12～13 年度にかけて、21 世紀の八王子の顔にふさわしい景観として八十八景を選定した。その画像データを「八王子八十八景の画像データの利用承認基準」により管理している。著作権利用料は公用、公共用または公益事業用以外の利用のみ、事務手数料として 1,000 円徴収している。
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—
	—

34 神奈川県

名称	特許権等運用収入
知的財産権の種類	特許権、育成者権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	—
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 3,932,374 円 平成 19 年度 4,401,405 円 平成 20 年度 4,635,024 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
地域循環バス「はちバス」の運行開始後、シンボルマークを利用した商品の製作・販売に対する要望が寄せられ、その宣伝効果により利用者の増加が期待できることから、シンボルマークの著作権利用を承諾することとした。	果が保有する特許権及び品種登録済品種 (出願中のものを含む) を利用することによって企業等が収益を得た場合、その収益の一部を原権利者である県が実施料として収入する。
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—
	—

38 新潟県①

名称	脱臭方法及び脱臭液（工業技術総合研究所）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 188,961 円 平成 19 年度 201,553 円 平成 20 年度 230,118 円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
経緯：食品汚泥の微生物処理（中間処理業）を行う事業者より、事業継続に不可欠となる、脱臭技術開発を依頼され、共同研究として取組み開発を行う。財産管理：特許（成立）は事業者とも共有財産とし、権利許諾者より事業年度の利用実績（廃棄物の受入量）の報告を受け、これを基に実施料を算出し、利用料の納付を受ける。販路開拓の手法：特に行っていない。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
耐熱性材料で作られた気液接触型の脱臭装置が設置されている事業所以外には利用できない。また、基礎的な化学の知識をひつようとすするため、導入にあたっては研修を要する。	
今後の事業展開（収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等）	
収益を向上させるための技術の改良や新たな開発点はない。システムの充実も同様である。	

39 新潟県②

名称	米粉の製造方法及びその利用食品（食品研究センター）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 14 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 171,973 円 平成 19 年度 248,560 円 平成 20 年度 169,306 円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
和菓子、米菓の高品質化のため、高品質かつ微細な米粉が要望された。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
特殊な製粉機（気流式粉砕機）が必要なため、中小事業者では導入費が負担となる。	
今後の事業展開（収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等）	
新開発「R10 プロジェクト」として展開中。	

40 新潟県③

名称	小麦粉の代替品となる米粉の製造方法及び当該米粉を使用した加工食品（食品研究センター）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 13 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 103,635 円 平成 19 年度 126,907 円 平成 20 年度 140,054 円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
パン、麺等の小麦粉用途に適用できる米粉の開発が製粉業者から強く要望された。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
特殊な製粉機（気流式粉砕機）が必要なため、中小製粉業者では負担が大きい。	
今後の事業展開（収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等）	
新開発「R10 プロジェクト」として展開中。	

41 新潟県④

名称	稲の同質遺伝子系統識別方法及び当該識別技術を利用した米の産地識別方法（作物研究センター）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 48,951 円 平成 19 年度 44,908 円 平成 20 年度 29,918 円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
コシヒカリ BL の普及に当たって、他県産のコシヒカリが新潟県産と表示されることを抑止する目的で、DNA の違いに基づき水稲品種を区別する技術を、独立行政法人農業・食品産業技術総合機構と共同で開発した。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開（収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等）	

42 新潟県⑤

名称	食品、米及び豆類の処理方法並びに当該処理方法により処理された米及び豆類を使用した加工食品の製造方法（食品研究センター）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 13 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 121,152 円 平成 19 年度 95068 円 平成 20 年度 23,187 円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
米飯、おかゆ等の重数低減技術が業界より強く要望された。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開（収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等）	
技術の普及を図る。	

43 新潟県⑥

名称	米に付着した細菌及び酵母菌を除去する細菌及び酵母菌の除去方法及び低蛋白米の製造方法（食品研究センター）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 15 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 83,084 円 平成 19 年度 88,645 円 平成 20 年度 21,878 円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
低タンパク質米製造時に問題となっていた細菌・酵母を効率的除去方法が強く求められていた。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開（収益を更に向 up させる取組み、システムの充実等）	
技術の普及を図る。	

44 新潟県⑦

名称	パン製造用の米粉及び米粉を用いたパンの製造方法（食品研究センター）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成17年度
過去3年間の収益額	平成18年度 9,418円 平成19年度 111,387円 平成20年度 20,410円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
小麦アレルギー患者対応の食品開発が求められていた。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
小麦フリーを謳うためには、小麦粉製品を製造している工場とは別工場で製造することが必要。	
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	
新潟発「R10プロジェクト」として展開中。	

45 新潟県⑧

名称	糰米加工製品の製造方法、餅状整形体の製造方法及びα粉の製造方法（食品研究センター）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成14年度
過去3年間の収益額	平成18年度 18,273円 平成19年度 17,339円 平成20年度 19,238円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
糊化済み米粉の高品質化ならびに効率的製造法の確立が求められていた。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
ホットロールが必要なため、一般的な製粉業者では対応できない。	
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	
ペビーフードとして展開中。	

46 新潟県⑨

名称	乳酸菌を利用した米の処理方法及びその米を利用した加工食品並びに低タンパク質米飯の製造方法（食品研究センター）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成13年度
過去3年間の収益額	平成18年度 23,823円 平成19年度 12,771円 平成20年度 13,896円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
腎臓病患者の00L向上のため、高品質かつ安価な低タンパク質米の製造技術の確立が求められていた。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
乳酸菌の培養が必要なため、微生物の取り扱いに習熟している必要がある。	
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	
低タンパク質米を利用した加工品開発。	

47 新潟県⑩

名称	魚肉練り製品の製造方法（水産海洋研究所）
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成19年度
過去3年間の収益額	平成19年度 6,033円 平成20年度 7,251円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
県産魚介類が食べたい高齢者や咀嚼・嚥下困難者のニーズに対応する新しい練り製品の開発が望まれていた。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
一般的な練り製品の製造技術を熟知している必要がある。	
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	
高齢者向け食品として展開中。	

48 石川県①

名称	精度補正方法及び表示システム
知的財産権の種類	特許権（出願中）
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成17年度
過去3年間の収益額	平成18年度 115,737円 平成19年度 440,852円 平成20年度 868,631円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
共同発明者と実施契約締結	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	

49 石川県②

名称	乾燥金時草の製造方法及びそれを用いた色素の製造法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成16年度
過去3年間の収益額	平成18年度 102,438円 平成19年度 71,115円 平成20年度 86,842円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	

50 石川県③

名称	栗の皮剥ぎ装置
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成18年度
過去3年間の収益額	平成18年度31,500円 平成19年度31,500円 平成20年度0円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
共同発明者と実施契約締結	—
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開(収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	—

51 石川県④

名称	剥皮被害防護ネット
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成16年度
過去3年間の収益額	平成18年度28,702円 平成19年度2,325円 平成20年度6,974円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
共同発明者と実施契約締結	—
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開(収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	—

52 石川県⑤

名称	色一昔変換装置
知的財産権の種類	特許権(出願中)
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成18年度
過去3年間の収益額	平成18年度3,402円 平成19年度5,670円 平成20年度3,654円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
共同発明者と実施契約締結	—
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開(収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	—

53 石川県⑥

名称	油脂一糖質粉末素材及びその製造方法
知的財産権の種類	特許権(出願中)
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成20年度
過去3年間の収益額	平成20年度582円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
共同発明者と実施契約締結	—
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開(収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	—

54 山梨県①

名称	スズランエンリカのクリスマスツリー仕立ておよびその栽培法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成15年度
過去3年間の収益額	平成18年度27,630円 平成19年度35,085円 平成20年度35,035円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
共同発明者と実施契約締結	—
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	・開花期を早め、クリスマスツリー仕立てにすることで、クリスマス用新商材として、県の新ブランド品目として確立する。・特許権実施許諾契約書により管理
今後の事業展開(収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	・技術特許のため権利保護の徹底が困難。・生産者のモラルに委ねる場面が多い。・許諾先であるJAへ保護管理の徹底を指導。

55 山梨県②

名称	レーザーリソグラフィを用いた模型の造形装置
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成12年度
過去3年間の収益額	平成18年度32,178円 平成19年度26,395円 平成20年度0円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	—
共同発明者と実施契約締結	—
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	商品開発の経緯：山梨県工業技術センターが職務において発明(昭和62年) 財産の管理方法：公有財産として管理し、使用を希望する者に実施許諾し、実施料を徴収している。
今後の事業展開(収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	—

56 長野県岡谷市

名称	武井武雄作品の著作権に関する使用許諾
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成20年度(初の予算化)
過去3年間の収益額	平成19年度25,000円 平成20年度465,005円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
著作権の管理要綱を制定・作品は日本書画美術館(岡谷市立)において保存・展示	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
絵画作品の価値は抽象的なものであり、作家の死去とともに市場価値が変動するため、作品の価値をどう評価するか(使用料をどのように設定するか)が課題だと考えている。	
今後の事業展開(収益を更に向上市場価値を向上させる取組み、システムの充実等)	
武井武雄作品の知名度up、武井武雄作品を活用したまちづくり	

57 長野県小谷村

名称	小谷野豚
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	-
過去3年間の収益額	-
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
商品開発グループによる使用	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開(収益を更に向上市場価値を向上させる取組み、システムの充実等)	

58 岐阜県岐南町

名称	町キャラクター「ねぎっちょ」
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成21年度
過去3年間の収益額	平成18年度224,000円 平成19年度14,000円 平成20年度27,500円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
町制50周年記念事業として町のキャラクターを一般公募し、町特産品である徳田ねぎをモチーフとする「ねぎっちょ」のキャラクターが決定。現在のゆるキャラブームとも相まって、関連グッズの問い合わせも多く、町の情報発信の好機と捉え、キャラクターデザインの商品販売を今年度から開始。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
模造商品を排除するため、デザインや文字を商標登録し、町固有の財産とした。	
今後の事業展開(収益を更に向上市場価値を向上させる取組み、システムの充実等)	
各地で開催されるイベントに出演し、岐南町の存在を外部に発信し、外郭委託販売による販路の拡大を検討し、町の活性化につなげていきたい。	

59 静岡県①

名称	紅ほっぺ(いちご品種) 登録第10371号
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成14年度
過去3年間の収益額	平成18年度2,400,000円 平成19年度4,800,000円 平成20年度9,300,000円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
公有財産台帳に登録し管理している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開(収益を更に向上市場価値を向上させる取組み、システムの充実等)	

60 静岡県②

名称	トリコデルマ・アトロピリゾの新菌株 特許第3691264号
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成16年度
過去3年間の収益額	平成18年度883,266円 平成19年度713,174円 平成20年度764,596円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
公有財産台帳に登録し管理している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開(収益を更に向上市場価値を向上させる取組み、システムの充実等)	

61 静岡県③

名称	給湯器のリモコン装置 特許第3928058号
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成16年度
過去3年間の収益額	平成18年度136,714円 平成19年度175,181円 平成20年度173,504円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
公有財産台帳に登録し管理している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開(収益を更に向上市場価値を向上させる取組み、システムの充実等)	

62 静岡県④

名称	香気生成酵母並びにこれを用いた飲食品及びその製造法 特許第 3932321 号
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 15 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 108,658 円 平成 19 年度 48,888 円 平成 20 年度 19,439 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
公有財産台帳に登録し管理している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

63 静岡県⑤

名称	茶園改良方法及びその装置 特許第 3247892 号
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 17 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 48,247 円 平成 19 年度 41,265 円 平成 20 年度 54,371 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
公有財産台帳に登録し管理している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

64 静岡県⑥

名称	マスカット様芳香性酵母並びにマスカット様芳香をもつ飲食品及びその製 造法 特許第 3721383 号
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 15 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 38,416 円 平成 19 年度 33,592 円 平成 20 年度 28,787 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
公有財産台帳に登録し管理している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

65 静岡県⑦

名称	駿河湾深層水ブランドマーク
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 20 年度
過去 3 年間の収益額	平成 20 年度 94,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
公有財産台帳に登録し管理している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

66 静岡県⑧

名称	回転椅子 実用新案第 3086492 号
知的財産権の種類	実用新案権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 14 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 11,360 円 平成 19 年度 32,746 円 平成 20 年度 11,245 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
公有財産台帳に登録し管理している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

67 静岡県⑨

名称	情報端末機 特許第 4081744 号
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 20 年度
過去 3 年間の収益額	平成 20 年度 43,375 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
公有財産台帳に登録し管理している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

71 滋賀県彦根市

名称	国宝紙本金地着色風俗図（彦根屏風）
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成12年度
過去3年間の収益額	平成18年度88,000円 平成19年度80,000円 平成20年度92,000円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	国宝紙本金地着色風俗図（彦根屏風）絵画全体および文字の使用について商標の使用について必要な手続きを条例で定めている。（1商品もしくは1役装の使用につき年間8,000円）
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	公共団体や公共的団体が使用する場合は減額・免除できる。
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

72 京都府宇治市①

名称	給水用半オス金具
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	昭和62年度
過去3年間の収益額	平成18年度554,831円 平成19年度333,522円 平成20年度377,874円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	職員の職務発明を商品化し、実用新案登録。その後、部分改良を加えて、平成8年度に再度実用新案登録。さらに部分改良を加えて、平成15年度に特許登録を行い、現在に至る。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

73 京都府宇治市②

名称	圧縮水切り機
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	H21.10.1現在、商品化はされていない。
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	—
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	—
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—
H P 上で「圧縮水切り機」についての情報を公開し、商品化に取り組んでいただけの企業を募集する予定。	

68 静岡県⑩

名称	情報端末機 許第4081744号
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成14年度
過去3年間の収益額	平成18年度8,299円 平成19年度11,757円 平成20年度7,311円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	公有財産台帳に登録し管理している。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

69 愛知県武豊町

名称	六つ蔵せんべい
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	管理者への管理委託
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	—
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	平成20年11月に第二回全国醤油サミットを本町で開催した。その際、障害者福祉の推進と地域産業の振興を目的に、町立の障害者授産施設で、授産製品として、地元特産品のたまりを使用した菓子「六つ蔵せんべい」を開発・製造し、販売を行った。今後、同施設の指定管理者に、商標権の使用を許可し、あわせてその管理を委託する。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—
商標権の使用に伴う収益については、「六つ蔵せんべい」の製造にあたる障害者の工資として全て還元し、福祉向上を図るものとする。	

70 三重県

名称	知的財産取得活用支援事業
知的財産権の種類	特許権、実用新案権、意匠権、育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可実施許諾契約を使用者と締結
初めて収益を計上した年度	平成13年度
過去3年間の収益額	平成18年度155,000円 平成19年度199,000円 平成20年度138,000円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	発明者及び県が取得した権利を広く県内の必要とする企業に対して技術移転し、県内産業の高度化を図る。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
県有特許の許諾件数、収入が少ない	
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

76 奈良県奈良市

名称	奈良市写真美術館資料貸付事務
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 4 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 3,606,930 円 平成 19 年度 4,765,255 円 平成 20 年度 2,953,335 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
奈良市が所有する資料の良好な保存を図るとともに、入江泰吉記念奈良市写真美術館の健全な運営に寄与する	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
写真を見ないと、原稿の貸付ができないので、遠隔地からの使用申請に対応しづらい。	
今後の事業展開 (収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	
インターネット上での写真の選択、使用申請などができるようにしたい	

77 和歌山県和歌山市

名称	紀らやか (焼き菓子)
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 20 年度
過去 3 年間の収益額	平成 20 年度 72,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
商標使用料	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	
使用者の拡大	

78 鳥取県

名称	鳥取県版特許流通データベース 「使ってみたい鳥取県版特許集」
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	—
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 98,503 円 平成 19 年度 39,243 円 平成 20 年度 68,153 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
流通希望特許を公開	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
成約しても事業化に結びつかないケースがある。	
成約部分だけではなく、トータルで支援する仕組みが必要。	
今後の事業展開 (収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	
事業化までを支援できる体制を構築する予定。	

74 兵庫県

名称	通常実施権または優先実施権の付与に関する取組み
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	通常実施権または優先実施権の付与
初めて収益を計上した年度	—
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 2,840,042 円 平成 19 年度 2,994,554 円 平成 20 年度 6,553,671 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
県有特許等のコーディネート (マッチング支援、ライセンス契約等) について技術移転専門機関である (財) 新産業創造研究機構と積極的に連携するほか、研究特許等の取得に係る事前調査 (先行技術調査、特許検索等) や情報収集 (特許庁公報類の閲覧等) については県発明協会と連携する。保有する知的財産に関しては、ホームページでの情報発信の充実、特許流通フェアへの参画等各種広報媒体、機会を活用して、ユーザー等県民への P R を推進する。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	
引き続き連携、情報発信を進める。(備考：収益額には知財関係収入の総額を記載)	

75 兵庫県香美町

名称	期日前投票管理システム
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	管理者への管理委託
初めて収益を計上した年度	平成 19 年度
過去 3 年間の収益額	平成 19 年度 200,000 円 平成 20 年度 0 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
システム会社との共同開発により著作権を共有 (持分均等) し、システム会社が販売した場合は町へ 20 万円、町が主導で販売した場合は 40 万円が入る	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上させる取組み、システムの充実等)	
今後売れそうな見込みがないため、特に取組みは考えていない。	

79 島根県

名称	県有特許権に関するもの
知的財産権の種類	県有特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成4年度
過去3年間の収益額	平成18年度 910,228円 平成19年度 406,532円 平成20年度 433,785円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
県有特許の実施許諾契約に基づく一時金、経常実施料収入	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市場や工夫について)	—

80 島根県安来市

名称	あらエツサクんと安来どじょこ隊
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成16年度
過去3年間の収益額	平成18年度 71,790円 平成19年度 17,500円 平成20年度 10,500円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
安来市イメージキャラクターとして商標登録。市内の事業所や団体からの申請に関しては、審査のうえ無料での使用を認めている。市外業者に関しては原則有料。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
商品開発は、使用許可を受けた民間事業者等が行っており、様々な商品開発が行われている。	
今後の事業展開 (収益を更に向上市場や工夫について)	
どじょすくいの町安来をPRすることを目的としており、使用料による収益のみならず、イメージキャラクターを活用した安来市のPRを効果的に展開していきたい。	

81 岡山県岡山市

名称	水中の毒物監視方法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	ユニチカ株式会社との共同開発によるもの。契約書により水質監視装置の製造及び販売をユニチカ株式会社が行う
初めて収益を計上した年度	平成20年度
過去3年間の収益額	平成20年度 50,400円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
水瀬河川における突発的な水質汚染に対応するため、水棲生物を利用した毒物監視装置を導入したが、季節変動等による水棲生物の状態に応じた装置の設定を手動で行う必要があった。この装置設定を自動的に行うことができれば安定的な運用が可能となると判断して、開発メーカーと共同での技術開発を行った。権利については、共有とし、持分は均等。権利侵害があった場合は、両者で排除の手段を講じる。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市場や工夫について)	—

82 広島県広島市①

名称	・新広島市民球場透視図及び透視図写真 ・広島市民球場空撮写真
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成20年度
過去3年間の収益額	平成20年度 735,000円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
広島市民球場の透視図及び透視図写真並びに空撮写真を使用したい旨の申出があった場合に、行政財産目的外使用許可を行い、営利目的の場合は使用料を徴収している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
透視図及び写真はホームページ上に掲載しており、それを無断で使用される可能性があるため、使用者には、これらの著作権が広島市にあることを説明し、無断で使用することがないよう注意喚起している。	
今後の事業展開 (収益を更に向上市場や工夫について)	—

83 広島県広島市②

名称	図録「原爆の絵」
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成18年度
過去3年間の収益額	平成18年度 945,600円 平成19年度 0円 平成20年度 360,000円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
出版物の複製・頒布に関する契約を締結している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市場や工夫について)	—

84 広島県広島市③

名称	「ヒロシマ・ナガサキ」核戦争のもたらすもの
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成13年度
過去3年間の収益額	平成18年度 16,500円 平成19年度 11,250円 平成20年度 7,500円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
映画フィルムの複製・頒布に関する契約を締結している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市場や工夫について)	—

87 愛媛県松山市

名称	ユーカーリ鳳植物の挿し木苗
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	平成18年度0円 平成19年度0円 平成20年度0円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等) 農業指導センターの職員が発明し、特許権が登録された。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	職員が行った「職務発明」の認定や権利承継等の手続きをどうするか。→「松山市職員の職務発明等に関する規則」の制定
今後の事業展開	(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)
業務委託を検討	

88 愛媛県新居浜市

名称	航空写真・地図販売
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成17年度
過去3年間の収益額	平成18年度96,600円 平成19年度25,100円 平成20年度31,500円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等) 情報資産(1000分の1縮尺の地形図及び航空写真)をメディアにコピーし、使用権の販売を行う。新居浜市HPにおいて周知を行っている。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開	(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)

89 愛媛県大洲市

名称	歌「風の行方：はしだのりひこ」
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成14年度
過去3年間の収益額	平成18年度2,957円 平成19年度1,814円 平成20年度1,569円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等) 昭和63年頃、旧脇川町において、「風おこし運動」という事業があり、そのイメージソングを作成し、イベント等で活用していた。その歌手が自分のアルバムにこの歌を使用したいとの申し出があり、平成14年に真芝目川と使用許諾契約を締結し、そのCD売上に対する使用料が収益として計上されている。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開	(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—

85 徳島県

名称	すだちくん
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成21年度
過去3年間の収益額	—
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等) 「ゆるキャラ」として人気を集め「もっと幅広く有効活用をすべき」との要望が強く、有償使用の規定を創設。収益は商標権の維持や着ぐるみの制作・管理に充てる。ホームページにて周知。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
キャラクターの不正使用等への対応が今後懸念される。	
今後の事業展開	(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)
「ゆるキャラ」としての地位向上を図るため、各種イベントへの参加、マスコミへの露出を高めていく。	

86 香川県

名称	e-ラーニングシステム「k-navi(ケーナビ)」
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成19年度
過去3年間の収益額	平成19年度1,365,000円 平成20年度0円
事業の概要	(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等) 職員が個人的に開発したものを県に無償譲渡した。なお、収益実績のあるe-ラーニングシステム以外にも複数システムを有償提供することとしている。詳細は次のURLを参照。 http://www.pref.kagawa.jp/soumu/jimu/soumu/system_index.htm
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
・報道発表した直後は多くの問合せがあったが、その後、積極的な販促活動をしていないため、本事業の認知度が低い。	
・一職員の個人的なスキルに依存している。	
・「k-navi」の商標をジャパネットがすでに登録済みであったため、当県で使用していた愛着のある名称で販売するため、名称使用について許諾を得る必要があった。(結果的に無償)	
今後の事業展開	(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)
・有償提供可能なシステムを順次増やす。	
・同様のシステム開発ができる複数の人材を育てる。	
・本来業務に支障のない範囲内で、販促活動に取り組む。	

92 高知県本山町

名称	大原富枝に関する著作物
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 14 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 304,505 円 平成 19 年度 256,747 円 平成 20 年度 935,860 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
著作使用権利	著作使用権利
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

93 福岡県①

名称	とよみつひめ (いちじく品種)
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 3,315 円 平成 19 年度 139,293 円 平成 20 年度 396,170 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	・ 当県農業総合試験場にて平成 15 年度に開発 ・ 財産管理は県担当課で実施 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

94 福岡県②

名称	液状食品素材及びその製造方法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 8 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 84,261 円 平成 19 年度 356,985 円 平成 20 年度 354,136 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	・ 平成 3 年度から実施した地域バイオテクノロジー実用化技術研究開発促進事業で、県工業技術センター化学繊維研究所と農業総合試験場の共同研究により平成 6 年度に開発 ・ 財産管理は県担当課で実施 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

90 高知県①

名称	コンピュータプログラム著作物の利用
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 16 年度
過去 3 年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	本県が著作権を有する情報システムについて、当該システムをパッケージシステムとして導入して開発すると期間と費用が従来より低減できることを全国の他自治体に広報している。この手法での開発が実施されると、システム著作物の利用料が収入として得られる。平成 16 年度に 1,700 万円の収益。 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—
今後とも、全国の自治体へこのシステムの紹介をさらに積極的に行っていく。	—

91 高知県②

名称	システム移行方法特許の実施許諾料
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	21 年度
過去 3 年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	基幹システムを汎用機からオープン系サーバにリホストする際の移行方法の一部について特許を取得している。当該特許を用いたシステムの移行 (開発) により、従来より期間と費用が大きく低減できることを広報し、特許を用いた移行 (開発) を行った場合には、特許実施の許諾料が得られる。 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	移行業務を請け負うこととなる地元 IT 企業に本当に遂行能力があるのか、また当該移行方法はどこまで効果があるのか、といった疑問を抱く自治体もある。積極的に直接訪問して詳細な説明を行ったり、多様な機会をとらえて実績を紹介したりしてそういった疑問の払しょくに努めている。
今後とも、自治体の情報システム部門のみならず、多様な基幹システム所管部門にさらに十分な広報・周知を実施していくことを考えている。	—

95 福岡県③

名称	夢つくし(米品種)
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成8年度
過去3年間の収益額	平成18年度 294,782円 平成19年度 272,065円 平成20年度 286,795円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	・当県農業総合試験場にて平成4年度に開発 ・財産管理は県担当課で実施 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

96 福岡県④

名称	水質浄化能を有するコンクリート
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成12年度
過去3年間の収益額	平成18年度 318,274円 平成19年度 173,214円 平成20年度 252,606円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	<販路開拓の手法> ・知的所有権センターの設置 ・特許流通アドバイザーの設置 ・個別企業訪問 ・特許流通アシスタントアドバイザーの設置 ・工業技術センター研究成果発表会の開催 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

97 福岡県⑤

名称	はるしずく(二条大麦品種)
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成17年度
過去3年間の収益額	平成18年度 69,161円 平成19年度 163,049円 平成20年度 223,550円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	・当県農業総合試験場にて平成16年度に開発 ・財産管理は県担当課で実施 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

98 福岡県⑥

名称	翠峰(すいほう)(ぶどう品種)
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成8年度
過去3年間の収益額	平成18年度 234,001円 平成19年度 249,632円 平成20年度 209,323円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	・国のぶどう青箱指定試験地である当県農業総合試験場が平成5年度に開発・財産管理は県担当課で実施 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

99 福岡県⑦

名称	ミハルゴールド(小麦品種)
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成8年度
過去3年間の収益額	平成18年度 144,725円 平成19年度 147,225円 平成20年度 178,976円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	・国の二条大麦育成指定試験地である当県農業総合試験場が平成7年度に開発・財産管理は県担当課で実施 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

100 福岡県⑧

名称	水質浄化能を有する間知ブロック
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成12年度
過去3年間の収益額	平成18年度 216,425円 平成19年度 117,786円 平成20年度 171,772円
事業の概要(商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	<販路開拓の手法> ・知的所有権センターの設置 ・特許流通アドバイザーの設置 ・特許流通アシスタントアドバイザーの設置 ・個別企業訪問 ・工業技術センター研究成果発表会の開催 本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開(収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

104 佐賀県①

名称	酸化チタン関連特許 「チタニア膜形成用溶液およびチタニア膜およびその製造方法」 「アナターゼ分散液体およびその製造方法」 「チタン酸化物形成用溶液およびその製造方法」 「結晶性チタン酸化物粒子分散液体の製造方法」 「チタン酸化物形成用溶液の製造方法」
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成9年度
過去3年間の収益額	平成18年度 3190072円 平成19年度 2,072,526円 平成20年度 1,911,593円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
企業に実施させることにより、新商品開発を促し、産業の振興に寄与するために当該特許を行った。財産の管理は試験研究機関で行っている。販路開拓の手法としては、企業等への周知を行っている。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

105 佐賀県②

名称	さがほのか（いちご品種）
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成15年度
過去3年間の収益額	平成18年度 4,305,000円 平成19年度 23,625円 平成20年度 1,496,250円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
県内農業の振興を図るため、イチゴの新品種の開発を行った。財産の管理は県の生産振興担当課で行っている。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

101 福岡県⑨

名称	秋華（しゅうか）（菊品種）
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成18年度
過去3年間の収益額	平成18年度 52,500円 平成19年度 52,500円 平成20年度 157,500円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
・当県農業総合試験場にて平成16年度に開発 ・財産管理は県担当課で実施	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

102 福岡県⑩

名称	福岡S6号（いちご品種）
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成14年度
過去3年間の収益額	平成18年度 288,798円 平成19年度 0円 平成20年度 126,000円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
・当県農業総合試験場にて平成12年度に開発 ・財産管理は県担当課で実施	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

103 福岡県北九州市

名称	電子申請システム
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成18年度
過去3年間の収益額	平成18年度 6,300円 平成19年度 138,600円 平成20年度 138,600円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
本市のシステムとして開発したものであるが、当該システムの利用を民間企業に許諾し、その対価として利用料を徴収している。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等）	—

106 佐賀県③

名称	「強化磁器及びその製造方法」
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成16年度
過去3年間の収益額	平成18年度518,986円 平成19年度595,428円 平成20年度331,837円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
企業に実施させることにより、新商品開発を促し、産業の振興に寄与するために当該発明を行った。財産の管理は試験研究機関で行っている。販路開拓の手法としては、企業等への周知を行っている。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

107 佐賀県④

名称	「撥水性セラミックス」 「セラミックス表面保護膜用組成物」 「撥水撥油性セラミックス」
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成16年度
過去3年間の収益額	平成18年度211,257円 平成19年度172,363円 平成20年度153,264円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
企業に実施させることにより、新商品開発を促し、産業の振興に寄与するために当該発明を行った。財産の管理は試験研究機関で行っている。販路開拓の手法としては、企業等への周知を行っている。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

108 佐賀県⑤

名称	「陶磁器用上絵具及びその製造方法」
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成3年度
過去3年間の収益額	平成18年度64,955円 平成19年度93,625円 平成20年度100,341円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
企業に実施させることにより、新商品開発を促し、産業の振興に寄与するために当該発明を行った。財産の管理は試験研究機関で行っている。販路開拓の手法としては、企業等への周知を行っている。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

109 佐賀県⑥

名称	新規酵母、及び発酵調味料の製造方法及びバイオリアクター
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成13年度
過去3年間の収益額	平成18年度62,009円 平成19年度54,394円 平成20年度48,762円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
企業に実施させることにより、新商品開発を促し、産業の振興に寄与するために当該発明を行った。財産の管理は試験研究機関で行っている。販路開拓の手法としては、企業等への周知を行っている。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	—

110 佐賀県⑦

名称	佐賀空港マスコットキャラクター「むっぴー」
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成8年度
過去3年間の収益額	平成18年度210円 平成19年度9,954円 平成20年度40,928円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
・佐賀空港の開港にあわせて公募を行い、権利を制作者から佐賀県へ譲渡	
・利用許諾要綱をもとに知事が許可	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
許諾料が高く、一般からの利用申請が少ないため、商品販売以外については、無料化し利用促進を図る。	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	
本来の目的である空港PRの効果を高めるため、手続の簡略化等を検討し、利用しやすくする。	

111 佐賀県⑧

名称	佐賀県台帳管理システム (一部の機能に県が著作権を有する)
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成21年度
過去3年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県庁の台帳管理業務改善のために民間企業が有するシステムを基に、より使いやすいシステムとなるよう共同研究を実施し、新しく台帳管理機能を追加した「佐賀県台帳管理システム」を開発。 共同研究で追加した新しい機能について県は著作権を有する。 県の著作権を有する製品 (佐賀県台帳管理システム) を販売する場合、または県の著作物を自己の用に供するために利用する場合は、利用許諾契約を締結し県に利用許諾料を支払う。
今後の事業展開 (収益を更に向上市場、特に取り組むことは無い。著作物の追加登録を行う予定は無い。)	—

112 佐賀県佐賀市①

名称	基幹行政システム
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	共同著作権者の収益に対するロイヤリティ
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	<ul style="list-style-type: none"> 基幹行政システムの自己開発に伴い著作権を開発業者と共同で取得し、開発業者が販売できることとした。 著作物は財団法人ソフトウェア情報センターに登録している。 販売は共同著作権者が行う。
今後の事業展開 (収益を更に向上市場、特に取り組むことは無い。著作物の追加登録を行う予定は無い。)	—

113 佐賀県佐賀市②

名称	自動交付機システム
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	共同著作権者の収益に対するロイヤリティ
初めて収益を計上した年度	平成19年度
過去3年間の収益額	平成19年度 150,000円 平成20年度 0円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	<ul style="list-style-type: none"> 自動交付機システムの開発に伴い著作権を開発業者と共同で取得し、開発業者が販売できることとした。 販売は共同著作権者が行う。
今後の事業展開 (収益を更に向上市場、特に取り組むことは無い。著作物の追加登録を行う予定は無い。)	—

114 佐賀県佐賀市③

名称	電子入札システム
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	共同著作権者の収益に対するロイヤリティ
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札システムの開発に伴い著作権を開発業者と共同で取得し、開発業者が販売できることとした。 販売は共同著作権者が行う。
今後の事業展開 (収益を更に向上市場、特に取り組むことは無い。著作物の追加登録を行う予定は無い。)	—

115 熊本県荒尾市

名称	ペルトる過濃縮機
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	共同開発者との製造販売に関する契約
初めて収益を計上した年度	平成16年度
過去3年間の収益額	平成18年度 29,000,000円 平成19年度 13,000,000円 平成20年度 14,000,000円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	<ul style="list-style-type: none"> 企業と提携し、特許共同出願した製品の製造販売に関する契約を締結し、販売数に応じた対価を請求する。
今後の事業展開 (収益を更に向上市場、特に取り組むことは無い。著作物の追加登録を行う予定は無い。)	—

119 鹿児島県②

名称	地中水管用保持ブロック
知的財産権の種類	意匠権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成17年度
過去3年間の収益額	平成18年度583,651円 平成19年度1,019,768円 平成20年度1,064,545円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
本事業を実施する際の課題点や工夫について	本県に勤務する職員が職務上発明したものを知的財産として登録したもので、意匠権を利用したブロックの生産者と「意匠権登録実施契約」を締結し、売上高の一部を財産使用料として徴収している。
今後の事業展開（収益を更に向上させる取組み、システムの充実等）	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
本意匠権を利用した製品の利用契約の拡大促進 公共工事等における設計での活用	—
名称	Chedia-K-Higashi 症候群の遺伝子診断法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成17年度
過去3年間の収益額	平成18年度470,500円 平成19年度624,500円 平成20年度563,250円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
〇特許開発の経緯	〇特許開発の経緯 平成9年度から県単事業「遺伝子の染色体地図の作成と多型分析」により、牛の経済形質に関する遺伝子分析を進めて来た。本研究では牛の経済形質に関与している候補遺伝子の染色体上の位置決定を行い、得られた情報についてDNA育種技術へ利用することで、肉用牛の改良に資することを目的としている。
〇財産の管理方法	〇財産の管理方法 (社)家畜改良事業団に実施許諾を行い、収入を得ている。
〇販路開拓の手法	〇販路開拓の手法 無し。
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開（収益を更に向上させる取組み、システムの充実等）	—

120 鹿児島県③

116 熊本県上天草市

名称	上天草市シンボルキャラクター「四郎くん」
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成21年度
過去3年間の収益額	—
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	上天草市の素請らしさ（景観、特産品等）を全国に伝えるために開発された。商工観光課にて管理している。キャラクターそのものを商品として使用する場合は、商品の販売総額の10%相当額を支払う。
今後の事業展開（収益を更に向上させる取組み、システムの充実等）	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について 平成21年4月21日施行のため、有償でキャラクターを使用する事業者等が少ない。
キャラクターの認知度を高めるため、さらに広報活動を行う。	今後の事業展開（収益を更に向上させる取組み、システムの充実等） キャラクターの認知度を高めるため、さらに広報活動を行う。

117 熊本県南阿蘇村

名称	「白川水源」の商標、キャラクター（名称未定）
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	—
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	ミネラルウォーター商品の開発、他の所有商標の民間商品への使用許諾
収益事業として組み立てる仕組みが未熟	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について 収益事業として組み立てる仕組みが未熟
今後の事業展開（収益を更に向上させる取組み、システムの充実等）	今後の事業展開（収益を更に向上させる取組み、システムの充実等）
今後登録するキャラクターの使用による収益	今後登録するキャラクターの使用による収益

118 鹿児島県①

名称	新規焼酎用酵母及び当該酵母を用いる焼酎の製造方法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成10年度
過去3年間の収益額	平成18年度2,065,916円 平成19年度1,994,006円 平成20年度2,013,223円
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）
〇発明の概要	〇発明の概要 アルコール発酵が良く、本格的にも焼酎特有の香りを抑えつつも焼酎の風味を損なわない焼酎ができるサッカロミセス・セルビシエに属する酵母及び当該酵母を用いることを特徴とする本格的にも焼酎の製造方法。
〇財産の管理方法	〇財産の管理方法 実施の希望のあった企業（県内）に実施許諾を行い、収入を得ている。
〇販路開拓の手法	〇販路開拓の手法 実施企業を取引を通じた販路拡大を図っている。
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について
今後の事業展開（収益を更に向上させる取組み、システムの充実等）	—
ホームページ等の活用によるPR、企業等に対する技術支援 等	今後の事業展開（収益を更に向上させる取組み、システムの充実等） ホームページ等の活用によるPR、企業等に対する技術支援 等

121 鹿児島県④

名称	軽量シラス基盤及び緑化シラス基盤とその製造方法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 16 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 366,840 円 平成 19 年度 299,814 円 平成 20 年度 227,461 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
○発明の概要	
屋上緑化に適した軽量シラス基盤、表面の一部または全部が表面研削された軽量シラス基盤、芝草類または苔類が組み合わさった軽量シラス基盤およびその製造方法	
○財産の管理方法	
特許権を共有する企業 (共同開発者) に実施許諾を行い、収入を得ている。	
○販路開拓の手法	
実施企業の取引を通じた販路拡大を図っている。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	

122 鹿児島県⑤

名称	垂直屈曲管保護ブロック
知的財産権の種類	意匠権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	平成 17 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 251,456 円 平成 19 年度 308,608 円 平成 20 年度 292,659 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
本県に勤務する職員が職務上発明したものを知的財産として登録したもので、意匠権をブロックの生産者と「意匠権登録実施契約」を締結し、売上高の一部を財産使用料として徴収している。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	
共同開発者に対する技術支援等	

123 鹿児島県⑥

名称	サザンハイン (菊品種)
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 17 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 300,000 円 平成 19 年度 280,000 円 平成 20 年度 110,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
○経緯：夏季高温多湿となる本県の不良な気象条件でも安定して生産ができる本県オリジナル品種を育成する。	
○管理：農業者が加入する団体と実施契約を行う。	
○販路開拓：県の別機関が開催する研修会等で品種説明を行いPRする。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	
許諾料収入及び品種登録を含む維持・廃止問題	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

124 鹿児島県⑦

名称	茶園用薬剤散布機
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	管理業者への管理委託
初めて収益を計上した年度	平成 17 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 189,401 円 平成 19 年度 304,775 円 平成 20 年度 138,282 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
雑防除害虫であるクワシロカイガラムシに対し、茶樹枝葉にムラ無く薬剤が付着し効果的に防除の出来る装置を開発。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	
・本装置は、乗用型の防除機に取り付けるもので、防除機を新たに購入するときの一部購入されている。	
・乗用型の防除機は県内茶業者には普及しており、新規の需要は少ない。	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	
防除効果や薬剤費等を含めた総合的な効果を、各種の会議等でPRする。	

125 鹿児島県⑧

名称	サザンパール (菊品種)
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 18 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 150,000 円 平成 19 年度 310,000 円 平成 20 年度 130,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	
○経緯：夏季高温多湿となる本県の不良な気象条件でも安定して生産ができる本県オリジナル品種を育成する。	
○管理：農業者が加入する団体と実施契約を行う。	
○販路開拓：県の別機関が開催する研修会等で品種説明を行いPRする。	
本事業を実施する際の課題点や課題、その克服方法や工夫について	
許諾料収入及び品種登録を含む維持・廃止問題	
今後の事業展開 (収益を更に向上市させる取組み、システムの充実等)	

129 沖縄県那覇市

名称	那覇市立小中学校校歌の着うた配信事業
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 21 年度
過去 3 年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	市立学校の校歌をピアノ伴奏で子どもたちに歌ってもらい、その歌声を携帯電話で「着うた」として配信する。これにより那覇に思いを寄せる多くの方々に、郷土那覇市への愛着を高めると共に、校歌を通して知的財産の意識啓発を図る。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	著作権の使用許可にかなり時間を費やす。不明の著作権者が多い。
今後の事業展開 (収益を更に向上一层させる取組み、システムの充実等)	今後の著作権者は文化庁への鑑定を行い、22 年度内に全小中学校の校歌を配信する予定

130 沖縄県石垣市①

名称	特許・パバイヤの栽培方法
知的財産権の種類	特許権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	—
過去 3 年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	商品質なパバイヤを周年安定して生産できる栽培方法を確立。市民の財産として保護するため、沖縄県内市町村農業分野では初の特許を取得。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	ハード設備の初期投資のコストが大きいため、廉価版の提案などもすすめていきたい。
今後の事業展開 (収益を更に向上一层させる取組み、システムの充実等)	今後の事業展開 (収益を更に向上一层させる取組み、システムの充実等)
特許栽培農家を増やし、商工業、観光業ともリンクした地域産業に発展させたい。	

131 沖縄県石垣市②

名称	石垣島パバイヤ (図形)
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	—
過去 3 年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	石垣市の特許技術で栽培され、厳しい出荷条件をクリアした「石垣島パバイヤ」であるということと石垣市が保証する。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	本商標のシールを 1 枚 4 円の使用料で提供しているが、最終的に顧客の目にもふれるかたちでの複合的なプロモーション活動が必要である。
今後の事業展開 (収益を更に向上一层させる取組み、システムの充実等)	島内から県内、全国規模に知名度を上げ、ブランド化を図る必要がある。

126 鹿児島県⑨

名称	サザングループ (菊品種)
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 17 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 210,000 円 平成 19 年度 220,000 円 平成 20 年度 160,000 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	○経緯：夏季高温多湿となる本県の不良な気象条件でも安定して生産ができる本県オリジナル品種を育成する。 ○管理：農業者が加入する団体と実施契約を行う。 ○販路開拓：県の別機関が開催する研修会等で品種説明を行いPRする。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	許諾料収入及び品種登録を含む維持・廃止問題
今後の事業展開 (収益を更に向上一层させる取組み、システムの充実等)	—

127 鹿児島県⑩

名称	新神 (菊品種)
知的財産権の種類	育成者権
利用者の知的財産の活用形態	使用許可
初めて収益を計上した年度	平成 16 年度
過去 3 年間の収益額	平成 18 年度 220,000 円 平成 19 年度 320,000 円 平成 20 年度 0 円
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	○経緯：イオンビーム等の放射線照射により変異を誘発し、無刺枝性や早期開花性を有する優良個体を選抜し、生産性向上を図れる品種を育成する。 ○管理：農業者が加入する団体と実施契約を行う。 ○販路開拓：県の別機関が開催する研修会等で品種説明を行いPRする。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	許諾料収入及び品種登録を含む維持・廃止問題
今後の事業展開 (収益を更に向上一层させる取組み、システムの充実等)	—

128 鹿児島県和泊町

名称	ダビングサービス
知的財産権の種類	著作権
利用者の知的財産の活用形態	個人による視聴
初めて収益を計上した年度	平成 21 年度
過去 3 年間の収益額	—
事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等)	和泊町新有線テレビネットワーク施設における事業で自主放送番組の有料ダビングサービスを実施している。
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開 (収益を更に向上一层させる取組み、システムの充実等)	番組一カキブをホームページ上で閲覧可能とし、ダビングしたい番組を簡単に検索できるようにする。

132 沖縄県石垣市③

名称	つんだみ・TsunDAMI
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	—
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
ハバイヤをはじめとする“島のめぐみ”と“島々の知恵”を石垣市がいていねいに紡いでプロデュースするオリジナルブランドに使用する商標。売上げの5%をブランド使用料として徴収する。	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	
ブランド構築の手法、理論を共有し、官民共同で高品質ないしがきブランドを作りあげていく。	
今後の事業展開（収益を更に向き上げる取組み、システムの充実等）	
商品バリエーションを増やしながら、観光産業全体を“量から質への転換”に導くひとつのカードになりたい。	

133 沖縄県石垣市④

名称	ゆりが行く（カレー）
知的財産権の種類	商標権
利用者の知的財産の活用形態	利用者との直接契約
初めて収益を計上した年度	—
過去3年間の収益額	—
事業の概要（商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手法等）	
石垣市プロデュースブランド“TsunDAMI”の第2弾。商品名（プロジェクト名）。石垣島ハバイヤカレー「ゆりが行く」の商標	
本事業を実施する際の問題点や課題、その克服方法や工夫について	—
今後の事業展開（収益を更に向き上げる取組み、システムの充実等）	
H22. 1. 22 発売予定	

資料編

I 「徴収手法の多様化と徴収組織の再編」アンケート調査票と集計結果

Q3-1. 滞納整理システム(電算システム)について、市内で統一されていますか。
あてはまるものを1つ選び、その番号を記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	統一されている	202	17.9
2	一部、統一されている	491	43.6
3	全く統一されていない	434	38.5
	無回答	21	
	全体	1148	100.0

Q3-2. 統一された滞納整理システムにおいて、滞納者の情報を相互に閲覧することができますか。
あてはまるものを1つ選び、その番号を記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	滞納額、処分経過、交渉経過等、全ての情報を相互に閲覧することができる	286	41.8
2	限定された情報に限り、相互に閲覧できる	281	41.1
3	同じシステムを使用しているが、情報を相互に閲覧することはできない	117	17.1
	無回答	9	
	非該当	455	
	全体	1148	100.0

Q3-1. 市民対応の一体化、徴収に係る人員の効率化、徴収スキルの向上等を図るため、自治体内の徴収組織を一元化したり、複数の自治体が広域的に連携して徴収事務を行ったりとといった徴収組織の再編を行う事例が増えています。
貴自治体の【徴収組織の一元化】の取組み状況について、あてはまるものを1つ選び、その番号を記入してください。
<<一元化を実施している自治体は、16~21頁に掲載>>

No.	カテゴリ一名	n	%
1	実施している	206	30.7
2	検討している	118	17.6
3	検討していない	348	51.8
	無回答	21	
	非該当	455	
	全体	1148	100.0

Q4-1-a. 【徴収組織の一元化】について、「実施している」と回答された方にお伺いします。
①取扱い税目

No.	カテゴリ一名	n	%
1	市区町村税	199	99.5
2	国保税・料	193	96.5
3	保育料	69	34.5
4	下水道使用料	45	22.5
5	介護保険料	97	48.5
6	その他の公債権	68	34.0
7	私債権	33	16.5
	無回答	6	
	非該当	942	
	全体	1148	100.0

②事務の形態

No.	カテゴリ一名	n	%
1	徴収全般を取扱う	130	64.7
2	困難案件や高額案件を取扱う	46	22.9
3	その他	25	12.4
	無回答	5	
	非該当	942	
	全体	1148	100.0

「徴収手法の多様化と徴収組織の再編」の取組みに関するアンケート
平成21年10月11日時点の状況や考え方についてご記入ください。

Q1. 全国の自治体では税等の収入を確保するために様々な取組みを実施しています。
貴自治体において過去3年間で実施実績のある取組みについて、下表に記入してください。
※担当ごとに整理しているものに「○」印をつけてください。

(単位：%)

徴収手法	市区町村税 滞納者・料 担当	国民健康 保険料・料 担当	保育料担当	下水道使用 料担当	介護保険料 担当
複窓窓口取納	39.5	36.8	13.6	12.6	17.6
休日窓口取納	33.9	31.2	9.2	10.6	14.6
コンビニ取納	23.3	19.3	3.7	21.5	7.0
クレジットカード取納	1.0	0.7	0.2	1.1	0.1
電子取納	1.6	1.2	0.3	0.1	0.4
その他	11.8	11.2	8.0	7.1	9.4
電話加入権	22.2	16.2	0.4	0.3	1.1
不動産	80.8	62.1	3.0	2.8	7.4
預貯金	90.3	74.0	8.2	3.2	11.8
生命保険	63.1	47.6	3.7	0.9	6.0
給与・報酬	74.1	55.7	4.9	1.3	6.1
国庫還付金	77.1	59.3	2.1	0.7	7.7
消費者金融等への通私金	7.4	6.0	0.2	0.2	0.5
売掛金、未収金	33.9	19.2	0.7	0.5	2.2
有価証券	14.5	7.3	0.2	0.1	0.9
自動車、オートバイ	27.7	17.8	0.3	0.3	1.7
その他の動産	36.7	23.5	0.7	0.5	2.0
その他	13.7	9.1	0.5	1.0	1.5
インターネット公売	36.2	24.2	0.8	0.6	2.6
電話催告の民間委託	4.9	3.8	0.5	2.5	0.9
訪問取納の委託・嘱託	24.6	27.5	3.8	9.5	9.3
その他	6.7	4.7	1.3	1.7	1.5

Q2. Q1に掲げたような様々な取組みを実施するにあたって、課題、障壁となることは何ですか。
また、取組みを実施しない(できない)理由は何ですか。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	業務量が多く新しい取組みを実施する余裕がない	664	61.3
2	職員に滞納処分を実行するスキルがない	401	37.0
3	システムの開発等に費用がかかる	781	72.1
4	相談、血縁の近いものが多い、滞納処分が困難である	321	29.6
5	滞納物件の保管・処分が困難であることを重視している	629	58.1
6	滞納処分よりも納税を奨励することを重視している	458	42.3
7	現在実施している取組みで十分な成果をあげている	246	22.7
8	その他	43	4.0
	無回答	65	
	全体	1148	100.0

Q 4-1-b. 【徴収組織の一元化】について、「検討している」と回答された方にお伺いします。
「実施の目的」を記入してください。

No.	カタゴリー名	n	%
1	実施予定	13	11.5
2	調査段階	100	88.5
	無回答	5	
	非該当	1030	
	全体	1148	100.0

Q 4-1-c. 【徴収組織の一元化】について、「検討していない」と回答された方にお伺いします。
「検討していない理由」を記入してください。

No.	カタゴリー名	n	%
1	必要がない	92	27.6
2	必要性は感じるが検討する余裕がない	154	46.2
3	過去に実施していたがやめた	20	6.0
4	その他	67	20.1
	無回答	15	
	非該当	800	
	全体	1148	100.0

Q 4-2. 単自治体の【徴収組織の広域化】の取組み状況について、**あてはまるものを選び**、その番号を記入してください。 記入してください。

<< 広域化を実施している自治体は、22頁に掲載 >>

No.	カタゴリー名	n	%
1	実施している	354	31.3
2	検討している	132	11.7
3	検討していない	644	57.0
	無回答	18	
	全体	1148	100.0

Q 4-2-a. 【徴収組織の広域化】について、「実施している」と回答された方にお伺いします。
下記項目を記入してください。

①組織形態

No.	カタゴリー名	n	%
1	一部事務組合	136	39.0
2	広域連合	67	19.2
3	任意組織	126	36.1
4	その他	20	5.7
	無回答	5	
	非該当	794	
	全体	1148	100.0

②取扱う税目

No.	カタゴリー名	n	%
1	市区町村税	347	99.4
2	国保料・料	263	75.4
3	借費料	3	0.9
4	下水道使用料	5	1.4
5	介護保険料	31	8.9
6	その他の公債債	8	2.3
7	私債債	3	0.9
	無回答	5	
	非該当	794	
	全体	1148	100.0

③事務の形態

No.	カタゴリー名	n	%
1	徴収全般を取扱う	48	13.8
2	困難案件や高額案件を取扱う	289	83.3
3	その他	10	2.9
	無回答	7	
	非該当	794	
	全体	1148	100.0

Q 4-2-b. 【徴収組織の広域化】について、「検討している」と回答された方にお伺いします。
「構成団体」を記入してください。

<例>○○県内全市町村 ⇒

No.	カタゴリー名	n	%
1	必要がない	261	41.4
2	必要性は感じるが検討する余裕がない	241	38.3
3	過去に実施していたがやめた	15	2.4
4	その他	113	17.9
	無回答	14	
	非該当	504	
	全体	1148	100.0

Q 4-2-c. 【徴収組織の広域化】について、「検討していない」と回答された方にお伺いします。
「検討していない理由」を記入してください。

No.	カタゴリー名	n	%
1	組織再編のリーダージョブをとるものがない	304	27.1
2	組織再編の効果が説明できない	276	24.6
3	税目ごとに制度が異なり、職員が把握しきれない	559	49.9
4	電算システムの改修に費用がかかりすぎる	659	58.8
5	事務室や人員の確保に手間がかかる	459	41.0
6	徴収金の充当先の優先順位がつけられない	285	25.4
7	個人情報取扱い	285	25.4
8	現在の徴収組織が最も効果が高い	148	13.2
9	各収納部門が競争するのが望ましいと考える	95	8.5
10	その他	94	8.4
	無回答	28	
	全体	1148	100.0

Q 5. 徴収組織を再編するうえで、課題や障害となる点について**重要性の高いものを3つ**選び、その番号を記入してください。

No.	カタゴリー名	n	%
1	研修の実施	40	95.2
2	市区町村職員の研修派遣の受け入れ	32	76.2
3	職員の併任による共同滞納整理	32	76.2
4	都道府県職員の市区町村への派遣	28	66.7
5	困難事業、大口事業、広域事業等の滞納整理事務の受託	25	59.5
6	広域的な滞納整理組織の立ち上げ、運営	22	52.4
7	その他	13	31.0
	無回答	0	
	全体	42	100.0

Q 6は都道府県の方にお伺いします。

Q 6. 都道府県内の市区町村の徴収事務を支援するための施策を行っていますか。

アンケート調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

Ⅱ 「自治体への寄附」アンケート調査票と集計結果

【D】寄附金の納付方法としてどのようなものがありますか
④実施している寄附金の納付方法…(MA)

No.	カテゴリ一名	n	%
1	銀行振込・納付書払い	1136	96.9
2	クレジットカード決済	60	5.1
3	コンビニでの決済	6	0.5
4	その他	199	17.0
5	何も実施していない	25	2.1
	無回答	0	
	全体	1172	100.0

Q3. 貴自治体における寄附に関する課題について、あてはまる番号を記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	寄附を募集する企画力が乏しい	602	51.9
2	寄附の募集業務に従事する人員が不足している	357	30.8
3	寄附の募集業務にかかる労力に比べて、収入の効果が薄いと考えている	440	37.9
4	県人会や同窓会等の民間のネットワークを活用することができない	352	30.3
5	県人会や同窓会等の民間のネットワークが希薄である	200	17.2
6	住民の寄附への理解が進んでいない	585	50.4
7	住民へのアピールが不足している	673	58.0
8	住民税等の控除制度が難解、煩雑である	733	63.2
9	その他	76	6.6
10	特に課題はない	142	12.2
	無回答	12	
	全体	1172	100.0

Q4. 貴自治体で実施している寄附制度を下表に**最大10件まで**で記入してください。
(制度が複数ある場合は、それぞれについて担当課で記入してください。) << 60～62頁に掲載 >>

【1】目的の寄附制度	
寄附制度の名称	円
一口当りの金額 ※設定していない場合は「0」と記入してください。	円
寄附件数 (平成20年1月1日～平成20年12月31日)	件
寄附総額 (平成20年1月1日～平成20年12月31日)	円
寄附1件あたりの特典 (Q2【C】の1～4、8に ついての金額換算) (例：大賞品●●●の 抽選券●●●の 招待券●●●など) ※特典も換算もしない 項目は「0」と記入 してください。	円
1 地元の名産品等の贈呈	円
2 ハスカードや地域内商品券等の金券の贈呈	円
3 施設使用の料金の割引や無料招待	円
4 夏祭り等、地元のイベントへの招待	円
8 Q2【C】の8番で回答した施設	円
1～4、8の合計	円
制度の概要	

アンケート調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

「自治体への寄附」の取組みに関するアンケート
平成21年10月1日現在の状況や考え方についてご記入ください。

本アンケート調査における「ふるさと納税」とは、地方税法第37条の2及び同法第314条の7に規定する個人住民税の寄附金控除の対象となる貴自治体に対する全ての寄附金を示します。

Q1. 平成20年中(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)におけるふるさと納税の件数と金額および平成21年度課税におけるふるさと納税による個人住民税(市区町村住民税、都道府県住民税)の控除額を記入してください。

	寄附件数(件)	寄附金額(円)	控除額(円)
市区町村住民税	件	円	円
都道府県住民税	件	円	円

(注) 総務省自治体税務局市町村税課による「平成21年度寄附金税額控除に関する調査」における「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」と同じ寄附件数、寄附金額、控除額を記入してください。

Q2. 寄附を募集する際の施策を実施及び検討をしていますか。
【A】～【D】の、**左項目についてそれぞれ**、実施している番号を記入してください。

①実施している寄附の募集方法…(MA)

No.	カテゴリ一名	n	%
1	県人会等のネットワーク	617	52.6
2	職員による呼びかけ	170	14.5
3	広報活動による呼びかけ	1098	93.7
4	共同募集体制	293	25.0
5	その他	60	5.1
6	何も実施していない	63	5.5
	無回答	0	
	全体	1172	100.0

【B】制度概要等の案内としてどのようなものがありますか
②実施している寄附の制度概要等の案内方法…(MA)

No.	カテゴリ一名	n	%
1	広報・ホームページに掲載	1105	94.3
2	チラシの作成・配布	736	62.8
3	来訪者に直接案内	310	26.5
4	その他	25	2.1
5	何も実施していない	59	5.0
	無回答	0	
	全体	1172	100.0

【C】寄附の特典としてどのようなものがありますか
③実施している寄附の特典…(MA)

No.	カテゴリ一名	n	%
1	地元の名産品等の贈呈	379	32.3
2	金券の贈呈	20	1.7
3	施設の使用料の割引や招待	189	16.1
4	イベントへの招待	21	1.8
5	礼状の贈呈	1041	88.8
6	寄附者が便益を決められる	934	79.7
7	意見交換会等への優先参加	5	0.4
8	その他	208	17.7
9	何も実施していない	53	4.5
	無回答	0	
	全体	1172	100.0

Ⅲ 「自動販売機設置における価格競争の導入」アンケート調査票と集計結果

Q 3-a. 自動販売機を設置する際の価格競争の導入を「実施している」と回答された方にお伺いします。
下記項目を記入してください。

平成 20 年 4 月 (記入期) << 121頁に掲載 >>

初導入の時期 ⇒ 台

現在の実施台数 ⇒ 台

収入額 (実績又は見込) ⇒ 円

① 金銭徴収の根拠

No.	カテゴリ名	n	%
1	行政財産の目的外使用許可	40	52.6
2	行政財産の一部貸付	20	26.3
3	その他	16	21.1
	無回答	19	
	非該当	788	
	全体	76	100.0

③ 使用料に関する条例の規定

No.	カテゴリ名	n	%
1	公費の郵度、条例を改正する	0	0.0
2	使用料は公費による旨を条例に制定	1	1.4
3	条例に例外規定をもつて、公費の場合の使用料は規則、要綱等で定める	17	23.0
4	売上金に対して、一定割合の加算金を徴収する旨を条例に規定	9	12.2
5	その他	47	63.5
	無回答	21	
	非該当	788	
	全体	74	100.0

④ 公費の周知方法

No.	カテゴリ名	n	%
1	公式ホームページ	45	62.5
2	広報紙	21	29.2
3	テレビ、ラジオ等	2	2.8
4	庁舎、施設等の掲示板等への掲示	15	20.8
5	事業者への直接連絡	42	58.3
6	その他	5	6.9
	無回答	23	
	非該当	788	
	全体	72	100.0

⑤ 設置者選定の手法

No.	カテゴリ名	n	%
1	入札	37	43.0
2	企画提案による総合的な評価による (コンペ)	19	22.1
3	その他	30	34.9
	無回答	9	
	非該当	788	
	全体	86	100.0

「自動販売機設置における価格競争の導入」の取組みに関するアンケート

平成21年10月1日時点の状況や考え方についてご記入ください。

Q 1. 貴自治体の自動販売機設置状況について、下表に設置台数を記入してください。 << 118頁に掲載 >>

設置場所	設置者別内訳	設置台数
庁舎、警察署、消防署等	民間事業者	台
	社会福祉協議会等の公益団体	台
	職員生協、労働組合等	台
	指定管理者	台
学校	民間事業者	台
	社会福祉協議会等の公益団体	台
	職員生協、労働組合等	台
	指定管理者	台
公園、病院等の公の施設	民間事業者	台
	社会福祉協議会等の公益団体	台
	職員生協、労働組合等	台
	指定管理者	台
その他	民間事業者	台
	社会福祉協議会等の公益団体	台
	職員生協、労働組合等	台
	指定管理者	台
合計	民間事業者	台
	社会福祉協議会等の公益団体	台
	職員生協、労働組合等	台
	指定管理者	台

Q 2. 指定管理者や自治体から目的外使用許可を受けた社会福祉協議会、職員生協等が自動販売機を設置する場合、業者選定や価格決定に関するルールやガイドラインがありますか。 **あてはまるものを1つ選び。**

No.	カテゴリ名	n	%
1	自治体が定めたルールやガイドラインがある	125	14.5
2	指定管理者や社会福祉協議会、職員生協などが独自にルールやガイドラインを定めている	36	4.2
3	ルールやガイドラインの有無を把握していない	152	17.6
4	ルールやガイドラインはない	550	63.7
	無回答	20	
	全体	863	100.0

Q 3. 自動販売機を設置する際の価格競争の導入について **あてはまるものを1つ選び。** その番号を記入してください。

No.	カテゴリ名	n	%
1	実施している	95	10.8
2	検討している	195	22.2
3	検討していない、検討したが実施しない	589	67.0
	無回答	4	
	全体	879	100.0

⑥付加価値のある自動販売機の導入

No.	カテゴリ一名	n	%
1	売上金の一部が寄附される慈善事業型	16	18.4
2	災害時には無料となる等の災害対応型	45	51.7
3	AED、防犯カメラ等を設置した安全・安心型	16	18.4
4	地場産品を扱う等の地域振興型	4	4.6
5	マイカップ機能等の環境配慮型	1	1.1
6	その他	8	9.2
7	実施していない	25	28.7
	無回答	788	
	非該当	87	
	全体	87	100.0

Q 3-1. 自動販売機を設置する際の価格競争の導入を「検討している」と回答された方にお伺いします。
「実施の目途」を記入してください。

①実施の目途

No.	カテゴリ一名	n	%
1	販路を定	30	15.9
2	購買段階	139	84.1
	無回答	6	
	非該当	688	
	全体	189	100.0

Q 3-2. 自動販売機を設置する際の価格競争の導入を「検討していない、検討したが実施しない」と回答された方にお伺いします。
「検討や実施をしていない理由」を記入してください。

検討や実施をしていない理由 → << 120字に掲載 >>

Q 4-1. 指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置者は誰ですか。あてはまるものを1つ選び、その番号を記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	指定管理者	245	27.7
2	指定管理者以外の方が設置者となる場合がある	415	47.0
3	指定管理者制度は導入していない	223	25.3
	無回答	0	
	全体	883	100.0

Q 4-2. 指定管理者が公の施設に自動販売機を設置した場合、自治体に対してどのような金銭の支払が発生しますか。1-3の項目についてそれぞれ[1]発生する、[2]発生しないを番号で記入してください。
※は自動販売機の設置が指定管理者の業務の一部で、金銭の支払が発生しない場合は[2]発生しないの番号を全ての項目に記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	行政財源の目的外使用許可に係る使用料等	300	47.2
2	協定等に基づく販売手数料等	67	10.6
3	その他	53	8.3
4	発生しない	281	44.3
	無回答	25	
	非該当	223	
	全体	635	100.0

Q 4-3. 指定管理者制度導入施設に指定管理者以外のものが自動販売機を設置する場合、使用許可及び使用料収入はどのような扱いになりますか。あてはまるものを1つ選び、その番号を記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	自治体が許可を行い、自治体の収入となる	227	55.9
2	自治体が許可を行い、指定管理者の収入となる	23	5.7
3	指定管理者が許可を行い、自治体の収入となる	8	2.0
4	指定管理者が許可を行い、指定管理者の収入となる	89	21.9
5	施設によって扱いが異なる	59	14.5
	無回答	9	
	非該当	468	
	全体	406	100.0

Q 4-4. 指定管理者制度導入施設に自動販売機を設置する場合、価格競争を導入していますか。あてはまるものを1つ選び、その番号を記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	指定管理者を公募するなかで自取機設置における価格競争も行われている	4	1.0
2	自治体が自取機設置者の公募を行い、価格競争を導入している	14	3.4
3	指定管理者が自取機設置者の公募を行い、価格競争を導入している	14	3.4
4	施設によって扱いが異なる	35	8.6
5	価格競争は導入していない	341	83.6
	無回答	7	
	非該当	468	
	全体	408	100.0

アンケート調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

IV 「広告事業」アンケート調査票と集計結果

Q 3. 広告事業の庁内体制について、該当の部署がありますか。1～3の項目についてそれぞれ[1]ある、[2]ないを番号で記入してください。また、[2]ないと回答された項目について、将来的に設置の必要性を感じますが、[1]感じる、[2]感じないを番号で記入してください。

①該当部署の有無

No.	カテゴリ一名	n	%
1	広告事業の所管課とは別に、全庁的に広告事業の企画や管理、運営の取りまとめを行う部署がある	29	3.8
2	広告事業の所管課とは別に、一部の業務の取りまとめを行う部署がある	164	21.4
3	1と2の両方を行う部署がある	215	28.0
4	広告事業の所管課以外に該当部署はない	359	46.8
	無回答	1	
	非該当	294	
	全体	1062	100.0

②将来的な部署の設置の必要性

1 現在、広告事業の所管課とは別に、全庁的に広告事業の企画や管理、運営の取りまとめを行う部署がある自治体

No.	カテゴリ一名	n	%
1	両方を行う部署の設置の必要性を感じる	5	17.2
2	特に必要性を感じない	24	82.8
	無回答	1	
	非該当	1032	
	全体	1062	100.0

2 現在、広告事業の所管課とは別に、一部の業務の取りまとめを行う部署がある自治体

No.	カテゴリ一名	n	%
1	両方を行う部署の設置の必要性を感じる	67	40.9
2	特に必要性を感じない	97	59.1
	無回答	1	
	非該当	897	
	全体	1062	100.0

3 現在、広告事業の所管課以外に該当部署がない自治体

No.	カテゴリ一名	n	%
1	広告事業の所管課とは別に、全庁的に広告事業の企画や管理、運営の取りまとめを行う部署の設置の必要性を感じる	15	4.2
2	広告事業の所管課とは別に、一部の業務の取りまとめを行う部署の設置の必要性を感じる	16	4.5
3	1と2の両方を行う部署の設置の必要性を感じる	150	41.8
4	特に必要性を感じない	178	49.6
	無回答	1	
	非該当	702	
	全体	1062	100.0

Q 4. 広告事業を実施するにあたり、庁内での共通認識・共通理解の醸成及び事務の効率化を図るための取組みを実施していますか。実施している番号を記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	広告事業に係る実施要綱や掲載基準等を制定	702	91.6
2	全庁統一的な事務レベルのマニュアルを作成	136	17.8
3	庁内で研修を実施	17	2.2
4	イントラネットや庁内報などで啓発	153	20.0
5	その他	40	5.2
6	特に実施していない	55	7.2
	無回答	2	
	非該当	294	
	全体	1062	100.0

「広告事業」の取組みに関するアンケート

平成21年10月1日時点の状況や考え方についてご記入ください。

本アンケート調査における「広告事業」とは、各種封筒などの印刷物や公式ホームページのほか公共施設など、自治体の保有する様々な資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源を確保する事業を示します。

Q 1. 貴自治体は広告事業を実施していますか。あてはまるものを1つ選び、その番号を記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	実施している	768	72.3
2	導入を検討している	99	9.3
3	導入を検討したが断念した	24	2.3
4	実施していたが取りやめた	2	0.2
5	検討していない	169	15.9
	無回答	0	
	全体	1062	100.0

⇒ 上記で[2]～[5]と回答した場合は、調査は終了です。これ以降の設問をご記入いただく必要はありません。ご協力ありがとうございました。

Q 2. 広告事業による収入及び経費削減の総額について、下表に記入してください。

(注) 広告事業を実施しており、かつ収益を得ている自治体について集計。(単位：万円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20
収入	62,821	135,891	212,455	330,360	438,027
自治体数	127	206	362	596	712
経費削減(注)	4,744	12,959	19,885	31,121	57,358
自治体数	40	58	104	185	247
合計	67,565	148,850	232,340	361,481	495,385
自治体数	143	223	385	614	727

(注) 経費削減の考え方： 広告付きの封筒の寄贈により本来自治体側で負担していた印刷代金など削減できた金額を計上してください。

Q 5. 広告事業による収入を上げた広告媒体を所管する部署に対して、何かインセンティブがありますか。

No.	カテゴリ	件数	金額
1	経済的なインセンティブ	126	16.5
2	経済的なもの以外のインセンティブ	11	1.4
3	ない	635	83.2
	無回答	5	
	非該当	294	
	全体	1062	100.0

Q 6. 広告媒体ごとに、実施状況を下表に記入してください。
(広告を有料掲載している場合、広告が掲載された物品等の無償提供を受けている場合を問わず、記入してください。)

No.	カテゴリ	件数	金額
1	ホームページ	615	80.3
2	広報紙	578	75.5
3	封筒 (窓口配布書類用)	324	42.3
4	封筒 (送付用)	240	31.3
5	窓口配布の各種パンフレット	147	19.2
6	印刷物 (その他)	112	14.6
7	イベント開催時の協賛・タイアップ	93	12.1
8	転入者向けガイド冊子	88	11.5
9	電車・バスでのポスター掲示	77	10.1
10	公用車・こみ取乗車	76	9.9
11	公共施設の壁面	70	9.1
12	公共施設内でのポスター掲示	53	6.9
13	公共施設等 (その他)	52	6.8
14	電車・バスのラッピング広告	46	6.0
15	公共施設のネーミングライツ	45	5.9
16	職員給与明細書	39	5.1
17	公共施設内に設けた展示スペース	36	4.7
18	自治体指定ゴミ袋	36	4.7
19	市電・バス (その他)	36	4.7
20	玄関マット	28	3.7
21	イベント (その他)	28	3.7
22	電子媒体 (その他)	25	3.3
23	電子媒体 (その他)	17	2.2
24	公用車その他	17	2.2
25	有形 (その他)	13	1.7
26	公共施設 (動物園等) の入場券	11	1.4
27	窓口での電子掲示板	9	1.2
28	エレベーターの外扉	9	1.2
29	電車・バス停のネーミングライツ	7	0.9
30	図書館貸し出し手紙袋	7	0.9
31	AEDボックスの壁面	6	0.8
32	職員のパソコンのディスプレイ画面	5	0.7
33	母子健康手帳	5	0.7
34	学校給食献立表	5	0.7
35	無形 (その他)	4	0.5
36	ネーミングライツ (その他)	4	0.5
37	トイレレットペーパー	0	0.0
38	無回答	2	
	非該当	294	
	全体	1062	100.0

Q 7. 広告事業を実施するうえで、広告主に好評な媒体、応募数や収入額を増やす工夫、トラブルが発生した事例、苦慮している点などがあれば、記入してください。

[<< 156～158頁に掲載 >>](#)

アンケート調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

V 「知的財産の活用」アンケート調査票と集計結果

Q 4. 知的財産を活用することにより収益をあげる取組みについて、下表に**収入額の多いものから順に最大10件まで**記入してください。 <<202頁からの事例集に掲載>>

＜1件目の取組み＞

名称 A <例>△△システム、○○くん等	⇒	選択肢 (番号) [1]～[3] から選択	[3]その他 の内容 (具体的に 記入⇒)	年度
知的財産の 種類 B [1] 著作権 [2] 商標権 [3] その他	⇒	選択肢 (番号) [1]～[4] から選択	[4]その他 の内容 (具体的に 記入⇒)	円
利用者の 知的財産の 活用形態 C [1] 使用許可 [2] 利用者との直接の契約 [3] 管理者への管理委託 [4] その他	⇒			円
D 初めて収益を計上した年度 <例>平成21年度	⇒			円
E 過去3年間の 収益額	⇒			円
F 事業の概要 (商品開発の経緯、財産の管理方法、販路開拓の手 法等)	⇒			
G 本事業を実施する際の問題点や課題、 その克服方法や工夫について	⇒			
H 今後の事業展開 (収益を更に向上させる取組み、システムの充実 等)	⇒			

アンケート調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

「知的財産の活用」の取組みに関するアンケート
平成21年10月1日時点の状況や考え方についてご記入ください。

本アンケート調査における「知的財産」とは、自治体に著作権や商標権等の知的財産権を帰属させることのできるキャラクター、写真、曲、発行物、入力システム、会計システム、文書管理システム、職務発明システムその他の電子行政に関するシステムなど知的財産法第2条第1項に規定する知的財産を示します。ただし、書籍については、今回の調査からは除外します。

Q 1. 現在、貴自治体の財産に係る管理簿に無体財産（地方自治法第238条第1項第5号に掲げるものをいう。）としてどのような知的財産を登録していますか。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	キャラクター名	74	18.4
2	写真、映像	43	10.7
3	歌、曲	46	11.4
4	入力システム、会計システムその他電子行政に関するシステム	32	7.9
5	その他	104	25.8
6	一元的な管理簿はなく、各所管ごとに管理していない	210	52.1
	無回答	523	
	全体	926	100.0

Q 2. 知的財産を活用することにより収益をあげる取組みを実施していますか。あてはまるものを1つ選択し、その番号を記入してください。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	実施している	61	6.7
2	実施していない	815	89.0
3	検討中である	40	4.4
	無回答	10	
	全体	926	100.0

⇒ 上記で[3]と回答した場合は、調査は終了です。これ以降の質問をご記入いただく必要はありません。ご協力ありがとうございました。

Q 3. 知的財産を活用することにより収益をあげる取組みを実施しない（できない）理由は何ですか。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	新しい取組みを実施する人員的な余裕がない	386	50.5
2	知的財産の管理・活用に精通した人材が不足している	499	65.2
3	知的財産の把握及び登録をしていない	580	75.8
4	取組みの具体的な方法が分からず	472	61.7
5	これまで無償で提供してきた	361	47.2
6	収益が見込めない	307	40.1
7	公益性を損なうと考えられる	207	27.1
8	その他	48	6.3
	無回答	50	
	非該当	111	
	全体	926	100.0

研究会名簿

平成 21 年度 自治体マネジメント研究会 名簿

委員長	佐々木信夫	中央大学大学院経済学研究科教授
委員	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	大杉 寛	首都大学東京大学院社会科学研究所教授
	佐々田賢一	横浜市共創推進事業本部共創推進課担当課長
	足立 典生	龍ヶ崎市企画財務部財政課主査兼管財係長
	中島 次男	財団法人地方自治研究機構事務局長兼法制執務部長
	事務局	藤田 萬豊
村上 敬		財団法人地方自治研究機構調査研究室長
金城 雄一		財団法人地方自治研究機構主任研究員
佐々木一彰		財団法人地方自治研究機構主任研究員
平林 正子		財団法人地方自治研究機構研究員
宮崎 大		財団法人地方自治研究機構研究員
濱野 貴裕		財団法人地方自治研究機構研究員
内山 雅雄		財団法人地方自治研究機構研究員
緒方 優紀		財団法人地方自治研究機構研究員
小野瀬孝之		財団法人地方自治研究機構研究員

(平成 22 年 3 月現在)

発行 平成22年3月

財団法人 地方自治研究機構

〒102-0082

東京都千代田区一番町25番地

全国町村議員会館3階

電話 03(3237)1411(代)

FAX 03(3237)1418

本報告書を引用する際には、出典を明らかにし、転載された
刊行物、公表資料などを、当機構までお送りください。

